

横浜市子ども・子育て支援事業計画
の構成及び議案部分について

市第 170 号議案説明資料
平成 27 年 2 月 13 日
こども青少年・教育委員会

◆「横浜市議会基本条例」における議決対象となる計画の考え方

「市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針等の策定のうち特に重要なもの」
⇒「横浜市子ども・子育て支援事業計画」は、本市の子ども・子育て支援施策の基本計画であるため、平成 26 年 9 月の常任委員会での決定に基づき、議決の対象となります。

<p>議決範囲となる内容</p>	<p>【計画の基本的な方向性を記載した内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 計画の趣旨・位置づけや計画期間、対象等…第 1 章 2 本市の子ども・青少年や子育て家庭を取り巻く状況と課題（「かがやけ横浜こども青少年プラン後期計画」の振り返りに関する内容を除く）…第 2 章 3 本市が目指すべき姿と基本的な視点…第 3 章 4 施策体系、各施策の現状と課題、目標・方向性（下記「議決範囲外となる内容」の 1 に関する内容を除く）…第 4 章 5 計画の推進体制…第 6 章 <p>⇒上記 1～5 は、今後 5 年間の本市における子ども・子育て支援施策の基本となる考え方を示しており、市として共通認識を持って推進する内容であるため、議決の範囲となります。</p>
<p>議決範囲外となる内容</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 各施策の目標・方向性のうち、「指標」及び、「主な事業・取組」…第 4 章の一部 2 保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する 5 年間の量の見込み・確保方策…第 5 章 3 その他（各種データ、図・表、コラム、事業・用語解説、個別事業、参考資料等）

計画の構成



「横浜市子ども・子育て支援事業計画」原案 概要

市第170号議案説明資料
平成27年2月13日
子ども青少年・教育委員会

…議決範囲

第1章 横浜市子ども・子育て支援事業計画について

(1) 計画の趣旨・位置付け

- 新制度では、各市町村が様々な子ども・子育て家庭の状況や各事業の利用状況・利用希望を把握し、5年を1期とする子ども・子育て支援事業計画を策定するとともに、計画に基づき事業を実施します。
- 本市では、26年度末で計画期間が終了する「かがやけ横浜子ども青少年プラン後期計画」(横浜市次世代育成支援行動計画)を継承し、子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく計画に位置付け、幅広く本市の子ども・青少年にかかる施策を推進します。

(2) 計画の期間

平成27年度から平成31年度までの5年間

(3) 計画の対象

生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、おおむね20歳までの子ども・青少年とその家庭とします。ただし、若者の自立支援については39歳までを対象にするなど、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせ、柔軟な対応を行います。

(4) 本市における他計画との関係

- 子ども・青少年施策に関連する本市の各分野の計画と連携・整合を図るとともに、今後策定される予定の計画についても、可能な限り整合を図ります。
- 計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に施策を展開します。

第2章 本市の子ども・青少年や子育て家庭を取り巻く状況と課題

(1) 家庭、地域及び社会の状況

ア 依然として続く少子化

- 出生率は微増傾向にありますが、依然として少子化が進展しています。(25年:全国1.43、本市1.31)

イ 家族の状況の変化

- 子どもの数の減少、三世同居の減少、ひとり親家庭の増加などにより、家族の規模が縮小しています。

ウ 多様化する就業スタイルと依然として進まない仕事と生活の両立

- 女性の育児休業取得率は83.0%(平成25年度)で制度の着実な定着が図られつつあるものの、依然として、第1子出産を機に離職する女性の割合は高い状況です。
- 家族類型や就業スタイル等が多様化しており、働く・働かないにかかわらず、いずれの選択も尊重し、支援していくことが大切です。
- 未就学児のいる家庭における就労中の父親の帰宅時間は、約65%が20時以降となっており、その結果、平日に父親が子どもと一緒に過ごす時間は、「ゼロから1時間まで」が4割以上と、父親に子どもと過ごしたいという希望があっても、それが叶わない労働環境が多いという現状があります。

エ 地域のつながりの希薄化

- 依然として、地域で過ごしたり、積極的に近所付き合いをしたりする人が少ない状況です。

オ 地域力の創出・向上

- 地域のつながりの希薄化が言われる一方で、市民の地域や社会活動への参加意向は比較的高い状況です。

カ 情報化社会の進展

- 情報化社会の進展が教育をはじめとする様々な分野で一層生かされる一方で、親子が触れ合う時間の減少や、子どもたちの生活・行動等への影響が懸念されています。

(2) 厳しさを増す子ども・青少年の養育環境

ア 母親にかかる子育ての負担

- 共働きの家庭が増えている中でも、依然として子育てや家事は母親に負担がかかっている状況です。

イ 子ども・青少年の不登校、ひきこもり、無業状態及び貧困率の上昇

- ひきこもりの青少年が少なくとも約8,000人、無業状態の青少年が少なくとも約57,000人と推計されています。
- 子どもの貧困率は上昇しており、子ども・青少年の育ちに関する影響が懸念されるとともに、就学・進学、就職の際に困難な状況に陥る可能性が増大しています。

第3章 本市の目指すべき姿と基本的な視点

(1) 目指すべき姿

未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」

- ◆ 子ども・青少年は、未来を創る力である
- ◆ 子ども・青少年の持つ力を、大人が関わりを通して最大限引き出す
- ◆ 育ちの連続性を大切に、乳幼児期から青少年期に至る成長を長い目でとらえていく
- ◆ 「子ども・青少年にとって」の視点を全ての市民が共有し、地域で子ども・青少年を育てる

(2) 計画推進のための基本的な視点

「子ども・青少年にとって」の視点での支援

全ての子ども・青少年の支援

それぞれの成長段階に応じ、育ちの連続性を大切にする一貫した支援

子どもの内在する力を引き出す支援

家庭の子育て力を高めるための支援

様々な担い手による社会全体での支援
～自助・共助・公助～

第4章 施策体系と事業・取組

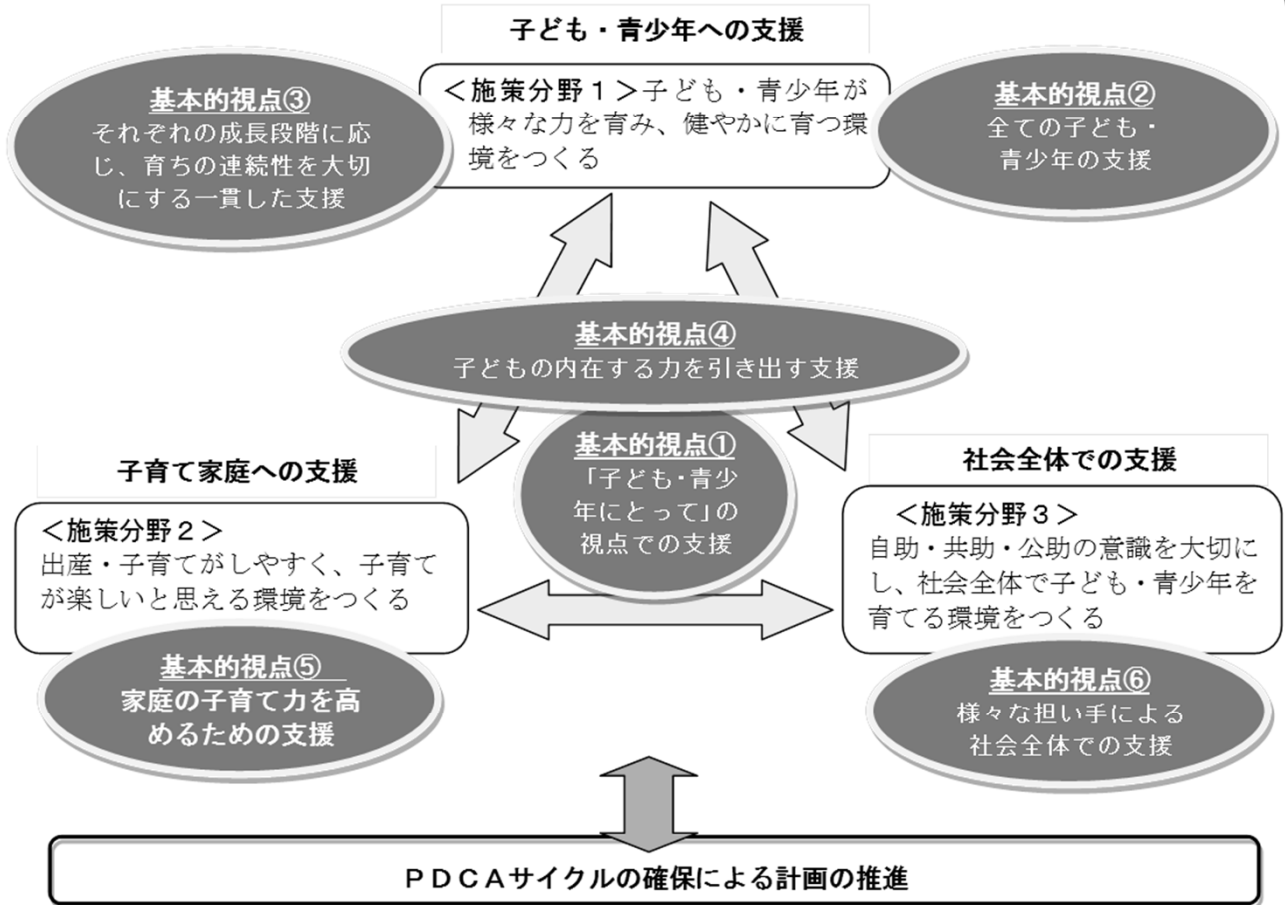
目指すべき姿、基本的な視点を踏まえ、子ども・青少年への支援、子育て家庭への支援、社会全体での支援を進めるため、3つの施策分野と9つの基本施策により、計画を推進します。

目指すべき姿

未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」

- 子ども・青少年は、未来を創る力である
- 子ども・青少年の持つ力を、大人が関わりを通して最大限引き出す
- 育ちの連続性を大切にし、乳幼児期から青少年期に至る成長を長い目でとらえていく
- 「子ども・青少年にとって」の視点を全ての市民が共有し、地域で子ども・青少年を育てる

基本的視点と施策分野・基本施策



施策分野 1	基本施策①	乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援
	基本施策②	学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進
	基本施策③	障害児への支援
	基本施策④	若者の自立支援の充実
施策分野 2	基本施策⑤	生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実
	基本施策⑥	地域における子育て支援の充実
	基本施策⑦	ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力（DV）への対応と未然防止
施策分野 3	基本施策⑧	児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実
	基本施策⑨	ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にすまちづくりの推進

【施策分野1】子ども・青少年が様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる

基本施策① 未就学期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

現状と課題

- 働く女性が増え、保育ニーズは増加しています。また幼稚園での長時間保育の利用も増えています。
- 保育所、幼稚園、認定こども園等から小学校への円滑な接続を図っていく必要があります。
- 保育・教育の質の維持・向上が求められています。
- 特別な支援を必要とする子どもへの保育・教育環境の確保ときめ細かな支援が必要です。
- 小学校入学を機に仕事と育児の両立が困難になる、いわゆる「小1の壁」への対応が必要です。

施策の目標・方向性

- ◆質の高い乳幼児期の保育・教育基盤を確保します。
- ◆多様な「保育・教育」ニーズへの対応と充実を図ります。
- ◆放課後の居場所を充実させます。
- ◆人材の確保、定着、育成及び質の維持・向上を進めます。

主な指標	直近の現状値	目標値(31年度末)
保育所待機児童数	20人 (26年4月)	0人 (32年4月)
放課後19時までの居場所づくり ①放課後キッズクラブの整備率 ②必要な分割・移転を終えた放課後児童クラブの割合	①26.0% ②8.0% (25年度)	①100% (全校) ②100%

<主な事業・取組>

- ・保育・教育基盤整備事業
- ・保育コンシェルジュ事業
- ・保育・幼児教育研修及び研究事業
- ・保育所等での一時保育
- ・放課後児童育成事業

基本施策② 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

現状と課題

- 人とのつながりや支え合いの中で、子ども・青少年が自己肯定感を育んでいくことが難しくなっています。
- 不登校、ひきこもり、経済的困窮等、様々な困難に直面している子ども・青少年に対して、切れ目のない支援を行う必要があります。
- 自主性や自己選択力を育んでいけるよう、青少年育成のための活動の活発化と効果的な推進を図る必要があります。
- 子ども・青少年の育ちに関わる人々が子どもたちに適切な支援を行えるよう、人材を育成していく必要があります。
- これまで以上に、小中学生・高校生等が地域の様々な活動に参加する機会を増やすことで、子ども・青少年の育成とまち全体の活力向上につなげていくことが望まれます。

施策の目標・方向性

- ◆子ども・青少年が自らの生き方を考え、進路を選択する力が身に付けられる環境を整えます。
- ◆子ども・青少年を取り巻く課題に対し、育ちの連続性を視野に入れ、社会全体で早期発見、早期支援に取り組めます。
- ◆子ども・青少年が将来に夢や希望を持ち、困難を乗り越えていけるよう支援します。

指標	直近の現状値	目標値(31年度末)
青少年地域活動拠点の年間延べ利用人数	42,927人 (25年度)	142,200人
将来の夢や目標を持っている中学生の割合	71.8% (25年度)	75%以上

<主な事業・取組>

- ・青少年の地域活動拠点づくり事業
- ・青少年の自然・科学体験活動の推進
- ・プレイパーク支援事業
- ・寄り添い型学習等支援事業
- ・青少年育成に係る人材育成・活動推進
- ・発達の段階に応じた連続したキャリア教育の推進

基本施策③ 障害児への支援

現状と課題

- 軽度の知的障害児や知的な遅れのない発達障害児の増加が顕著になっています。
- 地域療育センターの新規利用児が増加しています。
- 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校が連携し、切れ目のない支援を行うことが重要です。
- 本市の小中学校の在籍児童数は減少傾向にありますが、個別支援学級や特別支援学校の在籍者数は増えています。また、自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害(ADHD)など、発達障害に関する教育相談件数も増えています。
- 障害のある子どもが暮らす地域においても、その一員として育つことができるよう障害への理解を図り、子どもが安心して成長できる環境をつくっていくことが大切です。



施策の目標・方向性

- ◆地域療育センターを中心とした支援を充実します。
- ◆療育と教育の連携による切れ目のない支援を進めます。
- ◆学齢障害児に対する支援を充実します。
- ◆障害児施設の整備と在宅支援機能の強化を進めます。
- ◆市民の障害への理解を促進するための取組を進めます。

指標	直近の現状値	目標値(31年度末)
地域療育センターの初診待機期間	3.5か月 (25年度)	2.8か月
児童発達支援事業利用者数 (地域療育センター含む)	145,110人 (25年度)	183,000人
放課後等デイサービス利用者数	92,522人 (25年度)	507,000人

<主な事業・取組>

- ・地域療育センター運営事業
- ・放課後等デイサービス事業所の拡充と質の向上
- ・学齢後期障害児支援事業の拡充
- ・幼保小連携による情報の共有化
- ・重症心身障害児施設、障害児入所施設の整備
- ・メディカルショートステイ事業の推進

基本施策④ 若者の自立支援の充実

現状と課題

- 若者のうち、ひきこもり状態が少なくとも約8,000人、無業状態が約57,000人と推計されています。支援につながっていない若者をどのように支援につなげていくかが課題です。
- 支援が必要な家庭で育つ小中学生等に対し、生活支援、学習支援等を実施することにより将来の進路選択の幅を広げ、自立した生活を送れるようにすることが必要です。
- 経済的困窮状態にあたり、福祉や医療に関する支援が必要であったりするなど、複合的な課題を抱える若者も多く存在します。一人ひとりの状況に配慮した相談体制を充実させていく必要があります。
- 社会的な支援を受けながら働きつづけることができる環境づくりが必要です。



施策の目標・方向性

- ◆若者自立支援機関による相談支援を充実します。
- ◆様々な社会資源の連携を図り、困難を抱える若者が自立に向けてステップアップできるような支援に取り組みます。
- ◆子ども一人ひとりが、家庭の状況にかかわらず、将来の自立に向けていきいきと学び、のびのびと成長していくための環境を整えます。
- ◆子ども・青少年を取り巻く課題に対し、社会全体で早期発見、早期支援に取り組みます。

指標	直近の現状値	目標値(31年度末)
若者自立支援機関の新規利用者数	2,085人 (25年度)	2,800人
若者自立支援機関の継続的支援により自立に改善がみられた人数	917人 (25年度)	1,500人

<主な事業・取組>

- ・青少年相談センター事業
- ・地域ユースプラザ事業
- ・若者サポートステーション事業
- ・生活困窮状態の若者に対する相談支援事業
- ・よこはま型若者自立塾

【施策分野2】出産・子育てがしやすく、子育てが楽しいと思える環境をつくる

基本施策⑤ 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

現状と課題

○結婚年齢の上昇に伴い、35歳以上の高年齢で妊娠・出産される方の増加傾向が続いています。

○初めての子どもが生まれる前に赤ちゃんの世話をしたことがない親が4人のうち3人を占めています。

○希望する妊娠・出産を実現できるよう、若い世代の男女に対する妊娠・出産に関する正確な情報が的確に提供される必要があります。

○産後うつ病の発症頻度に関する複数の報告では、産後うつ病の発症者は産婦の1割を超えるとされており、発症した場合は母親の健康状態だけでなく、育児や子どもの成長・発達に影響を与える可能性があるため、早期発見、早期支援が課題となっています。



施策の目標・方向性

- ◆妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発及び妊娠・出産に関する相談体制の整備を進めます。
- ◆安心・安全な妊娠・出産に向けた産科医療及び小児医療を充実させます。
- ◆親子が地域で孤立せずに安心して育児ができるよう支援します。
- ◆産前産後のケアを充実させます。
- ◆産後うつの早期発見、早期支援に取り組みます。

指標	直近の現状値	目標値(31年度末)
妊娠届出者に対する面接を行った割合	91.5% (25年度)	95.0%
第1子出生数に対する新生児訪問を行った割合	79.9% (25年度)	95.0%

<主な事業・取組>

- ・不妊不育相談・不妊治療費助成事業
- ・妊婦健康診査事業
- ・こんにちは赤ちゃん訪問事業
- ・産前産後ヘルパー派遣事業
- ・育児支援家庭訪問事業

基本施策⑥ 地域における子育て支援の充実

現状と課題

○本市調査では、妊娠中から現在まで、子育てについて不安を感じたり自信が持てなくなったりすることについて、「あった」と回答した人の割合は、「妊娠中」では56.5%、「出産後半年くらい」では74.6%、「現在」においても60.9%に及んでいます。

○子育てを楽しく、安心して行うために必要なサポートとして、地域における親子の居場所へのニーズが高い状況です。

○子育ての現状や子育て支援の必要性を理解できるように地域ぐるみで子育て家庭に寄り添う環境づくりが必要です。

○保護者の負担を減らし、ゆとりを持って子育てに向き合ってもらうことで、保護者が子育ての楽しさや喜びを感じることができ、子どもにとってもより良い育ちにつながるため、リフレッシュ等で一時的に子どもを預けることができる場の充実が求められています。



施策の目標・方向性

- ◆親子が共に様々な人との交流や豊かな体験ができる場・機会の充実を図ります。
- ◆子育てを温かく見守り、地域ぐるみで子育て家庭に寄り添う環境づくりを進めます。
- ◆一時的に子どもを預けることができる場の拡充を図るとともに、市民同士での預かり合いを推進します。
- ◆親子の個別ニーズに応じて、必要な施設・制度を円滑に利用できるよう支援します。

指標	直近の現状値	目標値(31年度末)
地域子育て支援の場の数(週3日以上開設のもの) ①地域子育て支援拠点 ②親と子のつどいの広場 ③保育所子育てひろば、幼稚園はまっ子広場	①18か所 ②50か所 ③52か所 (26年6月)	①23か所 ②70か所 ③74か所
子育て生活に満足感を感じている保護者の割合	83% (25年度)	88% (30年度)

<主な事業・取組>

- ・地域子育て支援拠点事業
- ・親と子のつどいの広場事業
- ・横浜子育てサポートシステム事業
- ・地域子育て支援拠点における利用者支援事業

基本施策⑦ ひとり親家庭の自立支援／配偶者からの暴力(DV)への対応と未然防止

現状と課題

○ひとり親のうち、母子家庭の約4割が年間総収入が300万円未満に留まっています。

○ひとり親家庭が置かれている状況は、就業形態のほか、子どもの年齢、疾病・障害、親の健康状態等によって様々な課題があります。

○配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数や、警察における暴力相談等の対応件数は増加しています。

○横浜市DV相談支援センターにおけるDVに関する専用電話の相談者の多くが女性となっています。



施策の目標・方向性

- ◆ひとり親家庭への総合的な自立支援を行います。
- ◆DV被害の防止に向けて、相談・支援、職員の専門的技術の向上及び体制の強化、関係機関との連携促進、啓発等に取り組めます。
- ◆DV被害者等の相談・支援及び自立支援を行います。
- ◆女性緊急一時保護の受入先を確保するとともに、母子生活支援施設において居住場所を提供します。

指標	直近の現状値	目標値(31年度末)
ひとり親家庭の就労者数	314人 (25年度)	1,900人 (6か年累計)
ひとり親家庭自立支援事業利用者数	4,627人 (25年度)	5,300人

<主な事業・取組>

- ・ひとり親家庭等自立支援事業
- ・女性相談保護事業
- ・女性緊急一時保護施設補助事業
- ・母子生活支援施設緊急一時保護事業

【施策分野3】自助・共助・公助の意識を大切にし、社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる

基本施策⑧ 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

現状と課題

○児童相談所への児童虐待相談・通告受理件数及び新たに把握した児童虐待件数は過去最多となっています。

○児童虐待による死亡事例や重篤事例が発生しており、虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応が求められています。

○「横浜市子供を虐待から守る条例」の制定により、地域や関係機関と連携した児童虐待防止対策のさらなる強化が求められています。

○養育に課題をかかえる家庭が増加し、深刻で複雑な事例も増えているにもかかわらず、支援メニューは相談とホームヘルプのみで、在宅生活を支えるサービスが不十分な状況です。

○児童養護施設の退所後に家族による支援が得られず、経済的な困難や精神的な不安、社会的な孤立をもたらし、様々な問題に発展してしまうことが少なくありません。



施策の目標・方向性

- ◆児童虐待対策を総合的に進めます。
- ◆児童養護施設等の整備、養育環境の充実、老朽化等に対応します。
- ◆里親等による養育支援を進めます。
- ◆横浜型児童家庭支援センターの設置を推進します。
- ◆施設退所に向けた自立支援・アフターケアの強化を図ります。

主な指標	直近の現状値	目標値(31年度末)
虐待死の根絶	1件/年 (25年度)	0件
児童養護施設の入所待ち児童数	198人 (25年度)	0人

<主な事業・取組>

- ・児童虐待防止啓発地域連携事業
- ・児童相談所等の相談・支援体制の充実
- ・里親推進事業
- ・子育て短期支援事業
- ・養育支援家庭訪問事業
- ・施設等退所後児童のためのアフターケア事業

基本施策⑨ ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にするまちづくりの推進

現状と課題

○夫婦共働き世帯の増加や、子育て世帯の男性の長時間労働の傾向が続いています。

○企業にとっては、両立支援やワーク・ライフ・バランスの推進が企業の成長や業績に及ぼす成果を感じにくいいため、取組への動機付けが難しい状況です。

○子育ての喜びを社会で共有し、子育てを見守る側も、子どもを育てる側も、全ての人がそうした温かい環境をつくりながら、社会全体で子どもを大切にする機運を醸成していくことが必要です。

○公共施設や公共交通機関等の物理面のバリアフリー化を進めるとともに、子どもや子育てに対する社会的な意識改革、周囲の人の理解などソフト面でのバリアフリー化を進め、子育て家庭が安心して子育てできるまちづくりを推進することが求められています。



施策の目標・方向性

- ◆ワーク・ライフ・バランスと多様な働き方ができる環境づくりを推進します。
- ◆子どもを大切にする社会的な機運を醸成します。
- ◆安全・安心のまちづくりを進めます。

指標	直近の現状値	目標値(31年度末)
ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業の割合	28.1% (25年度)	40%

<主な事業・取組>

- ・企業の認定制度「よこはまグッドバランス賞」
- ・企業内の取組への支援
- ・共に子育てをするための家事・育児支援
- ・祖父母世代に向けた孫育て支援
- ・学生・未婚者に向けた啓発・情報提供
- ・子どもの事故予防啓発事業
- ・地域子育て応援マンションの認定
- ・地域防犯活動支援事業
- ・交通安全教育の推進(幼児交通安全教育指導)

第5章 保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する5年間の量の見込み、確保方策

○子ども・子育て支援法に基づく事業計画においては、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の量の見込み(利用に関するニーズ量)、確保方策(量の見込みに対応する整備量と実施時期)を定める必要があります。

○作成にあたっては、昨年度実施した「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」を活用するとともに、地域のニーズにきめ細かく対応するため、本市では区単位で5年間の計画を記載します。

【保育・教育の量の見込み、確保方策】(全市)

単位:人

	認定区分			
	3号		2号	1号
	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳
27年度の量の見込み	6,029	21,058	37,019	52,813

<31年度>

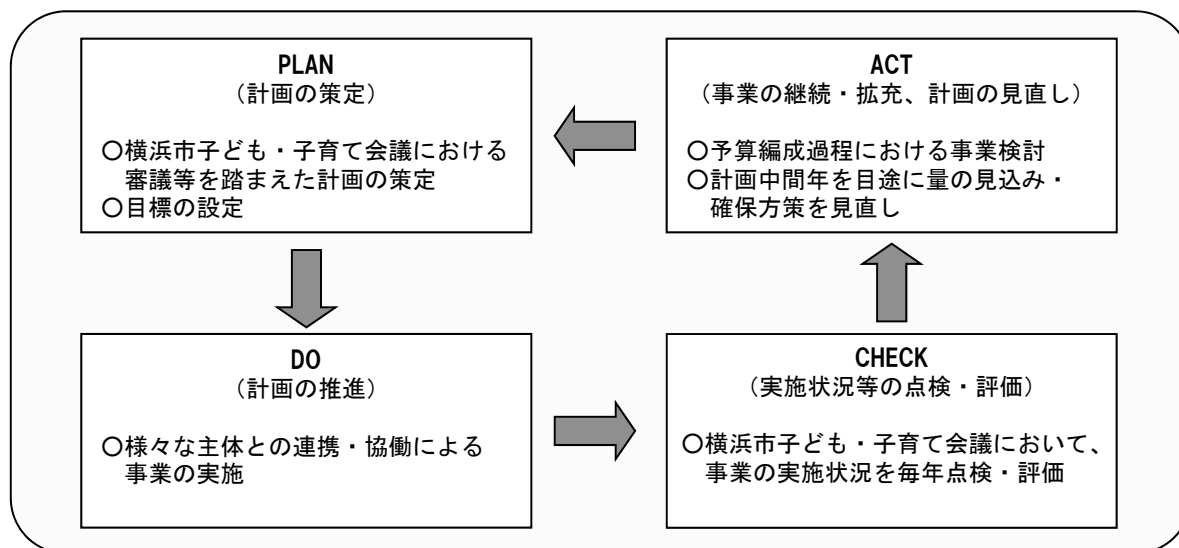
量の見込み		6,551	23,456	39,979	48,797
確保方策	認定こども園・保育所・幼稚園	5,891	20,377	39,848	40,821
	確認を受けない幼稚園	—	—	—	7,976
	地域型保育・横浜保育室	660	3,079	131	—
	計	6,551	23,456	39,979	48,797

【地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策】(全市)

事業名		指標(単位)	27年度 (量の見込み)	31年度 (量の見込み・確保方策)
妊婦健康診査事業		延べ受診回数(年間) (回/年)	376,340	363,852
こんにちは赤ちゃん訪問事業		訪問件数(件) (訪問率(%))	25,229 (87.4)	24,100 (91.5)
子育て短期支援事業	ショートステイ	延べ利用者数(年間) (人/年)	189	287
	トワイライトステイ	延べ利用者数(年間) (人/年)	3,642	5,526
母子生活支援施設緊急一時保護事業		延べ利用世帯数(年間) (世帯/年)	72	82
育児支援家庭訪問事業	家庭訪問	延べ実施回数(年間) (回/年)	4,527	6,614
	ヘルパー	延べ実施回数(年間) (回/年)	1,713	2,500
養育支援家庭訪問事業	家庭訪問	延べ実施回数(年間) (回/年)	3,313	4,837
	ヘルパー	延べ実施回数(年間) (回/年)	5,432	7,932
要保護児童対策地域協議会(児童虐待防止啓発地域連携事業の一部)		個別ケース検討会議件数(年間) (件/年)	951	1,380
病児保育事業		実施箇所数 (か所)	27	27
保育コンシェルジュ事業		実施箇所数 (か所)	18	18
地域子育て支援拠点における利用者支援		実施箇所数 (か所)	23	23
時間延長サービス(夕延長)		利用者数 (人/月)	11,402	21,278
放課後キッズクラブ(一部)、放課後児童クラブ	低学年	利用者数 (人)	16,902	17,129
	高学年		5,657	7,334
地域子育て支援拠点、親と子のつどいの広場、保育所子育てひろば等		延べ利用者数(月間) (人/月)	57,045	70,784
幼稚園預かり保育	1号認定利用	延べ利用者数(年間) (人/年)	554,519	582,178
	2号認定利用		555,575	697,435
保育所(一時保育)		延べ利用者数(年間) (人/年)	365,351	380,529
横浜保育室(一時保育)				87,840
乳幼児一時預かり				5,376
親と子のつどいの広場での一時預かり				57,953
横浜子育てサポートシステム				3,504
24時間緊急一時保育				4,157
休日保育(一時保育)				

第6章 計画の推進体制(PDCAサイクルの確保)

- 様々な子ども・子育て支援施策を着実に推進していくために、計画の推進体制を構築し、PDCAサイクルを確保する必要があります。
- 計画策定後も、計画の実施状況や評価については、子ども・子育て会議で審議を行うとともに、市民、関係者の皆様と幅広く意見交換をしながら計画を推進します。



【参考】パブリックコメントの実施結果

1 実施概要

- (1) 実施期間
平成26年11月8日から12月8日まで
- (2) 周知方法
- ア 素案冊子（約800部）及び概要版リーフレット（約30,000部）の配布
市役所、区役所、各区社会福祉協議会、保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点、青少年活動拠点、地域ケアプラザ、区民活動支援センター、市立図書館等において配布、閲覧に供しました。
- イ 関係団体への個別説明
町内会連合会、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、私立保育園園長会、幼稚園協会、地域子育て支援拠点、小学校・中学校長会、PTA連絡協議会等へ、素案及びパブリックコメントの実施について説明を行いました。
- ウ 「子ども・子育て支援新制度フォーラム」の開催（11/8(土)）
パブリックコメントのスタートにあわせて、本市の子ども・青少年施策や計画素案へのご意見をいただく機会として、「子ども・子育て支援新制度フォーラム」を開催し、新制度や子ども・子育て支援に関する基調講演、パネルディスカッションを行いました。
（参加者196名）
- エ 市ホームページ及び広報よこはま（11月号）への掲載等

2 意見募集結果

○市民の皆様から、276通、2,401件のご意見が寄せられました。
※SNSを活用したアンケート調査等により1,562人の市民の皆様からのご意見を取りまとめたご提出いただいたグループがあり、1通、1,562件として集計しています。

(1) 提出方法

提出方法	通数
郵送	112
FAX	38
Eメール	119
会議等	7
計	276

(2) 年齢層別・男女別の意見数

年齢層	意見数		男女別	
			男性	女性
19歳以下	110	4.6%	40	70
20歳代	353	14.7%	8	345
30歳代	871	36.3%	43	828
40歳代	318	13.2%	44	274
50歳代	162	6.7%	15	147
60歳以上	78	3.2%	11	67
不明	509	21.2%	—	—
計	2,401	100.0%	161	1,731

(3) 施策体系別意見数

施策体系等		意見数	
計画全般		243	10.1%
横浜市の目指すべき姿と基本的な視点		8	0.3%
施策体系と事業・取組	基本施策① 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援	639	26.6%
	基本施策② 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進	130	5.4%
	基本施策③ 障害児への支援	64	2.7%
	基本施策④ 若者の自立支援の充実	21	0.9%
	基本施策⑤ 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実	306	12.7%
	基本施策⑥ 地域における子育て支援の充実	297	12.4%
	基本施策⑦ ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力(DV)への対応と未然防止	22	0.9%
	基本施策⑧ 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実	40	1.7%
	基本施策⑨ ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にすまらづくりの推進	346	14.4%
保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み、確保方策		14	0.6%
計画の推進体制		4	0.2%
その他		267	11.1%
合計		2,401	100%

(4) ご意見への対応状況

施策体系等	意見数	
	ご意見を反映し、素案を修正したもの	80
素案と同趣旨及び賛同いただいたもの	490	20.4%
計画推進の参考とさせていただくもの	1,576	65.6%
その他(計画との関係が見られないもの)	255	10.6%
合計	2,401	100%



横浜市子ども・子育て支援事業計画

～子ども、みんなが主役！ よこはま わくわくプラン～

原案

横浜市

～ 目 次 ～

第1章 横浜市子ども・子育て支援事業計画について	
（1）計画の趣旨・位置付け	1
（2）計画の期間	2
（3）計画の対象	2
（4）本市における他計画との関係	3
第2章 本市の子ども・青少年や子育て家庭を取り巻く状況と課題	
（1）家庭、地域及び社会の状況	6
（2）厳しさを増す子ども・青少年の養育環境	20
（3）横浜市次世代育成支援行動計画「かがやけ横浜こども青少年プラン後期計画」の振り返り	27
第3章 本市の目指すべき姿と基本的な視点	
（1）目指すべき姿	31
（2）計画推進のための基本的な視点	32
第4章 施策体系と事業・取組	
（1）施策分野・基本施策とその関係性	34
（2）各施策における現状と課題及び今後の方向性	
施策分野1 子ども・青少年が様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる《子ども・青少年への支援》	
基本施策① 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援	36
基本施策② 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進	53
基本施策③ 障害児への支援	60
基本施策④ 若者の自立支援の充実	70
施策分野2 出産・子育てがしやすく、子育てが楽しいと思える環境をつくる《子育て家庭への支援》	
基本施策⑤ 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実	76
基本施策⑥ 地域における子育て支援の充実	83
基本施策⑦ ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力（DV）への対応と未然防止	91
施策分野3 自助・共助・公助の意識を大切にし、社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる 《社会全体での支援》	
基本施策⑧ 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実	100
基本施策⑨ ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にすまちづくりの推進	110
第5章 保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する5年間の量の見込み、確保方策	
（1）保育・教育に関する施設・事業	120
（2）地域子ども・子育て支援事業	126
第6章 計画の推進体制（PDCAサイクルの確保）	
（1）子ども・子育て会議での審議と実施状況の公表	153
（2）様々な主体による計画の推進	154
参考資料	155

コラム一覧

章	コラム題名	ページ
第2章	「渋沢地区元気づくり協議会」の取組 子育てサロン「はぐはぐ」など	16
	地域における幼・保・小連携の取組	16
	「福祉教育」で育む地域社会とのつながり	17
	メディア機器の利用にルールを！	18
	外国籍・外国につながる児童生徒に向けた学習支援（中区・南区）	19
第4章 【基本施策①】	保護者の一日保育士体験	41
	公共建築物における木材の利用を促進します！！	43
	よこはまECO保育所ってご存じですか？	43
	保育教諭とは…	47
	放課後キッズクラブと放課後児童クラブ、どう違うの？	48
第4章 【基本施策②】	学齢期の子どもたちの心配事って、誰に相談したらいいの？どこに行ったらいいの？	56
	青少年健全育成活動の推進役～青少年指導員について～	59
第4章 【基本施策④】	ユースサポーター訪問事業について	73
第4章 【基本施策⑧】	「横浜市子供を虐待から守る条例」が制定されました！	103
	児童養護施設の若者の夢を支援するプログラム「カナエール」	106
第4章 【基本施策⑨】	ベビーカー利用の安全性・快適性の向上に向けて～国土交通省「公共交通機関等におけるベビーカー利用に関する協議会」～	112
	よこはまグッドバランス賞～働きやすく子育てしやすい中小事業所～	116

第1章 横浜市子ども・子育て支援事業計画について

(1) 計画の趣旨・位置付け

乳幼児期の保育・教育、地域の子ども・子育て支援を総合的に進める新しい仕組みとして、平成24年8月にいわゆる「子ども・子育て関連3法」が成立し、これらの法律に基づき、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」といいます。）が施行されます。

新制度では、各市町村が様々な子ども・子育て家庭の状況や各事業の利用状況・利用希望を把握し、5年を1期とする子ども・子育て支援事業計画を策定するとともに、計画に基づき事業を実施することになります。

また、これまで、本市では、次世代育成支援対策推進法に基づき策定している「かがやけ横浜子ども青少年プラン後期計画」により子ども・青少年施策を進めてきました。そこで、本計画については、「かがやけ横浜子ども青少年プラン後期計画」を継承し、子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく計画として位置付けることにより、幅広く本市の子ども・青少年のための施策を推進していきます。

<本計画への記載事項>

○各年度の保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策（提供区域、提供体制の確保内容及び実施時期）、認定こども園の推進等

○子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援（児童虐待防止対策の充実、社会的養護体制の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児施策の充実等）

○労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携（ワーク・ライフ・バランスの推進）

「子ども・子育て支援法」に基づく事項

- 地域における子育ての支援
- 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
- 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- 子育てを支援する生活環境の整備
- 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進
- 子どもの安全の確保

「次世代育成支援対策推進法」に基づく事項

<本計画の根拠となる法の基本理念>

◆子ども・子育て支援法

第2条（基本理念）

子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行わなければならない。

◆次世代育成支援対策推進法

第3条（基本理念）

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行わなければならない。

(2) 計画の期間

平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

(3) 計画の対象

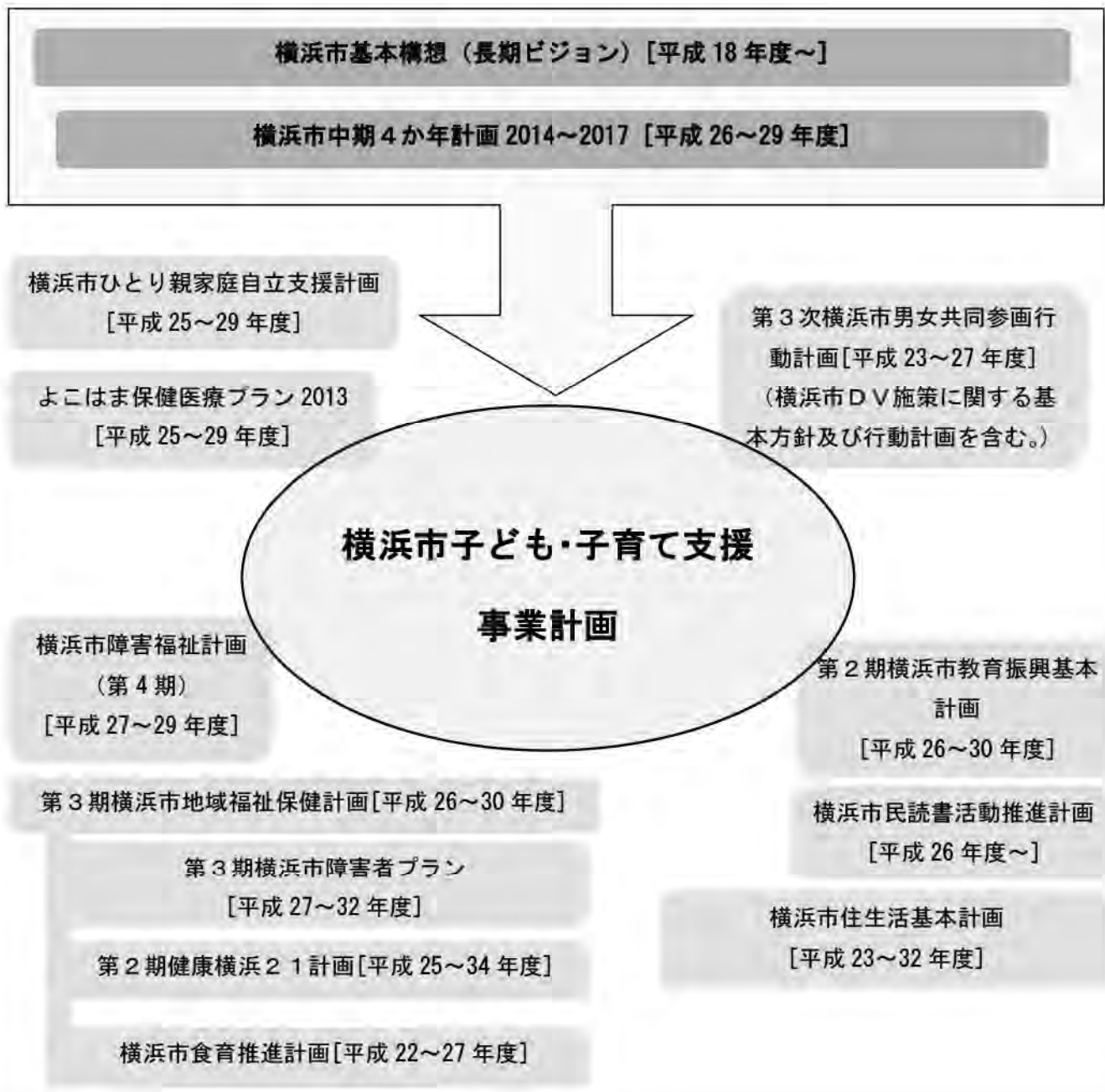
生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、おおむね20歳までの子ども・青少年とその家庭とします。ただし、若者の自立支援については39歳までを対象にするなど、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせ、柔軟な対応を行うこととします。

(4) 本市における他計画との関係

子ども・青少年施策に関連する本市の各分野の計画と連携・整合を図るとともに、今後策定される予定の計画についても可能な限り整合を図りながら、計画を策定します。

また、計画の推進に当たっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に施策を展開します。

◆関連するビジョン・計画



◆子ども・子育て支援新制度について

(1) 概要

「子ども・子育て」分野は、社会保障と税の一体改革において、年金・医療・介護とともに社会保障分野の1つに位置付けられました。そして、平成24年8月には、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、子ども・子育て関連3法(※)が成立しました。

これらの法律に基づき、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が施行されます。新制度は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、乳幼児期の保育・教育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目指した制度です。

※子ども・子育て関連3法って？

①子ども・子育て支援法

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(施設型給付)及び小規模保育等への給付(地域型保育給付)の創設、地域の子ども・子育て支援の充実のために必要な事項を定めるもの。

②認定こども園法の一部を改正する法律

乳幼児期の保育・教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、認定こどもの充実を図るとともに、幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監督等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的な位置付けを付与し、その設置及び運営その他必要な事項を定めるもの。

③関係法律の整備等に関する法律

子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部を改正する法律の施行に伴い、児童福祉法など55の関係法律について規定を整備するもの。

(2) 現行制度からの主な変更点

ア 市町村が制度の実施主体

- ・現行では、制度によって都道府県と市町村とに分かれている実施主体について、新制度では市町村に一本化されます。
- ・市町村は、子ども・子育て支援の実施主体として、市民の子ども・子育て支援に関する利用状況と利用希望を把握した上で事業計画を作成し、乳幼児期の保育・教育、地域の子ども・子育て支援を計画的に提供する責務を負うことになります。

イ 消費税率引上げに伴う財源確保

社会保障・税一体改革において、「子ども・子育て」は社会保障分野の一つに位置付けられ、消費税率引上げ(5%→10%)に伴う増収分のうち、約7,000億円が新制度の財源に充てられます。

ウ 乳幼児期の保育・教育を「個人への給付」として保障

3歳以上の全ての子どもへの教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、個人の権利として保障する観点から、認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等を通じた個人への給付制度が導入され、いずれの施設を利用した場合でも共通の仕組みで公費対象となります。

エ 「地域子ども・子育て支援事業」の法定化

地域子育て支援拠点や放課後児童健全育成事業など様々な事業(13事業)が「地域子ども・子育て支援事業」として法定化され、各市町村が地域の実情に応じて実施することになります。

◆新制度における「子ども・子育て支援の意義」について

子ども・子育て支援法において、「内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。」とされています。

この基本指針の中で、子ども・子育て支援の意義については、次のように示されています。

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- 障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、依然として多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化。
- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。
- 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。
- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

本市においても、基本指針における意義を踏まえながら、本計画を策定し、子ども・青少年や子育て家庭のための施策を展開していきます。

第2章 本市の子ども・青少年や子育て家庭を取り巻く状況と課題

(1) 家庭、地域及び社会の状況

ア 依然として続く少子化

本市の合計特殊出生率はここ数年微増傾向にあるものの、平成22年まで32,000人前後で推移してきた出生数は、平成23年、24年、25年では31,000人を下回っています。また、15歳未満の年少人口割合も低下し続けており、依然として少子化の状況は変わっていません。

少子化の要因としては、結婚に関する動向（未婚化、非婚化及び晩婚化）、出産年齢の変化（晩産化）、夫婦の出生力の低下等が指摘されています。少子化の問題は、結婚、妊娠、出産など個人の考え方や価値観に関わる問題であり、個人の自由な選択が優先されることは言うまでもありません。しかしながら、少子化は、生産年齢人口の減少により経済成長率を低下させるとともに、高齢化の進展とあいまって、年金・医療・福祉等の社会保障の分野において現役世代の負担を増大させるなど、将来の我が国の社会経済の根幹を揺るがしかねない深刻な課題であることも事実です。

少子化対策を考えるとき、個人の自由な選択が保障されない、言い換えれば、結婚、妊娠及び出産に対する個人の希望がかなえられない障壁があることに目を向けなくてはなりません。「第14回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）（夫婦調査）」（国立社会保障・人口問題研究所、平成22年）によると、いずれは結婚しようとする未婚者の割合は9割弱という高い水準にあり、また、「子ども数の希望」も依然として2人を超えています。

国の「少子化危機突破のための緊急対策」（平成25年6月7日少子化社会対策会議決定）にあるように、結婚、妊娠及び出産に対する国民の希望をかなえる観点から、従来から言われてきた「子育て支援」、「働き方改革」に加え、若者の社会的、経済的自立支援を含む「結婚・妊娠・出産支援」にも力点を置いた総合的な対策に国や地方自治体をはじめ、社会全体で取り組んでいくことが必要です。

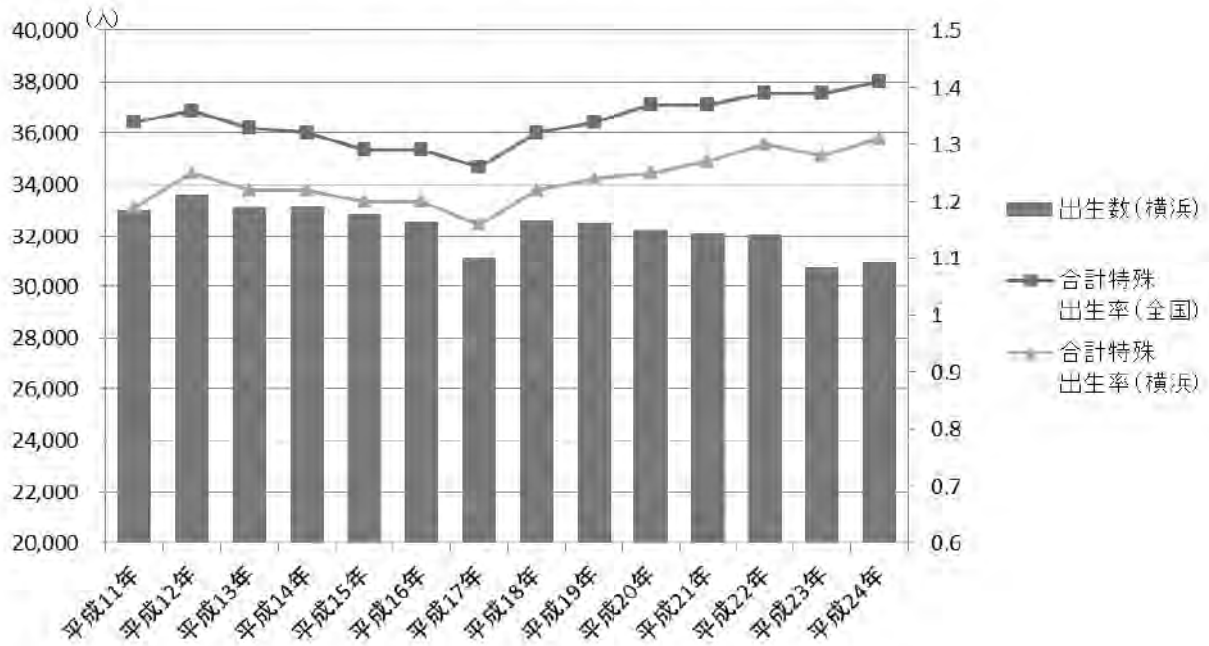
少子化の課題という点では、「子どもの社会性が育まれにくい」など、子ども自身に対する影響も看過できません。

少子化が進行する現在では、地域での異年齢集団が形成されにくくなっています。一昔前の子どもたちは、日常生活の中で自然な形で、友情、葛藤、対立及び忍耐を経験し、これらを通して社会性を身に付けてきました。かつては当たり前であったことが、今日ではできにくくなっています。

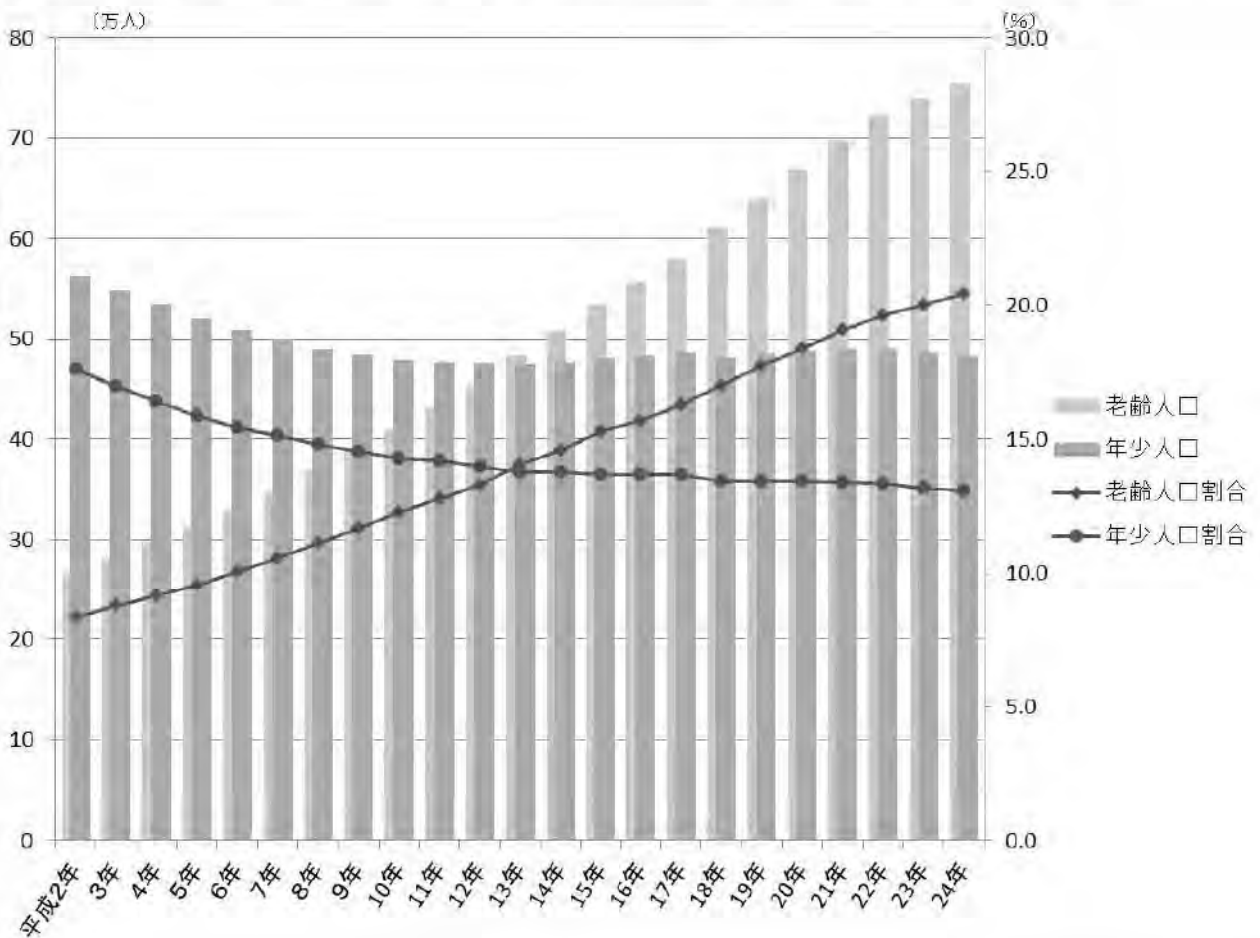
さらに、子どもに対する保護者の過保護・過干渉も指摘されています。保護者が子どもを大切に育てよう意識するあまり、過剰なまでに子どもの安全を考え過ぎ、遊びや体験活動の機会を子どもから奪ってしまったり、子どもが今まで経験したことのない状況に遭遇したとき、子どもが自ら考え、行動するのをじっくり見守ることができずに介入してしまったりするなど、子どもの成長や自立に不可欠な経験が以前に比べ得られにくくなっています。

「古き良き昔への回帰」は現実的ではありません。こうした状況の中で、今を生きる子どもたちに何をすべきか、これも待ったなしの課題です。

★合計特殊出生率、出生数の推移【平成24年度横浜市保健統計年報】



★年少人口・高齢人口、割合の推移【横浜市統計ポータルサイト 人口動態と年齢別人口】



◆出産に対する意識

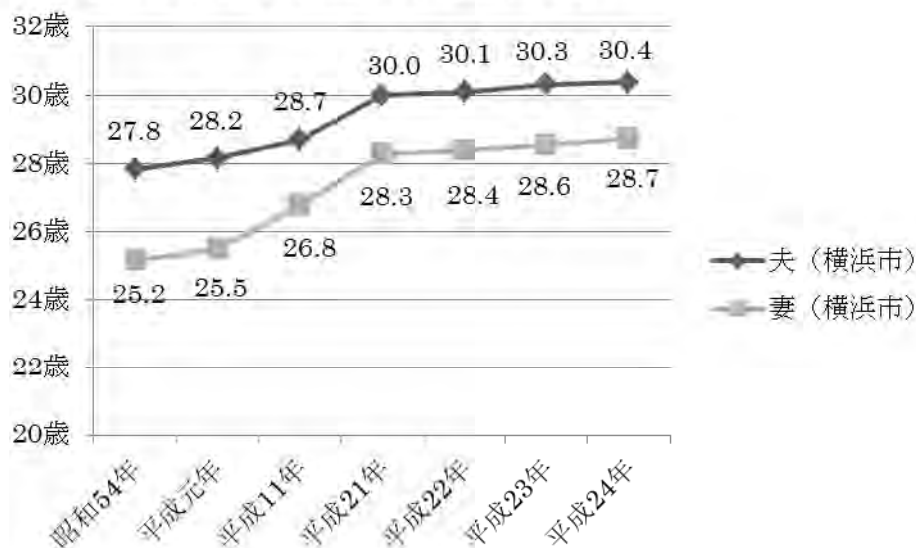
「第14回出生動向基本調査 結婚と出産に関する全国調査（夫婦調査）」（平成22年）によると、理想の子どもの数をもたない理由として、晩婚化、晩産化に限らず、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」と回答した人の割合は60.4%、「高年齢で生むのはいやだから」と回答した人の割合は35.1%、「これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから」と回答した人の割合は17.4%を占めるなど、子どもを産み育てたいと思っても、経済的な障壁や年齢、身体的理由及び心理的負担感等で踏み切れない状況が伺えます。

そのため、出産、子育てが個人の選択、それぞれの生き方であることを前提としながらも、20代から30代の子育て世代に対する経済的支援の充実、保育・教育に係る費用負担の軽減を進めていくことが重要です。また、雇用環境の改善などは、国の経済状況や経済施策とも密接に関連するため、国に働きかけていく必要があります。

一方、出産・育児に対する不安感や負担感を軽減するため、これから結婚、出産、子育てを迎える世代や子育て中の保護者が、「安心して子どもを育てられる」、「子育てが楽しい」と思えるようにしていくことも重要な課題です。保護者や周囲の大人が安心感を持って子どもに接することで、子どもは、人間形成の核であり、かつ、社会性や協働性、規範性、豊かな人間性を育む土台となる「安心感」を無意識に感じ取ることができるのです。

さらに、子どもを産み育てることは、個人の生き方を豊かにするものであるという意識や、社会全体で人を育てることは豊かな地域や国をつくることにつながるという意識の土壌を形成していく必要があります。そのためには、子どもを大切に社会的な機運を醸成するとともに、親になる前の世代である中学生や高校生が、子どもを産み育てることについて、自分自身で考えることができるよう、学校で学ぶ機会や、親子が集まる場や機会を活用した親子と触れ合うことのできる体験の充実を図っていく必要があります。

★平均初婚年齢の推移【平成24年度横浜市保健統計年報】



イ 家族の状況の変化

近年、世帯当たりの子どもの数の減少、三世帯同居の減少、ひとり親家庭の増加など、家族の規模が小さくなっています。

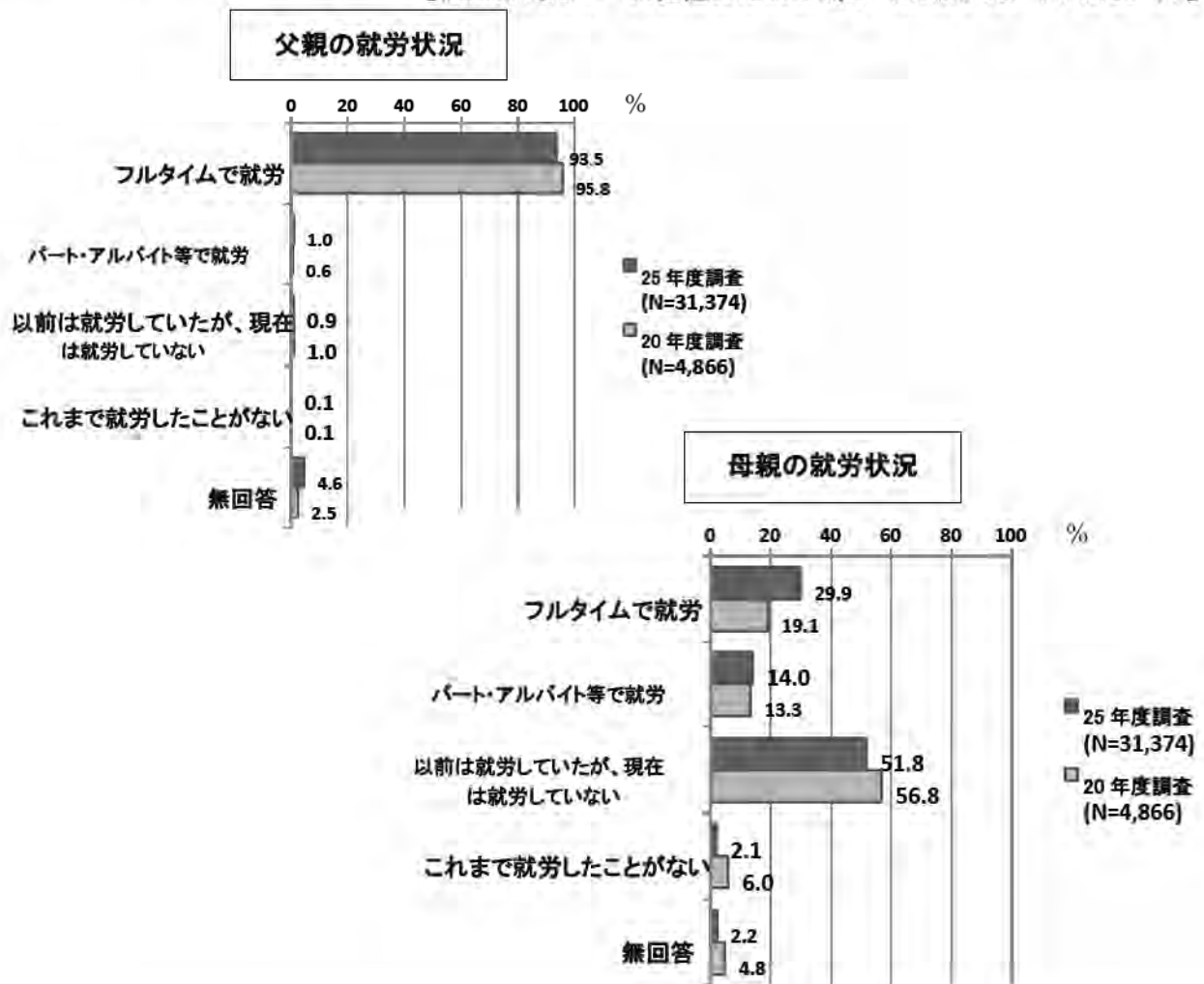
また、未就学の子どもを持つ親の就労状況について、父親のフルタイム就労が9割を超えており、母親のフルタイム就労は約3割で、パート・アルバイト等の就労を合わせると、約44%となっています。母親の就労（フルタイム、パート・アルバイト等）は、5年前と比較すると10ポイント以上増加しており、共働き世帯の割合が増加しています。

また、こうしたことから、家族の団らんやコミュニケーションの時間が少なくなるなど、家族のあり方にも変化が生じています。このような変化の中で、子育てが家庭が孤立せず、安心して子どもに向き合えるよう、子育てをしている家庭への市民の理解、職場の理解と協力が得られるような環境をつくっていくことも大切です。

併せて、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、地域子育て支援拠点等で子育てを支援する人々が、一人ひとりの子どもに良さがあることや、子育ては自己を豊かにするものでもあることを保護者に伝え、子どもと向き合う時間を大切に、子育てに自信が持てるように関わっていくことが大切です。

★未就学の子どもを持つ父親・母親の就労状況（25年度と20年度の比較）

【横浜市利用ニーズ把握のための調査（未就学児）（平成25年）】



ウ 多様化する就業スタイルと依然として進まない仕事と生活の両立

「平成25年雇用均等基本調査」（厚生労働省）では、女性の育児休業取得率は83.0%（平成25年度）と、育児休業制度の着実な定着が図られつつあります。しかし、依然として、第1子出産を機に離職する女性の割合は高い状況です。

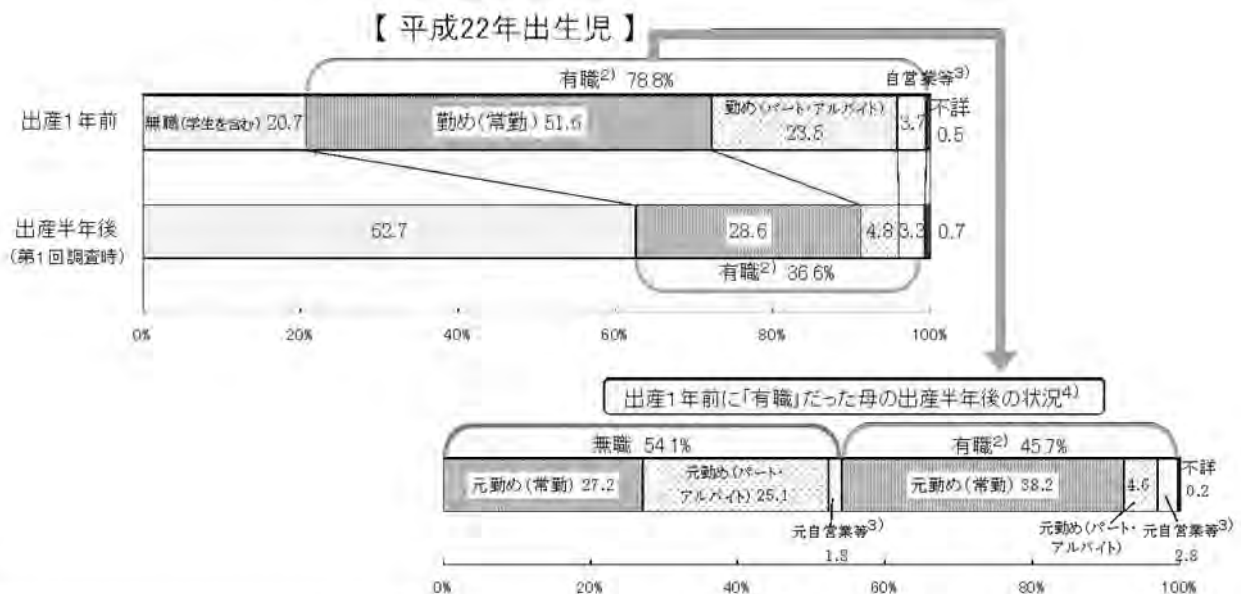
年代別の女性の労働力率では、男性は台形型を描くのに対して、女性は30歳代に底のあるM字カーブを描いており、結婚、出産及び育児を機に仕事を辞める女性が多い状況です。本市の女性の労働力率は年々高まってはいますが、全国と比較すると、M字カーブの底は深く、右側の山も低いことから、再就職率も低いことが分かります。

平成25年に本市が実施した「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」（以下「本市調査」といいます。）では、未就学児を持つ家庭において、「以前は就労していたが現在は就労していない」又は「これまで就労したことがない」母親のうち、24.7%が「1 子育てや家事に専念したい」、54.5%が「2 1年より先、一番下の子どもが〇歳（※）になったころに就労したい」、20.0%が「3 すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」と回答しています。また、選択肢2と3を合わせた、「就労したい」と回答した母親の希望する週当たりの就労日数は、3日が48.5%と割合が一番高く、1日当たりの就労希望時間は、5時間が36.5%、4時間が26.9%、6時間が20.3%という割合でした。

※〇部分には任意の数字を記載する形の問い。3歳との回答が24.8%と一番高かった。

現在、家族類型、就業スタイル等は多様化しており、「標準的」といった言葉で表せるような特定のモデルは存在しなくなってきています。そのため、いずれの選択も尊重し、支援していくことが大切です。併せて、子育て支援は、従来の考え方に縛られることなく、様々な施策や制度の検討・実施が求められています。妊娠中から産後の育児支援、地域における子育て支援の場・機会の充実はもちろんのこと、就労を希望する方のため、保育基盤の確保も重要です。地域のニーズを見極めながら、引き続き、保育の必要性のある子どものための多様かつ質の高い保育・教育への対応や、いわゆる「小1の壁」に対応する放課後児童育成事業の充実が求められています。

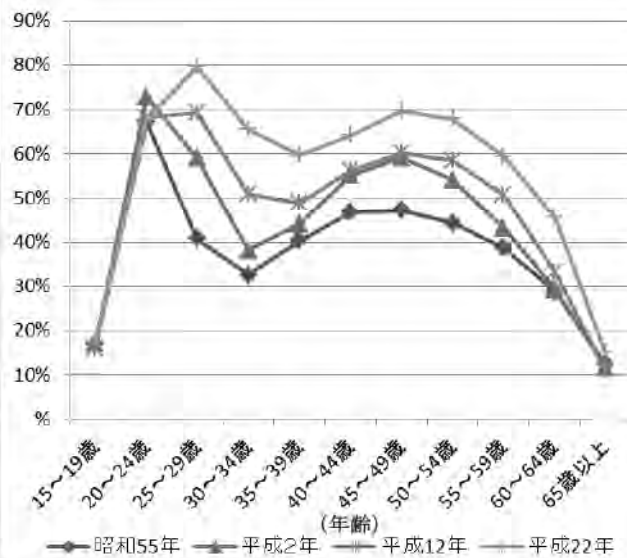
★第1子出産前後の妻の就業状況【第1回21世紀出生児縦断調査（平成22年出生児）（厚生労働省）】



★本市における女性の年齢階級別労働力率

【平成 22 年国勢調査（総務省）】

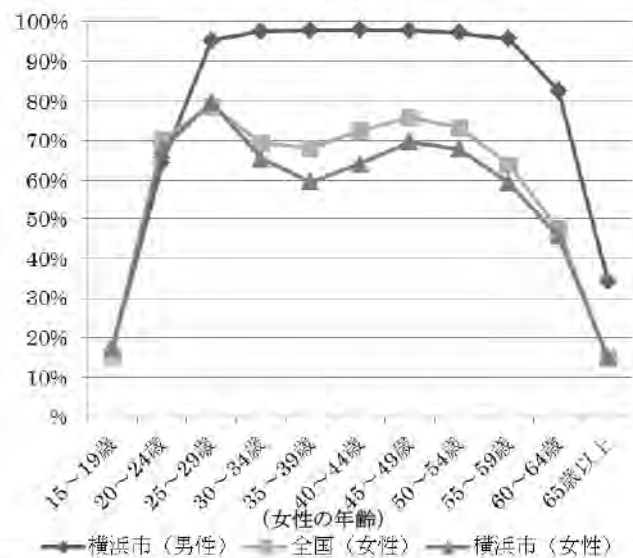
（女性の就職率）



★年齢階級別労働力率（全国と本市（男女）の比較）

【平成 22 年国勢調査（総務省）】

（就職率）



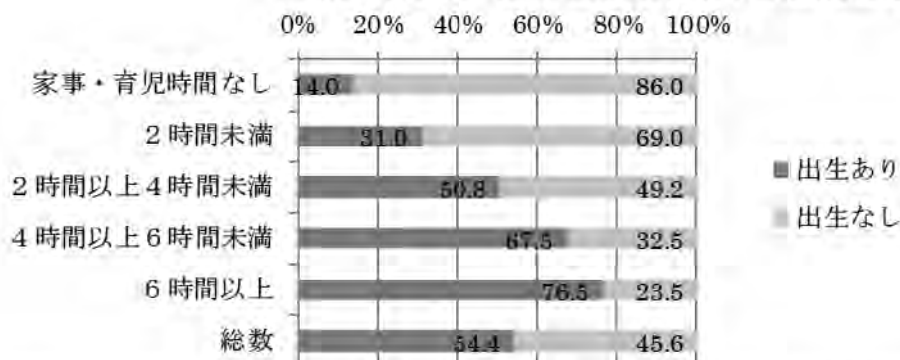
一方、男性の育児休業取得率は2.03%（平成 25 年度）にとどまっています。さらに、「平成 25 年版少子化社会対策白書」（内閣府）によると、男性の子育てや家事に費やす時間も先進国中最低の水準です。こうした男女とも仕事と生活の調和の取れない状況が、女性の継続就業を困難にし、少子化の原因の一つとなっていると考えられます。

本市調査においても、未就学児を持つ家庭における就労中の父親の帰宅時間は、約 65%が 20 時以降となっており、依然として、子育て世代の父親の長時間労働の傾向が続いています。その結果、平日に父親が子どもと一緒に過ごす時間は、「ゼロから 1 時間まで」が 4 割以上と、本人に子どもと共に過ごしたいという希望があっても、現実的にはそれがかなわない労働環境が多いという現状があります。父親の育児・家事への関わりを難しくしている現状は、こうした労働環境によるところが大きいと考えられます。

夫の家事・育児時間が長いほど、第 2 子以降の出生割合が高いという調査結果からも、今後は仕事のみを優先させるのではなく、家事及び育児は父親と母親が共に行うという意識や、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の取組を更に浸透させていくことが必要です。

★夫の家事・育児時間と第 2 子以降の出生割合

【厚生労働省「第 10 回 21 世紀成年者縦断調査」(平成 24 年)】



ワーク・ライフ・バランスは、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たしつつ、子育て、介護、家庭、地域、自己啓発等の時間も持つことにより、豊かな生活を送ることにほかなりません。一日の中での時間配分を調整するだけではなく、一生のうちで、仕事に集中的に取り組む時期、子育てに専念する、又は重きを置く時期を設けるということもワーク・ライフ・バランスの一つです。性別にかかわらず、長時間労働の削減、年次有給休暇の取得促進、フレックスタイム制、テレワーク、ワークシェアリングなど、柔軟で多様な働き方を推進することは、自らの生き方を選択し、安心して子どもを育てる環境を形成することにつながります。

また、このことは、子どもの育ちの観点からも重要です。保護者が豊かな気持ちで子どもに接することや地域において保護者同士がつながりを持つことは、子どもの安定した情緒や人と関わる力などを育む上で大切な役割を果たしています。これらのことを理解し、例えば、食事を一緒に取り子どもと会話したり、保育参観、学校の授業参観、地域の行事等に保護者が積極的に参加したりするなど、様々な形で子育てに参加できるように働きかけていくことが大切です。また、特に乳幼児期は、子どもの体や脳の成長にとっても、食事の時間や早寝早起きなどの生活リズムを保つことが大切です。そのためにも、保護者がワーク・ライフ・バランスの大切さを考えていくことが必要です。

企業においても、少子高齢社会の進展、人口減少に伴う労働力不足、ライフスタイルの多様化、雇用や就業を取り巻く環境の大きな変化の中、時代の変化に応じた対応が求められています。ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場環境づくりは、優秀な人材の確保・定着、女性の活用などの効果が期待できるとともに、業務の効率化や長時間労働の是正など、企業の将来的な成長・発展につながる重要な経営戦略として注目されています。

エ 地域のつながりの希薄化

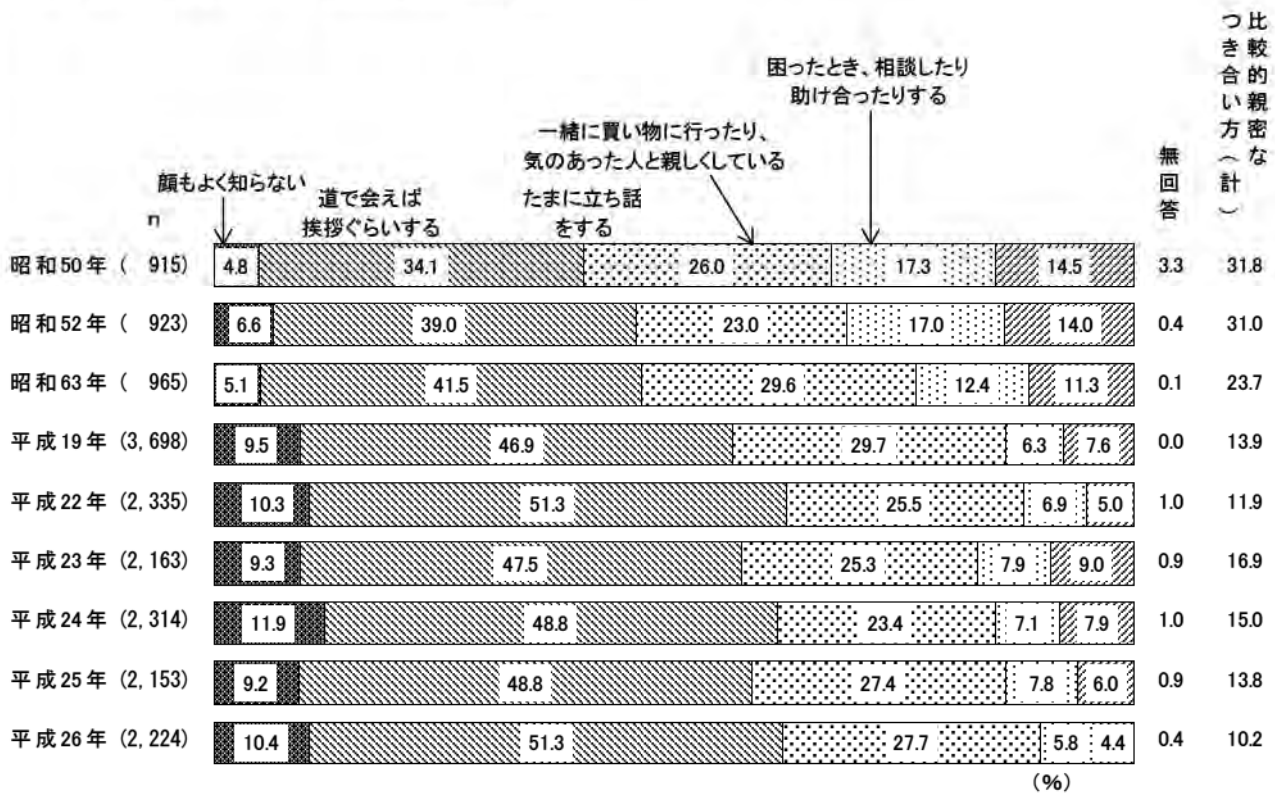
「横浜市民意識調査」によると、隣近所との付き合い方として、「顔もよく知らない」及び「道で会えば挨拶ぐらいする」割合が60%前後、比較的親密な付き合い方をしている人の割合も10%~15%前後で近年は推移しており、依然、地域で過ごしたり、積極的に近所付き合いをしたりする人が少ない状況は変わっていません。

また、隣近所との付き合い方に対する考え方について、「互いに干渉しあわず、さばさばして暮らしやすい」と感じる人が約7割となっています。隣近所に干渉されない気持ちは、裏を返せば家族以外に頼れる人が少ないということでもあります。

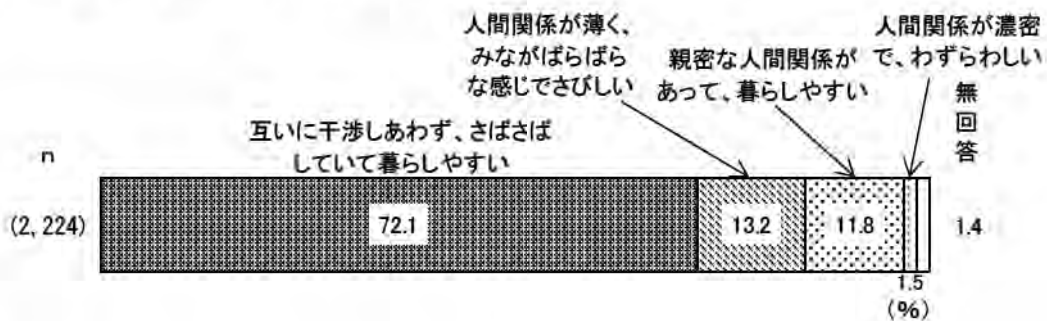
少子化により、近所に子どもがいないという地域も少なくありません。また、共働き家庭が増えていることから、近所の方と日常的に関わる時間が少ないといった実状も見受けられます。こうした状況を踏まえつつも、子どもにとっては、家の外や自分の通う保育所、幼稚園、認定こども園、学校など、地域の中で大人に見守られながら育つ環境は、人と関わる力や心情を育む基盤になるものです。「子どもにとっての育ちの環境」として、共助の意識を高め、地域のつながりを大切にしていくことが重要です。

近年、子どもの声に対して、うるさい、迷惑だとの声が少なくありません。「子育て中の親の外出等に関するアンケート調査」(一般財団法人こども未来財団、平成23年)によると、子育て環境は徐々に向上している傾向にありますが、依然として35%程度の方が「社会全体が妊娠や子育てに無関心・冷たい」と答えています。子どもの声について、顔見知りの子どもの声はうるさいと感じなかったり、電車で子どもが泣いたりぐずったりしても、保護者が子どもに向き合い、周りに配慮する姿勢があれば許容できる、といった意見もあります。このことから分かるように、子どもの声は「騒音」というよりも、聞く人の心持ちによる「^{ほんま}煩音」である場合が多いと言えます。子どもにとっての育ちの環境は、地域の子どもたちの顔を知る、困っている親子を見たら一步踏み出して温かい声掛けをする、声を掛けられた親子は感謝の意を表すなど、互いが温かい関わりを持ち、「お互い様」と支え合える関係づくりを進めることによって、豊かなものとなっていきます。「共感力」と「想像力」を発揮して、コミュニティを醸成し、日々の暮らしの中で子どもの育ちを支えていくことが求められています。

★隣近所との付き合い方【横浜市民意識調査】

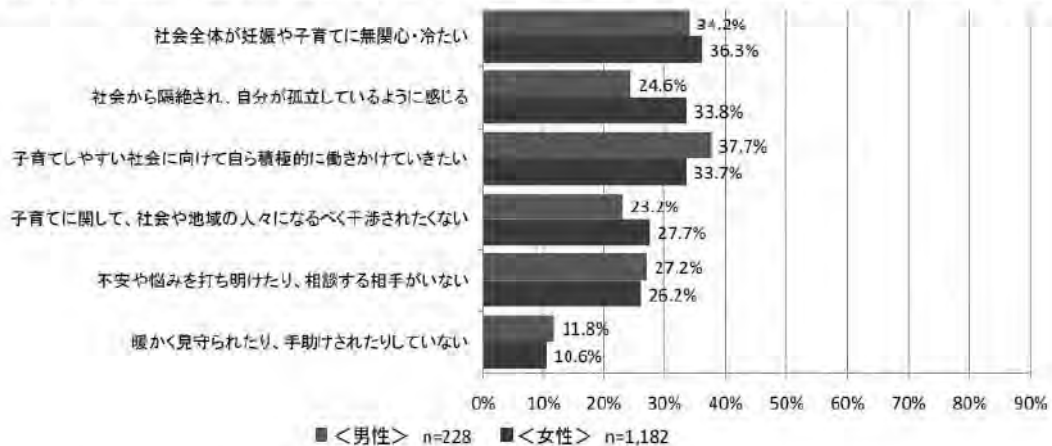


★隣近所との付き合い方についての考え方【平成26年度 横浜市民意識調査】



★子育て中の人々に対する周囲や社会の印象

【子育て中の親の外出等に関するアンケート調査（一般財団法人子ども未来財団 平成23年）】



オ 地域力の創出・向上

地域のつながりの希薄化が言われている一方で、市民の地域や社会活動への参加意向は比較的高い状況であると言えます。市民意識調査では、自分にできることで地域や社会に役立つ活動をしてみたいと回答した人（「してみたい」及び「してみたいが今はできない」の合計）は5割を超えており、中でも、「子どもの見守りや子育て中の人への支援」については、住民自身が取り組むべき地域の課題として上位に挙がっています。

本市では、従来から、地域における子育て支援を「子育ては保護者だけでなく、社会や地域全体で行うものである」という考え方を基本に、施策・事業を推進してきました。子ども・青少年とその家庭が豊かな関わり合いを持てる場や機会を広げていくためには、地域に住むあらゆる世代、立場の人が、子ども・青少年や子育て家庭に関心を持ち、積極的かつ主体的に関わっていくことが重要です。地域における子育て支援の担い手を増やし、その連携を図ることによって、それぞれの情報やノウハウが共有・蓄積されるとともに、新たな活動が広がり、創出されるなど、地域力の向上につながります。

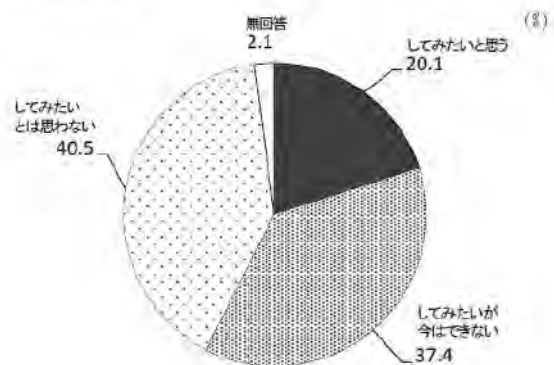
具体的には、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、地域子育て支援拠点など既存の社会資源をはじめ、自治会町内会、連合町内会などの地縁団体、特定非営利活動法人（以下「NPO」といいます。）など子育て支援に関わる団体や支援者など、様々な担い手によって活発な活動が行われており、子育てを地域全体で支援する地域力の創出・向上に寄与しています。

また、地域力は、近所の子どもに温かいまなざしを向けたり、地域の行事に行ってみたりするなど、日常のささいな行動からも紡ぎ出されます。

今後も本市の地域力を生かした子ども・子育て支援の推進に向けて、一層取り組むことが求められています。

★地域や社会に役立つ活動への意向【平成26年度 横浜市民意識調査】

	(%)
してみたいと思う	20.1
してみたいが今はできない	37.4
してみたいとは思わない	40.5
無回答	2.1



★住民自身が取り組むべき地域の課題（上位5項目）【平成26年度 横浜市民意識調査】



【コラム】「渋沢地区元気づくり協議会」の取組 子育てサロン「はぐはぐ」など

都筑区の渋沢地区では、「もっと地域を元気にしたい」、「連帯感を高めたい」との思いから「オール渋沢」を合言葉に、渋沢連合自治会のほか21の団体が連携し、夏休みラジオ体操、歌声喫茶 in 渋沢、「囲碁・将棋」教室、文化講演会、蕎麦と親しむ集いなど、8件に及ぶ活動が行われています。

活動の一つ、つづきの丘小学校コミュニティハウスで行われている子育てサロン「はぐはぐ」では、毎回20~30組もの参加があり、「集まれる場所があって助かる」、「同世代のお母さんと知り合えてうれしい」との声が参加者から寄せられています。

「おはなしのこみち」（読み聞かせ会）とのタイアップやママさん向け講演会も実施するなど活動の幅を広げています。

また、「グラウンドゴルフを通じた健康づくり」では、老人会と子ども会が初のコラボ。

孫の付添いで訪れたおじいちゃん・おばあちゃんの仲間づくりのきっかけになっています。

「昔遊び~夏休みバージョン~」は、小学校の土曜日活用の行事に位置付けられ、子ども会、消防団、学援隊と地区社協が協力しながら、昔遊びやラジオ体操などのプログラムを実施し、子どもたちの貴重な体験の場となりました。



子育てサロン「はぐはぐ」

【コラム】地域における幼・保・小連携の取組

本市には各区に「幼稚園・保育所・小学校連携」の組織があり、園長や校長を中心に子どもたちの育ちと学びをつなぐ活動を行っています。30年以上続いているこの取組を核にして、今後は一層、「地域の中で育つ子ども」として、子どもたちを見守り育てていく環境を充実させていくことが望まれます。

また、災害時に互いに子どもを守る協力的な営みは、東日本大震災の時にも発揮されました。日頃の顔の見える関係が生かされ、地域として子どもたちを守る取組が自発的に行われました。この時を契機に防災に対する連携が更に深まった地域もあります。保育所・幼稚園・認定こども園・小学校の連携により、地域で子どもを支え育てる大きな環境がうまれます。今後は、区役所との連携も更に充実させ、地域のつながりを一層深めていくことが重要です。

【コラム】「福祉教育」で育む地域社会とのつながり

「福祉教育」とは、福祉の問題を考えることを通じて、福祉活動への関心と理解を深め、共に支え合いながら豊かに生きていく力や、福祉の問題を解決する力を身に付けることを目指すものであり、社会福祉協議会や地域ケアプラザなどが中心となって、学校からの相談に対し、プログラムの提示、調整、実施協力を行っています。

福祉教育の取組が広がるきっかけとなった「学童・生徒のボランティア活動普及事業」は、昭和52年（1977年）に国の事業として始まり、学校への助成を通じて小・中・高校生に対して福祉に関する学習プログラムを実施する取組として全国的に広がっていきました。さらに、平成14年（2002年）には「総合的な学習の時間」が本格実施されたことを受け、これらのプログラムは授業の中にも取り入れられていきました。

このことにより、学校と地域との新たなつながりが生まれ、それぞれが実施する行事への積極的な参画が行われるなど、地域全体で子育てや青少年の健全育成に取り組む意識が育まれてきています。

プログラムについても、これまでの高齢者や障害者理解が中心であったものから、地域のつながりの大切さや地域への愛着を育むものなど、福祉を日常生活の延長としてとらえ、生徒自身が地域社会の一員として実感できるような内容に広げることが求められています。

子どもと地域のつながりをつくり、地域全体で子どもの成長を支えることをより進めるために、横浜市地域福祉保健計画においても、福祉教育の取組を通じた地域づくりを進めていきます。今後も福祉教育の推進により、全ての人がかげがえのない存在として尊重され、差別や排除されることなく、地域の中で共に支え合い「共に生きる力」が育まれていくことを目指しています。



連合町内会長による地域についての説明等、福祉教育を通して地域を知る取組を実施



地域住民や地域の事業者等の協力を得ながら取組を実施

カ 情報化社会の進展

情報化社会が進展し、私たちは、多くの情報や知識あるいは娯楽を、各種メディアを通じて入手することができるようになりました。「情報化」は今や、生活に不可欠なものとなっています。

子どもたちにとっても、情報化社会の進展は、コミュニケーションの方法や対象の範囲を広げるとともに、学習や情報収集などの面でも有効であり、教育をはじめとする様々な分野で一層生かされてきています。

一方で、親子が触れ合う時間の減少や、子どもたちが幼い頃からメディアに触れ続けることによる生活、行動等への影響が懸念されています。携帯電話等による匿名の誹謗中傷^{ひぼう}、悪意ある情報の流布、有害な情報サイトへのアクセスによる犯罪被害など、問題も顕在化してきています。

メディアを有効に活用する観点から、メディアに対する子どもの健全な習慣の形成を社会全体の問題としてとらえ、家庭、保育・教育機関、NPO、地域コミュニティ、民間事業者、行政など子どもの健全な育成に深く関わっていくべき全ての関係者が、手を携えて真剣に取り組んでいくことが必要です。

【コラム】メディア機器の利用にルールを！

子育て中の保護者自身や乳幼児を含めた子どものメディア機器の利用に関しては、文部科学省が様々な企業、団体と協力し、スマートフォンの利用について家族で考えることを提案するスローガンとロゴマークを制作し、キャンペーンを展開しています。

また、国や自治体の立場からだけではなく、小児医療やソフトウェアを開発・販売する立場からも注意喚起がなされています。

親子の会話や体験を共有する生活サイクルを守ることを基本に、子どもの発達や成長の視点から、また、生活環境や生活スタイルを考慮しながら、各家庭でメディア機器の利用のルールをつくりましょう。



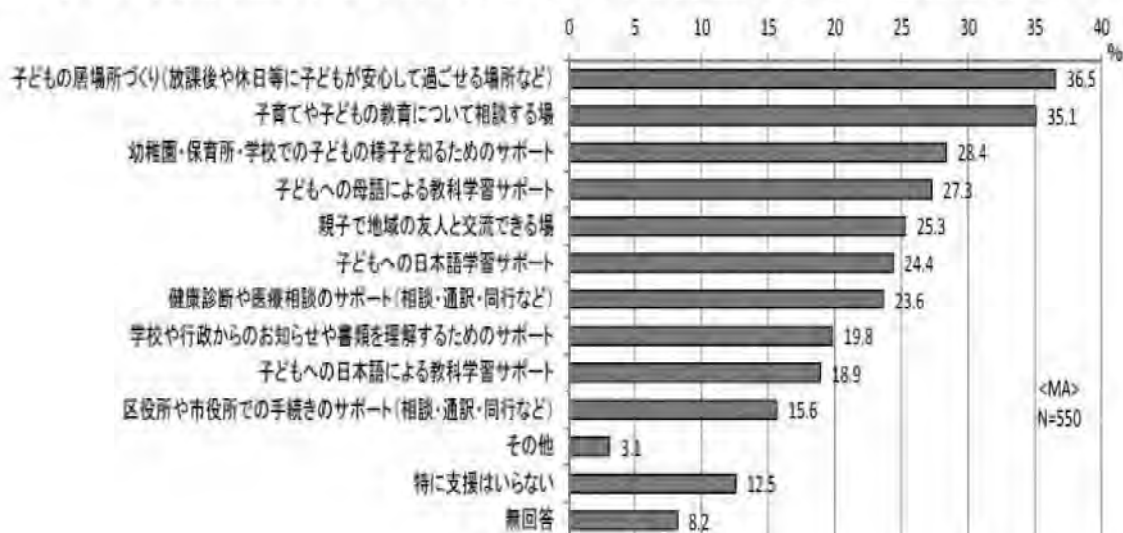
キ 国際化と多文化共生社会

本市には、平成26年6月末現在で約77,000人の外国人住民の方が在住しており、例えば、保育所等における通訳のサポート、特別な支援が必要な子どもやその家庭への対応など、今後も子育てをはじめとして様々な支援を充実させていく必要があります。

また、市立の小中学校には、外国籍や外国につながる子どもが、平成25年5月現在で約7,000人在籍しており、そのうち約1,400人は日本語の初歩からの学習が必要です。

言語・コミュニケーションや生活習慣・文化の問題はもちろんのこと、福祉、保健、医療、教育など様々な分野で多文化共生が地域社会の重要な課題になっています。現在、公益財団法人横浜市国際交流協会（YOKE）、国際交流ラウンジ、地域のNPOなどが連携しながら、外国人住民のコミュニケーション支援、生活支援、多文化共生のまちづくりを進めていますが、今後、子育て支援を推進する上でも、多文化共生の観点は重要となっています。

★子育てや子どもの教育に関してあったらよい支援【平成25年度 横浜市外国人意識調査】



【コラム】外国籍・外国につながる児童生徒に向けた学習支援（中区・南区）

中区や南区には、外国籍・外国につながる児童生徒の数が3割を超す学校があり、区では学校や教育委員会事務局、(公財)横浜市国際交流協会、国際交流ラウンジ等とネットワークを組んで事業を展開します。平成26年度は、放課後学習支援の充実や、転入時に日本と母国の学校制度の違いなどを説明するスクールガイダンスを中区でモデル実施します。

外国籍・外国につながる児童生徒と、その保護者が、日本の生活に馴染み、学校生活を意義ある時間としていくためにも、「国際理解」や「多文化交流」などについて、区民の理解を深め、互いに助け合える多文化共生のまちづくりを目指していきます。

(2) 厳しさを増す子ども・青少年の養育環境

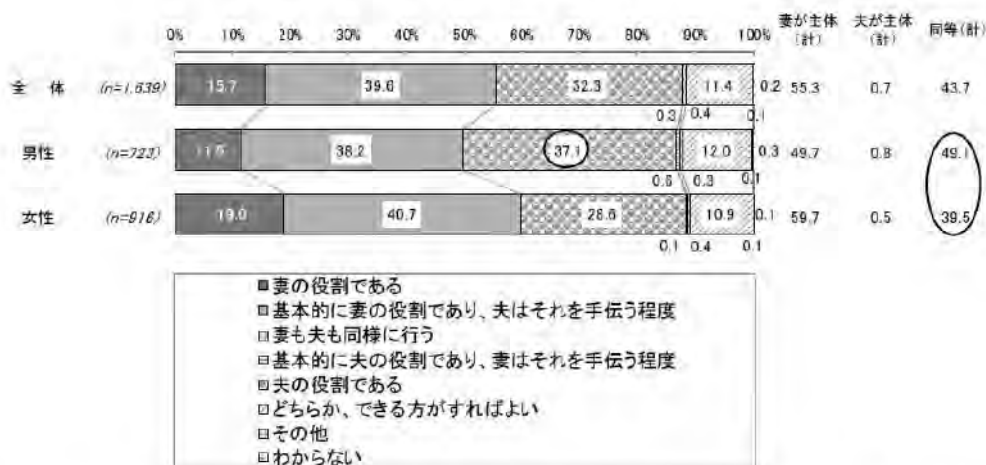
ア 母親にかかる子育ての負担

共働きの家庭が増えている中でも、依然として子育てや家事は母親に負担がかかっている状況となっています。

「平成25年度家族と地域における子育てに関する意識調査」（内閣府）では、家庭での育児や家事について、夫婦どちらが行うべきかを聞いたところ、「基本的に妻の役割であり、夫はそれを手伝う程度」という回答者の割合が39.6%と最も高く、「妻の役割である」（15.7%）という回答者を合わせると、「妻が主体」は55.3%を占めています。

実際、「平成25年版男女共同参画白書」（内閣府）によると、共働き家庭における父親の1日の家事関連時間（育児等を含みます。）は、子どもの成長に伴うライフステージの変化にかかわらず短い一方で、共働き家庭の女性の家事関連時間は、男性と比べて全般的に長く、特に末子が就学前の時期に目立って長くなっています。

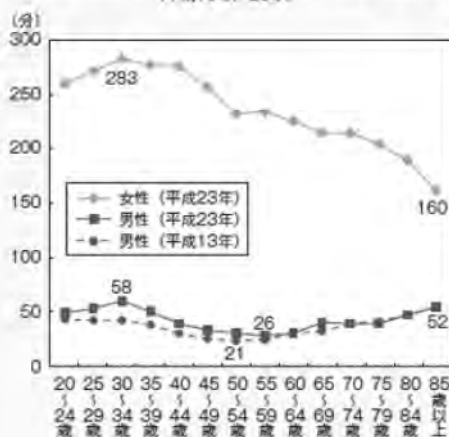
★平成25年度家族と地域における子育てに関する意識調査（内閣府）



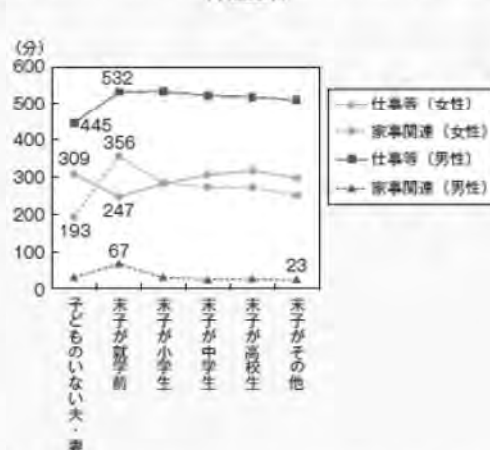
★有業・有配偶者の1日あたり平均家事関連時間【平成25年版男女共同参画白書（内閣府）】

第1-特-41図 有業・有配偶者の1日あたり平均家事関連時間（男女別）

a. 有業・有配偶者の年齢階級別1日あたり平均家事関連時間（平成13年、23年）



b. 共働き男女のライフステージ別1日あたり仕事者の平均時間と平均家事関連時間（平成23年）

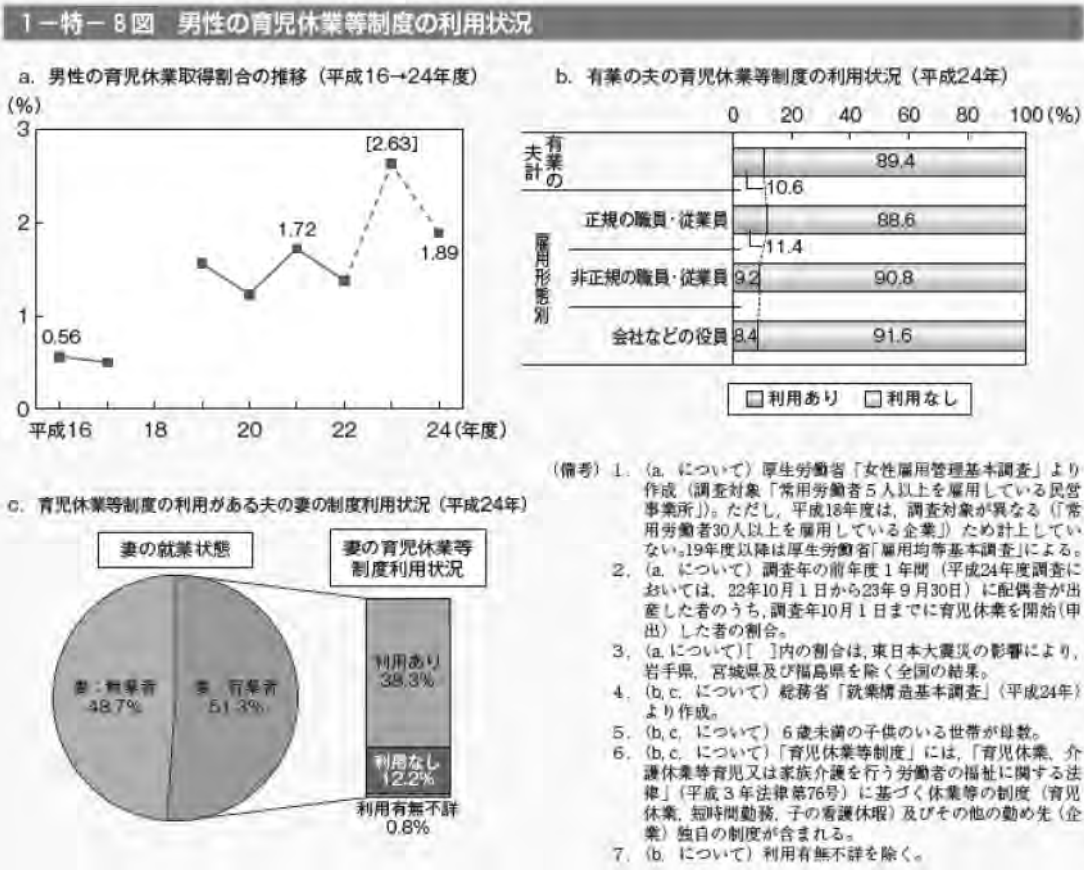


(備考) 1. 総務省「社会生活基本調査」(平成13年、23年)より作成。

2. 仕事者の時間には、通勤・通学、仕事、学業が含まれる。また、家事関連時間には、家事(炊事、掃除、洗濯、買い物、家庭雑務)、介護・看護、育児、買い物が含まれる。

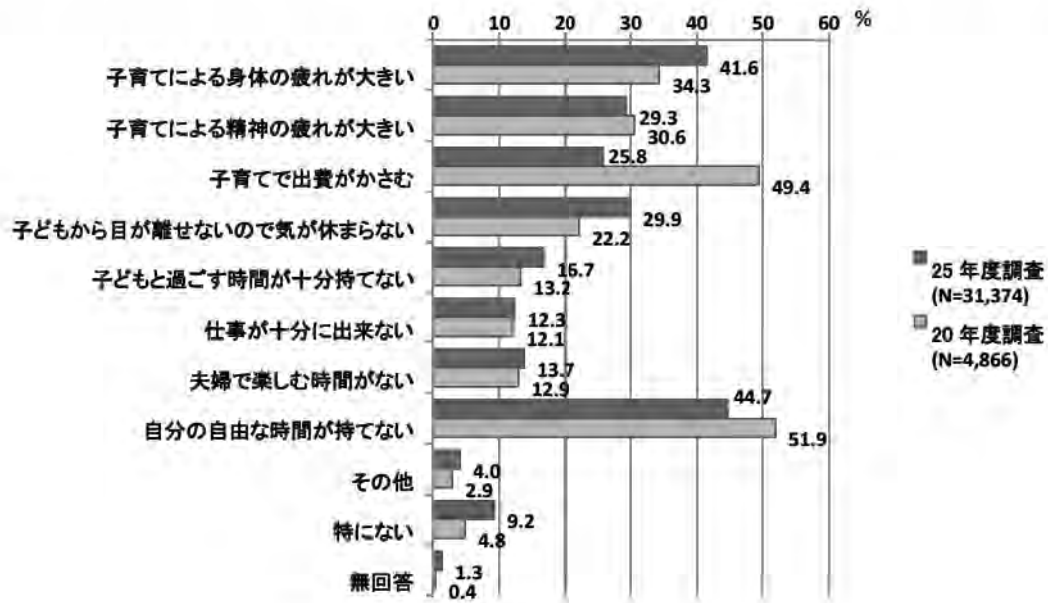
子育て期においては、特に仕事と家庭の両立が困難であり、そのための支援が必要です。「平成25年雇用均等基本調査」（厚生労働省）によると、平成25年度に育児休業を取得した人の割合は、女性では83.0%であり、育児休業制度の着実な定着が図られつつありますが、男性ではわずか2.03%にとどまっています。6歳未満の子どもがいる世帯の夫（有業者）による短時間勤務制度や企業独自制度を含む育児制度の利用状況は、約1割と非常に低い利用率となっています。

★男性の育児休業制度の取得状況【平成26年版男女共同参画白書（内閣府）】



また、本市調査では、未就学児を持つ家庭において、子育てで何らかの負担感がある人の割合は9割を超えており、具体的には、「自分の自由な時間が持てない」（44.7%）が最も高く、次いで「子育てによる身体の疲れが大きい」（41.6%）、「子どもから目が離せないのが気が休まらない」（29.9%）などの順で高くなっており、特に専業主婦の世帯ではその割合が高くなっています。5年前の調査と比較すると、「子育てで出費がかさむ」の割合が低くなる一方、「子育てによる身体の疲れが大きい」及び「子どもから目が離せないのが気が休まらない」など、心身の疲労を挙げる割合が高くなっています。子どもの健やかな成長のためにも、特に母親にかかる負担や不安を軽減し、ゆとりを持って子育てができるような支援が求められています。

★子育てで負担に思うこと【横浜市利用ニーズ把握のための調査（未就学児）（平成 25 年）】



イ 子ども・青少年の不登校、ひきこもり、無業状態及び貧困率の上昇

本来、家庭や地域で見守られながら健やかに成長し、自立していく子ども・青少年が、成長の過程での不登校、いじめ、暴力、自傷行為、自殺企図等、更には若年層でのひきこもり、無業状態等により、深刻な状況にあるということも少なくありません。「横浜市子ども・若者実態調査」(平成24年度)では、ひきこもりの青少年(15歳から39歳まで)が少なくとも約8,000人、無業状態の青少年が約57,000人と推計されています。

こうした子ども・青少年の養育環境における課題の背景には、経済的困窮、多様な家庭形態、子ども・青少年本人や親の障害・疾病、社会的孤立など様々な状況があり、それぞれが複雑に絡み合っています。また、親の抱える課題が一因となり、幼少期からの機会・選択肢の不平等や子どもの養育環境に格差が生まれ、それが更に成人後の経済的困窮につながっていくことも考えられます。近年、子どもの貧困率は上昇しており、子ども・青少年の育ちに関する影響が懸念されるとともに、就学・進学、就職の際に困難な状況に陥る可能性が増大しています。

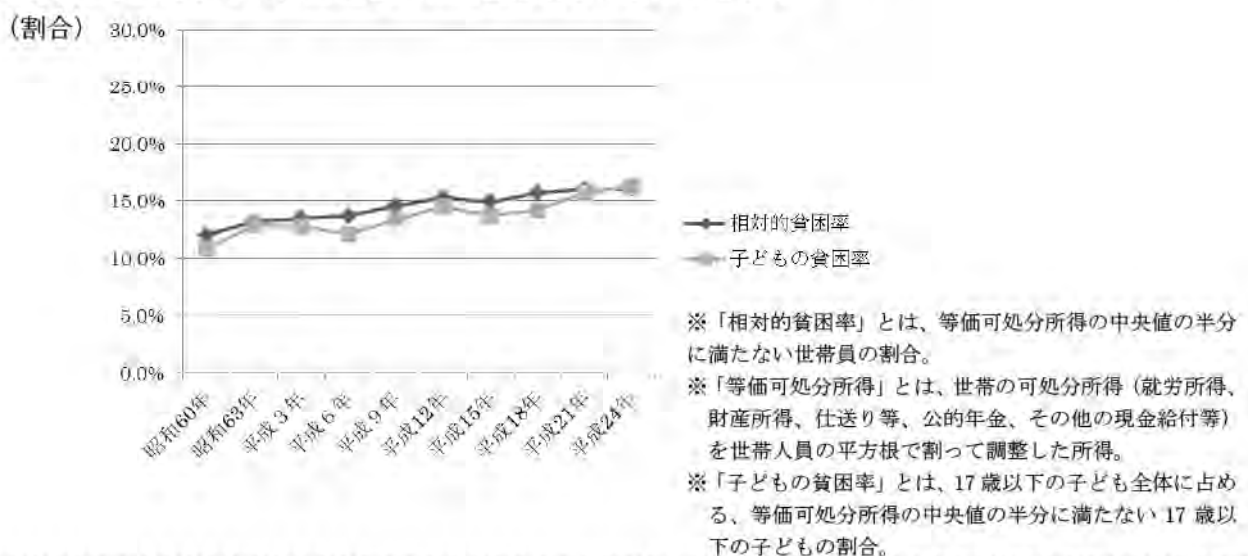
このように、子ども・青少年の養育環境における課題には様々な要因がありますが、支援を必要とする家庭に育つ小中学生への生活支援、学習支援、ひとり親家庭への就労支援等は、現在、個別課題に対する支援が中心となっています。今後は、乳幼児期からの育ちを長い目でとらえ、子どもの発達や個々の特性に応じて、包括的・継続的な支援を行うことが求められています。そのためには、個別課題に対応する支援の実施主体が連携し、重層的な支援体制を構築する必要があります。

一方、子どもの育ちの観点からは、乳幼児期から育まれる基本的信頼感、情緒の安定を基盤とし、自己肯定感や自己有用感(※)を持ちながら自己形成をしていく過程を大切にしていかなければなりません。そのためには、家庭、保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校、高等学校等において、育ちの連続性を大切に、長い目でとらえていく子どもの育ちに関する共通理解を促す取組も必要です。

さらに、子ども・青少年の支援に当たっては、「関わる力」を育み、共に社会で生きていくことができるように、仲間と出会い、活動できる居場所をつくることも重要です。居場所では、支援された子ども・青少年が、他の子ども・青少年の支援に回る「ピアサポート」を進めることで、支え合い、励まし合う関係をつくることができます。同じ経験をした立場だからこそ、支援者とは異なる視点で互いに支え合うことができ、自分自身を見つめていくことができるという、双方にとっての効果が期待されます。

※自己有用感…他者との関係の中で、「自分は役に立っている」など、自分の存在を価値あるものと受け止める感覚のこと。

★貧困率の年次推移【平成25年国民生活基礎調査(厚生労働省)】



◆子どもの貧困について

平均所得の半分を下回る世帯で暮らす 18 歳未満の割合と定義されている「子どもの貧困率」について、日本の子どもの貧困率は、平成 24 年には 16.3%となりました。これは、数字の上では 6 人に 1 人の子どもが貧困に直面していることになり、OECD に加盟する 34 か国中で 25 位です。

このような厳しい現状を踏まえ、国においては、25 年 6 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、26 年 8 月には、この法律に基づき子どもの貧困対策を総合的に推進するための「子供の貧困対策に関する大綱」がまとめられました。

大綱では、子どもの貧困率や生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率やひとり親家庭の親の就業率などの指標を定め、この指標の改善に向けて、国・地方自治体を中心となり、教育や生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援等の重点施策を総合的に推進することとされました。

本市では、ひとり親家庭への経済的自立に向けた就業支援、養育環境に課題があるなど支援を必要とする家庭に育つ小中学生等に対して生活支援や学習支援等を行う寄り添い型学習等支援事業など、大綱において重点施策の中に掲げられた取組が既に行われています。このほか、保育所保育料などの利用料について、保護者の所得に応じて設定するなど、所得の低い家庭へ配慮しています。

今後、法の趣旨や大綱を踏まえ、本市としても、本市における子どもの貧困の実態を的確に把握した上で、その改善に向けた切れ目のない支援を、これまで以上に力を入れて進めていくことが必要となります。

★生活困窮状態にある子ども・子育て世帯等に対する主な支援策

寄り添い型学習等支援事業
施設等退所後児童のためのアフターケア事業
ひとり親家庭への就労支□
経済的な支援が必要な若者に対する就労□に向けた資格等取得に係□支援
ハローワークと一体となった就労支援「ジョブスポット」の設置
生活困窮状態の若者に対する相談支援事業 (若者サポートステーション拡充事業)
児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金貸付
保育所保育料等の保護者の所得に応じた利用料設定
就学援助制度・私立学校等就学奨励制度
高等学校等就学支援金・高等学校奨学金
要保護・準要保護援助費・準要保護児童給食費
体験学習等援助費
生活保護制度
生活福祉資金貸付

◆子育て家庭の状況 ～子育てに対する満足度の変化～

未就学の子どもを持つ家庭のうち、8割を超える家庭が現在の子育ての生活に満足しており、平成20年度の調査と比較すると、満足している家庭の割合が増えています。子育てに対する不安感・負担感（基本施策⑥参照）について、「現在」の状況が5年前に比べてわずかながら減少していることから、親子の居場所や保育所など未就学の子ども・子育て家庭に関する本市の施策について、一定の成果が現れていると言えます。一方で、妊娠中や出産直後の不安感・負担感は微増していることから、そのことへの対応が課題と言えます。

また、小学校以降では、現在の子育ての生活に満足している割合は以前と比べて大きく変わっていない状況です。今後も引き続き、学齢期の子ども・子育て家庭を支援する施策を充実させていくことが必要です。

また、子育てについて相談できる人がいない家庭では、子育ての生活に満足していない割合が大きくなっており、特に小学生の子どもを育てている家庭でその傾向が顕著になっています。

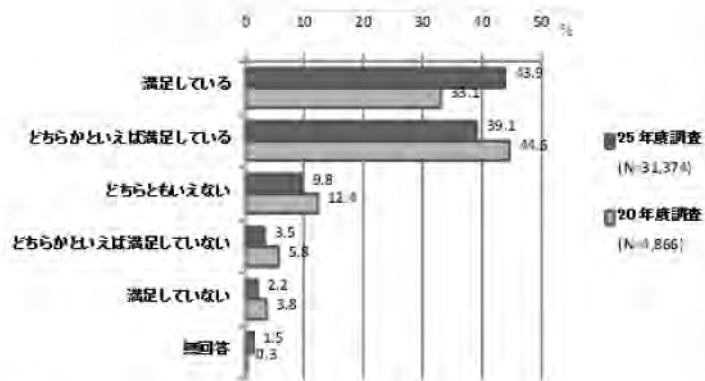
そのため、子育てに関する相談対応や家庭訪問など、子育て家庭への支援に関する取組の重要性が高まっています。

さらに、子育てに関する相談相手として「近所の人」を挙げた家庭は、子育てに対する満足度が最も高くなっていることから、子育て支援を進めていく上で、地域のつながりを強める取組も重要であることが分かります。

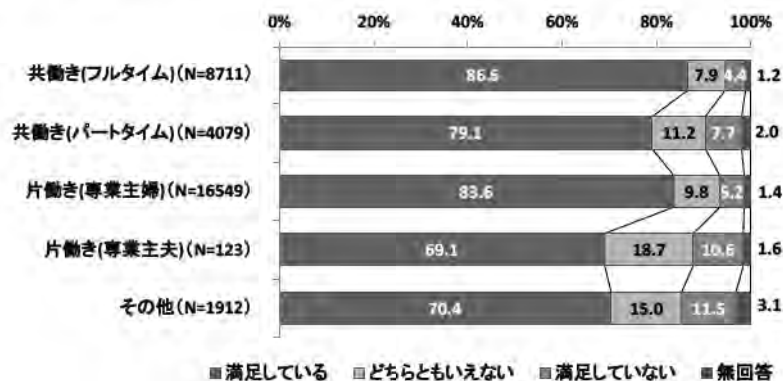
★子どもを育てている現在の生活の満足度（25年度と20年度の比較）

【横浜市利用ニーズ把握のための調査（未就学児・小学生）（平成25年）】

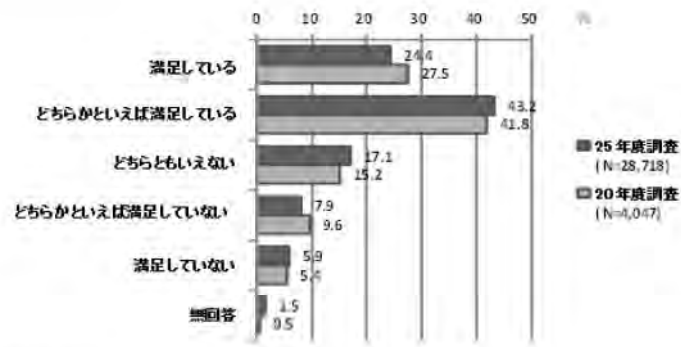
○未就学児調査



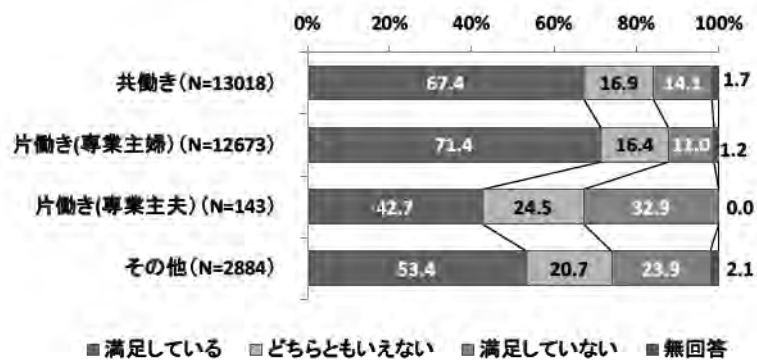
<就労状況別（25年度）>



○小学生調査



<就労状況別 (25年度)>



(3) 横浜市次世代育成支援行動計画「かがやけ横浜こども青少年プラン後期計画」の振り返り

ア かがやけ横浜こども青少年プラン後期計画の事業評価

かがやけ横浜こども青少年プラン後期計画（計画期間：平成 22 年度から平成 26 年度まで）において、計画に掲載された 125 の事業・取組のうち、119 の事業・取組（全体の 95.2%）について、計画期間内の目標の達成が見込まれます。

<施策分野ごとの振り返り>

施策分野 1 生まれる前から乳幼児期の支援

基本施策① 生まれる前から乳幼児期の一貫した支援の充実

母子共に安全・安心な出産を迎えるため、妊婦健康診査の費用助成や妊婦歯科健康診査等を実施するとともに、親子が孤立することなく安心して育児できるよう、「こんにちは赤ちゃん訪問事業」や保健師等の専門職による第 1 子の家庭訪問を充実し、妊娠期から産後までの切れ目のない支援を行いました。

基本施策② 地域における子育て支援の充実

子育て支援の中核的な拠点である地域子育て支援拠点の整備を進め、平成 23 年度までに全区への設置を完了しました。また、子育て中の親子が身近な場所で気軽に集い、交流できる「親子のつどいの広場」の拡充を図るとともに、保護者等の用事やリフレッシュなどの際に、保育所等において一時的に子どもを預かる一時保育・乳幼児一時預かり事業など、在宅家庭の子育て支援の充実に取り組みました。

基本施策③ 未就学期の保育と教育の充実

保育所整備や横浜保育室、NPO等を活用した家庭的保育事業の実施に加え、保育コンシェルジュによるきめ細かな相談支援等により、平成 25 年 4 月の保育所待機児童ゼロを実現しました。平成 26 年 4 月には、保育所入所申込みが 4,114 人増加し、待機児童数は 20 人となりましたが、本市の待機児童対策は、国においても「横浜方式」として推奨され、全国的に待機児童ゼロを目指す先進事例となりました。

また、乳幼児期から小学校以降へ育ちと学びの連続性・一貫性を持ち、保育・教育の質の継続・向上を図るため、横浜版接続期カリキュラムを策定するとともに、推進地区を広げ、幼・保・小連携の取組を強化しました。

施策分野 2 子どもや青少年の自立に向けた支援

基本施策④ 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

放課後キッズクラブ、放課後児童クラブ、はまっ子ふれあいスクール等放課後の児童の居場所づくりに取り組みました。

近年の留守家庭児童の放課後の居場所に対するニーズの高まりを受け、「はまっ子ふれあいスクール」について、19 時までの預かりや長期休暇の預かりなど留守家庭児童に対応する「放課後キッズクラブ」への転換を進めました。

また、地域の青少年活動等を通じて、多様な人と関わり、様々な文化・知識等に触れられる場・機会の提供を行いました。

基本施策⑤ 困難を抱える若者の自立支援の充実

困難を抱える若者が、一人ひとりの状況に応じて、きめ細かく、切れ目のない相談支援、情報提供が受けられるよう、青少年相談センター、若者サポートステーション、地域ユースプラザを中心とした、若者の自立支援のネットワーク強化と、多様な社会参加・就労体験プログラムの展開等により、困難を抱える若者の自立を支援する環境づくりを進めました。

施策分野3 様々な背景や課題を抱えた子どもや青少年とその家庭への支援

基本施策⑥ 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

児童虐待死の根絶を目指し、関係機関相互の連携強化、児童養護施設や里親等の支援体制、養育環境の整備など「児童虐待対策プロジェクトの報告書」に基づく8つの対策を推進し、児童虐待の未然防止から、早期発見、重篤化防止・再発防止に至るまで、児童虐待対策を総合的に進めました。

基本施策⑦ 障害児への支援

障害児への支援として、8か所目の地域療育センターを整備し、通園施設定員の拡充を図るとともに、新たな重症心身障害児施設の開所に向け設計を進めました。

学齢期の障害児の居場所づくりとして、本市独自の居場所づくり事業から、法定化された放課後等デイサービス事業への転換を図り、NPO法人や株式会社等多様な運営主体の参入により事業所数が大幅に増加しました。

基本施策⑧ ひとり親家庭の自立支援／配偶者からの暴力（DV）への対応

ひとり親家庭への自立支援では、就労支援、生活支援、経済的な支援などの総合的な支援を行うとともに、母子生活支援施設退所後、訪問や電話で生活や子育てなどの相談を受けるなど、対象者の負担軽減と地域での生活の安定につなげました。

また、配偶者等からの暴力（以下「DV」といいます。）をなくすキャンペーンの実施や民間シェルターの運営支援等により、DV被害者等が地域で生活するための支援を充実しました。

施策分野4 子どもを大切にすまちづくりの推進

基本施策⑨ 安心・安全のまちづくり

店舗や施設に子育て家庭を応援する様々なサービスを提供してもらう「ハマハグ」協賛店舗・施設の認定や、バリアフリーや遮音性に配慮する等、施設・構造面で子育てにやさしく、地域向け子育て支援施設を併設した「横浜市地域子育て応援マンション」の認定を進めるなど、安心して子育てができるまちづくりを進めました。

基本施策⑩ ワーク・ライフ・バランスの推進と子ども・青少年を大切にす機運の醸成

企業・市民に向けた働き方の見直しやワーク・ライフ・バランスの普及啓発を図るとともに、父親の家事・育児の推進や祖父母世代の地域の子育て支援への参加促進に取り組みました。

イ 目標未達成となる事業・取組

計画期間中に目標を達成できない見込みとなっているものが、6事業・取組あります。

主な理由としては、実施に当たっての関係機関との調整、実施場所の選定等に時間を要したことなどが挙げられます。

次期計画に向け、未達成の理由となっている課題等に対し、具体的な対応を図りながら、引き続き取組を進めるとともに、当初計画の取組内容について途中で見直しを行った結果、目標値に届かなかったものについて、現在の状況やニーズに合わせた取組・事業への転換を図っていきます。

事業・取組	平成26年度末 目標値	取組状況と今後の方向性
保育所・幼稚園 における子育て 支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所子育てひろば（常設園） 51か所 ・幼稚園はまっ子 広場（常設園） 27か所 	<p>地域の身近な施設である保育所・幼稚園において、施設開放や育児講座などの開催、子育て情報の提供を行う保育所子育てひろば（33か所）、幼稚園はまっ子広場（20か所）を実施しました。</p> <p>既存資源を活用した取組であるため、時間・場所などの制約があること、他の親子の居場所との配置バランスを考慮しながら整備を進めていく必要があることなどが課題となり、計画通り進めることができませんでした。</p> <p>地域に開放できるスペースを有している保育所や、幼保連携型認定こども園への移行を検討している幼稚園などを中心に、実施を働きかけていきます。（関連：88ページ）</p>
空き定員枠の活用（送迎保育ステーションの整備等）	拡充	<p>駅前近くに整備した送迎保育ステーションから空き定員枠のある保育所へバスでの送迎を行う送迎保育ステーション事業は、平成23年度は2か所、平成24年度から市内5か所で実施し、目標に達しました。</p> <p>しかし、周辺の保育所の新規整備が進む中で、送迎保育の利用ニーズが少ない状況であったことから、後のニーズも見込めない2か所について送迎を廃止し、併設の乳児保育所を5歳児までの保育所へ転換する等の見直しを行い、平成25年からは3か所での実施となりました。</p>
休日保育の拡充	実施箇所 27か所	<p>日曜・祝日の保育ニーズに対応するため、10か所（9区）で実施しました。</p> <p>計画期間中に、未実施の区等の保育所と調整を進め、新たに3か所の休日保育を開始しましたが、事業開始前には周辺の休日保育の利用ニーズ把握が困難であることに加えて、保育士の確保が難しい状況であり休日保育を実施することによる平日保育への職員配置への影響が大きいことなどが課題となり、大幅な拡充につながりませんでした。</p> <p>今後、駅から近い保育所を中心に、1区1か所を目安として市全体で実施のバランスを図りながら、候補を絞り実施を働きかけていきます。</p>

事業・取組	平成 26 年度末 目標値	取組状況と今後の方向性
病児保育の拡充	実施箇所 27 か所	<p>子どもが病気の際に保護者が家庭で保育できない場合に医療機関に併設する専用スペースで子どもを預かる病児保育事業を 16 か所（12 区）で実施しました。</p> <p>計画期間中には新たに 6 か所で事業を開始し、1 施設当たりの利用者数も増加していますが、看護師・保育士の確保が困難であることや専用スペースの確保が難しいこと等から、目標値を達成することができませんでした。</p> <p>平成 25 年度は、病児保育事業を実施する医療機関との意見交換会を開催し、今後の事業実施に当たっての課題整理や新規整備を促進するための検討を行いました。</p> <p>平成 26 年 4 月現在、病児保育施設は 13 区 17 か所で事業を実施しています。今後につきましては、各区 1 か所に加え、ニーズの高い地域に 2 か所目の整備を進めるなど施設の拡充に努めていきます。</p>
放課後児童育成 施策の推進	19 時までの放課 後の居場所のある 小学校区 ニーズの高い小学 校区 全て（309 学区）	<p>全ての子どもにとっての安全で快適な放課後の居場所の提供と健全育成を目的として「放課後キッズクラブ」、「放課後児童クラブ」、「はまっ子ふれあいスクール」の放課後 3 事業を実施しました。</p> <p>保育所の充実により、学齢期の放課後の居場所ニーズも増加していることから、「はまっ子ふれあいスクール」から、留守家庭児童にも対応する「放課後キッズクラブ」への転換等を進めましたが、専用スペースの確保が困難なこと等が課題となり、19 時までの放課後の居場所がある小学校区は、259 学区での実施となりました。</p> <p>今後は、学校校舎内の様々な空間の活用や、学校敷地内への専用施設の設置など、関係区・局との連携により、計画的に転換を進めていきます。（関連：48, 57 ページ）</p>
重症心身障害児 施設の整備・拡 充及び機能強化	市内定員数 （短期入所含む） 300 人	<p>在宅介護を行う家族の負担軽減を図り、在宅生活を支援するために、新たな重症心身障害児施設を整備し、短期利用ベッドの充実などの機能強化を目指していましたが、整備に当たっての地元調整に時間を要したため、計画期間中に開所することができませんでした。</p> <p>平成 25 年度までに地域との話し合いを重ねて設計を進め、平成 26 年度には着工、平成 27 年度にしゅん工し、平成 28 年度開所する見込みとなっています。</p>

第3章 本市の目指すべき姿と基本的な視点

(1) 目指すべき姿

未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」

◆子ども・青少年は、未来を創る力である

子ども・青少年は、家族にとっても、社会にとっても、様々な可能性を持ったかけがえのない存在であり、未来を創る力です。彼らは、やがて成長し、社会を担い、その次の世代を育む側へと移り、更に次の世代につながっていく…こうした連綿と続く営みにより未来は創られます。

その意味で、子ども・青少年の育ち・成長と子育てを支えることは、一人ひとりの子ども・青少年や家族の幸せにつながるだけでなく、次世代を育み、横浜の未来を創ることにほかなりません。

明るい未来が到来することを期して、私たちは、子ども・青少年の一人ひとりが大事にされ、健やかな育ちを等しく保障される社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

◆子ども・青少年の持つ力を、大人が関わりを通して最大限引き出す

子ども・青少年は、誰もが自分の良さや可能性、それを自ら発揮できるという内在した力を持っています。子ども・青少年の成長を長い目でとらえ、一人ひとりに応じた関わりの中でその力を最大限引き出すことが保護者をはじめとした大人の役割です。

子ども自身を支援するだけでなく、子育てについての第一義的責任を有する保護者がそうした役割を果たせるよう、保護者を支援することも重要です。

◆育ちの連続性を大切にし、乳幼児期から青少年期に至る成長を長い目でとらえていく

乳幼児期の育ちや学びは、人間形成・人格形成の基盤となるものです。その基盤は、日々の育ちの積み重ねの中で培われていきます。日々連続する育ちが積み重なってこそ、人間としての基盤が形成されていきます。子ども・青少年の成長を連続して支えていくために、家庭、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、地域へと育ちの場所が変わっても、長い目、広い目で育ちをとらえ、一貫性のある支援や指導をしていくことが求められます。

◆「子ども・青少年にとって」の視点を全ての市民が共有し、地域で子ども・青少年を育てる

保護者や保育・教育をはじめ支援に関わる人だけでなく、全ての市民が未来を創る子ども・青少年に目を向け、「子ども・青少年にとって」の視点で、彼らの育ちや学びをとらえ、自分にできることはなにかを考えることが、地域で子ども・青少年を育てることにつながります。

横浜で生まれた子どもたちが、地域の温かい関わりの中で豊かに育ち、その育ちが、温かな地域・社会をつくる原動力となるようなまち「よこはま」の実現を目指します。

(2) 計画推進のための基本的な視点

「目指すべき姿」の実現に向けて、次の6つを基本的な視点として、施策・事業を組み立て、推進します。

①「子ども・青少年にとって」の視点での支援

子ども・青少年がそれぞれの持つ力を十分発揮するとともに、大人がその力を引き出し、社会全体で子ども・青少年を育てていくため、全ての子ども・子育て施策において、子ども・青少年の視点に立った施策・事業を展開します。

②全ての子ども・青少年の支援

子ども・青少年の健やかな育ちを等しく保障するため、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援とともに、地域社会で成長する中で必要となる支援を誰もが受けられる環境を整えるため、全ての子ども・青少年を対象とします。

③それぞれの成長段階に応じ、育ちの連続性を大切にす一貫した支援

人が健全で幸福な成長発達を遂げるためには、各成長段階で達成しておかなければならない課題があり、次の成長段階にスムーズに移行するためにも、それぞれの成長段階で習得しておくべき課題があると言われています。

子どもの育ちを支援していくために、子どもがそれぞれの成長段階に必要な体験を積み重ね、充実した日々を過ごすことができるようにするとともに、それぞれの成長段階に応じた育ちや学びが連続性を持って積み重なるよう、子どもの育ちに関わる大人、関係機関、地域が連携し、支援の連続性・一貫性を大切にしていきます。

④子どもの内在する力を引き出す支援

子ども・青少年には、自ら育とうとする力、生き方を切り拓いていこうとする力が内在しています。一人ひとりが自分の良さや可能性を見つめ、自己肯定感を高めながら内在する力を自ら発揮することができるよう、大人が子どもに全幅の信頼を置き、その力を引き出していくという子ども・青少年への共感のまなざしと関わりを大切にしていきます。

⑤家庭の子育て力を高めるための支援

子どもと関わり、育てることは、大人の生き方を豊かにしていくものです。そうした意識を醸成し、子育て家庭が安心して楽しみながら子育てができるよう、妊娠、出産、子育てに対する保護者の不安や負担を軽減するとともに、子どもと向き合い、成長を喜び合えるような家庭の子育て力を高めるための支援を行います。

⑥様々な担い手による社会全体での支援 ～自助・共助・公助～

家庭や行政だけでなく、地域、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、企業など、社会におけるあらゆる担い手が、子ども・子育て支援や青少年育成を自らの課題としてとらえ、「自助・共助・公助」の考え方を大切にしていきます。全ての子ども・青少年に豊かな育ちを保障するために、様々な立場でそれぞれの役割を担いながら、社会全体で積極的に関わっていきます。

様々な人たちが、課題認識から役割の自覚、具体的行動へと移行できるよう、子ども・子育て家庭とのつながりづくりや、交流・活動への参加機会の確保、担い手を支える仕組みづくり、支援機関・支援者の連携促進など、人材の発掘、育成にも一層注力していきます。

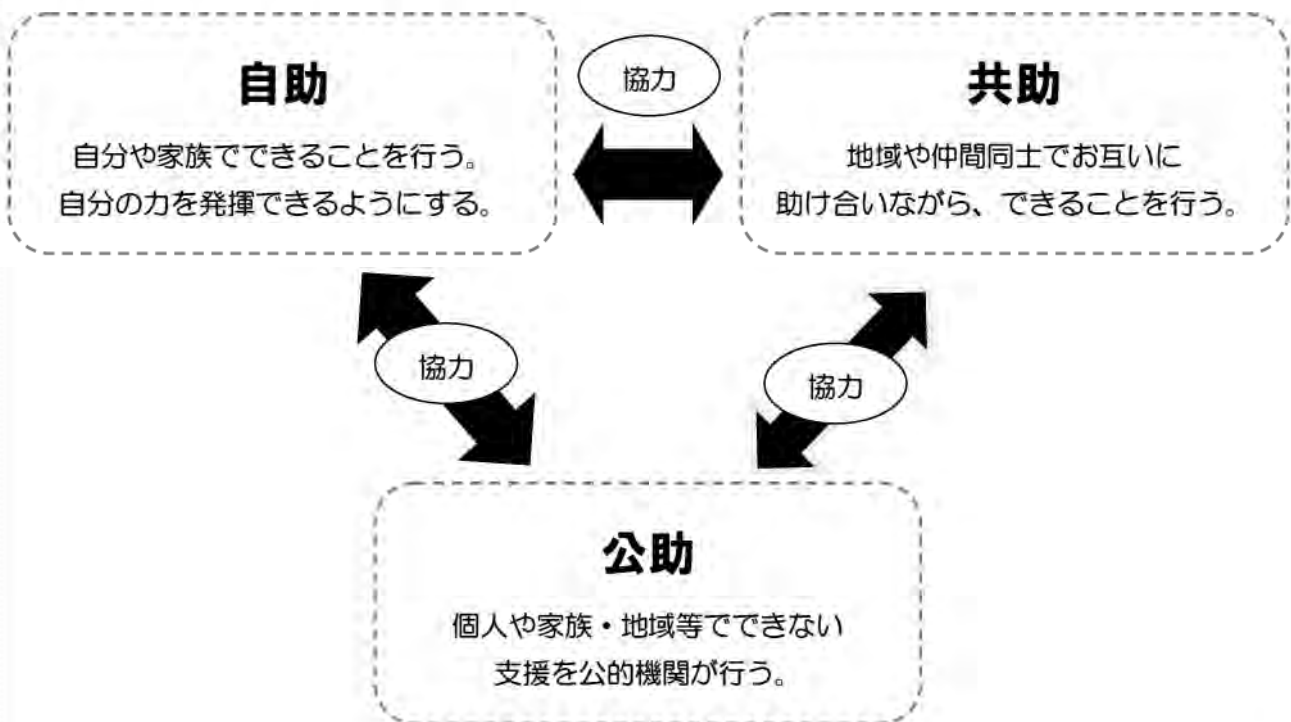
◆子ども・子育て支援における「自助・共助・公助」とは…

日常生活の中で起こる様々な問題は、まず、自分や家族の努力によって解決し（自助）、自分や家族で解決できない問題は、住民同士や関係機関・団体など、地域によって解決を図り（共助）、更に地域でも解決できない問題や行政が担うべき問題は行政で解決する（公助）といった重層的な取組が必要です。

子ども・子育て支援においても、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する（自助）という基本的認識の下に、地域、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、企業など、社会におけるあらゆる担い手がそれぞれの役割を果たす（共助・公助）とともに、相互に協力していくことが必要です。

全ての子ども・青少年に豊かな育ちを保障するために、様々な立場でそれぞれの役割を担いながら、社会全体で積極的に関わっていきましょう。

～社会全体で取り組む子ども・子育て支援～



第4章 施策体系と事業・取組

(1) 施策分野・基本施策とその関係性

目指すべき姿、基本的な視点を踏まえ、子ども・青少年への支援、子育て家庭への支援、社会全体での支援を進めるため、3つの施策分野と9つの基本施策により、計画を推進します。

ア 子ども・青少年への支援

施策分野1 子ども・青少年が様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる

基本施策① 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

基本施策② 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

基本施策③ 障害児への支援

基本施策④ 若者の自立支援の充実

イ 子育て家庭への支援

施策分野2 出産・子育てがしやすく、子育てが楽しいと思える環境をつくる

基本施策⑤ 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

基本施策⑥ 地域における子育て支援の充実

基本施策⑦ ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力（DV）への対応と未然防止

ウ 社会全体での支援

施策分野3 自助・共助・公助の意識を大切にし、社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる

基本施策⑧ 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

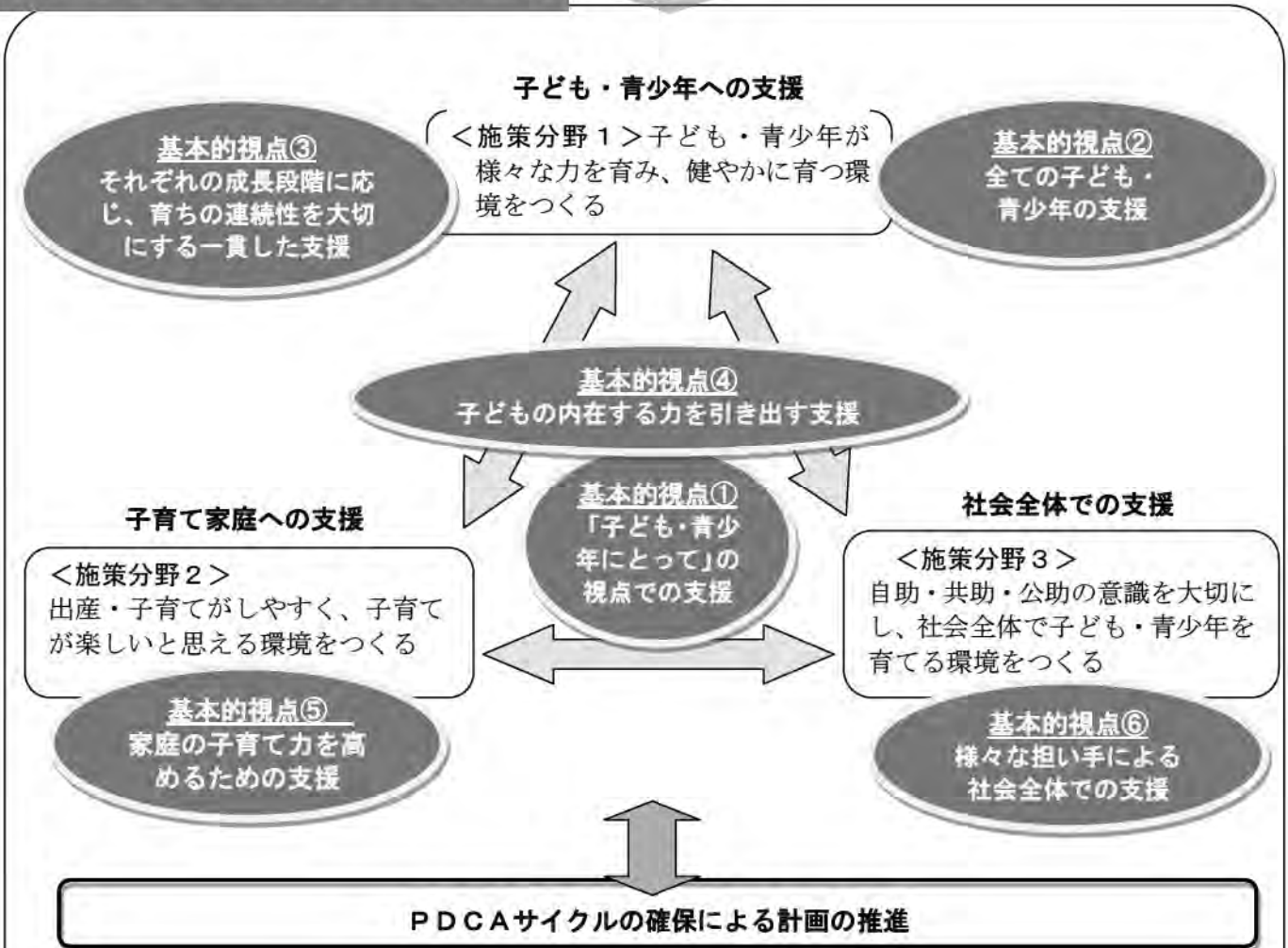
基本施策⑨ ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にするまちづくりの推進

目指すべき姿

未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」

- 子ども・青少年は、未来を創る力である
- 子ども・青少年の持つ力を、大人が関わりを通して最大限引き出す
- 育ちの連続性を大切にし、乳幼児期から青少年期に至る成長を長い目でとらえていく
- 「子ども・青少年にとって」の視点を全ての市民が共有し、地域で子ども・青少年を育てる

基本的視点と施策分野・基本施策



施策分野 1	基本施策①	乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援
	基本施策②	学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進
	基本施策③	障害児への支援
	基本施策④	若者の自立支援の充実
施策分野 2	基本施策⑤	生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実
	基本施策⑥	地域における子育て支援の充実
	基本施策⑦	ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力（DV）への対応と未然防止
施策分野 3	基本施策⑧	児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実
	基本施策⑨	ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にするまちづくりの推進

(2) 各施策における現状と課題及び今後の方向性

施策分野 1 子ども・青少年が様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる《子ども・青少年への支援》

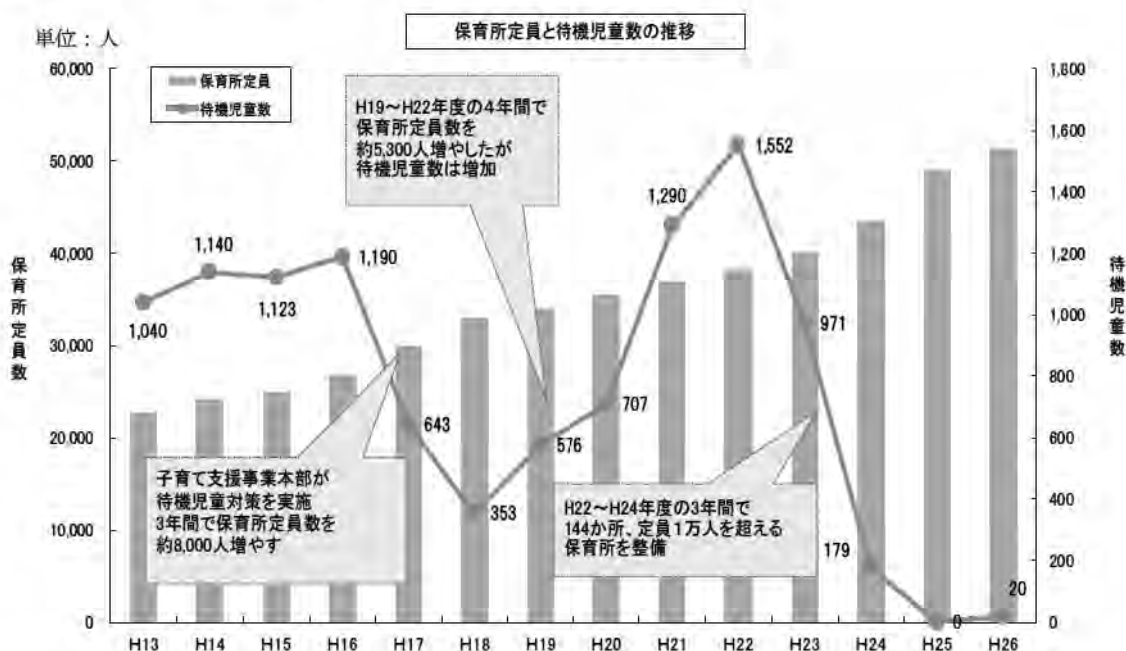
基本施策① 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

〈1〉現状と課題

◆「保育・教育」ニーズの増加と多様化

- 平成27年度から施行される新制度では、それぞれの地域における保育・教育、地域の子育て支援等に関するニーズを踏まえ、保護者の就労状況や経済状況等にかかわらず、全ての子ども・子育て家庭に質の高い乳幼児期の保育・教育及び地域の子ども・子育て支援を総合的に提供していくことが求められます。
- 現在、本市では0歳児のうち約6人に1人、1歳児以降は約3人に1人が保育を利用しています。また、3歳児のうち半数以上が、4、5歳児では約3人に2人が幼稚園を利用しています。
- 近年の社会経済情勢の変化を受けて、働く女性が増えています。そのため、保護者の就労時間帯の子どもの預かりに対するニーズが増加し、保育所の利用希望は年々増加しています。一方、幼稚園の通常の時間帯の利用は減少傾向にあります。一方、「幼稚園の教育を受けさせたい」という保護者の思いも依然として強く、幼稚園における長時間（1日おおむね11時間）の預かり保育や認定こども園の利用も増えています。
- これまで本市では、増え続ける保育所入所申込者に対応するため、保育所の整備を積極的に進め、10年間（平成15年度から平成24年度まで）で新たに約24,000人分の保育所定員を確保し、約2倍に拡大するとともに、幼稚園における長時間（1日おおむね11時間）の預かり保育を充実してきました。そして、平成22年度からは待機児童対策を本市の重点施策とし、ハードとソフトの両面から取組を進めてきた結果、平成25年4月1日時点の待機児童数は、「横浜市中期4か年計画2010～2013」の目標である0人を達成しました。
- しかし、待機児童ゼロ達成による保護者の保育所入所に対する期待の高まりなどにより、平成26年4月の入所申込みの増加数は4,114人という過去最大の伸びとなり、特に1歳児の増加が顕著でした。平成26年4月1日に向けてあらゆる手を尽くしましたが、待機児童数は20人となり、2年続けてのゼロ達成とはなっていません。全ての子どもに質の高い乳幼児期の保育・教育を保障するため、子どもを豊かに育む保育・教育の環境を整えていくとともに、多様な市民ニーズに迅速・的確に対応していくことが必要です。
- 本市調査では、未就学児を持つ家庭において、現在就労していないが就労を希望している保護者のうち、一番下の子どもが大きくなったら就労したいと考えている割合は、父親が8.4%、母親が54.5%となっています。特に、母親について、希望する就労形態は「パートタイム、アルバイト等」（28.5%）が最も多く、そのうち「週3日」が約半数（48.5%）、1日当たりでは「5時間以下」が約7割（68.0%）となっており、比較的短時間で働く人の保育ニーズにも対応していくことが必要です。
- 家庭で子育てをしていますが、保護者の病気やけが、育児疲れによるレスパイト（休息、息抜き）など、一時的に子どもを預ける必要が生じる場合がありますが、日常的に子どもを預かってもらえる親族や知人がいる人は27.4%にとどまっており、緊急時でさえも預けられる親族や知人がいない人が16.6%となっています。そのため、一時的に預けられる場の充実が求められています。

★保育所定員と入所児童数・待機児童数の動向



◆一人ひとりの発達に応じて、その時期にふさわしい育ちを丁寧に積み重ねていく必要性

○乳幼児期は人間形成の基礎をつくる時期です。この時期の育ちで大切なことは、一人ひとりの発達に応じて、その時期にふさわしい育ちを丁寧に積み重ねていくことです。そのため、保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等に基づき、本市が目指すべき姿に到達できるよう、子どもの育ちに関わる家庭、地域、保育所、幼稚園、認定こども園等の子どもが育つ全ての場が連携し、切れ目なく共に育ちを支えていく必要があります。

◆保育所、幼稚園、認定こども園等から小学校への円滑な接続

○小学校へ入学する際、新しい環境である小学校の生活にうまく適応できず、不安になる児童がいます。家庭や保育所、幼稚園、認定こども園等の就学前に培った力を発揮し、安心して小学校生活をスタートできるよう、小学校への円滑な接続を図っていく必要があります。

○小学校以降も、これまでの育ちを踏まえながらその後を見通し、長い目で子どもの育ちをとらえ、また育ちの連続性を大切にしていけることが重要です。保護者や地域と「共に育てる意識」を高められるよう、子どもの育ちと学びを支える人的環境を豊かにしていく必要があります。

◆保育士、幼稚園教諭、保育教諭等の確保及び保育・教育の質の維持・向上

○保育所、幼稚園、認定こども園等の整備・拡充に伴い、保育・教育の基盤となる保育士、幼稚園教諭、保育教諭等、人材の確保が急務となっています。また、各施設では、人材の定着も重要な課題となっています。

○併せて、子どもの豊かな育ちのため、保育士、幼稚園教諭、保育教諭等の資質向上による保育・教育の質の維持・向上が求められています。

◆障害のある子どもなど特別な支援が必要な子どもとその家庭への支援

- 障害のある子どもや医療的ケアが必要な子どもなど、特別な支援を必要とする子どもが、その子の特性や発達に応じて保育・教育を受けられる環境を整えるとともに、障害の状況に応じたきめ細かな支援を行う必要があります。
- こうした子どもたちへの支援に当たっては、子どもの育ちの連続性を大切にしながら、家庭や地域、保育所、幼稚園、認定こども園、関係機関等が連携し、連続性・一貫性を持って支援を継続していくことが求められています。
- また、例えば、子どもに対して保護者の不適切な養育が疑われる場合、保育所、幼稚園、認定こども園等は自治体や関係機関と連携し、適切な対応を図っていく必要があります。児童虐待防止など社会的養護の観点からも、保育所をはじめとした施設の果たす役割が大きくなっています。

◆学齢期の児童への対応

- 小学校就学後の学齢期は、生きる力を育み、調和のとれた発達を図る重要な時期です。そのため、放課後においても、子どもの発達段階に応じた、様々な取組や工夫を行う必要があります。
- 子育て家庭の保育ニーズの増大や多様化に伴い、子どもの小学校入学を機に仕事と育児の両立が困難になる、いわゆる「小1の壁」を打破する必要があります。
- また、小学生の放課後児童育成事業の質の維持・向上を図るため、研修会等の開催を通じて、活動に関わる人材の専門性や資質を高めていく必要があります。児童の成長・発達に応じた支援者としての役割を十分に理解し、いろいろな遊びや過ごし方を引き出せるような人材の育成が必要です。

〈2〉施策の目標・方向性

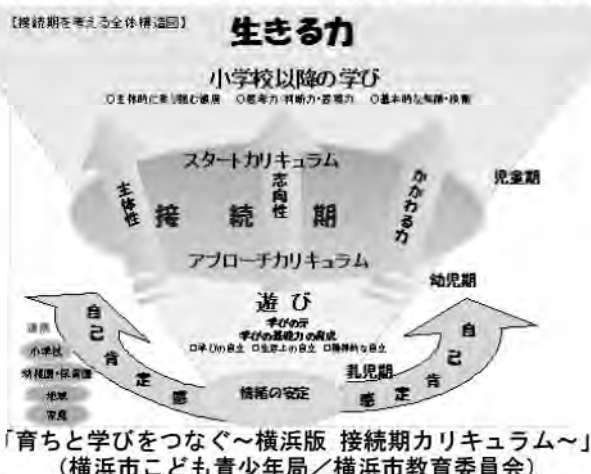
【1】質の高い乳幼児期の保育・教育基盤を確保します。

- 「子どもにとって」、「子ども・青少年の成長を長い目でとらえる」という本市の理念に基づき、子どもたち一人ひとりが自分の良さや可能性を大切にし、自らの豊かで幸せな生き方を切り拓く力や他者を思いやる心を育むことができるよう、保育・教育に関する施策を推進します。
- 乳幼児期の保育・教育を一体的に提供する幼保連携型認定こども園を推進することにより、安定的な保育・教育基盤を確保します。
- 一人ひとりの発達に応じた乳幼児期からの育ちの積み重ねを大切にし、子どもの育ちと学びの連続性・一貫性（※）を保障する保育・教育を目指します。また、保育所や幼稚園、認定こども園等で培った力を発揮し、安心して小学校生活をスタートできるよう乳幼児期の保育・教育と小学校教育の円滑な接続を目指します。
- 保護者が園行事や一日保育士体験などに参加し、直接関わることで、保育所、幼稚園、認定こども園等での保育・教育について理解を深めるとともに、子どもの様子や学ぶ姿を知り、子どもへの理解を深めながら、園と家庭が連携して共に育てることの大切さについて意識を高めます。
- 平成 25 年度から受審を義務化した保育所の福祉サービス第三者評価の充実を図り、その他施設・事業等の評価の仕組みについて検討を進めます。
- 待機児童対策を継続するとともに、新制度の下、既存の保育・教育資源を最大限活用しながら、多様な保育・教育ニーズに対応するための基盤確保を推進します。
- 地域型保育事業など低年齢児のための保育基盤の確保に当たっては、卒園後に連携施設などで安心して新しい生活がスタートできるよう、円滑な接続に配慮します。
- 保護者の様々なニーズに対し、適切な保育・教育の利用につなげる利用者支援を推進します。

※子どもの育ちと学びの連続性・一貫性

乳幼児期の育ちや学びは大人になってからの活動や生き方の基盤をつくります。子どもは一日一日を積み重ねて成長していきますが、家庭、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校など育ちの場が変わっても、何ら変わることなく、子どもの育ちと学びは連続していきます。子どもの育つ力、学ぶ力にはしっかりとつながりがあることが分かります。それが「連続性」です。

また、育ちの場がかわっても、子どもの成長を連続して支えていくためには、子どもの成長を長い目で見通した一貫性のある支援や指導が必要となります。長い目で見ての子どもの育ちを実現するためには、そうした子どもたちの育ちと学びを「連続性・一貫性」を持ってつないでいくことが非常に重要です。



【2】多様な「保育・教育」ニーズへの対応と充実を図ります。

- 子どもの健やかな育ちを支え、保護者の多様な働き方への対応や子育てに対する不安感・負担感の軽減を図るため、一時預かりなど多様な保育・教育の場を確保します。また、各区に保育コンシェルジュを配置し、多様な保育・教育ニーズに対してきめ細かに相談、情報提供を行い、適切へと利用に結び付けます。
- 障害のある子どもへの保育・教育の場として、市立保育所や民間認可保育所、横浜保育室、幼稚園、認定こども園での積極的な受入れのための体制の充実や保育者の専門性の向上を図るとともに、特性や成長に合わせた支援を行います。

【3】放課後の居場所を充実させます。

- 全ての子どもたちが豊かな放課後を過ごせるよう、発達段階に応じた主体的な生活や遊びを通じて、きめ細かい対応を行うとともに、学校、家庭、地域等が連携し、様々な体験・交流活動の機会を提供します。
- 保育・教育基盤の充実に伴い増加する留守家庭の子どもたちの居場所を充実させます。そのため、全ての小学校で、はまっ子ふれあいスクールから放課後キッズクラブへの転換を進めるとともに、放課後児童クラブについて耐震化や面積確保等のための分割・移転等を進めます。

【4】人材の確保、定着、育成及び質の維持・向上を進めます。

- 保育・教育の基盤となる人材を確保するため、県や他の指定都市、中核市と共に「かながわ保育士・保育所支援センター」を運営するほか、養成校への出張就職ガイダンスや私立保育所バス見学ツアー、潜在保育士向け就職面接会の開催、宿舍借り上げ支援等を実施します。併せて、認定こども園への円滑な移行促進のため、保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を併有するための支援を行い、保育教諭の確保に取り組みます。また、人材の定着に向け、施設長等に対する働きやすい環境づくりに関する研修を実施します。
- 保育士や幼稚園教諭、保育教諭等が仕事に対する誇りを持ち続け、専門性や実践力を高められるようにするため、人材育成研修を充実します。また、実践研究を進め、保育・教育における課題や目指すべき姿を明らかにしながら実践を積み重ねることにより、保育・教育の質の維持・向上を目指します。そして、研究の成果を生かし、子どもの豊かな育ちにつなげます。
- 「保育資源ネットワーク」(※)を構築し、保育所、幼稚園、認定こども園等の職員が共に研究や研修を行うことで、それぞれの施設における保育・教育の質の維持・向上につながるようにしていきます。
- 園における保育・教育の振り返りや子どもの育ちに関する改善がPDCAサイクルで行われるよう、保育・教育の本質を見つめ、子どもの育ちという観点からの自己評価、外部評価に取り組みます。
- 小学生の放課後児童育成事業の質の維持・向上を図るため、研修会等の開催を通じて、活動に関わる人材の専門性や資質を高めていきます。子どもたちを巡る様々な課題は放課後児童育成事業においても同様であり、あらゆる場で切れ目のない支援を行っていきけるよう、子どもの育ちや児童の健全育成に関する専門的な知識と経験に対する研修等により、資質の向上を図ります。

※「保育資源ネットワーク」とは、保育資源における「保育の質（専門性）の向上」と「地域の子育て支援の充実」を図ることを目的とした事業です。より身近な規模の保育資源のネットワークを構築し、保育に関するノウハウや情報の共有を図り、保育の実践研修、子育て支援に関するイベントを共同実施する等、様々な取組を行います。

◆指標

指標	直近の現状値	目標値 (31年度末)
保育所待機児童数	20人 (26年4月)	0人 (32年4月)
保育所・幼稚園・認定こども園と小学校との円滑な接続のためのカリキュラムの実施率	47.1% (25年度)	65%
放課後19時までの居場所づくり	①26.0%	①100% (全校)
①放課後キッズクラブの整備率	② 8.0%	②100% (分割・移転 を終えた全クラブ)
②必要な分割・移転を終えた放課後児童クラブの割合	(25年度)	

【コラム】保護者の一日保育士体験

保護者が子どもが入所している保育所において、子どもたちと一緒に時間を過ごす中で、保育内容や保育士の仕事への理解を深め、保育所は育児不安が軽減するような働きかけを行うことにより、保護者と保育所が連携して子どもの成長を支え合う機会となっています。

一日保育士体験では、従来行われている保育参観や保育参加等に比べ、より深く保育に関り、活動へ参加する仕組みになっています。事前のオリエンテーションに参加し、保育所の守秘義務や衛生管理、安全管理等について説明を受けます。

体験する内容は、子どもの一日の生活に沿って行われ、生活と遊びの場面での介助が中心です。生活の場面では、手洗い、うがい、排せつや着替えの介助、食事の準備や片づけ、お昼寝の寝かしつけ等を行います。

遊びの場面では、園庭でサッカーなどをして遊ぶほか、散歩、リズム遊び、制作活動などを子どもたちと一緒にを行います。保護者自身が得意なものを披露する園もあり、折り紙やピアノの演奏、フラダンスなども行っています。また、絵本や紙芝居の読み聞かせをする園も多くあります。

参加者からは、「日中の子どもたちの保育園での様子がよく分かった」、「わが子が集団の中で頑張っている姿が見られた」、「保育士の大変さが分かった」、「子どもへの関わり方が分かった」などの感想が聞かれ、保育に対する意見は保育所も参考にしています。

〈3〉主な事業・取組

○保育・教育基盤整備事業 ※第5章に5年間の量の見込み、確保方を記載

待機児童解消や多様な保育・教育ニーズへの対応を図るため、既存の保育・教育資源を最大限に活用するとともに、必要な保育所及び幼保連携型認定こども園、小規模保育事業などの地域型保育事業等を整備します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①利用定員(1号) ②利用定員(2、3号)	①54,818人(25年度) ②60,003人(26年4月)	①48,797人 ②69,986人

○保育コンシェルジュ事業 ※第5章に5年間の量の見込み、確保方を記載

保育・教育を希望する保護者の相談に応じ、個別のニーズや状況に合った保育・教育の情報提供を行い、利用につなげる保育コンシェルジュ(専門相談員)を各区こども家庭支援課に配置し、保護者のニーズと保育・教育を適切に結び付け、子育て家庭への支援を図るとともに、待機児童の解消につなげます。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
実施箇所数	18か所 (25年度)	18か所

◆保育・教育の利用に係る支給認定区分について

新制度では、保育・教育施設及び事業の利用に当たっては、保育・教育を受けるための支給認定を受ける必要があります。

支給認定区分	年齢	保育の必要性	保育・教育時間	利用できる施設
1号認定	満3歳以上	なし	教育標準時間 (1日おおむね4時間)	・幼稚園 ・認定こども園(幼稚園部分)
2号認定	満3歳以上	あり	保育標準時間 (1日11時間まで) 保育短時間 (1日8時間まで)	・保育所 ・認定こども園(保育所部分)
3号認定	3歳未満	あり	保育標準時間 (1日11時間まで) 保育短時間 (1日8時間まで)	・保育所 ・認定こども園(保育所部分) ・地域型保育事業など

【コラム】公共建築物における木材の利用を促進します！！

木材は、断熱性、調湿性に優れているほか、長期間にわたって炭素を貯蔵できる資材であるとともに、再生可能な資源であり、エネルギー源として燃焼しても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えないなどの特性を有しています。このため、木材の利用を促進することにより、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成や、二酸化炭素の排出の抑制及び建築物等における炭素の蓄積の増大を通じた地球温暖化の防止、循環型社会の形成、水源のかん養等に貢献することが期待されています。

平成 22 年に制定された「公立建築物における木材の利用の促進に関する法律」に基づいて、市内の公共建築物の整備において木材の利用の促進を図るための「横浜市の公共建築物における木材の利用の促進に関する指針」を平成 26 年 4 月に決めました。乳幼児期の保育・教育基盤の整備に当たっては、この指針に基づいて、建物の木造化、内装の木質化を促進していきます。



☆「横浜市の公共建築物における木材の利用の促進に関する指針」とは…

- 積極的に木造化・内装等の木質化を促進
- 低層の公共建築物については、原則として木造化
- 市民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に木質化
- 木材利用の普及・PRの推進

【コラム】よこはまECO保育所ってご存じですか？

本市では、温室効果ガスを 2020 年度までに 1990 年度比で 25%以上削減することを目指しています。

保育所においても、環境に配慮した施設計画にさせていただくことを推奨し、一定の取組を行った施設に対して「よこはま ECO 保育所」として認証を行っています。認証を受けた施設には、認証プレート・認証書を授与するとともに、本市のホームページで認証園を御案内しています。

☆認証の対象となる主な取組事例

- 木材利用の促進
- 未利用・再生可能エネルギーの活用
- 省エネ機器の導入
- 節水機器の導入
- 緑化の実施
- 使用電力のピークカット
- 室内空気環境の向上



○保育・幼児教育研修及び研究事業

保育・教育の質の維持・向上を図るため、保育士・幼稚園教諭・保育教諭等の専門性や資質を高める研修及び研究を充実させます。

研修においては、経験年数等に応じた研修や課題別研修など、職種や経験別等の研修を実施し、専門性の向上を図ります。

研究においては、保育者の関わりや環境構成、子どもの育ちの姿を読み取るなど、日々の保育実践を通して、明らかになった課題について専門家の指導・助言を受けながら主体的に取り組みます。また、公開保育等を行い、実践者と参加者が学び合うことにより、保育についての理解を深めたり、実践力を高めたりします。

なお、保育教諭に関する研修については、学識経験者等も含めて検討委員会を設置し、これまでの保育士や幼稚園教諭の研修を鑑みながら検討を行い、研修の体制を整えていきます。

また、一般社団法人横浜市私立保育園園長会が実施する保育士及び施設長向け研修、保育センター研修事業、公益社団法人横浜市幼稚園協会が実施する幼稚園教職員の研修・研究事業、父母組織の活動強化費等を助成します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①保育所職員等研修参加者数(各区連携研修含む)	①27,235人	①32,500人
②私立保育園園長会研修参加者延べ人数	②2,744人	②3,000人
③白峰学園保育センター研修参加者延べ人数	③1,722人	③1,722人
④幼稚園における研究・研修への教職員参加者延べ人数	④22,716人 (25年度)	④23,000人

○乳児期・幼児期・小学校の連携・接続に関する研修・研究事業

幼児期の保育・教育と小学校教育の円滑な連携・接続を目指すために、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校等の職員を対象に、ワークショップ型の合同研修会を行い、園と学校の相互理解を深めます。また、地域ぐるみで円滑な連携・接続を目指すため、保護者・地域と共に学ぶ子育て講演会等の研修を推進します。

また、幼児期から小学校以降にわたり、子どもたちの育ちと学びが連続性・一貫性を持ったものとなるように、平成24年に策定した「育ちと学びをつなぐ～横浜版接続期カリキュラム～」の考え方にに基づき、実践を通じた研究を継続して行っています。実践研究においては、7年間の「幼・保・小連携推進地区事業」や3年間の「接続期カリキュラム実践事例研究」の実践成果を基に多面的に研究を行い、カリキュラムの改訂の準備を進めます。

子どもの育ちの連続性を図るために、乳児期から幼児期における小規模保育事業等から連携施設への円滑な接続等についても、検討します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
育ちと学びをつなぐ～横浜版接続期カリキュラム～	—	改訂 (28年度)

○幼稚園での預かり保育 ※第5章に5年間の量の見込み、確保方を記載

認定こども園・幼稚園で、在園児を主な対象とした一時預かりを実施します。

さらに、就労等を理由に定期的な長時間の預かりを希望するニーズに対応するとともに、待機児童の解消を図るため、長時間保育を実施します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
利用者数(年間)	1,025,333人 (25年度)	1,279,613人

○保育所等での一時保育 ※第5章に5年間の量の見込み、確保方を記載

保護者等のパート就労や病気等により一時的に家庭での保育が困難な場合や、保護者のリフレッシュのために、保育所、認定こども園、横浜保育室で子どもを一時的に預かります。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
延べ利用者数(年間)	159,389人 (25年度)	380,529人

○24時間型緊急一時保育 ※第5章に5年間の量の見込み、確保方を記載

保護者の病気や仕事などで、緊急に子どもを預けなければならなくなった時、保育所で一時的にお預かりします。夜間・宿泊も含め、24時間365日対応します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
延べ利用者数(年間)	2,022人 (25年度)	3,504人

○休日保育(一時保育) ※第5章に5年間の量の見込み、確保方を記載

仕事の都合などにより、日曜や祝日に家庭で保育ができないとき、保育所で子どもを預かります。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
延べ利用者数(年間)	476人 (25年度)	4,157人

○乳幼児一時預かり ※第5章に5年間の量の見込み、確保方を記載

生後57日～小学校入学前の子どもを、理由を問わず一時的に預かります。

子育て中の保護者が、少しの間子どもと離れて、リフレッシュしたり、用事を済ませたりできる機会を提供することにより、子育てに伴う身体的・精神的負担感の軽減を図ることを目的としています。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
延べ利用者数(年間)	67,804人 (25年度)	87,840人

○横浜子育てサポートシステム ※第5章に5年間の量の見込み、確保方策を記載

横浜子育てサポートシステムは、安心して子育てができるよう、地域ぐるみの子育て支援や、仕事と育児を両立できる環境をつくることを目的とした会員制の有償の支え合い活動です。「子どもを預かってほしい人」が利用会員として、「子どもを預かる人」が提供会員として登録し、会員相互の信頼関係の下に子どもの預け、預かりを行います。地域の中で子どもを預けたり、預かったりすることで人と人のつながりを広げ、地域ぐるみの子育て支援を目指しています。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
延べ利用者数(年間)	45,799人 (25年度)	57,953人

○障害のある子どもへの保育・教育の提供体制の整備

障害のある子どもへの保育・教育の場として、保育所や幼稚園、認定こども園など 583 か所で約 2,500 人(25年度)の子どもを受け入れています。

今後、全園を対象とした障害のある子どもへの理解を深めるスキルアップ研修等の実施により、積極的な受入れを促進していきます。

○延長保育事業 ※第5章に5年間の量の見込み、確保方策を記載

多様化する就業形態に対応するため、保育所や認定こども園等において、保育時間(8時間・11時間)を超える時間帯の保育を実施します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
利用者数(夕延長)	5,888人(月) (25年度)	21,278人(月)

○病児保育事業、病後児保育事業 ※第5章に5年間の量の見込み、確保方策を記載

病気又は病気回復期で集団保育が困難な児童を預かる医療機関併設の病児保育と病気回復期の児童を預かる保育所併設の病後児保育を実施します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①病児保育実施か所数 ②病後児保育実施か所数	①17か所 ②4か所 (26年度)	①27か所 ②4か所

○保育士就職面接会

保育士資格を持ちながらも現在保育士として働いていない、いわゆる潜在保育士の復職を支援するために、ハローワークの協力を得て、保育所等運営法人参加による就職面接会を実施し、保育士の確保に努めます。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
面接会参加者数	292人(5回延べ) (25年度)	2,000人(30回延べ) (平成27～31年度)

○幼稚園教諭と保育士資格を併有する「保育教諭」の確保

幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を持つ「保育教諭」を確保し、新制度における幼保連携型認定こども園への円滑な移行促進します。そのため、幼稚園教諭免許、保育士資格のいずれか一方のみを所有する人が、「保育教諭」になるために必要なもう一方の免許・資格を取得するための支援を行います。

【コラム】保育教諭とは…

平成24年8月、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（「改正認定こども園法」といいます。）により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」として、新たな「幼保連携型認定こども園」が創設されました。

新たな「幼保連携型認定こども園」は学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、配置される職員は、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有する「保育教諭」である必要があります。

この新たな「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を進めるため、改正認定こども園法の施行後5年間は、「幼稚園教諭免許状」又は「保育士資格」のいずれかを有していれば、「保育教諭」として勤務できる経過措置が設けられており、この間にもう一方の免許・資格を取得する必要があります。

なお、この経過措置期間中に幼稚園教諭免許状、保育士資格を有し幼稚園・保育所等において一定の実務経験を有する者を対象として、保育士資格・幼稚園教諭免許状の取得に必要な単位数等の特例を設け、免許・資格の併有を促進する制度（厚生労働省）もあります。

○放課後児童育成事業 ※第5章に5年間の量の見込み、確保方策を記載

全ての子どもたちが豊かな放課後を過ごせるよう、様々な取組を実施します。

「はまっ子ふれあいスクール」は、全ての児童の創造性、自主性、社会性などを養うため、学校施設を利用して、異年齢児間の遊びを通じた交流を促進します。

「放課後児童クラブ」は、放課後児童健全育成事業として、保護者が労働等により、放課後に帰宅する時間帯に家庭にいない児童に対し、地域の理解と協力の下、放課後に安心して過ごせる場を提供します。

「放課後キッズクラブ」は、学校施設を利用し「はまっ子ふれあいスクール」の全ての児童の交流の場と「放課後児童クラブ」の留守家庭児童対応の場の役割を兼ね備えた事業として、安全で快適な放課後の居場所を提供します。

今後、全ての小学校で、はまっ子ふれあいスクールから放課後キッズクラブへの転換を進めるとともに、放課後児童クラブについて耐震化や面積確保等のための分割・移転等を進めます。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①留守家庭児童対応の定員数	①11,761人<登録児童数>	①24,463人
②放課後キッズクラブの実施校数	②89校	②全校
③必要な分割・移転を行う放課後児童クラブ数	③12クラブ (25年度)	③必要な分割・移転を終えた全クラブ

◎全ての子どもたちが参加できる異年齢児間の遊びを通じた交流の場は全小学校に整備しており、継続して実施します。

【コラム】放課後キッズクラブと放課後児童クラブ、どう違うの？

《放課後キッズクラブ》は、小学校区内に住んでいる全ての子どもたちを対象に、小学校の敷地内で、安全・安心に放課後を過ごすことができる放課後の居場所です。保護者の就労に関わらず、子どもたちが一緒に過ごせること、異なる学年とも交流できることが特徴です。



大口台小学校放課後キッズクラブ
(神奈川区)

放課後キッズクラブの活動時間は、放課後から19時までですが、17時から19時までの時間は、留守家庭児童のための「生活の場」として、「おやつ」を食べて、ゆっくり家族のお迎えを待ちます。

また、放課後キッズクラブでは、参加する子どもたちが、いろいろな学びや遊びを体験できるよう、運営する法人が、地域の協力を得ながら、様々なプログラムを用意しています。

《放課後児童クラブ》(いわゆる学童保育)は、主に就労等で昼間保護者が不在の子どもたちが、放課後を過ごす「生活の場」です。市内の放課後児童クラブは、多くが一軒家やマンションの一室等民間施設で、地域の方や保護者の方が運営にも携わり、活動内容や行事を皆さんのご協力により作り上げていただいています。

小学生という貴重な時期に親も子も、クラブの活動を通じて、たくさんの仲間と親交を深めることができることも放課後児童クラブの特徴のひとつです。

毎日通う子が多く、子どもたちは、放課後児童クラブへ行くと「ただいま」、「おかえり」と家族のように日々過ごしています。学校になじめているかどうか気がかりなときも、丁寧に子どもを見守ってくれるスタッフの方からアドバイスをしてもらい、安心して預けることができます。



みつばち学童クラブ
(金沢区)

◆全ての小学生にとって豊かな放課後を… <放課後児童育成事業の基本的な考え方>

小学校就学後の学齢期は、子どもが生きる力を育み、調和のとれた発達を図る重要な時期です。全ての子どもたちにとって安全で豊かな放課後等の居場所を確保することを目的としている放課後児童育成事業は、子どもたちの成長・発達に大きな影響を与えるものであり、学校教育と同様に非常に重要と考えます。そこで、本市では、運営主体・スタッフ・保護者とが連携・協力して実施する放課後等の活動を通じて、子どもたち一人ひとりが自分の良さや可能性を大切にし、自らの豊かで幸せな生き方を切り開く力を育むことができる社会の実現を目指します。

●「遊び・異年齢交流の場」と「留守家庭児童の生活の場」の確保

「遊び・異年齢交流の場」は、自然と触れ合う等の体験活動や、地域行事への参加等を通じて、様々な体験・交流活動の機会を提供します。

「留守家庭児童の生活の場」は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童が放課後に安心して過ごせる場を提供し、留守家庭児童の健全育成を図ります。

●障害のある子どもたちの参加と、要支援家庭への対応

障害のある子どもたちにとっても、安全に安心して参加できるように十分に配慮するとともに、障害の有無に関わらず、いろいろな仲間と遊び過ごすことによって、子どもたちの「障害」についての理解を深めます。

また、支援を必要とする子ども及びその家庭を早期に発見し、関係機関との連携を図るとともに、地域や社会が保護者に寄り添い、子どもたちの健やかな成長を支援します。

●運営主体の役割と人材の確保及び養成

運営主体は、児童の健全育成の分野における良好な事業実績を有し、安定した運営が見込まれること、専門的な能力を生かした、柔軟な事業が求められます。

なお、事業効果をあげるには、「人材」が鍵となりますので、専門的な研修等の実施により、スタッフの資質向上を図ります。

●保護者の関わり

保護者が子育てにおける第一義的責任を有するという基本認識の下、保護者会への参加や、各事業で実施するプログラムへの協力等、保護者の積極的な関わりを促進します。

●地域のネットワーク推進

学校、保護者、地域の間で緊密に連携を図るとともに、地域の資源を十分活用し、放課後等の居場所のネットワークを築くことで、地域の大人たちの子育てへの関心を高めます。

さらに、大学や企業等、より広い観点からの支援も積極的に受けて、様々な体験の中で子どもたちが成長していくことも重要です。

※この内容は、「放課後児童育成施策の推進に当たっての基本的な考え方」に基づいています。

「放課後児童育成施策の推進に当たっての基本的な考え方」は、平成17年12月に、運営主体・スタッフ・保護者と施策の理念や役割などを共有するために策定した「放課後児童育成施策基本指針」を基に、平成27年4月に施行される「子ども・子育て支援新制度」や社会経済情勢の変化等を踏まえ、外部有識者等で構成する「横浜市放課後子どもプラン推進委員会」での懇談を経て、平成26年10月に改定しました。

～本市における認定こども園の方向性～

(1) 認定こども園について

保育所、幼稚園等のうち、

- ・就学前の子どもに乳幼児期の保育・教育を提供する機能（保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、保育・教育を一体的に行う機能）
- ・地域における子育て支援を行う機能（全ての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能）

を備え、認可・認定基準を満たす施設は、「認定こども園」の認可・認定を受けることができます。

また、認定こども園には、4つの類型（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）が設けられています。



ゆうゆうのもり幼保園(都筑区)

【認定こども園の類型】

幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
認可幼稚園と認可保育所とが連携して一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ	認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ	認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ	幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

(2) 認定こども園の推進に関する基本方針

○本計画では、本市の目指すべき姿として「未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが、自分の良さや可能性を發揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち『よこはま』」を掲げるとともに、計画推進のための基本的な視点として、「子ども・青少年にとっての視点で支援を行う」こととしています。

○子どもたちの「主体性」、「志向性」、「関わる力」を伸ばしていくためには、乳幼児期における育ちの連続性が重要です。併せて、保育所、幼稚園、小学校の「違い」や「連続性・一貫性」を調和させながら、子どもたちの育ちと学びをつなぐための保育・教育を一層進めていく必要があります。

○認定こども園の主な特長として、

- ・子どもが保育・教育を一体的に受けられることに加え、仮に保護者の就労状況が変わったとしても（2号認定から1号認定に変更になった場合など）、受入枠に空きがある場合には、同一の施設に在籍することが可能であること
- ・在園児の保護者の就労状況等の変化だけでなく、今後当面の間見込まれる保育に関する潜在ニーズの顕在化など、様々な保育・教育ニーズに対して、他の施設類型に比べて柔軟に対応することができ、本市の保育・教育施策を長期的、安定的に進めていく上で効果的であること
- ・子育て支援の機能を有し、在宅での子育て家庭への支援の充実につながることなどが挙げられます。

○現在、本市における幼稚園（休園の1園を除く281園）のうち、本市独自の預かり保育（就労要件があり、在園児を対象とした長時間保育）の認定園は170園（平成27年2月1日現在）となつて

います。新制度において、幼稚園は原則として1号認定の子どもが利用する施設であるため、現行の本市の預かり保育実施幼稚園が新制度上で取組を継続するには、幼稚園型認定こども園へ移行する必要があります。

併せて、最終的には3歳未満児の長時間保育も実施する幼保連携型認定こども園を目指すという視点も重要です。

○待機児童対策が本市における重要施策となっていることから、これまで幼稚園から認定こども園への移行支援に先行して取り組んできましたが、今後は、認定こども園の特長を踏まえ、保育所から認定こども園への移行支援についても検討します。

⇒こうしたことを踏まえ、本市における保育・教育資源の柱の一つとして、認定こども園を推進するとともに、最終型として幼保連携型認定こども園への移行を目指すことを基本方針とします。

(3) 本市における認定こども園の位置付け（役割、担う機能のあり方）

(認定こども園の位置付け)

○乳幼児期における育ちの連続性の確保や保育・教育ニーズへの柔軟な対応といった視点から、認定こども園は保護者の就労状況にとらわれない子どもの育ちの場として、本市の保育・教育施策を長期的、安定的に推進するための柱の一つに位置付けます。

(小規模保育等との連携)

○小規模保育等との連携について、認定こども園はモデル的に保育内容の支援、横浜保育室や小規模保育事業等の卒園児の優先的な受入枠の設定を行うこととします。連携に当たっては、3歳を境に子どもの環境が大きく変化すること等による、未就学期の子どもの育ちへの影響についても十分に考慮し、研修等の充実なども視野に入れながら検討を進めることとします。

(認定こども園についての周知)

○認定こども園の推進に当たっては、利用者にとってより分かりやすく、利用しやすいものとなるよう、その意義や役割、特徴について、本市として丁寧な周知、説明を行うことが重要です。

(幼保連携型認定こども園について)

○幼保連携型認定こども園について、次の方向性で進めることとします。

【保育が必要な低年齢児の受入れ】

- ・現在、本市において需要が多い3歳未満児の受入枠の設定を促すこととします（設定が難しい場合は、3歳未満児の保育を実施する施設・事業との連携を義務付けます。）。

【子育て支援の機能】

- ・周辺の地域子育て支援拠点等をはじめ、地域の関係機関と連携し、子育て支援を行います。
- ・併せて、子育て支援（一時預かりや親子の居場所、相談対応、情報提供、育児講座など）に関するニーズが高いことや新制度の施行に伴い、全ての認定こども園において、主に子育て支援を行う主幹保育教諭等が専任化されることなどを踏まえ、実施すべき子育て支援の事業数を増やす（あるいは必須の事業を設ける）ことや子育て支援を実施する場（親子の居場所）を常設とすることなどにより、本市における子育て支援を充実します。

(4) 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行の考え方について

ア 幼稚園から幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園への移行について

- 引き続き、幼稚園から認定こども園への移行支援を進めます。
- 認定こども園に係る国の公定価格の先行きが不透明であり、今後園の移行希望が変動する可能性があることから、全市を対象として設定するとともに、計画中間年（29年度）で見直しを行うことを前提とします。

		方向性
移行対象の区域		全ての区域（全市）
想定する移行園数		60園程度（幼稚園型を40園程度幼保連携型を20園程度を想定）
市計画で定める数 （※）	1号	0（幼稚園からの移行であり、移行に伴う1号枠の拡充は設定しない。）
	2・3号	3号認定：380人、2号認定：660人

※計画で定める数

新制度では、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行を促進するため、事業計画において、量の見込みを超えて認定こども園の認可・認定ができるよう、「都道府県（又は指定都市・中核市）計画で定める数」を記載することとされています。

イ 保育所から幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園への移行について

- 保育ニーズの増加が見込まれる当面の間は、移行に伴う2・3号認定に係る定員の減少を避けることが必要です。
- 当面の間は、待機児童対策の観点から、移行について、1号認定のニーズが充足していない区域を対象とするとともに、計画中間年（29年度）で見直しを行うことを前提とします。ただし、29年度の見直しの際は、最終的に全市で幼稚園と保育所の両方から移行することを想定し、あらためて認定こども園の本来の趣旨（子育て支援の機能も必須としていること、またその対象のほとんどが低年齢児であることなど）を踏まえた議論を行った上で、再度区域の設定を行うこととします。

		方向性
移行対象の区域		当面の間は、1号認定のニーズが充足していない区域
想定する移行園数		当面の間は、原則として、「移行を希望する園」を対象に、対象とする区域においてそれぞれ2～3園程度を想定
市計画で定める数	1号	0（1号認定のニーズが充足していない区域のみ、量の見込みに到達するまで設置が可能。）
	2・3号	0（保育所からの移行であり、移行に伴う2、3号枠の拡充は設定しない。）

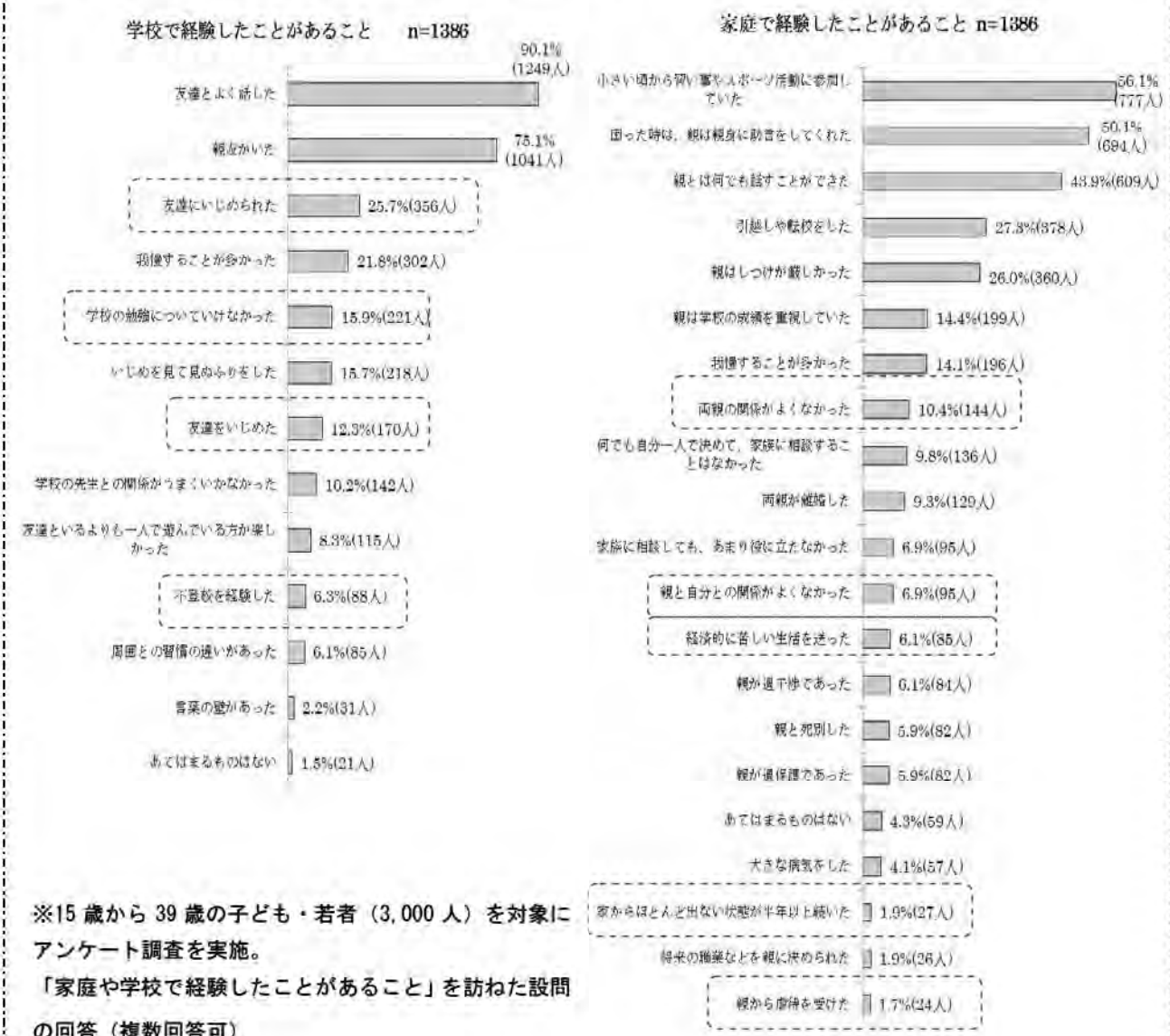
基本施策② 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進**〈1〉現状と課題****◆子ども・青少年育成施策の必要性**

- 子ども・青少年の育ちは、乳幼児期からの育ちの積み重ねの先にあるものであり、子ども・青少年の育成を考える上で、この育ちの連続性を視野に入れることが非常に重要です。
- 学齢期は、生きる力を育み、心身の調和がとれた発達を図る重要な時期です。そのため、放課後等の活動を通じて社会性や自立性を身に付けられるようにしていくことが必要です。
- 一方、「第2章 本市の子ども・青少年や子育て家庭を取り巻く状況と課題」でも述べたように、世帯当たりの子どもの数の減少、単身世帯の増加といった家族のあり方の変化、地域での支え合いなどのつながりの希薄化、情報化社会の進展などにより、子ども・青少年が人とのつながりや支え合いの中で、自分のことを認めてくれる身近な人に出会い、自己肯定感を育んでいくことが難しくなっています。
- 自己肯定感の低下、他者とのつながりの希薄化、居場所がないことなどのリスクが背景にあることから、ちょっとしたつまずきにより、困難な状況がより深刻化する危険性が高まっています。
- いじめ、不登校、ひきこもり、経済的困窮、養育環境における課題など、様々な困難に直面している子ども・青少年に対して、安心して過ごすことのできる環境の中で、自己肯定感を持ち、自分らしさを発揮し、社会で自らの生き方を切り拓いていく力を身に付けられるよう、それぞれの状況に応じた切れ目のない支援を行う必要があります。

◆地域活動の活性化や人材の育成

- 学校以外の団体が行う自然体験活動への参加率が低下傾向にあるなど、近年、子どもの体験活動の場や機会の減少が指摘されています。子ども・青少年が様々な体験活動を通じて、自ら成功や失敗、思いどおりにいかないことに向き合う経験を重ねたり、様々な文化、知識、考え方等に触れて興味、関心を広げたりすることで、自主性や自己選択力を育ていけるよう、青少年育成のための活動の活発化と効果的な推進を図る必要があります。
- 子ども・青少年の育ちを支えるには、子ども・青少年育成に取り組む様々な関係機関や地域が連携して、子ども・青少年一人ひとりを理解し受け止めながら、継続して見守っていくことが重要です。そのため、子ども・青少年の育ちに関わる人々が子どもたちに適切な支援を行えるよう、人材を育成していく必要があります。
- 一方、子どもの育ちや青少年の社会参加を支援することは、地域における多世代交流や住民活動の活性化にもつながります。子ども・青少年の意見を大人が積極的に聞き、地域社会づくりに生かしていくことで、子どもも大人も暮らしやすく、活気にあふれるまちが生まれます。これまで以上に、小中学生・高校生等が地域の様々な活動に参加する機会を増やすことで、子ども・青少年の育成とまち全体の活力向上につなげていくことが望まれます。

★家庭や学校で経験したこと【平成24年度 横浜市子ども・若者実態調査】



※15歳から39歳の子ども・若者(3,000人)を対象にアンケート調査を実施。
「家庭や学校で経験したことがあること」を訪ねた設問の回答(複数回答可)

【参考】

＜学校で経験したこと＞

・「友達にいじめられた」(25.7%)、「友達をいじめた」(12.3%)、「学校の勉強についていけなかった」(15.9%)、「不登校を経験した」(6.3%)などの回答から、多くの子ども・若者が、人間関係や学業面、学校生活において、何らかのトラブルを抱えたことがあると考えられます。

＜家庭で経験したこと＞

・「両親の関係がよくなかった」(10.4%)、「親と自分との関係がよくなかった」(6.9%)、「経済的に苦しい生活を送った」(6.1%)、「家からほとんど出ない状態が半年以上続いた」(1.9%)「親から虐待を受けた」(1.7%)などの回答から、家庭の養育環境において何らかの課題を有する可能性が高い子ども・若者が少なからず存在することも分かりました。

〈2〉施策の目標・方向性

【1】子ども・青少年が自らの生き方を考え、進路を選択する力が身に付けられる環境を整えます。

- 多様な人と関わり合うとともに、様々な活動、文化、自然などに触れる機会を増やし、子ども・青少年が豊かな体験を通して、自ら社会性や進路を選択する力を身に付けられる環境を整えます。
- 小学校就学後の学齢期においては、子どもたちの健全な育成を図ることを目的とした放課後等における遊び・異学年の交流の場が必要です。このため、学校、家庭、地域がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ連携・協力し、様々な体験・交流活動の機会を提供します。
- 多様な人、様々な文化、知識、考え方、自然に触れ、子ども・青少年が心身共に健やかに成長できるように、青少年関連施設、野外活動センター、プレイパーク等における活動機会、体験プログラム、日常的に体を動かす機会の拡充を図ります。
- 青少年の成長を支援し、社会参画に向かう力を育成するため、中学生・高校生世代を中心とした地域参画へのきっかけづくりや、仲間や異世代との交流、社会参加プログラム等を充実させていきます。

【2】子ども・青少年を取り巻く課題に対し、育ちの連続性を視野に入れ、社会全体で早期発見、早期支援に取り組みます。

- 青少年の地域活動拠点や身近な居場所づくりを進め、学校、区役所、家庭、身近な居場所、関係機関等のネットワークづくりや地域との連携により、青少年の交流や地域資源を活用した体験活動を充実するとともに、青少年を取り巻く困難やリスクの早期発見、早期支援に取り組みます。
- いじめ、不登校、ひきこもり、経済的困窮、養育環境における課題など、困難を抱える子ども・青少年を取り巻く様々な課題に対し、学校、区役所、家庭、地域、関係機関等の連携による組織的な対応を図り、解決に向けて取り組みます。
- 放課後等においても、子どもの言動を十分理解し、支援を必要とする子ども及びその家庭を早期に発見し、学校、区役所及び専門機関との連携を図るとともに、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、子どもたちの健やかな成長を支援します。

【3】子ども・青少年が将来に夢や希望を持ち、困難を乗り越えていけるよう支援します。

- 子ども・青少年の育ちは、乳幼児期からの育ちの積み重ねの先にあるものであるという視点を大切にしながら、子ども・青少年が将来に夢や希望を持ち、たとえ困難にぶつかったとしても、孤立することなく仲間や友人、周囲の大人たちの力を借りながら、一緒に解決し乗り越えていけるよう支援します。

◆指標

指標	直近の現状値	目標値 (31年度末)
青少年地域活動拠点の年間延べ利用人数	42,927人 (25年度)	142,200人
将来の夢や目標を持っている中学生の割合	71.8% (25年度)	75%以上

【コラム】学齢期の子どもたちの心配事って、誰に相談したらいいの？どこに行ったらいいの？

学齢期のお子さんについて、相談できる場所・人は身近にあります。

例えば、各区役所のこども家庭支援課で「子ども・家庭支援相談」を行っています。

乳幼児期の子育てはもちろんのこと、学齢期のいじめ、不登校や思春期の子どものことなど、18歳までの子どもに関する相談に、保健師、教育相談員、学校カウンセラー、保育士が応じています。皆様の身近にある相談窓口としてお気軽にお声掛けください。

〈こんな時には…〉

- ・仕事と子育ての両立が難しく悩んでいます。
- ・しつけがうまくいかず子供を強くしかってしまいます。
- ・小学校への入学を前に集団生活になじめず心配です。
- ・中学に上がってから学校に行きたがらず困っています。

〈ご相談には…〉

- ・乳幼児から学童期・思春期まで幅広くお応えします。
 - ・保健・教育・福祉の相談員がいっしょに考えます。
 - ・いろいろな専門機関など、必要な情報を提供します。
- ※相談は無料です。秘密は厳守します。

このほか、教育総合相談センターや青少年相談センター（15歳以上が対象）でも、教育相談や不登校・ひきこもり等の相談に応じています。

また、障害のあるお子さんに関する相談については、各区役所こども家庭支援課のほか、障害者地域活動ホームや学齢後期障害児支援事業所等において対応しています。

なお、義務教育において、特別支援教育を必要とする判断や支援についての相談を希望する場合は、特別支援教育総合センターにご相談ください。

〈3〉主な事業・取組

※毎年度の事業費については、財政状況等を踏まえ、予算編成において決定します。

○青少年の地域活動拠点づくり事業

青少年の成長を支援するため、中学生・高校生世代を中心とした青少年が安心して気軽に集い、仲間や異世代との交流、社会参加プログラム等の体験活動を行うことができる「青少年の地域活動拠点」を民間ビルのスペースなどを活用して設置しています。

今後、学校・区役所・家庭・身近な居場所・関係機関等とのネットワークづくりや地域との連携により、青少年の交流や地域資源を活用した体験活動を充実するとともに、青少年を取り巻く困難やリスクの早期発見、早期支援に取り組みます。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
地域活動拠点の設置数	5か所 (25年度)	18か所

○青少年の自然・科学体験活動の推進

青少年の交流や体験活動を充実できるように、青少年施設や野外活動センター等における活動機会、体験プログラムの拡充を図ります。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
施設利用者及びプログラム等参加者数	397,577人 (25年度)	465,500人

○放課後児童育成事業（基本施策①の再掲） ※第5章に5年間の量の見込み、確保方を記載

全ての子どもたちが豊かな放課後を過ごせるよう、様々な取組を実施します。

「はまっ子ふれあいスクール」は、全ての児童の創造性、自主性、社会性などを養うため、学校施設を利用して、異年齢児間の遊びを通じた交流を促進します。

「放課後児童クラブ」は、放課後児童健全育成事業として、保護者が労働等により、放課後に帰宅する時間帯に家庭にいない児童に対し、地域の理解と協力の下、放課後に安心して過ごせる場を提供します。

「放課後キッズクラブ」は、学校施設を利用し「はまっ子ふれあいスクール」の全ての児童の交流の場と「放課後児童クラブ」の留守家庭児童対応の場の役割を兼ね備えた事業として、安全で快適な放課後の居場所を提供します。

今後、全ての小学校で、はまっ子ふれあいスクールから放課後キッズクラブへの転換を進めるとともに、放課後児童クラブについて耐震化や面積確保等のための分割・移転等を進めます。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①留守家庭児童対応の定員数	①11,761人<登録児童数>	①24,463人
②放課後キッズクラブの実施校数	②89校	②全校
③必要な分割・移転を行う放課後児童クラブ数	③12クラブ (25年度)	③必要な分割・移転を終えた全クラブ

◎全ての子どもたちが参加できる異年齢児間の遊びを通じた交流の場は全小学校に整備しており、継続して実施します。

○プレイパーク支援事業

公園等において子どもの創造力を生かした自由な遊びができるプレイパークの活動を支援します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
活動支援回数	1,145回(年間延べ) (25年度)	1,240回(年間延べ)

○寄り添い型学習等支援事業

養育環境に課題がある、生活困窮状態にあるなど支援を必要とする家庭に育つ小中学生等に対し、安心して過ごすことのできる環境の中で、基本的な生活習慣を身に付けたり、将来の進路選択の幅を広げ、自立した生活を送れるようにすることを目的に生活支援・学習支援等を実施します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
実施区数	12区 (25年度)	18区

○子どもの体力向上事業

児童が主体的・日常的に体を動かす習慣を身に付けることを目的に、「いきいきキッズ事業」として、小学校の中休みや放課後を活用し、保護者やスポーツ指導者の協力の下、児童が関心を持てる運動やスポーツを紹介し、定期的に運動に親しむ機会を提供しています。

【25年度実績】参加者数：67,579人、実施回数：783回

○青少年育成に係る人材育成・活動推進

社会全体で子どもを育む取組を進めていくため、(公財)よこはまユースを中心に、地域で青少年を支える方たちが主催する研修会への講師派遣や、「青少年の居場所づくり」をテーマに支援者同士の情報交換や意見交換を行うフォーラムの開催等を通じて、青少年育成に取り組む人材を育成するとともに、青少年育成のための活動の活発化と効果的な推進を図ります。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
「子ども・若者どこでも講座」実施回数	43回 (25年度)	64回

○発達の段階に応じた連続したキャリア教育の推進

幼保小中高まで連続したキャリア教育を推進し、自分らしさを発揮しながら、社会とのつながりを実感するとともに、働くことの意義や尊さを理解し、将来に向けた自分の生き方を見出していくことのできる力を育みます。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
小中一貫教育推進ブロックごとのキャリア教育実践推進ブロックの指定	4ブロック (25年度)	18ブロック

【コラム】青少年健全育成活動の推進役～青少年指導員について～

地域の青少年健全育成活動の中心的な存在として、約 2,600 人（平成 26 年 4 月時点）の青少年指導員が市長から委嘱され、様々な活動を行っていることをご存知でしょうか？

青少年指導員は、地域の自治会・町内会や、子ども会などの青少年関係団体、青少年関係機関、更にはスポーツ推進委員、民生・児童委員など地域の関係者と連携をとりながら、レクリエーションやスポーツ活動のほか、青少年に望ましい地域づくりのためのパトロールや社会環境調査、あいさつ運動、青少年指導者の育成など、地域の実情に応じた様々な活動を行っています。

社会環境の変化とともに、青少年指導員に対する社会的要求や期待も変化していきますが、青少年の育ちにとって、身近な地域における人とのつながりが大切であることは変わりありません。

地域ぐるみで青少年を育成するための推進役として、青少年指導員の役割はますます重要となっています。



「あいちゃん」は、青少年にやさしい環境を願ってつくられた、横浜市青少年指導員のシンボルマークです。

基本施策③ 障害児への支援**〈1〉現状と課題****◆障害のある子どもを取り巻く状況**

- 障害のある子どもは、育ちと暮らしに個別の課題を抱えています。子どもとしての育ちを支えるとともに、障害に応じた適切な支援が必要です。また、家族が障害を受け止めることは容易ではなく、子育ての不安や負担を感じることも多くあります。そうした感情に寄り添い、家族がその子なりの成長に気付き、子育ての力を高められるような支援が求められています。
- 本市における統計では、子どもの人口がほぼ横ばいで推移する中、障害のある子どもが増加しています。とりわけ、軽度の知的障害児や知的に遅れのない発達障害児の増加が顕著になっています。その状態は多様で、支援の個別性が高いのが特徴と言えます。
- 地域療育センターの新規利用児も増加しており、その約7割が発達障害児です。こうした状況に対応するため、平成22年度から主に知的に遅れのない発達障害児を対象にした集団療育を順次導入するとともに、平成25年度に8か所目の地域療育センターを開設しました。今後も地域療育センターを利用する障害児は増えていく見込みです。
- 平成24年の児童福祉法改正で枠組みが再編・整備された障害児の通所支援は、ニーズの増大に対応して事業者数が年々増加しており、提供されるサービスの質の維持・向上が課題となっています。
- 人工呼吸器等の高度な医学的管理が必要な在宅の重症心身障害児が増えています。また、重症心身障害児には該当しないものの、胃ろうなどの医療的ケアを必要とする障害児もいます。こうした多様化する医療ニーズに対応するための療養環境の整備が求められています。そして、重症心身障害児の在宅生活を支援する機能や安心して暮らせる生活の場が求められています。
- 市内の障害児施設の中には、施設の老朽化への対応だけでなく、きめ細かな支援のために、個室化、ユニット化など生活環境の改善が必要になっている施設があります。

◆療育と教育の連携

- 小学校入学を迎えるに当たって、環境の大きな変化により不安を抱く子どもや保護者が少なくありません。特に障害のある子どもは、変化に対し非常に敏感です。現在、平成21年度から平成26年度にかけて全校配置された小学校の児童支援専任教諭を中心に、近隣の幼・保・小連携による支援をつなぐ取組が丁寧に行われてきています。今後も、幼・保・小連携を更に充実させ、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校が連携し、切れ目のない支援を行っていくことが大切です。

◆学齢期の障害児支援

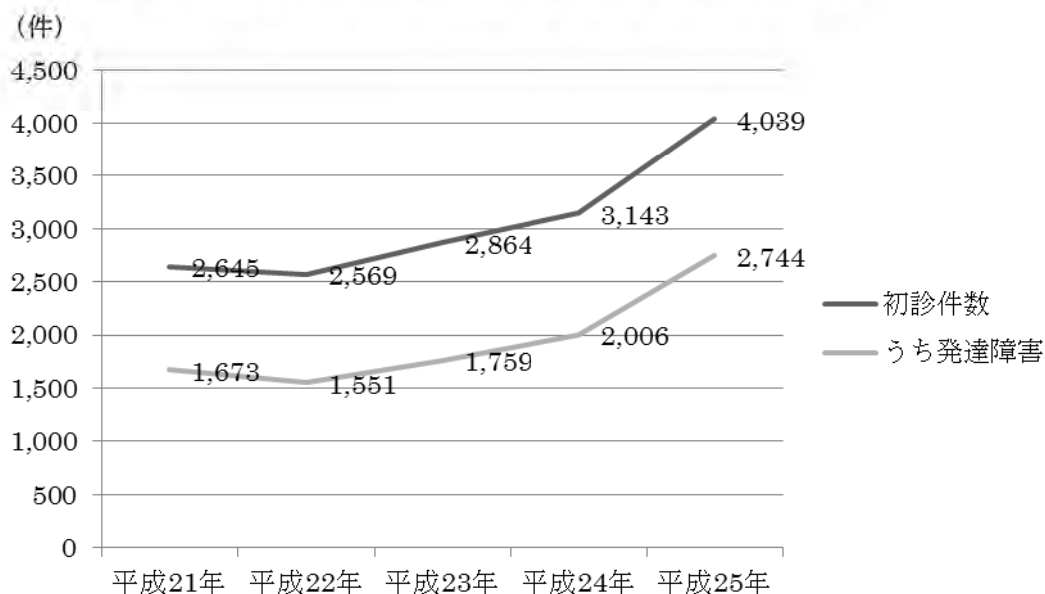
- 本市の小中学校の在籍児童数は減少傾向にあります。個別支援学級や特別支援学校の在籍者数は増えています。また、自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害（ADHD）など、発達障害に関する教育相談件数も増えています。一般学級では、特別な支援を要する児童や生徒が増加し、支援のニーズが多様化している状況があります。こうした子どもたちの社会参加やその家族の安定した生活が実現できる支援や環境を整えることが求められています。

- 学齢後期（中学生・高校生年代）における発達障害児の新規診療、相談件数が増加しており、平成25年度に3か所目の学齢後期障害児支援事業所を開設しましたが、引き続き、体制確保が課題となっています。また、就労など成人期を見据えた学校や地域での支援を行っていく必要があります。
- 障害のある子どもたちにとっても、放課後、夏休みなどの長期休暇中は、普段の家庭生活や学校生活とは異なる経験を積んだり、体験を行ったりする絶好の機会です。学齢期の障害児が安心して、充実した余暇を過ごすことができる場の充実が必要です。

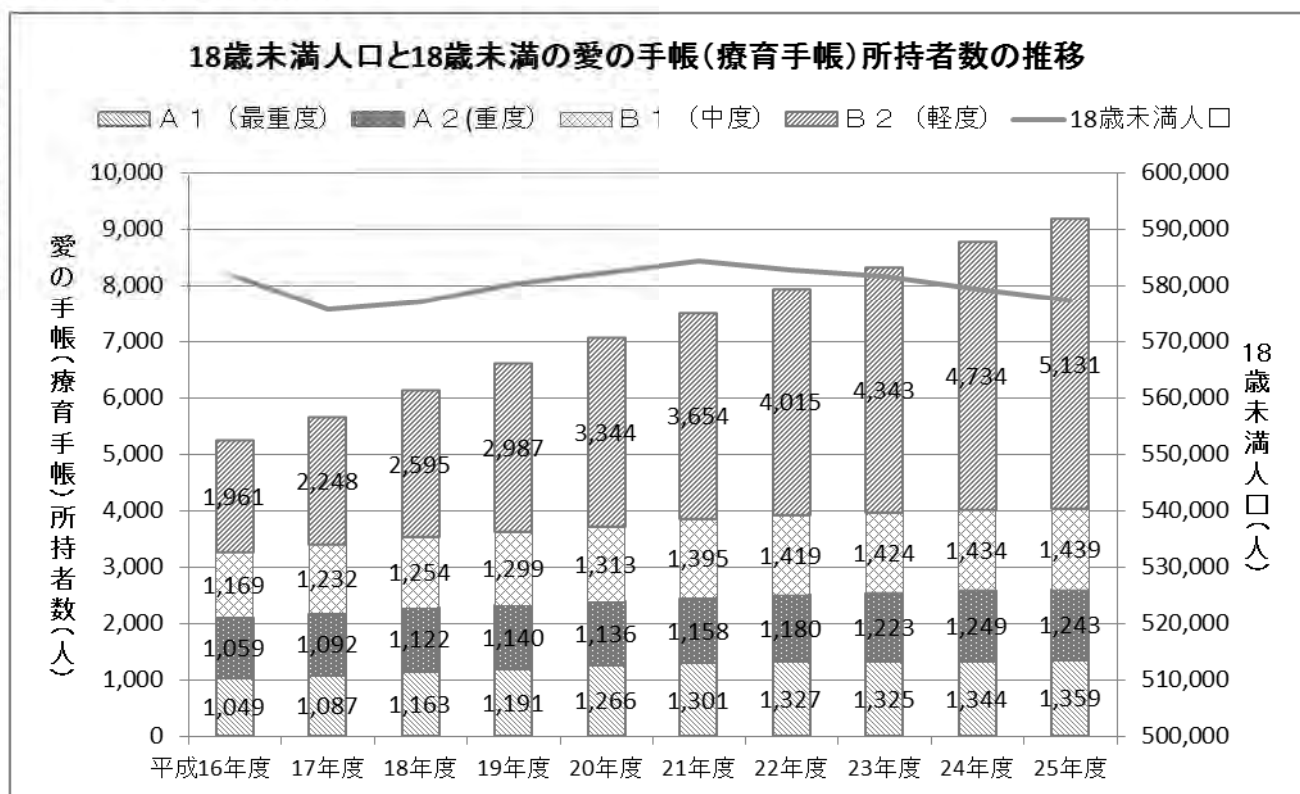
◆障害への理解促進

○障害児の増加とともに、保育所、幼稚園、認定こども園等に通う発達障害児も増えています。子ども同士が共に生活する中で、互いを認め合い、共に育ち合うことができるように、保育や教育の場での取組が必要です。また、その子どもが暮らす地域においても、その一員として育つことができるよう障害への理解を図り、子どもが安心して成長できる環境をつくっていくことが大切です。とりわけ「分かりにくい障害」と言われる発達障害についての理解は、まだ十分とは言えない状況にあり、市民の理解を深めていく必要があります。

★地域療育センターにおける初診件数と発達障害の診断件数の推移（本市）

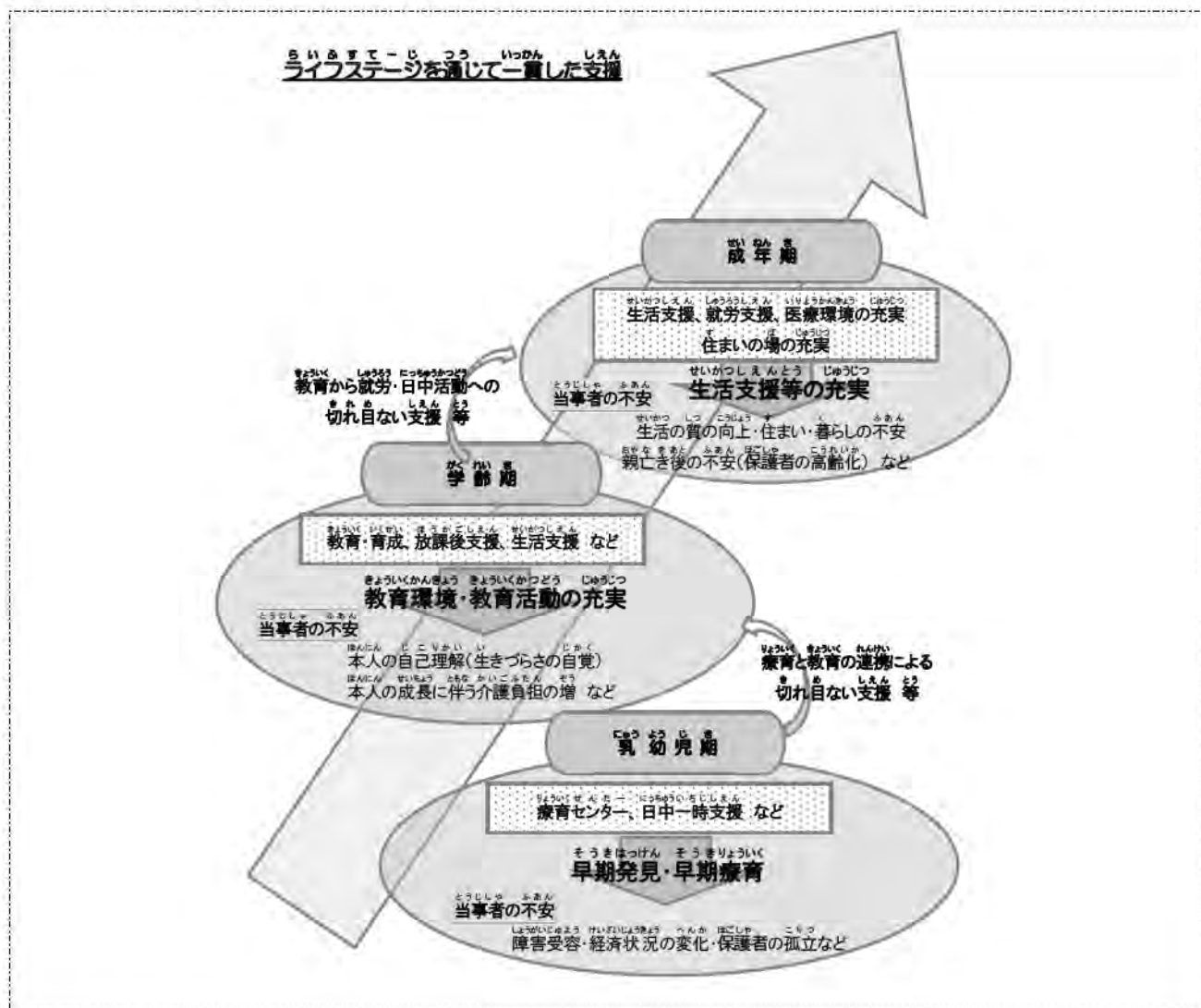


★障害児の推移（本市）



〈2〉施策の目標・方向性

障害のある子どもたちが将来自ら選択した内容により自立生活を実現できるよう、「第3期横浜市障害者プラン」及び「第2期横浜市教育振興基本計画」との連携を図り、個々の状況に応じた本人の主体性を獲得する力（エンパワメント）を引き出し、高めていく支援や成年期を見通した乳幼児期、学齢期からの切れ目のない支援を推進します。



【1】地域療育センターを中心とした支援を充実します。

- 地域療育センターによる早期の支援につながるよう、センターにおける診療、相談、療育訓練の機能強化を図るとともに、保育所、幼稚園及び認定こども園や並行して利用する地域訓練会、児童発達支援事業者等と連携した支援を充実させます。
- 地域療育センターを利用する保護者の不安に寄り添い、子育ての力を高める支援を実施します。
- 地域療育センターが連携の中心となり、未就学期の障害児の療育に関する事業を拡充します。

【2】療育と教育の連携による切れ目のない支援を進めます。

- 一人ひとりの子どもが安心して日々を過ごせるように、地域療育センターでの専門的な支援に加えて、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校等の保育者や教員には障害に対する正しい知識の習得が求められます。各組織での研修を充実させるとともに、幼・保・小合同での研修を進め、切れ目のない支援を目指します。
- また、保育所、幼稚園、認定こども園及び小学校の連携を更に充実させ、子ども一人ひとりの育ちをつなぐために、小学校の児童支援専任教諭を中心として、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、地域療育センター、特別支援学校、区役所等が連携し、支援をつなぐ取組を進めていきます。また、より良い連携が図れるように、幼・保・小連携推進地区事業での支援をつなぐ研究等を充実させ、市内に発信していきます。

【3】学齢障害児に対する支援を充実します。

- 小中学校等からの相談や研修依頼、子ども本人や保護者等からの相談に対応するために、地域療育センター、特別支援学校、通級指導教室等の担当者が専門性を活用して支援を行う機能（横浜型センター機能）の充実を図り、特別な支援が必要な子どもたちを的確に支援します。
- 学齢期の障害のある子どもたちが、放課後や夏休みなどにのびのびと過ごして療育訓練や余暇支援を受けられるよう、放課後等デイサービス事業所などの居場所を拡充するとともに、地域に開かれた運営を進め、サービスの質の向上を図ります。併せて、地域の子どものために育つことを支えるため、放課後キッズクラブ等、放課後児童育成事業における障害児の受入れを引き続き推進します。
- 学校と連携し、放課後児童育成事業のスタッフが、障害の特性や支援方法について研修を受講する機会を充実していきます。
- 学齢後期（中学生・高校生年代）の発達障害児が、自立した成人期を迎えられるための相談支援体制を拡充します。
- 送迎の長時間化や教室の狭あい化を解消し、教育環境や教育活動の充実を図るため、市立特別支援学校の再編整備を進めます。

【4】障害児施設の整備と在宅支援機能の強化を進めます。

- 常に医療的ケアが必要な障害児の生活を支援する重症心身障害児施設や多機能型拠点の新規整備・再整備を行います。
- 強度行動障害などの障害特性に応じたきめ細かい支援ができるよう、老朽化した障害児入所施設の再整備を行い、居室の個室化・少人数化やユニット化を進めます。
- 在宅障害児の多様化する医療ニーズに対応するための療養環境を整備します。

【5】市民の障害への理解を促進するための取組を進めます。

- 障害のある子どもとその家族が安心して地域の中で生活し、健やかな成長ができるように、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を進め、共に地域で暮らす市民の障害への理解を促進します。そのため、乳幼児期、学齢期から障害を理解し、交流を深められるよう相互理解に向けた教育や取組を進めるとともに、障害当事者、市民団体等による地域住民への啓発、交流の促進及び日頃の生活の中で関わることでできる仕組みづくりに取り組みます。

◆指標

指標	直近の現状値	目標値 (31年度末)
地域療育センターの初診待機期間	3.5 か月 (25年度)	2.8 か月
児童発達支援事業利用者数（地域療育センター含む）	145,110 人 (25年度)	183,000 人
放課後等デイサービス利用者数	92,522 人 (25年度)	507,000 人

〈3〉主な事業・取組

※毎年度の事業費については、財政状況等を踏まえ、予算編成において決定します。

○地域療育センター運営事業

障害がある、又はその疑いのある児童へ、相談から診断、療育までの一貫した支援を行います。

また、区福祉保健センターの療育相談へのスタッフ派遣、関係機関への巡回訪問による技術支援、障害児相談支援等を行う地域の療育の拠点施設である「児童発達支援センター」として、地域療育センターの機能強化を図ります。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
地域療育センターの箇所数	8か所 (26年4月)	8か所

○障害のある子どもへの保育・教育の提供体制の整備（基本施策①の再掲）

障害のある子どもへの保育・教育の場として、保育所や幼稚園、認定こども園など 583 か所で約 2,500 人（25年度）の子どもを受け入れています。

今後、全園を対象とした障害のある子どもへの理解を深めるスキルアップ研修等の実施により、積極的な受入れを促進していきます。

○児童発達支援事業の拡充

未就学の障害児に療育を実施する事業所を拡充します。また、地域療育センター（児童発達支援センター）を中心に、事業所間の連携を推進していきます。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
児童発達支援事業所の箇所数	52か所 (25年度)	70か所

○放課後等デイサービス事業所の拡充と質の向上

学齢期の障害児が、療育や余暇支援を受け、放課後や長期休暇に、安心して過ごすことができる場を確保するため、放課後等デイサービス事業所を拡充します。併せて、放課後キッズクラブなど放課後児童育成事業における障害児の受入れも、引き続き推進していきます。

また、研修などを通して人材育成を支援するとともに、事業所間や、学校をはじめとする地域の関係機関、地域住民との連携を進め、サービスの質の向上を図ります。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
放課後等デイサービス事業所の箇所数	58か所 (25年度)	270か所

○学齢後期障害児支援事業の拡充

学齢後期（中学生・高校生年代）の発達障害のある児童が、安定した成人期を迎えられるよう、生活上の課題解決に向けた診療、相談、学校等関係機関との調整などの支援を行います。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
学齢後期障害児支援事業所の箇所数	3か所 (26年4月)	4か所

○市立特別支援学校の再編整備

肢体不自由児の通学する市立特別支援学校では、在籍者の増加によるスクールバス送迎の長時間化や教室の狭あい化が進んできています。これを解消し、教育環境や教育活動の充実を図るため、通学区域の見直しや特別教室の確保できる校舎整備などによる特別支援学校の再編整備を行います。

○特別支援教育支援員研修講座

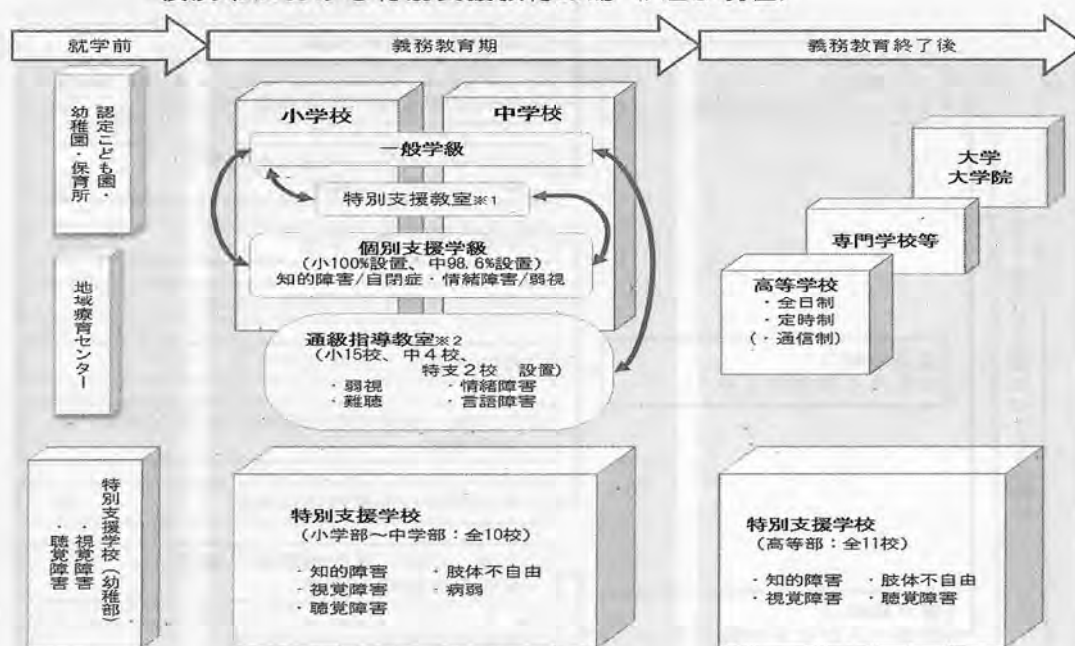
小中学校において支援を必要としている児童生徒への支援を行う特別支援教育支援員（有償ボランティア）の人材育成や専門性の向上のために、研修講座を開催します。（平成26年度実施予定：8回）

○幼・保・小連携による情報の共有化

支援をつなぐ連携のあり方を研究するため、実践推進校による研究を進めます。推進校の小学校を中心に近隣の保育所・幼稚園が連携して行います。

★本市における特別支援教育の場

横浜市における特別支援教育の場（H26 現在）



※1 特別支援教室：集団では学習に参加することが難しい児童生徒が、一時的に一般学級を離れて、落ち着ける環境の中で学習するためのスペース
 ※2 通級指導教室：一般学級に在籍する、比較的軽度の障害がある児童生徒に対して、障害の状態に応じて特別な指導をするための場。

○重症心身障害児施設、障害児入所施設の整備

市内の重症心身障害児施設が不足しており、市外・県外施設にも入所せざるを得ない状況となっています。また、在宅で早期に入所が必要な方も多くいる状況であるため、新たな施設を整備します。

併せて、老朽化が進んでいる障害児入所施設について、強度行動障害等の障害特性に応じたきめ細かい支援ができるよう、居室の個室化・少人数化やユニット化により児童の生活環境を向上させるとともに、短期入所の拡充など、在宅支援機能を強化するため、再整備を行います。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①新施設整備中の箇所数 ②再整備中の箇所数	①1か所(重症心身障害児施設) ②2か所(白根学園児童寮、なしの木学園) (25年度)	①1か所整備済(重症心身障害児施設) ②4か所再整備済(白根学園児童寮、なしの木学園、横浜療育医療センター、横浜訓盲院)

○メディカルショートステイ事業の推進

在宅重症心身障害児者の多くは医療的ケアを必要とし、人工呼吸器等の高度な医学的管理が必要な方も増えていることから、重症心身障害児者本人及び在宅生活を支える家族のために、療養環境の整備・充実を図ります。

【25年度実績】協力医療機関の箇所数：10 病院、利用登録者数：80 人

○市民の障害理解の促進

発達障害への理解促進を図るための市域の講演会（年1回）や各区で実施する啓発事業など、関係部署と連携して、市民への啓発を継続的に推進していきます。

また、「セイフティーネットプロジェクト横浜」（※）や障害関連福祉施設、市民団体等による障害理解のための研修や講演、地域活動を支援・協働するなど、様々な普及啓発を推進します。

更には、ホームページ等の媒体を活用して、疾病や障害に関する情報や支援に関わる活動を紹介し、市民や当事者、関係者の理解の促進に努めます。

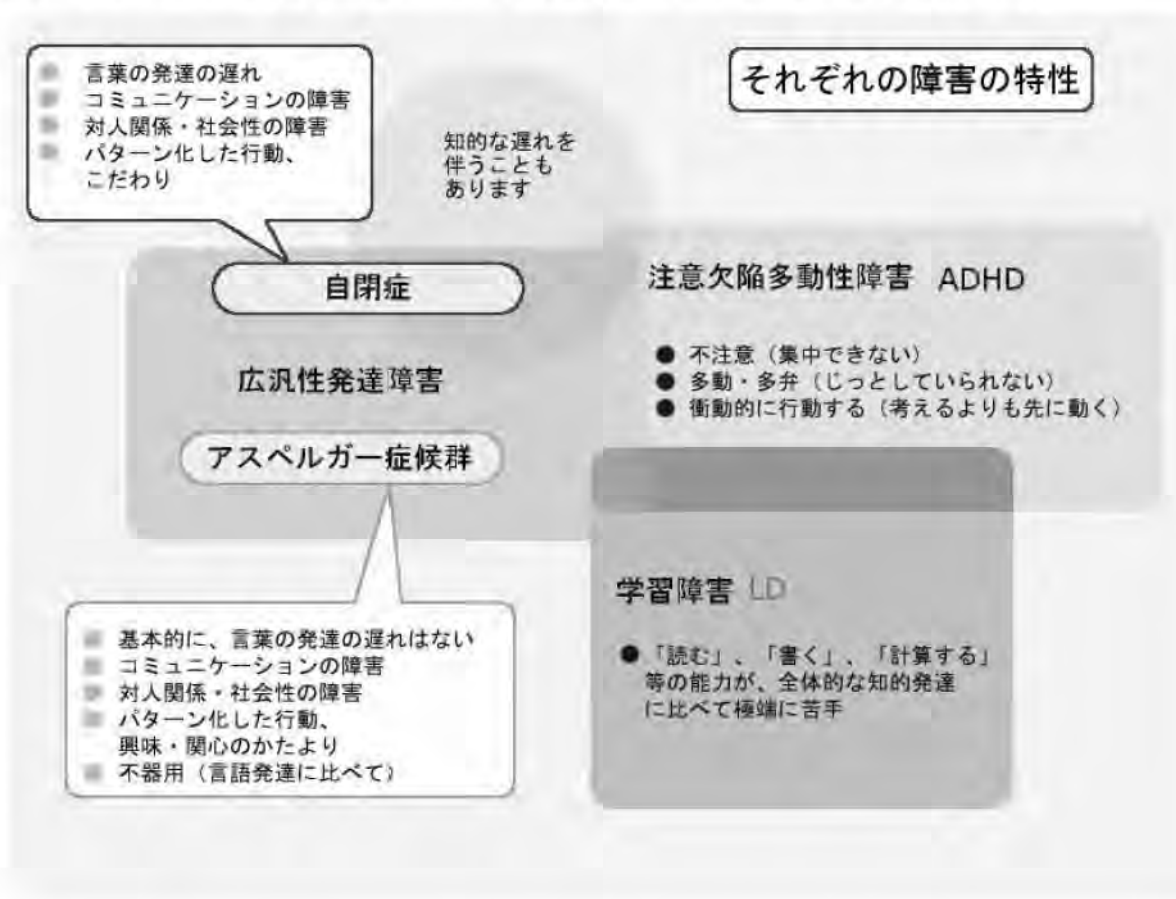
※市内の15の障害福祉関係団体と機関で組織され、当事者や家族が主体となって、自分たちのできることから活動していくことを大切にしながら、地域の人たちへ様々な障害についての理解を深めてもらい、障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう、活動しています。

★障害の理解のために

地域における障害についての理解は、まだ十分であるとは言えない状況です。

障害者基本法によれば、「障害者」を、身体障害、知的障害、精神障害その他心身の機能の障害がある方で、障害及び社会的障壁により、生活に制限を受ける状態であるもの、と定義していますが、中でも「発達障害」は、分かりにくい障害とされています。

発達障害者支援法において、「発達障害」は「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」（発達障害者支援法における定義 第2条より）と定義されています。



発達障害だけでなく、障害がある人に対して大事なことは、その人がどんなことができ、何が苦手なのか、どんな魅力があるのかといった「その人」に目を向けることです。そして、その人その人に合った支援があれば、だれもが自分らしく、生きていけるのです。

*出所：発達障害情報・支援センター（国立障害者リハビリテーションセンター）ホームページより内容を引用

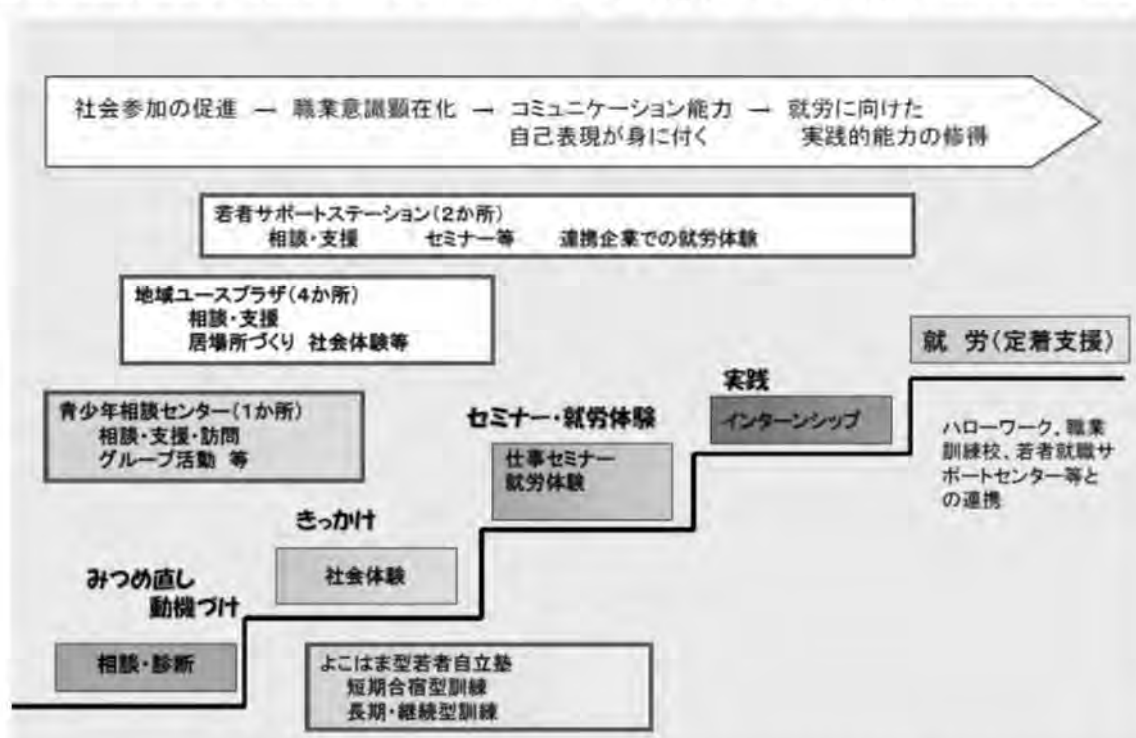
基本施策④ 若者の自立支援の充実

〈1〉現状と課題

◆若者に対する自立支援の必要性

- 「横浜市子ども・若者実態調査」(平成24年度)によると、市内在住の15歳から39歳までの若者のうち、ひきこもり状態が少なくとも約8,000人、無業状態が約57,000人と推計されています。
- このひきこもりや無業状態の若者のうち、本市による自立支援につながっている若者は一部であり、これらの支援につながっていない若者をどのように支援につなげていくかが課題となっています。そのため、若者を適切な相談支援機関につないでいく仕組みづくり、学校(教育)と連携した社会(就労)への移行支援の強化などが必要です。
- 困難を抱える若者の心身の状況や、その状況に至るまでの社会・経済的な背景は多様かつ複雑であり、若者一人ひとりの状況に応じた段階的な支援が必要です。

★若者自立支援施策～次のステップアップにつながる支援の仕組み～段階的かつ切れ目のない支援



- ひきこもりや無業状態が長く続くと、若者はより多くの困難を抱え、自立に向けた支援も難しくなる傾向があるため、なるべく早期に支援を行う必要があります。特に、生活保護を受けていたり、経済的に困窮していたりするなど養育環境における課題があり、支援が必要な家庭で育つ小中学生等に対し、生活支援、学習支援等を実施することにより将来の進路選択の幅を広げ、自立した生活を送れるようにすることが必要です。
- さらに、若者支援団体や相談機関による支援がより充実したものとなるよう、支援の内容や手法の共有を行うなど、連携を強化していく必要があります。特に、方面別に設置された地域ユースプラザが地域の関係機関及び区役所との連携、地域とのネットワークづくりを更に強化して、困難を抱える若者に対して包括的な支援を提供していく必要があります。

- 若者サポートステーションの利用者の中には、経済的困窮状態にあったり、福祉や医療に関する支援が必要であったりするなど、複合的な課題を抱える若者も多く存在します。支援を必要としながら、これまで若者サポートステーションにつながってこなかった若者への対応を含め、一人ひとりの状況に配慮したきめ細かい支援を提供するため、相談体制を充実させていく必要があります。
- 困難を抱える若者が自立に向けてステップアップできるよう、段階的で多様なセミナー、社会体験、職業訓練を提供していく必要があります。特に、長期にわたってひきこもり状態にあるなど生活習慣の改善が必要な若者について、社会性を身に付けるための体験機会の提供、共同生活を通じた生活リズムの立て直しなどの支援を行っていく必要があります。

◆社会的な支援のための環境整備の必要性

- 社会的な支援を受けながら働き続けることができる環境づくりのため、地域や企業の理解を得ながら、若者が主体的に活動できる場を増やしていく必要があります。
- 若者がそれぞれの状況に応じて、自立に向けてステップアップできるような支援を充実するため、就労体験、就労訓練の受入れなど、困難を抱える若者への支援について理解、協力を企業等に求めていく必要があります。

〈2〉施策の目標・方向性**【1】若者自立支援機関による相談支援を充実します。**

- 青少年相談センターでは、ひきこもりや不登校など若者の抱える様々な困難について、総合相談を行うとともに、グループ活動などの多様なプログラムを通じて社会参加に向けた継続的な支援を行っていきます。また、若者支援の中核機関として、関係機関や区との連携をより一層強化し、きめ細かく切れ目のない支援を行うための体制を充実させていきます。
- 地域ユースプラザでは、ひきこもりなど様々な困難を抱える若者に対する居場所の提供を中心に、第一次的な相談や社会体験プログラムを実施していきます。また、地域で若者の支援活動を行っている団体や区と連携し、地域における包括的な支援ネットワークを構築していきます。
- 若者サポートステーションでは、若年無業者など困難を抱える若者の職業的自立を支援するため、就労に向けた相談への対応や若者一人ひとりに合った支援プログラムの作成を行い、他の就労支援機関と連携しながら継続的な支援を行っていきます。

【2】様々な社会資源の連携を図り、困難を抱える若者が自立に向けてステップアップできるような支援に取り組みます。

- 若者自立支援機関による困難を抱える若者一人ひとりの状況に応じた段階的な相談への対応や支援を行うとともに、生活習慣の改善に向けた支援が必要な若者に対しては、よこはま型若者自立塾による共同生活を通じた訓練の提供を充実させていきます。
- 若者自立支援機関を中心に、関係機関、地域、学校、企業等との連携を更に強化し、困難を抱える若者に対する就労や自立に向けた支援に取り組んでいきます。
- 青少年相談センターでは、若者支援に携わる関係機関及び団体を対象に、若者の様々な問題や若者支援についての理解を深めるとともに、より適切な支援へつなげていくことを目的とした研修を行い、本市全体の支援者のスキルアップを図ります。また、地域ユースプラザでは、地域で若者の支援活動を行っている団体や区を対象に連絡会・研修会を実施し、地域における若者の自立支援の資源や課題を共有することにより、連携強化に取り組んでいきます。

【3】子ども一人ひとりが、家庭の状況にかかわらず、将来の自立に向けていきいきと学び、のびのびと成長していくための環境を整えます。

- 生活困窮状態など支援を必要とする家庭に育つ小中学生等に対して、将来の進路選択の幅を広げ、自立した生活を送れるよう、生活支援、学習支援等を充実させます。

【4】子ども・青少年を取り巻く課題に対し、社会全体で早期発見、早期支援に取り組みます。

- 青少年の地域活動拠点や身近な居場所づくりを進め、学校、区役所、家庭、身近な居場所、関係機関等のネットワークづくりや地域との連携により、青少年の交流や地域資源を活用した体験活動を充実させるとともに、青少年を取り巻く困難やリスクの早期発見、早期支援に取り組みます。
- 困難を抱える若者や保護者の方が、自ら相談への一步を踏み出すのが難しい状況にあることから、学校、区役所など、市民に身近な施設等を通じて支援につなげることが重要です。そのため、市民に身近な区役所等において、困難を抱える若者等がいる家庭と関わりがあった際に、スムーズに支援機関につなげられるよう、市職員の研修等を強化していきます。

◆指標

指標	直近の現状値	目標値 (31年度末)
若者自立支援機関の新規利用者数	2,085人 (25年度)	2,800人
若者自立支援機関の継続的支援により自立に改善がみられた人数	917人 (25年度)	1,500人

【コラム】ユースサポーター訪問事業について

横浜市青少年相談センターでは、平成19年度から、全国の自治体に先駆けて、外出が困難なひきこもりや不登校の状態にある利用者に対し、同世代の大学生や大学院生等が家庭訪問などを行うユースサポーター訪問事業を実施しています。

ひきこもり状態などにある青少年にとって、年齢の近い、お兄さん、お姉さんのような人との出会いが社会参加の一步を踏み出すきっかけとなることも多く、親しみやすいユースサポーターに悩みを聞いてもらったり、共通の趣味の話やゲームをしたり、近所への散歩や公園での軽スポーツ等を通じて対人関係の経験を積み重ね、次のステップへ進むことができます。

ユースサポーターは、市内にあるキャンパスの大学のうち、社会福祉学又は心理学の専攻がある大学を中心に学生を募集し、ひきこもり等の状態にある若者の自立支援に関する知識と理解があり、利用者に心理的配慮のできる方を選考の上、事前研修を行った後にユースサポーターとして登録します。

事業を開始した平成19年度から平成25年度までに、53名をユースサポーターとして登録し、43名の利用者に対し、計452回の派遣を行ってきましたが、こうした本市の取組等を参考に、平成25年度からは、厚生労働省が全国の自治体に向けて「ひきこもりサポーター養成研修・派遣事業」を開始しました。

本市だけでなく、各地の自治体においてもサポーターの養成・活用が進み、一人でも多くの困難を抱える青少年が、社会への第一歩を踏み出すきっかけとなっていくことを期待します。

〈3〉主な事業・取組

※毎年度の事業費については、財政状況等を踏まえ、予算編成において決定します。

○青少年相談センター事業

ひきこもりや不登校など、若者が抱えている様々な問題について、電話相談や来所相談、家庭訪問、グループ活動などを通じ、社会参加に向けた継続的な支援を行います。また、若者支援に携わる関係機関及び団体を対象に研修を実施し、支援者のスキルアップを図ります。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
延べ利用者数	18,894人 (25年度)	20,000人

○地域ユースプラザ事業

青少年相談センター及び若者サポートステーションと連携し、ひきこもりなど様々な困難を抱えている若者に対し、居場所の提供を中心に、第一次的相談や社会体験・就労体験プログラムなどを通じ、身近な地域で、若者の自立支援を行います。また、地域の団体や区を対象に連絡会・研修会を実施し、地域における若者自立支援の資源や課題を共有することにより、連携強化に取り組んでいきます。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
延べ利用者数	19,040人 (25年度)	22,000人

○若者サポートステーション事業

「若者サポートステーション」において、働くことや自立に不安や悩みを抱えている若者と保護者を対象とした個別相談、就労セミナー、短期間での就労体験などのプログラムを提供します。

また、若者サポートステーション利用者のうち、経済的支援が必要な若者に対し、就労に向けた資格等取得に係る支援を行います。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
延べ利用者数	18,990人 (25年度)	25,000人

○生活困窮状態の若者に対する相談支援事業（若者サポートステーション拡充事業）

経済的困窮状態にある若者に対する相談支援を強化するため、若者サポートステーションに相談員を配置します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
延べ利用者数	6,627人 (25年度)	7,000人

○よこはま型若者自立塾

長期にわたって不登校、ひきこもり状態にあった若者などを対象に、低下した体力を回復するための体力づくりとともに、共同生活を通じ、生活リズムの立て直しや他人との関わり方など、生活改善に向けた支援を目的とする「よこはま型若者自立塾」事業を実施します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
利用者数 ①短期合宿型 ②長期継続型(180日間)	①954人 ②13人×180日 (25年度)	①1,374人 ②50人×180日

○寄り添い型学習等支援事業（基本施策②の再掲）

養育環境に課題がある、生活困窮状態にあるなど支援を必要とする家庭に育つ小中学生等に対し、安心して過ごすことのできる環境の中で、基本的な生活習慣を身に付けたり、将来の進路選択の幅を広げ、自立した生活を送れるようにすることを目的に生活支援、学習支援等を実施します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
実施区数	12区 (25年度)	18区

○青少年の地域活動拠点づくり事業（基本施策②の再掲）

青少年の成長を支援するため、中学生・高校生世代を中心とした青少年が安心して気軽に集い、仲間や異世代との交流、社会参加プログラム等の体験活動を行うことができる「青少年の地域活動拠点」を民間ビルのスペースなどを活用して設置しています。

今後、学校・区役所・家庭・身近な居場所・関係機関等とのネットワークづくりや地域との連携により、青少年の交流や地域資源を活用した体験活動を充実するとともに、青少年を取り巻く困難やリスクの早期発見、早期支援に取り組みます。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
地域活動拠点の設置数	5か所 (25年度)	18か所

施策分野2 出産・子育てがしやすく、子育てが楽しいと思える環境をつくる《子育て家庭への支援》**基本施策⑤** 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

〈1〉現状と課題

◆妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発と相談支援

- 結婚年齢の上昇等に伴い、35歳以上の高年齢で妊娠・出産する方の増加が続いています。「横浜市保健統計年報」によると、35歳以上の高齢出産の割合は、平成15年では17.8%であったものが、平成24年には約32.0%まで上昇し、出産する女性の3人に1人が高年齢で妊娠・出産しています。年齢が高くなるほど、妊娠・出産に至る確率が低下し、妊娠・出産に伴う健康リスクが高くなる傾向が明らかになっています。また、特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を受ける方の数は年々増加しています。
- このため、希望する妊娠・出産を実現できるよう、若い世代の男女に対して妊娠・出産に適した時期があり、それを踏まえたライフプランを考えることなど、妊娠・出産に関する正確な情報が的確に提供される必要があります。さらに、妊娠・出産に悩む方が地域で気軽に相談できるよう、不妊や不育に関する相談支援を充実させる必要があります。
- 併せて、予期しない妊娠、若年妊娠など、周囲に相談しにくい妊娠・出産の悩みを受け、適切なアドバイスや支援につなげる相談窓口・体制の整備が求められています。

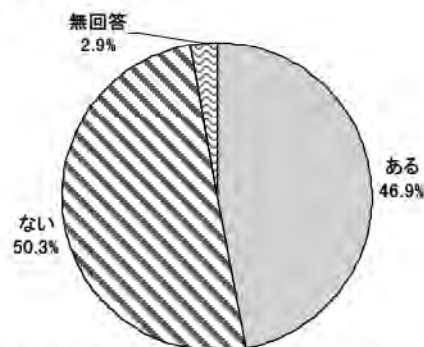
◆妊娠中から産後の切れ目のない支援

- 結婚・出産年齢の上昇傾向に伴い、親になる世代は10歳代から40歳代までと幅広くなっています。35歳以上の出産割合が3割を超える中、これまで子育てを支えてきた、子育て世代の親も高齢化しており、子育て世代の高齢化に対応した支援が課題となっています。
- 本市調査によると、初めての子どもが生まれる前に赤ちゃんの世話をしたことがない親が4人のうち3人を占めています。このため、青少年に対して、子育て中の母親と乳幼児との触れ合いを通して命の尊さや子どもを産み育てることの素晴らしさを体験できる機会を提供すること、妊娠中から産後の子育てについてイメージを持ち、産後の家事・育児の準備ができるよう支援することが課題となっています。
- 妊娠中や出産後半年くらいまでの間に、子育てに不安を感じたり、自信が持てなくなったりする人が微増傾向にあります。親自身が子育てについて必要な知識や技術を学ぶ場を提供したり、産前産後の育児不安や負担が生じやすい時期に保健師、助産師等の専門職による支援や子育て関係者・関係機関と連携した支援に取り組んだりすることが必要です。併せて、家事・育児のサポートなどを行うことで、子育ての負担を軽減し、安定した生活が送れるよう支援を充実させる必要があります。
- 産後うつ病の発症頻度に関する複数の報告では、産後うつ病の発症者は産婦の1割を超えるとされており、発症した場合は母親の健康状態だけでなく、育児や子どもの成長・発達に影響を与える可能性があるため、早期発見、早期支援が課題となっています。
- 未婚や若年で妊娠・出産した方、低出生体重児や疾病・障害のある子どもを育てる家庭に寄り添いながら、子どもの成長発達を支援することが求められています。

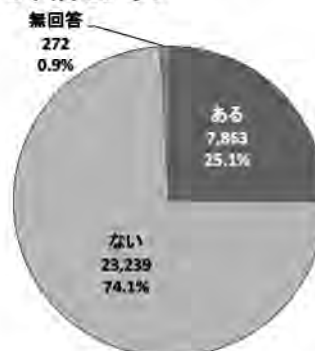
- 併せて、妊娠・出産、更年期など女性特有の生涯にわたる健康問題を気軽に相談できるよう、対応を充実させる必要があります。

★はじめての子どもが生まれる前に、赤ちゃんの世話をしたことがある割合（25年度と20年度の比較）【横浜市利用ニーズ把握のための調査（平成20年（市民意識調査）、25年（未就学児））】

＜平成20年＞



＜平成25年＞



※平成20年の調査は、18歳から49歳の市民（5,000人）と50歳以上の市民（5,000人）を対象としており、子どもがいない場合は、これまでの赤ちゃんの世話の経験の有無を尋ねている。 N=31,374

◆産科・周産期医療、小児医療の充実

- 小児科については、医師確保が困難なことを理由に救急を休止する病院があります。産科については、夜間の対応が困難であることや、医師の高齢化により分娩の取扱いを休止する医療機関があります。また、分娩を取り扱う医療機関が減少する中で、周産期救急医療を担う病院において、正常出産を含む分娩が集中する傾向にあり、病院勤務医の負担が一層増大するなど、医師確保の支援や産科・周産期医療、小児医療の充実が求められています。
- なお、分娩を取り扱う施設の予約状況はホームページで情報提供されており、妊娠が判明する時期における分娩予約は可能な状況となっています。
- 多くの保護者が子どもの急病時などの対応に不安を抱えており、休日・夜間の小児救急に対するニーズは高い状況です。小児救急医療機関の適正利用、子どもが病気のとときの適切な対応等について、引き続き家庭向けに情報提供していくとともに、小児救急医療体制の安定的な運用を行うことが求められています。
- 平成26年5月に「児童福祉法の一部を改正する法律」が公布され、平成27年1月から新たな小児慢性特定疾病医療費助成制度が始まりました。それに伴い、「ダウン症候群」、「もやもや病」など新たに107の疾病が助成の対象となり、国の定める基準を満たした場合、医療費の給付を受けることができるようになりました。

〈2〉施策の目標・方向性**【1】妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発及び妊娠・出産に関する相談体制の整備を進めます。**

- 希望する妊娠・出産を実現できるよう、思春期から妊娠や不妊、出産に関する正しい知識を広く普及させ、啓発を進めます。
- 妊娠や不妊、出産に関する悩みや不安を持つ人が気軽に相談できるよう、不妊・不育に関する相談体制や女性のための健康相談への対応を充実させます。
- 様々な事情による予期せぬ妊娠等に関する問題を気軽に相談できるよう、「妊娠SOS相談窓口」（仮称）を設置し、相談者一人ひとりの置かれている状況を丁寧に受け止めながら、妊娠から出産に至るまでの切れ目のない相談支援を進めます。
- 妊娠中から産後までの心身の不安定な時期に必要な支援が受けられ、安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠届出時に看護職による面接・相談が受けられる体制を充実させ、妊娠期から乳幼児期までの切れ目のない支援に取り組みます。

【2】安心・安全な妊娠・出産に向けた産科医療及び小児医療を充実させます。

- 安心して出産できる環境を確保するため、医療機関における産科病床の増床や助産所の設置等と併せて、産婦人科の医師確保について支援を行います。
- 母子共に安心・安全な出産を迎えるため、妊婦健康診査の費用助成や妊婦歯科健康診査を行うとともに、受診勧奨を行います。
- 看護師による適切な対応方法や急病時に受診可能な医療機関を案内する、小児救急電話相談などの相談体制を確保します。
- 慢性疾患により長期にわたり療養を必要とする児童の健全な育成を図るため、医療費の自己負担分を補助します。

【3】親子が地域で孤立せずに安心して育児ができるよう支援します。

- 出産前から赤ちゃんのいる生活を想定し、産後の家事・育児の準備ができるよう両親教室等を充実させます。
- 保健師等の専門職による妊産婦、新生児、未熟児等を対象とした訪問指導、養育の支援を必要とする家庭に対する育児支援家庭訪問を充実させます。
- 民生委員・児童委員などの地域の訪問員による「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を充実させ、親子が地域で孤立せずに安心して育児ができるよう支援するとともに、地域で子育てしやすいまちづくりを推進します。

【4】産前産後のケアを充実させます。

- 初めての子どもを育てる家庭等に対して、保健師、助産師等の専門職による母と子の健康状態や育児に関する不安・悩みの相談など、家族への支援を行う新生児訪問を充実させます。
- 産前産後の心身の負担や育児不安の生じやすい時期に、家事・育児の負担を軽減するため、ヘルパーを派遣し、子育て家庭を支援します。
- 心身共に不安定になりやすい出産直後の母子へのケア等を行う産後母子ケア事業に取り組み、乳幼児との関わりを具体的に支援することで、育児不安を早期に解消し、児童虐待の未然防止につなげます。

【5】産後うつの早期発見、早期支援に取り組みます。

- 周産期医療機関と連携することで、育児に影響を及ぼす産後うつを早期に発見し、支援につなぐ仕組みをつくります。
- 産後うつに関する理解を促すため、妊婦やその配偶者等に対して、うつ病の知識、気づき方、対処方法などの普及啓発を進めます。

◆指標

指標	直近の現状値	目標値 (31年度末)
妊娠届出者に対する面接を行った割合	91.5% (25年度)	95.0%
第1子出生数に対する新生児訪問を行った割合	79.9% (25年度)	95.0%

〈3〉主な事業・取組

※毎年度の事業費については、財政状況等を踏まえ、予算編成において決定します。

○妊娠・出産に関する知識の普及啓発・相談支援の充実

大学等と連携した妊娠や不妊、出産に関する正しい知識の普及啓発等を行います。また、「不妊や不育に関する相談」の拡充や、予期せぬ妊娠等に関わる問題を気軽に相談できるよう「妊娠SOS相談窓口」（仮称）（※）を設置します。さらに、妊娠届出者に対する面接や女性のための健康相談を行います。

※「妊娠SOS相談窓口」（仮称）について

予期せぬ妊娠等について悩みを抱える方を孤立させないため、妊娠・出産に関する様々な悩みについて電話及びメールで相談に応じ、必要な方には支援を行ないます。

○不妊不育相談・不妊治療費助成事業

不妊治療のうち、高額な治療費がかかり、医療保険が適用されない特定不妊治療（体外受精・顕微授精）について、経済負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成します。

また、不妊や不育に悩む方に対して、不妊治療等に関する正確な情報提供や相談者が個々の状況に応じて対応を自己決定できるよう支援するため、不妊・不育専門相談を行います。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
特定不妊治療費助成件数	5,667件 (25年度)	6,000件

○妊婦健康診査事業 ※第5章に5年間の量の見込み、確保方策を記載

母子共に安心・安全な出産を迎えるため、妊婦健康診査を定期的に受診することができるよう、費用の助成や受診勧奨を行います。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
受診回数	372,490回(年間延べ) (25年度)	363,852回(年間延べ)

○歯科健康診査事業

妊娠期の歯科疾患を早期発見、早期予防し、母体と胎児の健康の保持増進を図るため、妊婦歯科健康診査を行います。また、乳幼児の歯科疾患を早期発見、早期予防し、子どもの健全な発育を図るために、乳幼児歯科健康診査及び歯科相談を行います。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①3歳児でむし歯のない者の割合	①86.0%	①88.7%
②妊婦歯科健診受診者数	②9,779人 (25年度)	②11,880人

○母子保健指導事業

母性の保護及び乳幼児の健康の保持・増進を図るため、妊娠届出者に対する母子健康手帳の交付、妊産婦、新生児、未熟児、乳幼児等に対して、妊娠・出産・育児に関する保健指導や訪問指導を行います。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
第1子の母子訪問率	79.9% (25年度)	95%

○産科・周産期病床の拡充

市民が安心して出産できる環境を整備するため、産科病床の設置促進や周産期救急病院の体制強化などを通じて、出産できる施設や、妊娠中に急変した場合などに対応できる医療機関の確保に取り組みます。

【25年度実績】周産期救急連携病院：9病院（平成26年4月現在）

○小児救急拠点病院事業

小児科医による24時間365日の小児救急医療を実施する医療機関を「小児救急拠点病院」として位置付け、安定的な運用を行います。

【25年度実績】小児救急患者受入件数：31,281件、小児救急拠点病院：7病院（平成26年4月現在）

○小児救急に関する相談体制の充実

子育て家庭の不安を解消し、適切な受診を勧めるため、小児救急に関する電話相談体制を確保します。【25年度実績】相談件数：61,872件

○小児医療費助成事業

安心して子どもを育てられる環境づくりのひとつとして、小児医療費の一部を助成することにより、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。また、0歳児から中学校卒業までの小児が医療機関で受診した場合、保険診療の自己負担額を助成します。

【25年度実績】対象者数（小学1年生まで）：202,515人、受診件数：3,751,533件

○小児慢性特定疾患医療給付

慢性疾患により長期にわたり療養を必要とする児童の健全な育成を図るため、医療費の自己負担分を補助します。【25年度実績】対象者数：3,113人

○こんにちは赤ちゃん訪問事業 ※第5章に5年間の量の見込み、確保方を記載

地域の訪問員が生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、育児情報の提供や養育者の話を聴くことにより育児不安の軽減を図り、支援が必要な場合は保健師等の支援につなげます。また、地域の訪問員と親子が顔見知りになることで、日常的な交流のきっかけをつくり、子どもを地域で見守るまちづくりを推進し児童虐待の予防につなげます。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①訪問件数 ②訪問率	①26,409件 ②85.9% (25年度)	①24,100件 ②91.5%

○産前産後ヘルパー派遣事業

家事・育児のサポートを必要とする妊婦及び出産後5か月（双子以上の場合は1年）未満の子育て家庭を対象に、ホームヘルパーを派遣して、子育て負担の軽減を図り、安定した生活を送れるよう支援します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①利用者数 ②派遣回数	①560名 ②5,649回 (25年度)	①725名 ②7,250回

○産後母子ケア事業

産後の心身共に不安定になりやすい産後4か月未満の時期に、家族等から産後の支援をうけられない方で、かつ、育児不安等が強く支援を必要とする方を対象に、助産所等で「産後母子デイケア」や「産後母子ショートステイ」サービスを提供し、心身の安定と育児不安を早期に解消し、児童虐待の未然防止につなげます。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①産後母子デイケア利用人数 ②産後母子ショートステイ利用人数	①23人 ②66人 (25年度)	①340人 ②980人

○育児支援家庭訪問事業 ※第5章に5年間の量の見込み、確保方を記載

不適切な養育や児童虐待を防止するため、育児不安等を抱える家庭に継続的に訪問等を行うことで、安定した養育が可能になるように支援します。また、乳幼児健康診査の未受診者の状況把握を行い、必要な支援を行うとともに、育児不安や育児困難を抱える養育者を対象に、自分に合った子育ての方法を学び、安心して育児ができる親支援プログラムを行います。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①家庭訪問実施回数 ②ヘルパー実施回数	①4,135回(年間延べ) ②1,137回(年間延べ) (25年度)	①6,614回(年間延べ) ②2,500回(年間延べ)

○産後うつ対策

産科及び精神科医療機関と連携し、育児に影響を及ぼす産後うつを早期に発見し、支援につなぐ仕組みをつくります。また、妊産婦やパートナー、家族など周囲の人が産後うつに気づき、適切な対応ができるよう、産後うつに関する理解を促進するための啓発を進めます。

基本施策⑥ 地域における子育て支援の充実

〈1〉現状と課題

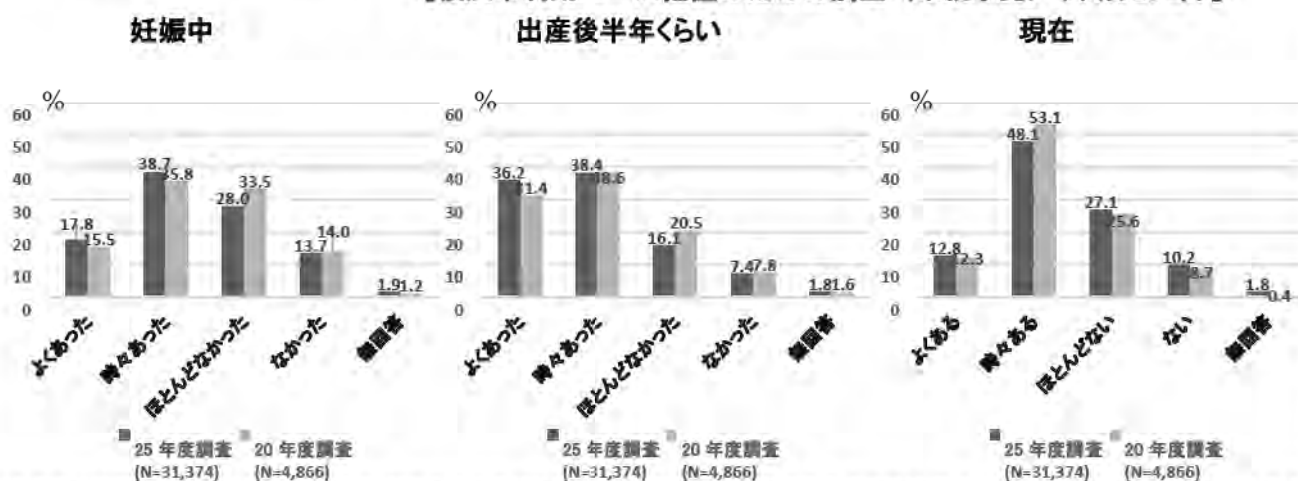
◆地域での子育て支援の場・機会の必要性

○「第2章 本市の子ども・青少年や子育て家庭を取り巻く状況と課題」でも述べたように、家庭、地域、社会の状況、意識などが大きく変化している中で、親が親として学び、育つ場や機会の充実が求められています。本市調査によると、初めての子どもが生まれる前に赤ちゃんの世話をしたことがない親が4人のうち3人を占めており、少子化や核家族化が進む中で、乳幼児をあやしたり、触れ合ったりすることの楽しさや世話の仕方、成長過程などを知る機会が十分でないまま、子育てを始める家庭が多くなっています。

○子育ての不安や困難は、誰もが一度は抱えるものであり、決して特別なことではありません。本市調査においても、妊娠中から現在まで、子育てについて不安を感じたり自信が持てなくなったりすることについて、「あった」と回答した人の割合（「よくあった」及び「時々あった」の合計）が、「妊娠中」では56.5%、「出産後半年くらい」では74.6%、「現在」においても60.9%に及んでおり、5年前の調査結果と比べると、「よくあった」と回答した人の割合がやや増えています。子育ての不安や悩みを軽減・解消するための相談等の支援の充実が求められています。

★子育てについて、不安を感じたり自信が持てなくなる状況の有無

【横浜市利用ニーズ把握のための調査（未就学児）（平成25年）】



○子育てをしていて感じる悩みの中には、子どもの健康や発育に関することなど、専門家への相談を通じて正しい知識を得る必要があるものもあれば、子どもとの過ごし方や遊び方など、子育て経験者や子育て中の親子との交流を通じて解決策が得られるものもあります。本市調査においても、日常の子育てを楽しく、安心して行うために必要なサポートで重要だと思うものについては、「子どもを遊ばせる場や機会の提供」、「親のリフレッシュの場や機会の提供」、「子育て中の親同士の仲間づくり」、「親の不安や悩みの相談」の順で割合が高く、地域における親子の居場所へのニーズの高さがうかがえます。

○一方、親子の居場所の機能を持つ「地域子育て支援拠点」や「親と子のつどいの広場」を利用していない理由としては、「保育所や幼稚園などを、定期的に利用している」という回答を除くと、「家から遠い」と回答した割合が最も高い状況（地域子育て支援拠点 26.8%、親と子のつどいの広場 23.6%）であり、更なる親子の居場所の拡充が必要です。

★子育てをしていて感じている悩み【横浜市利用ニーズ把握のための調査（未就学児）（平成 25 年）】



★日常の子育てを楽しく、安心して行うために必要なサポートで、重要だと思うものについて

【横浜市利用ニーズ把握のための調査（未就学児）（平成 25 年）】



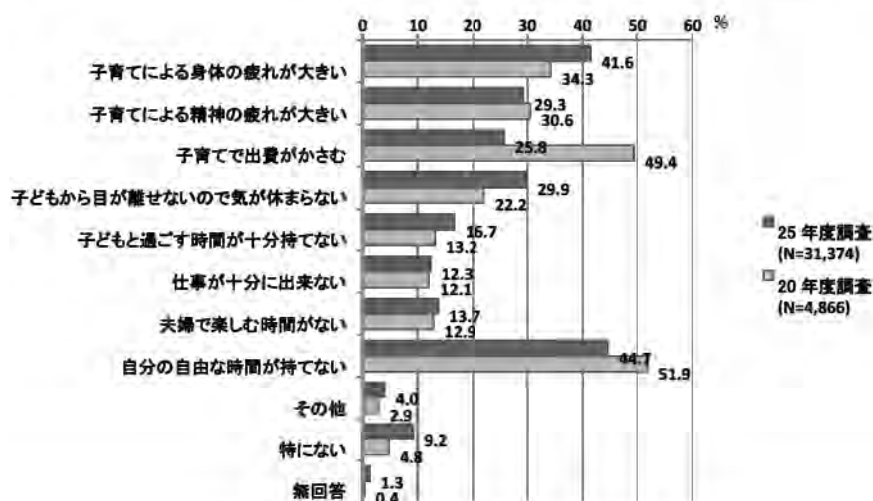
◆地域ぐるみで子育て家庭に寄り添う環境づくり

- 地域全体で子育て家庭を支えていくためには、地域の全ての住民に対して、子育ての現状や子育て支援の必要性を理解できるように働きかけ、関心を持ってもらい、具体的な行動を促していくことが必要です。
- 子育て支援が必要なのは、単に保護者の負担や不安を軽減するためだけではなく、保護者がゆとりを持って子育てをすることが子ども自身の成長・発達に大きく影響するためです。やがて地域を支えていく次世代を共に育てるという視点での地域への働きかけが重要です。
- 子育ての支え合いの関係が地域の中で循環し、継続することも重要です。支えられる側の保護者が子育て支援や他の地域活動の次の担い手になるように働きかけていくことが、温かな地域をつくっていくことにつながります。
- 中学生・高校生など今後親になる世代や、妊娠期の女性とそのパートナー（プレママ・プレパパ）など子育てをこれから始める人が、子育ての具体的なイメージを持ち、実践的な知恵・技術を身に付けられるよう、子育て中の親子と触れ合う体験を持つ機会や学校等と連携して学ぶ機会を充実させることが必要です。

◆多様な預かりニーズへの対応

○本市調査では、子育てで負担に思うこととして、「自分の自由な時間が持てない」、「子育てによる体の疲れが大きい」、「子どもから目が離せないので気が休まらない」などを挙げる人の割合が高い一方で、日常的に子どもを預かってもらえる親族や知人がいる人の割合は27.4%にとどまり、緊急時でさえも預かってもらえる親族や知人がいないという人の割合が16.6%となっています。保護者の負担を減らし、ゆとりを持って子育てに向き合ってもらうことで、保護者が子育ての楽しさや喜びを感じることができ、子どもにとってもより良い育ちにつながるため、リフレッシュ等で一時的に子どもを預けることができる場の充実が求められています。

★子育てで負担に思うこと【横浜市利用ニーズ把握のための調査（未就学児）（平成25年）】



◆子育て支援制度が多様化する中での個々の家庭状況やニーズに応じた利用者支援の充実

○新制度では、多様な保育・教育施設や事業等が充実されることに伴い、子育て家庭が家庭状況や個別のニーズに応じた施設や制度を円滑に利用できるよう、市町村が情報提供や相談などの支援を行うこととされています。また、地域の子育て支援に関係する機関・団体・活動者と連携し、地域のネットワークを生かして、必要な支援につなげていくことが求められています。

〈2〉施策の目標・方向性**【1】親子が共に様々な人との交流や豊かな体験ができる場・機会の充実を図ります。**

- 子どもや子育て中の保護者が安心できる場で当事者同士や地域の多様な人と交流することは、子育ての不安や悩みを軽減するなど、人や地域との関わりの中で子どもや親の育ちを支えるとともに、保護者が子どもと向き合い、楽しく豊かに子育てができることにつながります。そのため、親子の居場所の拡充を図るとともに、親子の居場所の認知度を高め、一層の利用を促進するためのPR活動を積極的に展開します。また、プレママ・プレパパや子ども連れの父親が親子の居場所を利用するきっかけづくりを更に進め、日常的な利用を促進します。
- 家庭において、子育てを共に楽しみ、子どもの成長を喜び合い、家族の関係性が豊かになるよう、親子が集まる場や機会を活用して、父親や祖父母向けの講座やサークル等の活動への支援の充実を図ります。
- 親子が集まる場や機会を活用して、中学生・高校生など今後親になる世代や、プレママ・プレパパなど子育てをこれから始める人が、子育て中の親子と触れ合うことのできる体験の場や機会の充実を図ります。

【2】子育てを温かく見守り、地域ぐるみで子育て家庭に寄り添う環境づくりを進めます。

- 子育ての現状や子育て支援の必要性を地域の全ての住民が理解できるよう、様々な機会や手法により働きかけ、地域全体で子育て中の親子の存在を意識し、関心を持つ雰囲気づくりや、いざというときの声掛け・手助けなどの見守り活動につなげます。
- 子育て支援に関わる人材の発掘・育成や地域の子育て支援の連携及びネットワーク化を進めることで、身近な地域での子育て支援を活性化し、担い手を支える仕組みづくりに取り組みます。また、子育てサークルなどで活動している子育て家庭と地域をつなぐなど、子育て家庭が子育て支援や地域活動の次の担い手となるような取組を進めます。
- 子育て支援に関わる支援者を対象に、対人支援スキル、子育て支援の制度や施設に対する幅広い知識、子どもの安全や育ちに関する知識など、子育て支援に必要な知識や技術の向上を図るための研修等を行い、地域における子育て支援の質の確保・向上に取り組みます。

【3】一時的に子どもを預けることができる場の拡充を図るとともに、市民同士での預かり合いを推進します。

- 子育て中の保護者がリフレッシュできるよう、一時預かりの場の拡充を図るとともに、一時預かりの利用を通じて寄せられる子育ての相談に対応するため、地域子育て支援拠点や親と子のつどいの広場等の地域に身近な相談場所や行政機関等との連携を進めます。
- 地域における市民同士での子どもの預かり合いを推進するための「横浜子育てサポートシステム」について、区支部事務局の機能強化、提供会員の更なる増加に向けた取組を進めていきます。

【4】親子の個別ニーズに応じて、必要な施設・制度を円滑に利用できるよう支援します。

○親子の個別ニーズを把握し、その状況に応じて、多様な保育・教育施設や地域の子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報提供、相談、援助、助言などを行う利用者支援を新たに地域子育て支援拠点で行います。

◆指標

指標	直近の現状値	目標値 (31年度末)
子育て中の親子がいつでも利用できる地域子育て支援の場の数（週3日以上開設のもの） ①地域子育て支援拠点 ②親と子のつどいの広場 ③保育所子育てひろば、幼稚園はまっ子広場	①18 か所 ②50 か所 ③52 か所 (26年6月)	①23 か所 ②70 か所 ③74 か所
子育て生活に満足感を感じている保護者の割合	83% (25年度)	88% (30年度)

〈3〉主な事業・取組

※毎年度の事業費については、財政状況等を踏まえ、予算編成において決定します。

○地域子育て支援拠点事業 ※第5章に5年間の量の見込み、確保方を記載

各区に1か所ある妊娠期から利用可能な地域の子育て支援の核となる施設です。親子が遊び、交流できる居場所の提供、子育て相談、子育てに関する情報の提供、子育て支援に関わる方のネットワークの構築、子育て支援に関わる方の人材育成、地域の中での子どもの預かり合いの促進等を行います。また、子育てサークルの活動支援や、地域における子育て支援の啓発等も行います。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①利用者数 ②箇所数	①21,102人(月間延べ) ②18か所 (25年度)	①27,170人(月間延べ) ②23か所

○親と子のつどいの広場事業 ※第5章に5年間の量の見込み、確保方を記載

マンションの一室や商店街の空き店舗などを活用し、主にNPO法人などの市民活動団体が運営しています。親子が気軽に集い交流する場の提供や、子育てに関する相談、子育て情報の提供等を行います。

また、一部の親と子のつどいの広場においては、普段から利用されている方の子どもを対象に、広場のスペースを活用した一時預かりを行います。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①利用者数 ②箇所数	①8,343人(月間延べ)(25年度) ②50か所(26年6月)	①14,186人(月間延べ) ②70か所

○保育所地域子育て支援事業、私立幼稚園はまっ子広場事業

※第5章に5年間の量の見込み、確保方を記載

子育ての不安感・負担感の解消や、家庭の養育力の向上を図るため、保育所や幼稚園の資源を活用して、地域子育て支援の場を提供します。

施設の地域開放、育児相談、育児講座、園児との交流保育、情報提供などを行っています。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
利用者数	保育所:4,676人(月間延べ) 幼稚園:3,406人(月間延べ) (25年度)	14,866人(月間延べ)

○子育て支援者事業

保護者が子育ての不安を軽減・解消し、安心して子育てができる環境をつくることを目指し、地区センターや地域ケアプラザ等の身近な施設で、地域の身近な子育ての先輩である「子育て支援者」が親子の交流を勧めたり、相談に応じたりしています。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
支援者会場数	175会場 (26年5月)	180会場

○乳幼児一時預かり事業（基本施策①の再掲） ※第5章に5年間の量の見込み、確保方を記載

生後57日～小学校入学前の子どもを、理由を問わず一時的に預かります。

子育て中の保護者が、少しの間子どもと離れて、リフレッシュしたり、用事を済ませたりできる機会を提供することにより、子育てに伴う身体的・精神的負担感の軽減を図ることを目的としています。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
延べ利用者数(年間)	67,804人 (25年度)	87,840人

○横浜子育てサポートシステム事業（基本施策①の再掲）

※第5章に5年間の量の見込み、確保方を記載

横浜子育てサポートシステムは、安心して子育てができるよう、地域ぐるみの子育て支援や、仕事と育児を両立できる環境をつくることを目的とした会員制の有償の支え合い活動です。「子どもを預かってほしい人」が利用会員として、「子どもを預かる人」が提供会員として登録し、会員相互の信頼関係の下に子どもの預け、預かりを行います。地域の中で子どもを預けたり、預かったりすることで人と人のつながりを広げ、地域ぐるみの子育て支援を目指しています。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
延べ利用者数(年間)	45,799人 (25年度)	57,953人

○子育て家庭応援事業（愛称「ハマハグ」）

小学生以下の子どもがいる家庭の方や妊娠中の方が、協賛店で「ハマハグカード」を提示すると、入店の際のちょっとした心配りや、子育てにやさしい設備・備品の提供、割引・優待など、子育てを応援する様々なサービスが受けられます。子育て中の親子が楽しく、気兼ねなく外出することができるとともに、事業を通じて地域全体で「子育てを温かく見守り、応援するまち・横浜」を目指しています。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
協賛店舗・施設数	4,380件 (25年度)	5,580件

○地域子育て支援スタッフの育成等

地域子育て支援の場（地域子育て支援拠点、親と子のつどいの広場、保育所子育てひろば等）のスタッフを対象に、保護者の子育てに対する不安や相談への対応などの対人支援スキル、地域の子育て支援の資源に対する幅広い知識、子どもの安全や育ちに関する知識など、子育て支援に必要な知識や技術の向上を図るための研修等を実施します。

【25年度実績】研修開催回数：8回、研修参加人数：241人

○地域子育て支援拠点における利用者支援事業 ※第5章に5年間の量の見込み、確保方を記載

子育て中の親子の個別ニーズに応じて、多様な保育・教育施設や地域の子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、各区の地域子育て支援拠点において、情報提供・相談・援助・助言などを行う利用者支援を新たに実施します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
実施箇所数	モデル実施(1区) (26年度)	23か所

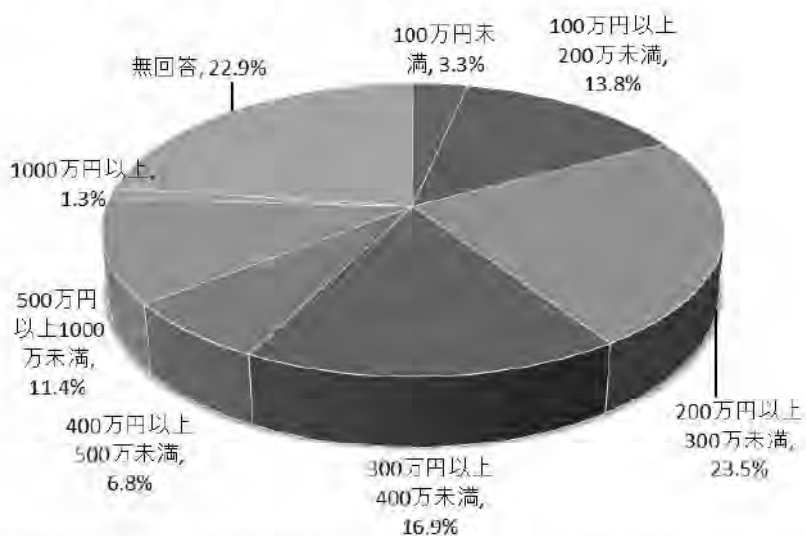
基本施策⑦ ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力（DV）への対応と未然防止

〈1〉現状と課題

◆ひとり親家庭の生活状況

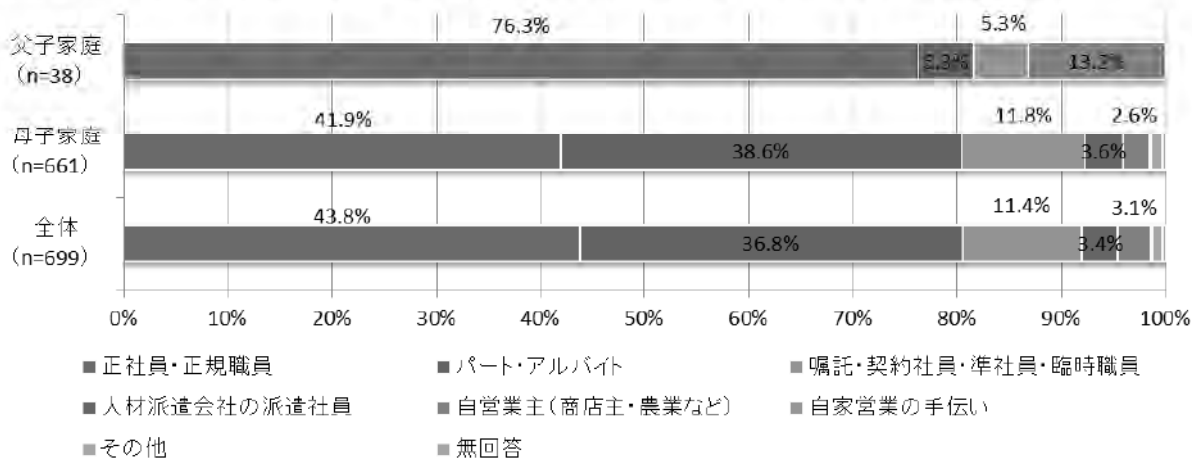
- 「平成22年国勢調査」による推計では、市内のひとり親家庭は28,877世帯、うち、母子家庭が24,311世帯、父子家庭が4,566世帯となっています。
- ひとり親は、一人で生計の維持と子育てを担っており、仕事と子育ての両立を図ることに苦勞しており、母子家庭の約4割が児童扶養手当、養育費等を含む年間の総収入で300万円未満にとどまり、多くの人が「生活費が不足している」と考えています。

★母子家庭の世帯総収入【平成24年度横浜市母子家庭等実態調査】



- 母子家庭の84.7%、父子家庭の90.5%が就労していますが、母子家庭では非正規での就労が50%を超えており、就職してもパートや嘱託等の不安定な雇用条件で働いていることが多いことから、安定した収入を得るためには、自立に向けた就業支援が重要です。

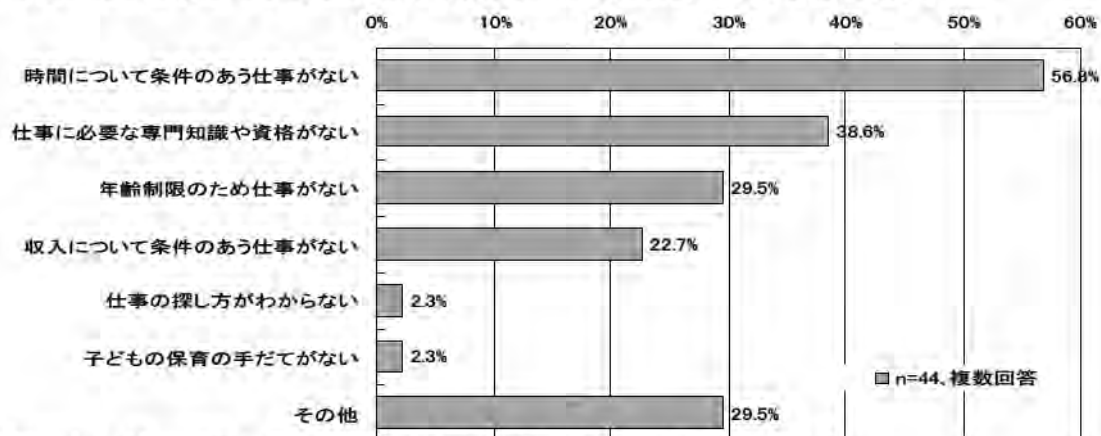
★現在の仕事の就業形態（母子・父子家庭別）【平成24年度横浜市母子家庭等実態調査】



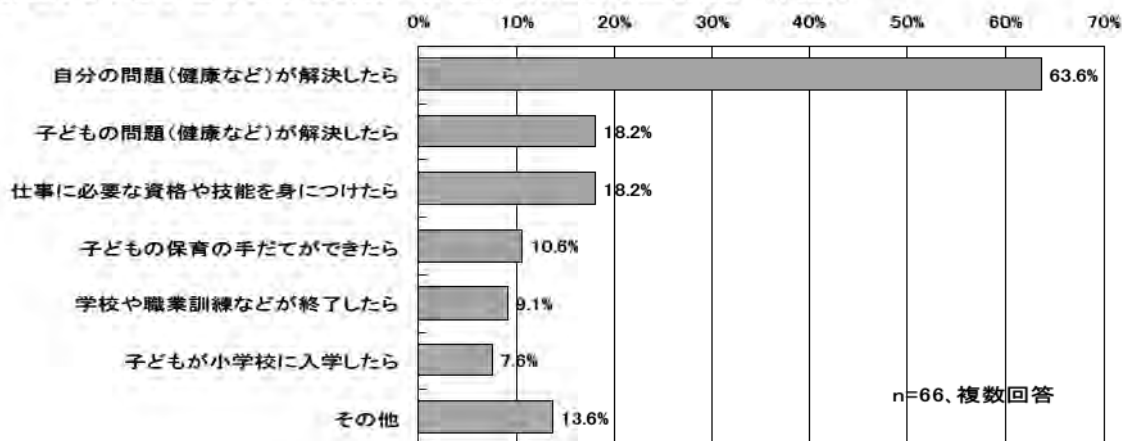
◆ひとり親家庭への総合的な自立支援の必要性

- ひとり親家庭の自立した生活のためには、親が安定した仕事に就くことで家庭の生計維持ができ、子どもが心身共に健やかに成長することが望まれます。一方、ひとり親家庭が置かれている状況は、就業形態のほか、子どもの年齢、疾病・障害、親の健康状態等によって様々な課題があり、こうした就業以前の課題にも対応していく必要があります。
- 就業意欲について、「今すぐ働きたいが働いていない理由」は、「時間について条件のあう仕事がない」(56.8%)、「仕事に必要な専門知識や資格がない」(38.6%)の割合が高くなっています。また、「今は働けないが、どのような状況になれば働けるようになるか」との質問には、「自分の問題(健康など)が解決したら」(63.6%)、「子どもの問題(健康など)が解決したら」(18.2%)、「仕事に必要な技能や資格を身につけたら」(18.2%)の割合が高くなっており、就業条件や資格の有無だけでなく、親や子の健康状態などに起因する課題もあります。
- 一方、福祉制度の認知状況として、区役所や児童相談所などの相談窓口の認知度は高いものの、就労支援事業など各種制度の認知が低い状況であり、ひとり親に対する情報提供のあり方も課題になっています。
- このため、生活費の確保や資格取得、職業紹介等の就業支援だけでなく、子育てや心身の健康、家事などの生活支援も含めた総合的な自立支援を推進する必要があり、支援制度に関する効果的な情報提供や相談しやすい窓口の設置により、個々の家庭の状況に応じた適切な機関へつなぐ取組などが求められています。

★今すぐ働きたいが働いていない理由【平成24年度横浜市母子家庭等実態調査】



★今は働けないが、どのような状況になれば働けるようになるか【同上】



★各種制度・サービスに対する認知状況【平成24年度横浜市母子家庭等実態調査】

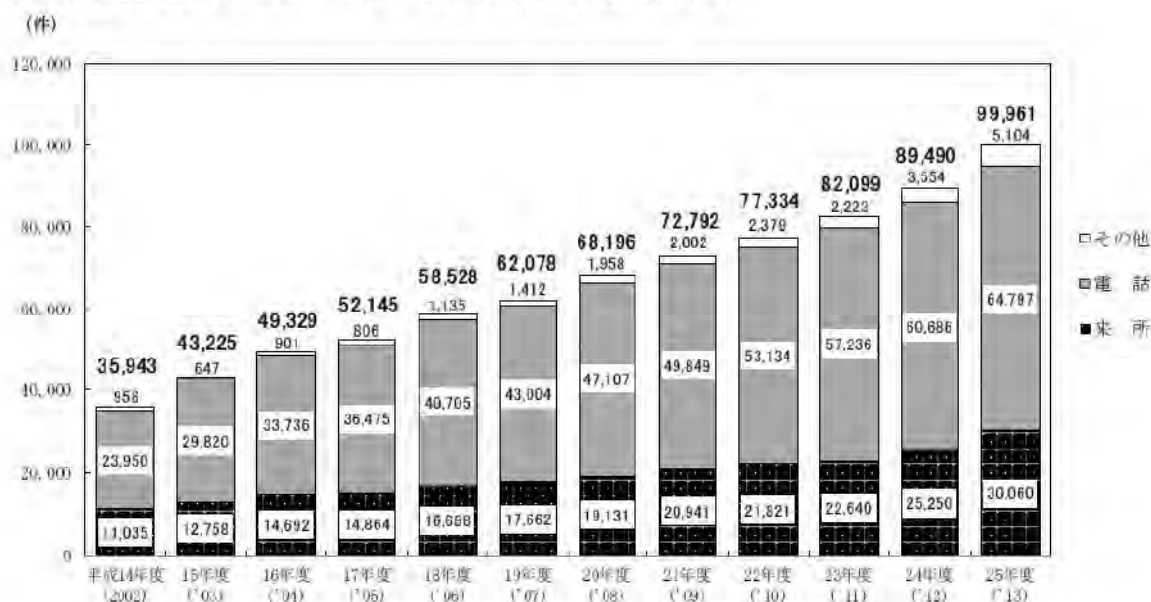


◆配偶者等からの暴力（DV）の被害状況

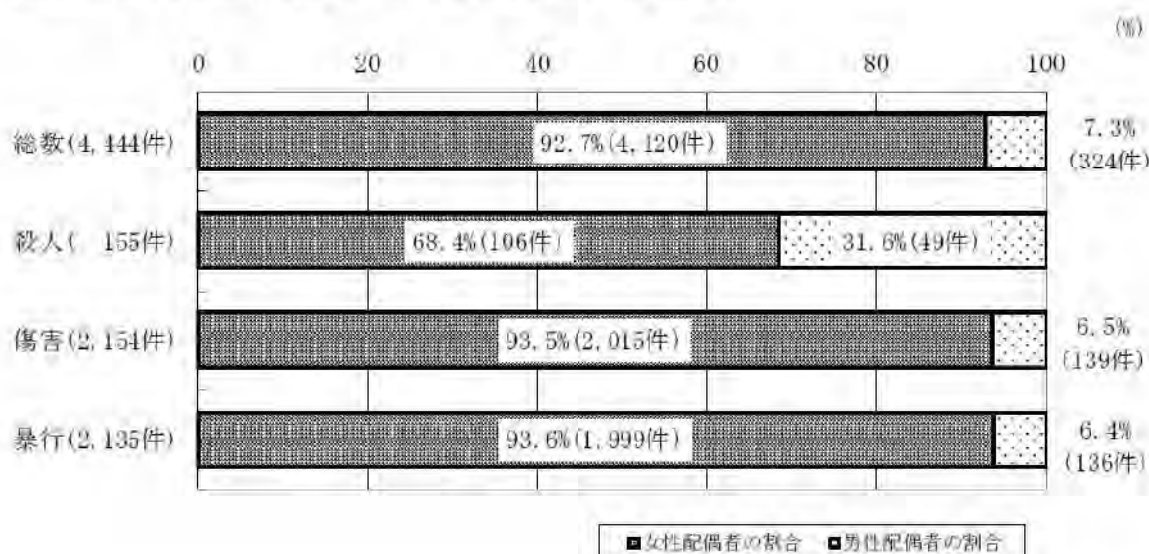
○配偶者等からの暴力（以下「DV」といいます。）とは、身体的暴力（殴る、蹴る、物を投げつけるなど）、精神的暴力（人格を否定するような暴言、交友関係の制限、携帯電話のチェックや監視、脅迫など）、性的暴力（性的な行為の強要、避妊に協力しない、無理やりポルノを見せるなど）、経済的暴力（生活費をもらえない、無断で借金を重ね責任をとらされるなど）をいいます。

○全国の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数や、警察における暴力相談等の対応件数は増加しており、被害者の多くが女性です。また、各都道府県に設置されている婦人相談所には、暴力の被害等により一時保護される女性に伴って家族も保護されていますが、同伴家族の約98%が18歳未満の子どもです（平成24年度）。

★配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数（内閣府調べ）



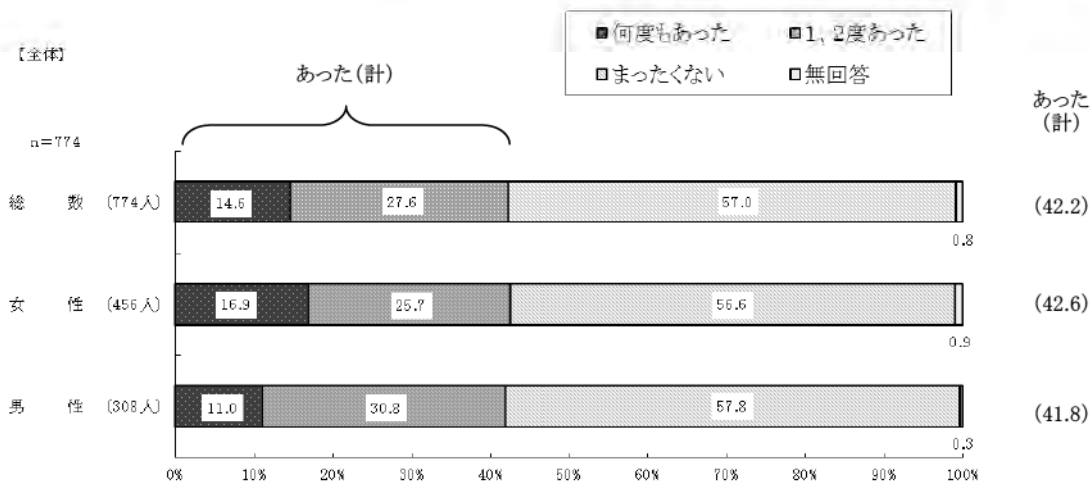
★配偶者間における犯罪の被害者（検挙件数の割合）（警察庁調べ）



○横浜市DV相談支援センターにおけるDVに関する専用電話の相談者の多くが女性となっています。

★配偶者やパートナーから暴力にあたる行為を受けた経験について

【横浜市「配偶者等からの暴力（DV）に関するアンケート調査」（平成20年度）】



○DVがある家庭の中で育った子どもは、家庭内の混乱に巻き込まれており、暴力行為の目撃による心理的外傷やネグレクト等の不適切な養育にとどまらず、直接的に暴力行為に当たる言動を受けていることも少なくありません。これらの影響から、情緒や行動の面で問題を抱えていることも多く、個別かつ専門的なケアが必要です。

○DV被害を受けた人が安心して生活するための支援は、暴力の影響から回復するための精神的・心理的支援、生活費等の金銭的な支援、就業の支援、住居の確保など、配偶者暴力相談支援センター（本市では、横浜市DV相談支援センター）や関係機関が連携し、総合的に支援をすることが必要です。

○深刻な被害の防止と暴力の根絶のためには、加害者更生のための支援や、若い世代への啓発・予防教育、相談窓口の周知などの取組の充実が求められています。

〈2〉施策の目標・方向性

【1】ひとり親家庭への総合的な自立支援を行います。

○ひとり親家庭の自立を支援し生活の安定と向上を図り、児童の健全な成長を確保するため、個々の家庭の状況に応じ、子育てや生活支援、就業支援、子どもへのサポートなど、総合的な自立支援を行います。

【2】DV被害の防止に向けて、相談・支援、職員の専門的技術の向上及び体制の強化、関係機関との連携促進、啓発等に取り組みます。

○DV被害の防止に向けて、横浜市DV相談支援センター等による相談・支援、職員の専門的技術の向上及び体制の強化、関係機関との連携促進や、効果的な広報・啓発等に取り組みます。

○加害者更生プログラムを実施している民間団体への運営費補助を通じて、DV加害者が更生するための支援を行います。

○暴力の根絶に向けて、若い世代からの啓発を強化し、中学生・高校生をはじめとする若者向けデートDV防止講座や、教育関係者へのDV理解促進のための講座を実施します。

【3】DV被害者等の相談・支援及び自立支援を行います。

○横浜市DV相談支援センターにおいて、DV被害者等の相談・支援を行うとともに、区福祉保健センターにおいて、女性の抱える様々な問題に対しての相談、緊急的な一時保護を含めた自立支援を行います。

【4】女性緊急一時保護の受入先を確保するとともに、母子生活支援施設において居住場所を提供します。

○DVからの緊急避難が必要な母子を保護する母子生活支援施設や、緊急一時保護受入先（シェルター）等の受入体制を確保し、将来の安定した生活に向けた相談や生活訓練などの支援に取り組みます。

◆指標

指標	直近の現状値	目標値 (31年度末)
ひとり親家庭の就労者数	314人 (25年度)	1,900人 (6か年累計)
ひとり親家庭等自立支援事業利用者数	4,627人 (25年度)	5,300人

〈3〉主な事業・取組

※毎年度の事業費については、財政状況等を踏まえ、予算編成において決定します。

○ひとり親家庭等自立支援事業

ひとり親サポートよこはま（母子家庭等就業・自立支援センター）に就労支援員を配置し、一人ひとりの状況に応じたマンツーマンでの就労支援を実施します。

また、生活、仕事、子育て、法律などの総合相談先を記載した、ひとり親家庭支援情報カードの作成など、分かりやすく、身近で利用しやすい制度案内と情報提供に取り組みます。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①ひとり親家庭の就労者数	①314人	①1,900人(26年度から6か年累計)
②ひとり親家庭自立支援事業利用者数	②4,627人 (25年度)	②5,300人

○ヘルパーの派遣事業

病気や就職活動などにより、一時的に家事・育児等にお困りの方に、日常生活のお手伝いをする家庭生活支援員等のヘルパーの派遣を行います。

- ・家庭生活支援員事業：一時的に家事・育児等に困ったときのひとり親の方が利用できます。

【25年度実績】延べ利用者数：530人

- ・育児支援家庭訪問事業：区が育児不安等により関わっているご家庭に、必要に応じて派遣します。
(詳細は基本施策⑤に記載しています。)
- ・養育支援家庭訪問事業：児童相談所が関わっているご家庭に、必要に応じて派遣します。
(詳細は基本施策⑧に記載しています。)

○保育所への優先入所

未就学児のいるひとり親家庭の親が、安心して就労・求職活動等が行えるよう、保育所入所時の優先度をアップします。

○市営住宅入居時の優遇

20歳未満の子がいる母子・父子世帯やDV被害者、中学校卒業程度までの子がいる子育て世帯について、市営住宅申込時の当選率を一般の3倍に優遇します。子育て世帯は、申込資格の収入基準も、一般より緩和しています。

DV被害者については、単身・旧姓での申込みや住民票の異動等の配慮をしています。

○民間住宅あんしん入居

家賃等の支払い能力があるものの、連帯保証人がいないために民間賃貸住宅への入居が困難なひとり親世帯等に対して、民間の協定保証会社を利用した家賃等の債務保証と、協力不動産店による物件紹介の入居支援を行い、民間賃貸住宅へ入居しやすくします。

○母子生活支援施設

18歳未満の子どもを養育している母子家庭が、様々な事情から支援を必要としている場合に、安心して自立に向けた生活を営めるよう、子どもと一緒に入所できる母子生活支援施設を運営するとともに、その環境の改善を進めます。

また、母子生活支援施設の利用者が、施設退所後も安定した生活を送ることができるよう、退所後1年間、世帯訪問及び電話相談等のフォロー支援を行います。

【25年度実績】利用延べ世帯数 197世帯

○母子・父子家庭自立支援給付金事業

〈自立支援教育訓練給付金〉

適職に就くために必要な技術や資格を取得するための講座を受講した場合、受講料の2割（上限10万円）を支給します。【25年度実績】支給者数：26人

〈高等技能訓練促進費〉

看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するための修業期間（上限2年）の生活費を支給します。また、修了時に入学支援修了一時金を支給します。【25年度実績】支給数：151人

○児童扶養手当・児童手当

児童扶養手当は、父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもを養育している母、父等に手当を支給します。

児童手当は、中学校修了までの児童を養育している方に支給されます。なお、所得により支給額が異なります。【25年度実績】児童扶養手当受給者数：21,078人、児童手当受給者数：307,405人

○ひとり親家庭等医療費助成事業

ひとり親家庭等の養育者とその者に養育されている児童について、生活の安定と自立を支援し、福祉の推進を図ることを目的とし、自己負担額に相当する額を助成します。

【25年度実績】対象者数：44,146人、受診件数：628,890件

○母子・父子・寡婦福祉資金貸付

母子・父子・寡婦世帯を対象に、技能修得資金や修学資金等の各種資金を無利子又は低利で貸し付けます。【25年度実績】貸付件数：795件

○寄り添い型学習等支援事業（基本施策②の再掲）

養育環境に課題がある、生活困窮状態にあるなど支援を必要とする家庭に育つ小中学生等に対し、安心して過ごすことのできる環境の中で、基本的な生活習慣を身に付けたり、将来の進路選択の幅を広げ、自立した生活を送れるようにすることを目的に生活支援、学習支援等を実施します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
実施区数	12区 (25年度)	18区

○女性相談保護事業

「売春防止法」及び「DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）」に基づき、区福祉保健センターにおいて、女性の抱える様々な問題に対する相談、緊急的な一時保護を含めた自立支援を行います。

また、こども青少年局を統括・調整部署とし、区福祉保健センター、市民局が所管する男女共同参画センターの3者が一体的に「横浜市DV相談支援センター」を運営します。

さらに、組織的対応の強化、研修等の人材育成、相談員の増員による体制強化等に取り組み、増加する相談件数と複雑化・多様化する相談内容に対応するとともに、被害者支援の観点に立った加害者対策に取り組みます。

【25年度実績】横浜市DV相談支援センター専用電話：1,831件

区福祉保健センター来所相談件数：1,759件

○女性緊急一時保護施設補助事業

本市における女性緊急一時保護の受入先（シェルター）の確保及び女性相談保護事業の安定を図るため、シェルターを運営する市内民間団体に対して運営費の補助を行い、DV被害者等が地域で自立した生活ができるよう、支援職員の配置等を支援します。

【25年度実績】実施施設数：5か所

○母子生活支援施設緊急一時保護事業 ※第5章に5年間の量の見込み、確保方策を記載

DVからの避難や経済的困窮等から、緊急の保護を要する母子を一時的に母子生活支援施設に入所させ、直面する身体・生命の危機から母子を保護するとともに、相談、支援等を行い、母子世帯の福祉の向上を図ります。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
利用世帯数	62世帯 (25年度)	82世帯

○加害者更生プログラムの実施に向けた支援

DV被害者支援の一環として、加害者更生プログラムを実施している民間団体に対し、運営費の一部を補助することで、DV加害者更生のための支援を行います。

【25年度実績】実施施設：1か所

○DVに対する正しい理解の普及啓発、相談窓口の周知

DV被害者が、DVの行為を受けていることや、DVが重大な人権侵害であるということに気付けるよう、理解・普及啓発の充実を図ります。また、DV被害者が、相談や公的支援につながるよう、様々な広報媒体を活用し、相談窓口に関する必要な情報を周知します。

【25年度実績】

- ・横浜マリントワー、横浜市開港記念会館のライトアップ
- ・相談窓口の周知（チラシ等配布約3,100か所、直接送付約22万人、広報よこはま人権特集ページへの掲載、地下鉄ドア上部電光掲示板等） など

○若者向けデートDV予防啓発

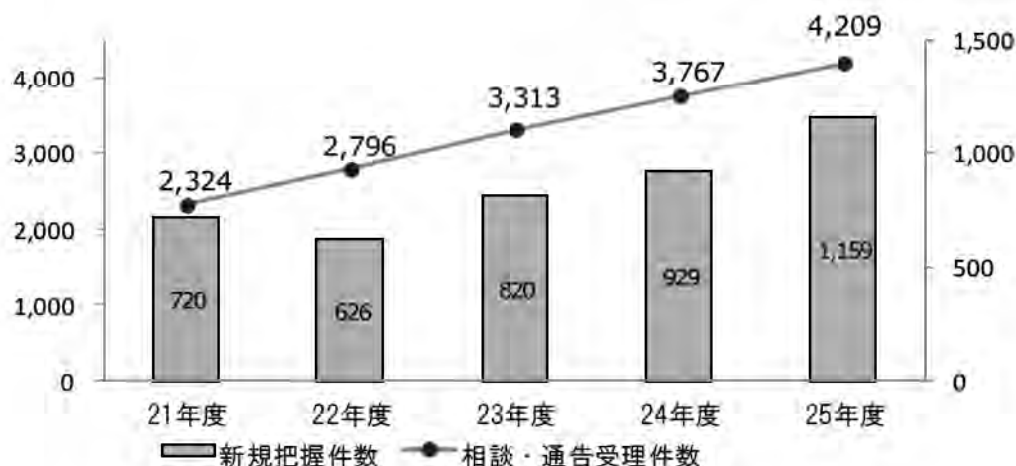
将来におけるDVの発生を未然に防ぐため、中学生・高校生をはじめとする若者向けデートDV防止講座や、教育関係者へのDV理解促進のための講座を実施します。

【25年度実績】デートDV防止講座（教育関係者向け講座含む）

実施回数：24回、延べ受講人数：4,668人

施策分野3 自助・共助・公助の意識を大切にし、社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる
《社会全体での支援》
基本施策⑧ 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実
〈1〉現状と課題
◆児童虐待対策

- 本市における平成25年度の児童相談所への児童虐待相談・通告受理件数は4,209件、そのうち新たに把握した児童虐待件数は1,159件で、いずれも過去最多の件数になっています。
- 本市において、児童虐待による死亡事例や重篤事例が発生しており、区役所と児童相談所がそれぞれの役割を果たし、虐待が深刻化する前の早期発見、早期対応が求められています。
- さらに、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、医療機関、警察、地域子育て支援拠点、横浜型児童家庭支援センター、地域関係者等のネットワークの強化が求められています。
- 急増する児童虐待通告や相談に迅速に対応し、その後の適切な支援を行える体制の充実と、複雑化・深刻化する児童虐待等に適切に対応できる専門性の高い人材の育成が必要となっています。
- 乳児期から学齢期までの居所不明児の早期把握が新たな課題となっています。
- 「横浜市子供を虐待から守る条例」の制定により、地域や関係機関と連携した児童虐待防止対策の更なる強化が求められています。
- 子ども自身に、一人の人間として大切にされ守られる権利があること、必要なときは助けを求められることができることを社会全体で伝えていくことが必要です。
- 増加している児童虐待の早期発見、早期対応及び居所不明児への的確な対応が課題となっている中で、様々な困難に直面した子どもの状況に応じて、これまで以上に学校、区役所、児童相談所等の関係機関が連携し、虐待の未然防止、早期発見、早期対応及び切れ目のない支援が求められています。
- 児童虐待の未然防止や重篤化防止のため、親の不安の軽減や妊娠期からの予防的支援の充実が求められています。さらに、支援が必要な養育者（父母を含む児童を養育する一切の者）への効果的な在宅支援策の検討が必要です。

★児童虐待新規把握件数と相談・通告受理件数の推移


◆児童養護施設等の状況

- 本市で把握している児童虐待件数は年々増加しているとともに、虐待の背景が多様化し、養育の課題も複雑化しています。このような状況の下、児童養護施設等での支援が必要な児童が増え続けていますが、施設における児童の受入能力が十分であるとは言えない状況です。
- さらに、本市はこれまで児童相談所一時保護所の整備を推進し、迅速な一時保護に努めてきましたが、一時保護所を退所した児童を受け入れる児童養護施設等が常に満員状態であるため、一時保護所での入所期間が長期化し、通学できないなど不安定な状況に置かれています。
- これらの児童を受け入れるために、新たな施設の整備を進める必要があります。また、耐震基準を満たさない施設、経年劣化や損傷が発生している施設、居住スペース等が現在の生活様式とかけ離れた環境となっている施設の改修や再整備が必要となっています。
- 家庭的な生活の経験が少ない児童に対して、より家庭的な環境である少人数、小規模な環境での養育を提供するとともに、複雑な事情を抱えた児童への対応を行うための施設機能の強化を図る必要があります。

◆家庭的養護の推進

- 社会的養護においては、児童養護施設等が担う施設養護だけでなく、家庭に児童を迎え入れて養育を行う、家庭養護が必要となっています。しかし、本市では家庭養護の担い手である里親・ファミリーホームなどがいまだ十分ではないため、今後家庭養護を担う人材の育成等に取り組む必要があります。
- 施設においても、養育単位の少人数化（小規模化）を進め、家庭的養護を充実させることが必要です。そのために、人員体制の強化とともに、施設職員のスキルアップや職種に応じた専門性の向上を図る必要があります。

◆横浜型児童家庭支援センターによる在宅支援

- 児童虐待対応件数は年々増加し、一時保護する児童の件数も増加している状況で、地域では親の養育力の低下や疾病等の理由で育児不安となり、安定した生活を送ることのできない家庭が多く存在しています。
- 養育に課題を抱える家庭が増加し、深刻で複雑な事例も増えているにもかかわらず、その支援メニューは相談とホームヘルプのみで、在宅生活を支えるサービスとして十分とは言えません。また、児童相談所や区役所の人的体制では、きめ細かな在宅支援が困難な状況になっています。
- 児童虐待や不適切養育につながる恐れのある家庭が、地域で安定した生活を送るためには、区役所や児童相談所の求めに応じ、横浜型児童家庭支援センターが連携して、情報や方針を共有しながら、地域密着型の専門的な支援体制を全市で展開していく必要があります。
- 平成22年度から横浜型児童家庭支援センターの設置を進めていますが（平成25年度末現在6か所）、設置場所が偏在しているほか、既存の横浜型児童家庭支援センターについて、立地上の問題や認知度が低いこと、区役所との連携が不十分であることなどから、機能を生かせていない点を改善することも併せて求められています。

◆自立支援とアフターケア

- 児童養護施設等の児童は、原則として18歳を経過したときに施設等を退所します。しかし、退所後に家族による支援が得られない場合が多く、経済的な困難や精神的な不安、社会的な孤立をもたらし、様々な問題に発展してしまうことが少なくありません。
- このため、入所中の児童はもとより退所者に対しても、就労や進学への支援、情報提供、生活相談等、安定した生活を送るための様々な支援を提供する必要があります。

〈2〉施策の目標・方向性

【1】児童虐待対策を総合的に進めます。

- 「横浜市子供を虐待から守る条例」の制定を踏まえ、広報・啓発、関係機関との連携強化、体制の整備・強化、人材育成、組織的対応の強化、支援策の充実、地域におけるネットワークづくり、居所不明児把握の調査体制の強化や情報共有の仕組みづくりなど、総合的な児童虐待防止対策を更に推進します。
- 「横浜市子ども虐待対応における連携強化指針」に基づき、区役所と児童相談所がそれぞれの役割を果たし、早期発見、早期対応を図るとともに、関係機関との連携を強化し支援体制を充実させます。
- 急増する児童虐待通告や相談に迅速に対応するため、内容によって区役所が調査を行うなど、連携して初期対応にあたります。
- 保育所、幼稚園、認定こども園、学校、医療機関、警察、地域子育て支援拠点、横浜型児童家庭支援センター、地域関係者等のネットワークを更に強化し、要保護児童等の早期発見や適切な保護・支援を図ります。
- 子どもに優しいまちを目指し、子どもが虐げられることがないように、地域と連携した広報・啓発を幅広く実施することで、児童虐待防止に対する市民意識の醸成を図ります。また、子ども自身が、虐待から守られる権利があることや、自分から相談する場所があることを知ることができるよう、各関係機関と協力し、直接子どもを対象とした啓発活動も併せて実施します。

【コラム】「横浜市子供を虐待から守る条例」が制定されました！

この条例は、子どもを虐待から守るための基本理念を定め、横浜市、市民、保護者及び関係機関などの責務を明らかにするとともに、虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた子どもの保護、そのほか子どもを虐待から守るための施策の基本的事項を定めています。

市の果たすべき責務(第4条)

- ・子育て支援事業を充実します。
- ・虐待の予防、早期発見に努めます。
- ・関係機関が行う虐待防止の取組を積極的に支援します。
- ・専門的知識や技術を有する人材の育成。
- ・虐待の再発予防ため、保護者を支援します。

保護者の役割(第6条)

- ・子どもの心身の健康の保持や安全の確保は、年齢に応じた配慮をします。
- ・子育てに関する知識の習得に努めます。
- ・積極的に子育て支援事業を利用します。

地域の皆さんの役割(第5条)

- ・子育てに係る保護者の負担を理解します。
- ・子どもや保護者を地域で見守り、声かけを行い、孤立することのないよう支援します。
- ・心配な子どもや家庭について、各区こども家庭支援課・児童相談所に相談します。

関係機関の役割(第7条)

- ・虐待の早期発見に努めます。
- ・虐待発見時に各区こども家庭支援課・児童相談所に通告します。
- ・多様な機会をとらえて虐待の防止に係る啓発に努めます。



毎月5日は
子供虐待防止
推進の日

こどもたちの明るい
未来のために

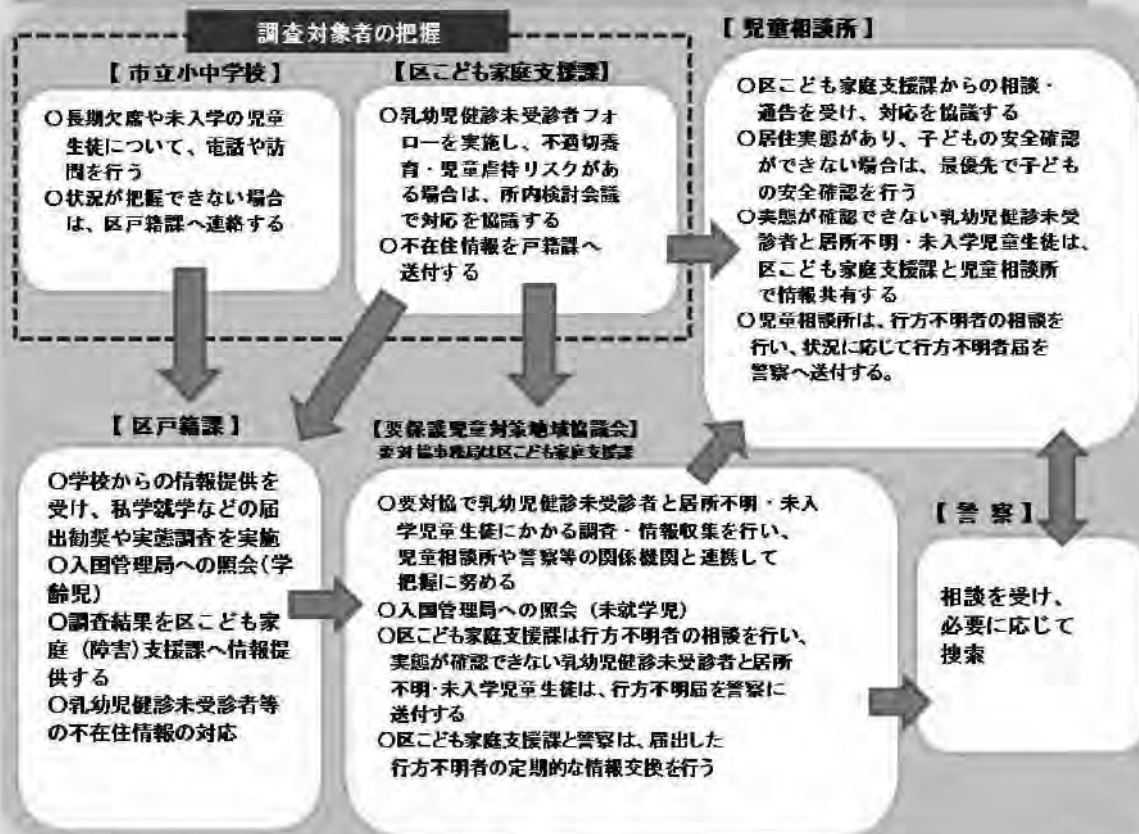
横浜市における乳幼児期から学齢期の居所不明児の把握のための取組

1 市内プロジェクトでの検討

横浜市では、平成25年4月に発覚した6歳女児死亡事例を踏まえ、市内プロジェクト（こども青少年局・市民局・教育委員会事務局・区役所）により、乳幼児期から学齢期の居所不明児を早期に把握するための情報提供のあり方について検討し、26年4月から新たな取組を開始しました。

- 子どもが就学させてもらえないことは「児童虐待」であると改めて確認し、要保護児童対策地域協議会の対象として位置づけ調査する。
- 長期欠席や未入学の子どもについて、区戸籍課（学籍簿作成）から区こども家庭支援課に情報提供し、連携して調査を実施することとし、調査方法など具体的な内容を検討。
- 乳幼児健診未受診の子どもがいる家庭は、不適切養育や児童虐待のリスクを確認すべき家庭として調査する。
- 児童相談所や警察との連携の方法などについても、具体的に検討。

2 連携の関係図



3 子どもの状況把握のための更なる取組に向けて

全国レベルでの情報共有の仕組みづくり等

居所不明児童の所在を調査する過程で、転出先が判明した場合は、その自治体に連絡しますが、転出先が不明の場合の対応が課題となっています。居所が把握できない子どもの情報を自治体間で共有する全国レベルの仕組みづくり等を国に要望しました。(平成26年6月)

【「国の制度及び予算に関する提案・要望書」の提案内容】

- 1 情報仲介機関の設置による全国的な仕組みの創設
- 2 情報提供の際の「共通ルール」の設定等
- 3 入国管理局へ出入国記録を照会する際の項目の改善

【提案先】

法務省、文部科学省、厚生労働省

【2】児童養護施設等の整備、養育環境の充実、老朽化等に対応します。

- 家庭での養育が困難な子どもが、落ち着いた環境の中で個々に応じた養育を受けることができるよう児童養護施設等の整備を推進します。特に、児童養護施設が不足している市北部での整備に向けて検討を進めていきます。
- 施設入所が難しくなっている高年齢児の受入れが円滑に行われるよう居室の個室化など養育環境の充実を図ります。また、既存の施設においても、家庭的な居住環境を整えるための養育単位の小規模化・ユニット化に向けた整備等を進めていきます。
- 建物の計画的な修繕・補修を促進することで、建物の品質の維持と総合的なコストの縮減、長寿命化を図っていきます。

【3】里親等による養育支援を進めます。

- 家庭における養育が困難な子どもを養育する環境を充実させ、速やかに一時保護から安定した環境での生活に移行できるようにするため、施設の整備に加えて、より家庭的な環境での養育が可能な里親やファミリーホームの活用を積極的に進めます。
- 児童養護施設等の入所児童を対象とした親子関係に関する治療・教育的プログラムの活用のほか、児童養護施設、横浜型児童家庭支援センター等と定期的な協議を行うなどの連携により、里親等の家庭支援を担う人材の育成を図ります。

【4】横浜型児童家庭支援センターの設置を推進します。

- 養育者への負担の軽減や児童虐待を未然に防止できるよう見守り機能を強化した、横浜型児童家庭支援センターの全市的な展開を推進します。センターでは、区役所や地域の関係機関との連携を深め、虐待を未然に防止し重篤化に至らないよう、養育支援が必要な家庭に対して専門的な相談、子どもの短期間の預かりや一時的な預かりなどきめ細かなサービスの提供を行います。
- さらに、横浜型児童家庭支援センターでは、家庭的養護を担っている里親やファミリーホームに対し、相談に応じたり、専門的立場から必要なアドバイスを رفتりするなど支援を進めていきます。

【5】施設退所に向けた自立支援・アフターケアの強化を図ります。

- 施設等の退所後に自立に向けた支援強化を図るため、自動車運転免許証や資格取得、進学支援、生活スキルに係る支援など支援メニューを充実させていきます。
- 施設等の退所後も、自立生活の基盤である住まいの確保に向けた支援、進学費の支援、生活相談などアフターケアメニューを充実させることにより、社会的・経済的に自立できるよう支援していきます。

◆指標

指標	直近の現状値	目標値 (31年度末)
虐待死の根絶	1件/年 (25年度)	0件
児童養護施設の入所待ち児童数	198人 (25年度)	0人
要保護児童対策地域協議会(※1)による個別ケース 検討会議(※2)件数	897件	1,380件

※1 児童福祉法に基づく「子どもを守る地域ネットワーク会議」の一つ。家庭で、子どもが安心・安全に暮らしているよう、関係者が集まり、課題解決に向けての支援の方針や役割分担を決定し、子どもや家庭を支えていくためのネットワーク。

※2 児童虐待で区役所や児童相談所が在宅支援を行っている家庭のうち、地域の関係機関が連携してサービス提供を行う必要がある家庭を対象として行う。

【コラム】児童養護施設の若者の夢を支援するプログラム「カナエール」

児童養護施設等出身の若者たちが大学や専門学校へ進学し卒業するには、様々な「壁」があります。親がいない、親を頼れない若者たちは、学費と生活費を全て自分で用意しなければならず、働きながら学び続ける生活に心身共に疲れ切ってしまう。

カナエールは、彼らの進学から卒業までを「資金」と「意欲」の両面からサポートするために、本市がNPO法人ブリッジフォースマイルに委託して実施している、返還不要な奨学金支援プログラムです。その一環として、奨学生が自らの夢を語る、「夢スピーチコンテスト」が平成26年7月6日横浜市開港記念会館で行われました。奨学金受給者は10名。彼らは新生活の合間をぬってサポートボランティアとともに120日間かけてスピーチを作り上げ、コンテストに臨みました。

〈3〉主な事業・取組

※毎年度の事業費については、財政状況等を踏まえ、予算編成において決定します。

○児童虐待防止啓発地域連携事業

※要保護児童対策地域協議会については、第5章に5年間の量の見込み、確保方を記載

こども青少年局及び各区において、児童虐待防止に関する広報・啓発、児童相談所・学校・警察等の関係機関との連携強化、体制の整備・強化、人材育成、組織的対応の強化、支援策の充実、地域における児童虐待防止のためのネットワークづくりなどを推進し、児童虐待の未然防止から早期発見、重篤化の防止、更には再発予防に至るまで、児童虐待対策を総合的に進めます。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議 件数	897件 (25年度)	1,380件

○児童相談所等の相談・支援体制の充実

児童虐待に関する相談・通告件数は、平成25年度においては4,209件、平成29年度には6,500件と見込んでいます。

このように増加する相談・通告に対応し、複雑化・深刻化する児童虐待等に適切に対応できる専門性の高い職員の人材育成を図るとともに、夜間・休日における緊急の児童虐待通告や相談に対しては、現在の対応を維持し、迅速に対応していきます。

また、平成26年1月に作成した「横浜市子ども虐待対応における連携強化指針」に基づき、区役所(福祉保健センター)での虐待の早期発見や再発防止等への対応を図るとともに、関係機関(警察)との連携強化のため、警察官(OB)の児童相談所への配置を検討し、相談・支援体制の充実を図ります。

○保育所での見守り強化

児童虐待の再発防止や深刻化防止のため、児童相談所や区役所など関係機関と連携を取りつつ、一時保護には至らない程度に状況にある被虐待児童について、親子を日中に分離すること等により、虐待の悪化防止や改善が期待される場合に、当該児童を保育所で受け入れ、見守りを行います。

児童へのケアや保護者への対応のためにより手厚い対応が必要な場合には、保育士を加配し、円滑な児童の受入れ体制を整えます。

○民間児童福祉施設整備事業

急増する児童虐待等により、児童福祉施設への入所が必要とされる児童が増えていますが、現在の施設で入所対応するには量、質共に厳しい状況です。

そこで、児童養護施設が不足している市北部での新たな児童養護施設の整備に向けて検討を進めていきます。併せて、老朽化・狭あい化が著しい施設の計画的な改築整備を行い、入所者の生活環境の改善を図ります。

また、施設整備に当たっては個別支援に向けた小規模化を進めるとともに、心理療法など被虐待児童のケアに対する施設整備を進めていきます。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
民間児童養護施設数	9施設 (25年度)	10施設

○児童福祉施設等の運営

児童福祉法に基づく要保護児童の児童入所施設への入所や里親・ファミリーホームへの委託、自立援助ホームへの委託、母子家庭の母子生活支援施設への入所、妊産婦の助産施設への入所等の行政措置等をとった場合に、それぞれの入所後の保護又は委託後の養育について支援します。

また、措置された児童の生活の安定の向上及び健全育成を図るため、施設・里親等を支援します。

○里親推進事業

里親制度は、社会的養護を必要とする児童を家庭的な環境で養育し、児童の健全な生育を支援するための児童福祉法によって定められた制度です。本市における里親等への委託促進のため、パンフレットの配布や制度説明会などの「普及啓発」、新規里親認定や現任里親のスキルアップのための研修の実施や、家事ヘルパーの派遣など「里親支援」に関する事業を実施します。

また、本市の里親会である「こどもみらい横浜」を里親支援機関に指定し、里親支援のための業務を委託します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
里親委託率	12.1% (25年度)	22%

○子育て短期支援事業 ※第5章に5年間の量の見込み、確保方を記載

児童を養育する家庭において、保護者の疾病、子育ての疲れ等の理由により、児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童を横浜型児童家庭支援センター等で児童の短期的な預かりを行うことで、子どもや家庭への在宅支援の充実を図ります。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①宿泊を伴う「ショートステイ」の利用者数 ②夕方から夜間にかけて預かりを行う「トワイライトステイ」の利用者数	①56人(年間延べ) ②1,212人(年間延べ)	①287人(年間延べ) ②5,526人(年間延べ)

○横浜型児童家庭支援センターの運営

子育てにおいて支援が必要な家庭に対し、区福祉保健センターや児童相談所等の関係機関と連携し、児童虐待の未然防止や重篤化を押し止める支援を行います。児童が児童相談所による一時保護や施設入所に至らず、地域での生活を継続するため、子育ての悩みや課題を早期に発見し、センターのレスパイトサービス（子育て短期支援事業）などの支援を強化し、子育て家庭の負担軽減による安定した生活形成を目指します。このため、今期においても、将来的な全区展開を見据えた整備を継続して行います。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
児童家庭支援センター施設数	6施設 (25年度)	18施設

○養育支援家庭訪問事業 ※第5章に5年間の量の見込み、確保方を記載

虐待について通報・相談等があり、児童相談所が虐待ケースとして把握し、継続支援している養育者に対し、養育者の育児不安の傾聴、育児相談・支援、家事援助等のため、養育支援家庭訪問員及び養育支援ヘルパーを派遣し、虐待の再発防止等を図ります。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①家庭訪問回数 ②ヘルパー派遣回数	①2,816回(年間延べ) ②4,599回(年間延べ)	①4,837回(年間延べ) ②7,932回(年間延べ)

○施設等退所後児童のためのアフターケア事業

様々な理由により児童養護施設等で生活する子どもたちは、18歳になった翌春には、施設等を退所しなければなりません。しかし、親族による支援がないなど、金銭面での困難さや精神的な不安感などが要因で、孤立し、様々な問題に発展してしまうことも少なくありません。そこで、施設等入所中の児童及び退所者に対し、就労や進学をはじめ、生活全般にわたる情報提供、相談、支援等を行い、安定した生活の実現を目指します。さらに、退所後すぐに自活することが難しい場合や離職した退所者に対して、住まいの確保に向けた支援や自立に向けた支援の充実を図ります。

【25年度実績】利用者数：604人

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
支援拠点箇所数	1か所 (25年度)	2か所

基本施策⑨ ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にすまちづくりの推進

〈1〉現状と課題

◆ワーク・ライフ・バランスの推進

- 夫婦共働き世帯の増加や、子育て世代の男性の長時間労働の傾向が続く中、男女が共に働きやすく子育てしやすい環境づくりを進めることが求められています。
- 子どもにとって睡眠や食事などの生活リズムは、脳や体、心の発達にとって非常に大切なものです。特に、発達の著しい乳幼児期に生活リズムを整えることは、子どもの成長を支える上で重要なことです。親のワーク・ライフ・バランスを大切に考え、子育てしやすい環境づくりを進めることは、子どもの発達にとっても重要と言えます。そうした意味でも、ワーク・ライフ・バランスの取組を今後一層推進していく必要があります。
- 市民一人ひとりが、ワーク・ライフ・バランスについての理解を深めることができるよう広く普及啓発を図るとともに、多様な働き方にも対応できる、仕事と子育ての両立実践の具体的なきつかけづくりや、身近な体験の場の提供が必要です。
- 企業にとっては、両立支援やワーク・ライフ・バランスの推進が企業の成長や業績に及ぼす成果を感じにくいため、取組への動機付けが難しい状況にあります。企業の形態や課題に合わせ、具体的な働きかけを継続的に行い、取組を広げていく必要があります。
また、職場の雰囲気づくりや意識改革など、育児休業制度等の支援制度を活用しやすい環境づくりを進めることも重要です。
- 男女共に働きやすい環境づくりに積極的に取り組む事業所へのインセンティブの充実や、優良事例を普及させるなどの啓発活動の強化が必要です。
- ワーク・ライフ・バランスの推進は、普及啓発や企業の取組支援などの市としての取組だけでは不十分です。市民や企業に対する取組を継続することに加え、職場全体の長時間労働の是正、労働者本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援等の労働者の職業生活と家庭生活の両立が図られるような雇用環境の整備などについて、国に対して働きかけをしていくことも必要です。
- ヨーロッパの一部の国においては、従来からの経済的支援に加えて、保育と育児休業制度の充実、ワークシェアリングによるパートタイム労働のための基盤整備など、仕事と家庭生活の両立支援へ取り組んだ結果、近年、出生率が回復しています。

◆子どもを大切にす社会的な機運の醸成

- 少子化の進展や地域のつながりが希薄化する中、子育てについて不安や負担、孤立感を感じる子育て家庭が多くなっています。一方、公園で遊ぶ子どもの声、保育所・幼稚園などから聞こえる子どもの遊ぶ声や楽器の音が気になる、といった意見も寄せられています。また、子育てをしている保護者の中には、周囲への気遣いや配慮に対する感謝の気持ちを伝えることをせず、周囲に対して不快な感情を与えてしまう例もあります。
周囲が子どもや保護者に温かいまなざしを向けること、それに対して保護者が感謝の気持ちを伝えることなど、お互いに相手を思いやることで生まれる温かな関係は、子どもにとって心豊かに育つ環境となります。子育ての喜びを社会で共有し、子育てを見守る側も、子どもを育てる側も、

全ての人がそうした温かい環境をつくりながら、社会全体で子どもを大切に育てる機運を醸成していくことが必要です。

- 子ども同士で遊び、様々な体験をすることは、子どもたちが成長していく上で非常に重要なことです。子どもが豊かな感性を磨くことのできる地域環境を周囲の大人が皆でつくっていきけるよう、地域の子どもの顔が分かる関係づくりを進め、地域コミュニティを醸成させていく必要があります。
- 本市調査では、子育てで負担に感じる事として、「子育てによる身体の疲れが大きい」ことや「自分の自由な時間が持てない」ことなどが挙げられています。核家族化や共働き世帯の増加など家族のあり方も大きく変化している中で、子育て家庭が孤立せず、安心して子どもに向き合えるよう、様々な子育て支援の場や保護者のリフレッシュの機会などを充実させるとともに、子育て家庭が置かれている環境の変化や負担感について、広く市民に周知・啓発していく必要があります。

◆安全・安心のまちづくり

- 低年齢児の不慮の事故を未然に防ぐには、子どもの身の回りについて常に注意を払うことが大切です。そのためには、様々な場面をとらえて啓発を行うなど、子どもの事故予防に対する意識を高める取組が求められています。また、犯罪や有害環境から子ども・青少年を守るための取組を社会全体で進めていくことが重要です。
- 妊婦や親子が安心して外出できる環境づくりに向けて、交通機関や道路、施設、店舗等、まちのバリアフリー化が大きな課題となっています。「子育て中の親の外出等に関するアンケート調査」（一般財団法人こども未来財団、平成 23 年）によると、「外出時にうれしかった体験」として、「子どもをあやしてくれた、話しかけてくれた」、「バスや電車で席を譲ってくれた」が上位に挙がるなど、まちの中で受ける配慮や手助けが子育てをする上で大きな支援につながる事が分かります。

公共施設や公共交通機関、建築物等の物理面のバリアフリー化を進めるとともに、子どもや子育てに対する社会的な意識改革、周囲の人の理解などソフト面でのバリアフリー化を進め、子育て家庭が安心して子育てできるまちづくりを推進することが求められています。
- 小学校では、地域の方々に構成される「学援隊」による子どもの見守りが浸透してきました。「学援隊」による活動は、子どもの登下校の際の安全・安心のために、非常に重要な役割を果たしています。また、「学援隊」の人々との温かい関わりも大切にされており、顔見知りの大人がいるという安心感や声を掛けてもらう安心感により、地域の人への親しみをもち、自分の住むまちに対する愛着にもつながっています。今後も、地域の方々の協力による「学援隊」と学校との信頼関係を大切にし、共に子どもを育てる安全・安心なまちづくりを継続して行っていくことが大切です。
- 未来を担う子どもたちが、感性豊かに、安心してのびのびと育つ環境として、豊かな自然環境を将来に継承していくことが求められます。地球温暖化対策や循環型社会の構築、自然環境との共生など、環境に関する取組について、家庭、地域、学校、市民団体、事業者など社会全体で充実を図っていく必要があります。

【コラム】ベビーカー利用の安全性・快適性の向上に向けて

～国土交通省「公共交通機関等におけるベビーカー利用に関する協議会」～

近年、公共交通機関や公共施設等のバリアフリー化の進展に伴い、子ども連れでの外出に当たり、ベビーカーを利用しやすい環境となってきました。

他方で、ベビーカー使用者と周囲の方との間で、ベビーカー利用に対するトラブルや意識の差も見られるようになってきました。

今後更にベビーカー利用の安全性・快適性を向上させるためには、バリアフリー化の進展に加えて、ベビーカーの安全な使用を呼びかけるとともに、ベビーカーの利用に対する周囲の方の理解や協力が不可欠です。

このため、ベビーカーを利用しやすい環境づくりに向けて、国土交通省は、平成25年6月に実務者で構成される「公共交通機関等におけるベビーカー利用に関する協議会」を設置し、26年3月にベビーカー使用者、周囲の方、交通事業者・施設管理者等に対するお願い事項を整理した「ベビーカー利用にあたってのお願い」及び「ベビーカーマーク」を公表し、今後継続的に普及・啓発活動を行っていくこととしています。



ベビーカーマーク

— ベビーカーは大切な命を乗せています —

ちょっと気づかう、そっと見守る

ベビーカー使用者や周囲の方は、「子どもの安全」「子育てしやすい環境づくり」のため、お互いに配慮や理解をお願いします。

混雑時の乗降の際や乗車中などには、利用者どうし快適に利用できるよう、お互い声をかけ合いましょう!

周囲の方は

ベビーカー使用者には、
温かい気持ちを持って接し、
見守りましょう。

エレベーターがない場所での
上り下りなど、
手助けを申し出てみましょう。

◎ベビーカーは、折りたたまずに乗車することができます。
 ◎エスカレーター等が利用可能な方は、エレベーターの使用を譲ってくださいをお願いします。
 ◎乗降に少々時間がかかったり、スペースを少し広めに利用することがあります。

ベビーカーをご使用の方へ

◎周囲の方との接触や通行の妨げなど、ベビーカーの操作には気をつけましょう。
 ◎困っているときは遠慮せず手助けをお願いしてみましょう。

【公共交通機関等におけるベビーカー利用に関する協議会】は子育てしやすい環境づくりを目標としています。

＜協議会構成＞ (NPO法人) ほたて子育てより、(NPO法人) ひろーの、子育て応援のつばきんぐ会、主催者協会、ベビーカー安全協議会、公共交通機関等協議会、日本交通技術株式会社、北海道客運株式会社、西日本客運株式会社、四国客運株式会社、九州客運株式会社、(一社) 日本民営鉄道協会、(一社) 日本地下鉄協会、(公) 日本バス協会、(一社) 日本客運協会、(一社) 全国空港ビル協会、(一社) 日本の子供会、(一社) 日本ボランティアセンター協会、日本児童連合会、(一社) 日本ボランティア協議会、(公) 国土交通省、国土交通省、国土交通省

〈2〉施策の目標・方向性**【1】ワーク・ライフ・バランスと多様な働き方ができる環境づくりを推進します。**

- 充実した仕事と子どもや家族との豊かな時間が持てるように、男女が共に働きやすく、仕事と子育て・家庭生活等が両立できる職場環境の整備や、男性に対する家事・育児支援等の推進、広く市民へワーク・ライフ・バランスを啓発することなどにより、引き続き、仕事と子育て等の両立支援を推進します。啓発の取組においては、子育て家庭におけるワーク・ライフ・バランスは子ども心身の発達を促すことにつながる、という「子どもにとって」の視点も大切にしていきます。
- 学生や未婚者に向け、結婚や妊娠・出産に関する基本的な知識や、仕事と子育て・家庭生活の両立に関する支援制度についての情報提供を行うことにより、自身の働き方や生き方について考える機会を提供し、希望するライフスタイルの実現を支援します。
- それぞれの企業形態や抱えている課題に合わせ、取組の参考となる先進事例を紹介する講座の開催や、その企業における新たな取組の検討を行うための講師派遣を行い、企業にとっても有効なワーク・ライフ・バランスの取組を広めます。
- ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、上記に掲げた本市の取組や国に対する働きかけを強化していくことはもちろんですが、行政の取組だけで実現できることには限界があり、市民、企業、行政が共に考え、一緒になって取り組んでいくことが必要です。ワーク・ライフ・バランスに関連する様々な事業や啓発の場を、市民、企業、行政が共に考え、連携する機会としていきます。
- ライフスタイルに合わせた多様な働き方の実現に向け、女性起業家への支援の充実や女性の再就職支援、多様な働き方ができる環境づくりを進めます。

【2】子どもを大切に作る社会的な機運を醸成します。

- 祖父母世代を主な対象として、自身及び地域の孫育てや地域ぐるみの子育てに関する講座等を地域に合った形で実施し、幅広い世代に地域の子ども・子育て支援への参加を広げます。
- 将来の子育て世代に向けた、赤ちゃんとの触れ合いの場の提供、子育て中の方からのメッセージ、子育ての喜びを広く分かち合うための情報発信など、結婚や妊娠・出産、子育てに対する楽しさや喜びを知るきっかけづくりを進めます。
- 地域社会全体で子育て家庭を応援する具体的な仕組みとして、市内の店舗・施設に子育て家庭を応援する様々なサービスを提供してもらい、妊娠中や子育て中の方が安心して楽しく地域で過ごせる社会的な機運を醸成します。

【3】安全・安心のまちづくりを進めます。

- 低年齢児の事故を未然に防ぐため、保護者、子育てに関わる市民、子育て従事者等に向け、子どもの事故予防に関する啓発を推進します。また、犯罪や有害環境から子ども・青少年を守るための取組を推進します。

◆指標

指標	直近の現状値	目標値 (31年度末)
ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業の割合	28.1% (25年度)	40%

〈3〉主な事業・取組

※毎年度の事業費については、財政状況等を踏まえ、予算編成において決定します。

○企業の認定制度「よこはまグッドバランス賞」

女性の能力を活用し、男女共に働きやすく子育てしやすい市内事業所（従業員 300 人以下）を認定・表彰（25 年度実績：32 件）するとともに、広く市民・市内事業所に周知します。

○中小企業女性活用推進事業

女性の活躍を積極的に考える中小企業を募り、先進的な事例の検証やワークショップなどを行う研究会を開催するとともに、女性の活躍を推進する企業の様々な取組を支援します。

また、研究会参加企業が、女性活躍推進を目的に社内環境の改善に着手する場合、取組に係る費用の一部を助成します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
参加企業数	参加企業募集開始 (26年6月)	60社

○企業内の取組への支援

取組が進んでいる企業の事例や、自社で取組を進める上での課題を共有する勉強会や企業向けセミナー研修等を開催する他、ワーク・ライフ・バランスの推進を目的とする企業内研修に対し、講師を派遣します。また、企業の取組を促す啓発用パンフレットを市内企業へ配布します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
企業向け勉強会や研修等の開催	5回 (25年度)	6回

○共に子育てをするための家事・育児支援

共に子育てをし、ワーク・ライフ・バランスを図りながら子育てを楽しむことができるように、特に、男性の家事・育児参加促進を図る父親向け講座等を実施します。

また、ウェブサイトや広報物等で、男性の家事・育児支援に関する情報提供と市民への啓発を行います。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
父親向け講座等の実施	7区 (25年度)	18区

○女性起業家支援

女性起業家への支援として、女性起業家支援の拠点としての女性専用スタートアップオフィス「F-SUSよこはま」の運営や、女性中小企業診断士を中心とした女性起業家支援チームによる起業や経営に関する相談等の支援を行います。また、男女共同参画センターにおいて起業準備等の相談や講座を実施します。

【25 年度実績】女性起業家支援相談件数：1,068 件

【コラム】



よこはまグッドバランス賞 ～働きやすく子育てしやすい中小事業所～



男女がともに働きやすい職場環境づくりを積極的に進める事業所を「よこはまグッドバランス賞」と認定し、継続した取組など、特に優良な実績を上げている事業所を表彰しています。

- **取組事例**
 - ①仕事と家庭等の両立支援（ワーク・ライフ・バランス）への取組
 - ②性別にとらわれない従業員の能力活用や職域拡大への取組
 - ③男女がともに働きやすい職場づくりに向けた取組
 - ④その他、地域への子育て貢献や男女共同参画に向けた取組
- **対 象** 横浜市内に本社・本部を置く、従業員数300人以下の事業所（営利・非営利不問）

■ 募集～認定の流れ



- **継続賞**：継続的に職場改善に取り組んでいる事業所に授与します。
(認定3回→ブロンズ賞・認定5回→シルバー賞・認定7回→ゴールド賞)
- **チャレンジ事業所**：認定外であっても、キラリと光る取組がある事業所。

- **メリット**
 - ①さまざまな市の広報媒体やセミナー等のイベントを通じ広く事業所をPR
 - ②横浜市中小企業融資制度「成長支援資金(公的事業タイアップ型)」による低利融資

○女性の再就職支援

結婚、出産・育児等を理由に離職し、働きたい女性が能力を発揮できるよう、男女共同参画センターにおいて再就職準備講座を実施します。また、キャリアブランクのある女性の再就職を支援するため、身近なロールモデルの紹介やインターンシップを柱としたプログラムを実施します。

○祖父母世代に向けた孫育て支援

世代や性別を問わず子育てを担う環境を目指し、祖父母世代を主な対象として、自身及び地域の孫育てや地域ぐるみの子育てに関する講座等を地域に合った形で実施します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
孫育て講座等の実施	8区 (25年度)	18区

○学生・未婚者に向けた啓発・情報提供

結婚や子育て（妊娠・出産・子育て）の「切れ目のない支援」のための環境づくりへ取り組むため、学生や未婚者に向け、ライフプラン・ロールモデルを提示し、自身の働き方や生き方について考える機会を提供するためのセミナー開催や、啓発用パンフレットの作成、配布等による普及、啓発を実施します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
学生や未婚者に向けたセミナー等の開催	-	11回(年間)

○「トツキトウカYOKOHAMA」プロジェクトの推進

子どもを産み育てる喜びを広く共有し、社会全体で子どもの誕生や成長を温かく見守る機運の醸成につなげるため、企業や関係団体と連携して、母親や父親、祖父母が赤ちゃんに贈ったメッセージを集めた詩集「トツキトウカYOKOHAMA」を発行します。母子健康手帳交付時や子育て施設などで広く配布するとともに、「いのち」や「生きること」を考える学校の授業等での活用など、取組を進めており、次世代育成に向けた取組として、更に推進していきます（25年度活用実績：約 35,000部）。

○子育て家庭応援事業（愛称「ハマハグ」）（基本施策⑥の再掲）

小学生以下の子どもがいる家庭の方や妊娠中の方が、協賛店で「ハマハグカード」を提示すると、入店の際のちょっとした心配りや、子育てにやさしい設備・備品の提供、割引・優待など、子育てを応援する様々なサービスが受けられます。子育て中の親子が楽しく、気兼ねなく外出することができるとともに、事業を通じて地域全体で「子育てを温かく見守り、応援するまち・横浜」を目指しています。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
協賛店舗・施設数	4,380件 (25年度)	5,580件

○子どもの事故予防啓発事業

低年齢児の事故を未然に防ぐため、保護者及び子育てに関わる市民、子育て従事者等に向け、事故予防の啓発用リーフレットの配布やホームページによる子どもの事故に関する情報の発信、イベント等と連携した啓発をはじめとした普及・啓発を推進します。

【25年度実績】子どもの事故予防啓発リーフレット発行：60,000部

保育所訪問運動指導：4区20園で実施

○だれにもやさしい福祉のまちづくりの推進

「横浜に関わる全ての人がお互いを尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくり」を実現するため、ハード（施設の整備）とソフト（思いやりの心の育成）を一体的に取り組み、例えば、ベビーカーでの移動など子育て家庭にも配慮した施設の整備や、様々な世代で思いやりの気持ちを育む福祉教育を通じて、福祉のまちづくりを推進します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①鉄道駅舎へのエレベーター等の設置 （1日の利用者3,000人以上の駅が対象） ②ノンステップバスの導入促進	①149駅 ②導入率：63.4% （25年度）	①155駅 ②導入率：70% （32年度）

【25年度実績】福祉のまちづくり啓発用リーフレットの配布：市内全小学4年生に配布

○地域子育て応援マンションの認定

子育てに適した住環境整備を促進し、子育て世帯が安心して子育てできる住まい・まちづくりを推進するため、バリアフリーや遮音性に配慮する等、施設・構造面で子育てにやさしく、保育所等の地域向け子育て支援施設を併設したマンションを「横浜市地域子育て応援マンション」に認定します。また、認定したマンションについて、市ホームページで紹介します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
認定戸数	4,300戸 （25年度）	4,900戸

○地域防犯活動支援事業

各区への実情に応じて防犯関係事業に対する予算配付、市域での犯罪発生の実態に応じて啓発活動等を実施するほか、民間企業等との「子どもの安全ネットワーク会議」の開催、「横浜市子どもの安全の日」における広報・啓発活動の実施（25年度実績：12回）などにより、地域における子どもの見守り活動への理解を深めるなど、子どもの安全対策を推進します。

○交通安全教育の推進（幼児交通安全教育指導）

本市の指導員が保育所・幼稚園を訪問し、交通安全の基本ルールなどを指導します。

【25年度実績】保育所・幼稚園訪問指導回数：158回

第5章 保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する5年間の量の見込み、確保方策

本計画では、子ども・子育て支援法に基き、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応する整備量と実施時期）を定めます。

地域のニーズにきめ細かく対応するため、25年度に実施した「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」を活用し、行政区単位で量の見込みを算出するとともに、それに対応するための確保方策を作成しています。

<保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業>

保育・教育に関する施設・事業	地域子ども・子育て支援事業
<ul style="list-style-type: none"> ・施設型給付 (保育所、幼稚園、認定こども園) ・地域型保育給付【3歳未満児対象の事業】 (小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育) 	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦に対して健康診査を実施する事業 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・子育て短期支援事業 ・養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業 ・病児保育事業 ・利用者支援に関する事業 ・時間外保育事業 ・放課後児童健全育成事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業 ・子育て援助活動支援事業 ・実費徴収に係る補足給付を行う事業（※） ・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（※）

※地域子ども・子育て支援事業のうち、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業については、量の見込み・確保方策を作成する事業の対象外となっています。

(1) 保育・教育に関する施設・事業

○認定こども園

保育所と幼稚園の機能や特長を併せ持つ施設で、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つの類型があります。

○幼稚園

3歳から小学校入学までの幼児が、様々な遊びを中心とした教育を受け、小学校以降の学習の基盤を培うことができる「学校」です。新制度に移行する幼稚園とこれまでの制度のまま私学助成により運営する幼稚園の2種類があります。

○保育所

保護者の委託を受けて、保育が必要な乳児又は幼児を保育することを目的とする施設です。

○地域型保育事業

施設（原則 20 人以上）より少人数で、3歳未満の子どもを保育する事業です。家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4種類があります。

○横浜保育室

本市独自の基準に基づき認定した主に3歳未満の子どもを保育する施設です。

◆保育・教育の利用に係る支給認定区分について

新制度では、保育・教育施設及び事業の利用に当たっては、保育・教育を受けるための支給認定を受ける必要があります。

支給認定区分	年齢	保育の必要性	保育・教育時間	利用できる施設
1号認定	満3歳以上	なし	教育標準時間 (1日おおむね4時間)	・幼稚園 ・認定こども園(幼稚園部分)
2号認定	満3歳以上	あり	保育標準時間 (1日11時間まで) 保育短時間 (1日8時間まで)	・保育所 ・認定こども園(保育所部分)
3号認定	3歳未満	あり	保育標準時間 (1日11時間まで) 保育短時間 (1日8時間まで)	・保育所 ・認定こども園(保育所部分) ・地域型保育事業など

ア 保育・教育に関する「量の見込み」及び「確保方策」(全市)

単位:人

支給認定区分(※1)	27年度						28年度						29年度					
	3号		2号		1号		3号		2号		1号		3号		2号		1号	
	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳
量の見込み	6,029	21,058	37,019	52,813	52,813	52,813	6,330	21,969	39,144	39,144	51,813	6,404	22,465	39,422	39,422	50,802	50,802	50,802
3歳未満児の保育利用率 (量の見込み/就学前児童数)	29.9%						29.9%						32.0%					
3歳未満児の保育利用率 (量の見込み/就学前児童数)	29.9%						29.9%						32.0%					
確保方策	5,175	17,435	36,740	11,259	11,259	11,259	5,472	18,499	38,909	38,909	26,399	5,612	19,125	39,222	39,222	36,476	36,476	36,476
+ 確認を受けない幼稚園(※2)				50,947	50,947	50,947					32,461					19,028	19,028	19,028
地域型保育・横浜保育室	854	3,623	279				858	3,470	235	235		792	3,340	200	200			
計	6,029	21,058	37,019	62,206	62,206	62,206	6,330	21,969	39,144	39,144	58,860	6,404	22,465	39,422	39,422	55,504	55,504	55,504

支給認定区分(※1)	30年度						31年度											
	3号		2号		1号		3号		2号		1号							
	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳						
量の見込み	6,477	22,960	39,701	49,802	49,802	49,802	6,551	23,456	39,979	39,979	48,797	6,551	23,456	39,979	39,979	48,797	48,797	48,797
3歳未満児の保育利用率 (量の見込み/就学前児童数)	34.9%						34.9%						36.4%					
3歳未満児の保育利用率 (量の見込み/就学前児童数)	34.9%						34.9%						36.4%					
確保方策	5,751	19,751	39,535	43,620	43,620	43,620	5,891	20,377	39,848	39,848	40,821	7,976	23,456	39,979	39,979	48,797	48,797	48,797
+ 確認を受けない幼稚園(※2)				8,534	8,534	8,534					7,976							
地域型保育・横浜保育室	726	3,209	166				660	3,079	131	131								
計	6,477	22,960	39,701	52,154	52,154	52,154	6,551	23,456	39,979	39,979	48,797	6,551	23,456	39,979	39,979	48,797	48,797	48,797

※1 「支給認定区分」については、前頁参照

※2 「確認を受けない幼稚園」:新制度へ移行せずこれまでの制度(私学助成)のまま運営する幼稚園

参考1 就学前児童の将来人口推計

単位：人

年齢	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
0歳	30,666	29,977	28,859	28,141	27,453	26,818	26,341
1歳	31,211	31,629	30,619	29,892	29,177	28,492	27,861
2歳	32,183	31,217	31,231	30,440	29,717	29,004	28,320
3歳	32,007	31,989	32,151	31,336	30,549	29,829	29,119
4歳	31,844	31,879	31,032	31,768	30,956	30,171	29,454
5歳	32,195	31,849	32,093	31,061	31,797	30,986	30,202
計	190,106	188,540	185,985	182,638	179,649	175,300	171,297

参考2 保育が必要な児童に関する量の見込み(2号、3号)

単位：人

支給認定 区分	年齢	ニーズ 割合	【参考】 26年度実績		計画第一期					確保方策の方向性
			率	人数	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
3号	0歳	23.1%	16.0%	4,809	6,029	6,330	6,404	6,477	6,551	保育所、地域型保育事業、認定こども園、 (横浜保育室)
	1-2歳	41.4%	35.0%	21,974	21,058	21,969	22,465	22,960	23,456	
2号	3-5歳	45.3%	34.7%	33,220	37,019	39,144	39,422	39,701	39,979	保育所、認定こども園、幼稚園預かり保育 (あわせて、認定こども園への移行支援に より対応)
			小計	60,003	64,106	67,443	68,291	69,138	69,986	

参考3 教育時間のみを利用する児童に関する量の見込み(1号)

単位：人

支給認定 区分	年齢	ニーズ 割合	【参考】 25年度実績		計画第一期					確保方策の方向性
			率	人数	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
1号	3-5歳	54.7%	57.1%	54,818	52,813	51,813	50,802	49,802	48,797	幼稚園、認定こども園(教育時間のみ)

イ 保育・教育に関する「量の見込み」及び「確保方策」(区別)

単位:人

区	年齢	二次割合	【参考】 26年度実績 (1年225年度)	実給定区分	27年度			28年度			29年度			30年度			31年度		
					0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳
鶴見区	0歳	28.0%	473	量的見込み	536	1,937	3,225	2,115	3,507	3,632	610	2,198	3,499	3,725	3,818	679	2,364	3,482	3,911
	1-2歳	46.8%	2,024	認定こども園・保育所・幼稚園	461	1,594	3,173	499	1,737	3,457	531	1,814	3,457	2,141	2,975	597	1,971	3,449	3,205
	3-5歳	47.1%	2,750	確認を要しない幼稚園	75	343	52	80	378	50	79	384	42	1,209	655				706
	3-5歳 (2号) (1号)	52.9%	3,352	地域型保育・横浜保育室 計	536	1,937	3,225	2,788	579	2,115	3,507	3,069	3,499	3,350	3,630	679	2,364	3,482	3,911
神奈川區	0歳	26.4%	346	量的見込み	374	1,348	2,290	418	1,490	2,615	438	1,557	2,605	2,579	2,701	469	1,692	2,564	2,822
	1-2歳	46.8%	1,371	認定こども園・保育所・幼稚園	320	1,128	2,283	368	1,299	2,611	444	1,326	2,602	2,062	2,529	418	1,379	2,584	2,621
	3-5歳	47.8%	1,985	確認を要しない幼稚園	54	220	7	50	181	4	51	231	3	591	194			201	
	3-5歳 (2号) (1号)	52.2%	2,094	地域型保育・横浜保育室 計	374	1,348	2,290	418	1,490	2,615	2,524	1,557	2,605	2,023	2,723	469	1,692	2,564	2,822
西区	0歳	31.3%	134	量的見込み	140	548	1,036	169	630	1,289	1,095	658	1,232	1,076	1,067	244	711	1,159	1,058
	1-2歳	45.6%	525	認定こども園・保育所・幼稚園	105	388	1,031	75	510	1,269	413	171	561	569	880	234	662	1,157	907
	3-5歳	52.3%	682	確認を要しない幼稚園	35	160	5	30	120	0	551			426	147			151	
	3-5歳 (2号) (1号)	47.7%	1,112	地域型保育・横浜保育室 計	140	548	1,036	169	630	1,289	964	195	658	1,232	1,027	244	711	1,159	1,058
中央区	0歳	25.3%	177	量的見込み	207	840	1,340	217	874	1,419	1,579	224	857	1,450	1,402	238	824	1,513	1,613
	1-2歳	41.6%	826	認定こども園・保育所・幼稚園	141	576	1,321	194	612	1,400	802	167	645	1,435	1,116	200	710	1,508	1,060
	3-5歳	48.4%	1,143	確認を要しない幼稚園	86	285	19	66	262	19	1,172			852	551			533	
	3-5歳 (2号) (1号)	51.6%	1,544	地域型保育・横浜保育室 計	207	840	1,340	217	874	1,419	1,774	224	857	1,450	1,116	200	710	1,508	1,060
南区	0歳	23.0%	169	量的見込み	232	839	1,572	247	889	1,647	2,132	252	927	2,063	1,994	263	1,002	1,895	1,925
	1-2歳	41.6%	911	認定こども園・保育所・幼稚園	200	737	1,572	210	773	1,647	792	221	825	1,729	1,288	242	930	1,895	1,256
	3-5歳	49.6%	1,469	確認を要しない幼稚園	32	102	0	37	118	0	1,324			999	691			669	
	3-5歳 (2号) (1号)	50.4%	2,338	地域型保育・横浜保育室 計	232	839	1,572	247	889	1,647	2,116	252	927	2,053	1,989	263	1,002	1,895	1,925
港南区	0歳	26.0%	277	量的見込み	350	1,209	2,119	352	1,204	2,175	2,809	346	1,219	2,171	2,538	331	1,249	2,164	2,402
	1-2歳	44.0%	1,286	認定こども園・保育所・幼稚園	310	1,057	2,112	900	1,081	2,168	1,507	317	1,114	2,166	2,232	316	1,181	2,164	1,880
	3-5歳	47.4%	2,190	確認を要しない幼稚園	40	152	7	35	123	7	2,244			1,257	820			522	
	3-5歳 (2号) (1号)	52.6%	3,216	地域型保育・横浜保育室 計	350	1,209	2,119	4,200	352	1,204	2,175	3,751	346	1,219	2,171	2,538	331	1,249	2,164
葵区	0歳	25.2%	228	量的見込み	293	1,039	1,849	298	1,053	1,880	2,838	296	1,072	1,847	2,044	276	1,003	1,820	2,354
	1-2歳	42.0%	1,033	認定こども園・保育所・幼稚園	266	959	1,844	265	959	1,855	1,067	269	981	1,842	2,044	276	1,025	1,816	1,780
	3-5歳	43.6%	1,821	確認を要しない幼稚園	27	80	5	32	94	5	2,427			1,376	690			594	
	3-5歳 (2号) (1号)	56.4%	3,321	地域型保育・横浜保育室 計	293	1,039	1,849	3,874	298	1,053	1,880	3,494	296	1,072	1,847	3,114	296	1,112	1,820

区	年齢	二一 割合	(参考) 25年度実績 (1号は25年度)	27年度			28年度			29年度			30年度			31年度																																																	
				3号	2号	1号	3号	2号	1号	3号	2号	1号	3号	2号	1号	3号	2号	1号																																															
																			0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳																																			
旭区	0歳 1-2歳 3-5歳 (2号) (1号)	21.8% 37.6% 45.7% 54.3%	15.5% 32.5% 33.0% 67.7%	275 1,235 2,042 4,201	349 304 45 349	1,201 1,043 158 1,201	2,275 2,271 4 2,275	3,772 1,121 4,520 5,641	3,772 2,008 2,951 4,900	3,558 2,008 2,951 4,900	346 308 38 346	1,218 1,072 146 1,218	2,371 2,307 4 2,371	3,344 2,708 1,570 4,278	3,344 2,708 1,570 4,278	3,129 3,157 440 3,597	1,219 1,077 142 1,219	2,413 2,410 3 2,413	3,222 3,022 20 3,222	2,454 2,451 3 2,454	2,915 2,558 357 2,915	認定こども園・保育所・幼稚園 確認を要しない幼稚園 地域型保育・複合保育室 計																																											
																							22.1% 41.6% 44.4% 55.6%	13.4% 30.2% 34.4% 50.7%	167 804 1,385 2,032	225 192 33 225	784 857 127 784	1,582 1,539 13 1,582	2,006 0 2,523 2,523	1,993 595 1,786 2,381	1,979 933 1,305 2,238	896 786 898 896	1,953 1,595 8 1,953	2,371 2,371 4 2,371	3,344 2,708 1,570 4,278	3,344 2,708 1,570 4,278	3,129 3,157 440 3,597	1,219 1,077 142 1,219	2,413 2,410 3 2,413	3,222 3,022 20 3,222	2,454 2,451 3 2,454	2,915 2,558 357 2,915	認定こども園・保育所・幼稚園 確認を要しない幼稚園 地域型保育・複合保育室 計																						
																																												24.0% 39.6% 45.2% 54.8%	14.7% 35.1% 35.5% 56.1%	195 1,047 1,725 2,793	337 319 18 337	955 892 83 955	1,931 1,925 8 1,931	2,693 603 2,545 3,208	2,596 1,697 1,320 3,007	2,532 2,190 615 2,805	990 923 18 990	1,955 1,861 4 1,955	2,371 2,371 4 2,371	3,344 2,708 1,570 4,278	3,344 2,708 1,570 4,278	3,129 3,157 440 3,597	1,219 1,077 142 1,219	2,413 2,410 3 2,413	3,222 3,022 20 3,222	2,454 2,451 3 2,454	2,915 2,558 357 2,915	認定こども園・保育所・幼稚園 確認を要しない幼稚園 地域型保育・複合保育室 計	
																																																																	27.9% 47.3% 47.0% 53.0%
24.0% 39.7% 42.5% 57.5%	16.8% 37.2% 36.5% 67.3%	245 1,185 1,829 3,353	344 305 39 344	1,127 992 135 1,127	1,894 1,894 0 1,894	3,145 1,030 2,712 3,742	3,041 1,828 1,861 3,489	2,936 2,157 1,078 3,235	331 307 24 331	1,162 1,095 107 1,162	1,995 1,865 0 1,995	2,936 2,157 1,078 3,235	2,936 2,157 1,078 3,235	2,832 2,584 398 2,882	1,162 1,095 107 1,162	1,995 1,865 0 1,995	2,882 2,584 398 3,235	1,167 1,082 85 1,167	2,016 2,016 0 2,016	2,728 2,364 364 2,728	認定こども園・保育所・幼稚園 確認を要しない幼稚園 地域型保育・複合保育室 計																																												
																						25.6% 38.6% 41.7% 58.3%	15.0% 30.8% 29.1% 64.2%	390 1,043 2,444 5,466	413 371 42 413	1,630 1,360 270 1,630	3,264 3,248 16 3,264	5,151 945 5,218 6,163	4,994 2,525 3,228 5,753	4,836 3,893 1,449 5,342	529 476 669 529	1,782 1,496 296 1,782	3,293 3,285 8 3,293	4,679 4,263 669 5,342	4,679 4,263 669 5,342	4,679 4,263 669 5,342	1,782 1,496 296 1,782	3,293 3,285 8 3,293	4,679 4,263 669 5,342	1,839 1,524 315 1,839	3,234 3,225 9 3,234	4,521 3,908 613 4,521	認定こども園・保育所・幼稚園 確認を要しない幼稚園 地域型保育・複合保育室 計																						
																																												24.9% 36.2% 41.3% 58.7%	14.5% 35.3% 32.3% 62.9%	299 1,634 2,381 4,610	477 381 96 477	1,622 1,188 424 1,622	2,688 2,639 30 2,688	4,510 497 4,371 4,868	4,495 1,461 3,263 5,753	4,400 2,366 2,214 5,342	480 433 47 480	1,634 1,387 287 1,634	2,961 2,961 10 2,961	4,346 3,210 1,225 5,342	4,346 3,210 1,225 5,342	4,346 3,210 1,225 5,342	1,634 1,387 287 1,634	2,961 2,961 10 2,961	4,346 3,210 1,225 5,342	1,814 1,407 207 1,814	3,019 3,019 0 3,019	4,291 3,105 1,166 4,291	

区	年齢	二一 割合	【参考】 25年度実績 (1号は25年度)	27年度			28年度			29年度			30年度			31年度							
				支庁認定区分			3号			3号			3号			3号							
				年齢	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号				
戸塚区	0歳	20.4%	366	456	1,489	2,762	3,921	486	1,595	2,989	3,991	460	1,660	3,018	4,061	436	1,766	3,059	4,132	410	1,851	3,118	4,202
	1-2歳	42.0%	1,654	400	1,314	2,741	356	438	1,421	2,950	1,842	419	1,490	3,002	2,711	400	1,560	3,055	4,006	381	1,629	3,107	3,985
	3-5歳 (2号) (1号)	42.6%	2,473	48	175	21	3,935	48	174	19	2,427	41	190	16	1,536	36	206	14	218	29	222	11	217
栗区	0歳	20.5%	106	456	1,489	2,762	4,291	486	1,595	2,989	4,289	460	1,660	3,018	4,247	436	1,766	3,059	4,224	410	1,851	3,118	4,202
	1-2歳	39.0%	533	127	440	1,153	1,010	127	532	1,187	1,714	158	575	1,185	1,677	152	616	1,201	1,940	184	659	1,219	1,603
	3-5歳 (2号) (1号)	43.2%	987	25	78	3	1,330	30	92	3	672	27	93	3	243	24	74	2	220	21	64	2	198
泉区	0歳	23.3%	198	152	518	1,156	2,340	157	532	1,187	2,156	150	575	1,185	1,972	182	618	1,201	1,946	164	659	1,219	1,603
	1-2歳	37.9%	936	276	860	1,465	2,400	281	874	1,477	2,338	267	865	1,501	2,275	254	865	1,525	2,212	240	846	1,549	2,149
	3-5歳 (2号) (1号)	41.0%	1,560	256	789	1,465	149	256	789	1,477	741	245	791	1,501	1,589	235	793	1,525	1,965	224	795	1,549	1,825
瀬谷区	0歳	22.0%	108	182	615	1,082	2,362	184	610	1,133	2,177	183	617	1,222	2,001	181	623	1,312	1,826	180	630	1,401	1,851
	1-2歳	34.6%	630	141	467	1,066	855	150	401	1,121	2,310	151	404	1,211	2,165	151	477	1,301	1,946	152	470	1,381	1,518
	3-5歳 (2号) (1号)	45.9%	1,174	39	146	16	2,804	34	119	2	735	32	133	11	415	30	146	11	170	28	180	10	133
全市合計	0歳	23.1%	4,909	6,029	21,058	37,019	52,813	6,330	21,969	38,144	51,813	6,404	22,465	38,422	50,802	6,477	22,960	39,701	49,802	6,551	23,456	39,979	48,797
	1-2歳	41.4%	21,974	5,175	17,435	38,740	11,259	5,472	18,499	36,909	26,389	5,612	19,125	38,222	36,476	5,751	19,751	39,535	43,620	5,891	20,377	38,848	40,821
	3-5歳 (2号) (1号)	45.3%	33,220	854	3,623	279	50,947	858	3,470	235	32,461	792	3,340	200	19,028	726	3,209	166	8,534	860	3,079	131	7,976

(2) 地域子ども・子育て支援事業

	本市事業	基本 施策
ア 妊婦に対して健康診査を実施する事業	○妊婦健康診査事業	⑤
イ 乳児家庭全戸訪問事業	○こんにちは赤ちゃん訪問事業	⑤
ウ 子育て短期支援事業	○ショートステイ ○トワイライトステイ ○母子生活支援施設緊急一時保護事業	⑦、⑧
エ 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	○育児支援家庭訪問事業 ○養育支援家庭訪問事業 ○要保護児童対策地域協議会	⑤、⑧
オ 病児保育事業	○病児保育事業	①
カ 利用者支援に関する事業	○保育コンシェルジュ事業 ○地域子育て支援拠点における利用者支援	①、⑥
キ 時間外保育事業	○延長保育事業（夕延長）	①
ク 放課後児童健全育成事業	○放課後児童クラブ ○放課後キッズクラブ（一部）	①、②
ケ 地域子育て支援拠点事業	○地域子育て支援拠点 ○親と子のつどいの広場 ○保育所子育てひろば、幼稚園はまっ子広場等	⑥
コ 一時預かり事業 子育て援助活動支援事業	○幼稚園での一時預かり ○保育所での一時保育 ○横浜保育室での一時保育 ○乳幼児一時預かり事業 ○親と子のつどいの広場での一時預かり ○横浜子育てサポートシステム事業 ○24時間緊急一時預かり ○休日保育の一時預かり	①、⑥

【ア 妊婦に対して健康診査を実施する事業】

本市事業		妊婦健康診査事業				
事業内容		基本施策⑤に記載				
対象年齢		—				
指標(単位)		延べ受診回数(回/年)				
年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
全市	量の見込み	376,340	373,175	370,042	366,941	363,852
	確保方策	376,340	373,175	370,042	366,941	363,852
鶴見区	量の見込み	33,494	33,213	32,934	32,658	32,383
	確保方策	33,494	33,213	32,934	32,658	32,383
神奈川区	量の見込み	26,344	26,122	25,903	25,686	25,470
	確保方策	26,344	26,122	25,903	25,686	25,470
西区	量の見込み	12,418	12,315	12,211	12,109	12,007
	確保方策	12,418	12,315	12,211	12,109	12,007
中区	量の見込み	15,806	15,673	15,542	15,412	15,282
	確保方策	15,806	15,673	15,542	15,412	15,282
南区	量の見込み	17,688	17,539	17,392	17,246	17,101
	確保方策	17,688	17,539	17,392	17,246	17,101
港南区	量の見込み	18,441	18,286	18,132	17,980	17,829
	確保方策	18,441	18,286	18,132	17,980	17,829
保土ヶ谷区	量の見込み	16,935	16,793	16,652	16,512	16,373
	確保方策	16,935	16,793	16,652	16,512	16,373
旭区	量の見込み	20,699	20,525	20,352	20,182	20,012
	確保方策	20,699	20,525	20,352	20,182	20,012
磯子区	量の見込み	14,677	14,554	14,432	14,311	14,190
	確保方策	14,677	14,554	14,432	14,311	14,190
金沢区	量の見込み	16,183	16,047	15,912	15,778	15,646
	確保方策	16,183	16,047	15,912	15,778	15,646
港北区	量の見込み	45,161	44,781	44,405	44,033	43,662
	確保方策	45,161	44,781	44,405	44,033	43,662
緑区	量の見込み	18,064	17,912	17,762	17,613	17,465
	確保方策	18,064	17,912	17,762	17,613	17,465
青葉区	量の見込み	31,989	31,720	31,454	31,190	30,927
	確保方策	31,989	31,720	31,454	31,190	30,927
都筑区	量の見込み	24,462	24,256	24,053	23,851	23,650
	確保方策	24,462	24,256	24,053	23,851	23,650
戸塚区	量の見込み	27,473	27,242	27,013	26,787	26,561
	確保方策	27,473	27,242	27,013	26,787	26,561
栄区	量の見込み	10,914	10,822	10,731	10,641	10,552
	確保方策	10,914	10,822	10,731	10,641	10,552
泉区	量の見込み	13,925	13,807	13,692	13,577	13,463
	確保方策	13,925	13,807	13,692	13,577	13,463
瀬谷区	量の見込み	11,667	11,568	11,470	11,375	11,279
	確保方策	11,667	11,568	11,470	11,375	11,279

量の見込み／確保方策

【イ 乳児家庭全戸訪問事業】

本市事業		こんにちは赤ちゃん訪問事業					
事業内容		基本施策⑤に掲載					
対象年齢		0歳					
指標(単位)		訪問件数(件/年) 及び 訪問率(%)					
年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
量の見込み／確保方策	全市	量の見込み	25,229 87.4%	24,921 88.6%	24,625 89.7%	24,295 90.6%	24,100 91.5%
		確保方策	25,229 87.4%	24,921 88.6%	24,625 89.7%	24,295 90.6%	24,100 91.5%
	鶴見区	量の見込み	2,004 78.0%	2,115 82.0%	2,168 86.0%	2,172 88.0%	2,185 90.0%
		確保方策	2,004 78.0%	2,115 82.0%	2,168 86.0%	2,172 88.0%	2,185 90.0%
	神奈川区	量の見込み	1,744 93.0%	1,768 93.2%	1,730 93.4%	1,695 93.6%	1,670 93.8%
		確保方策	1,744 93.0%	1,768 93.2%	1,730 93.4%	1,695 93.6%	1,670 93.8%
	西区	量の見込み	683 85.0%	717 86.5%	714 88.0%	707 89.0%	702 90.0%
		確保方策	683 85.0%	717 86.5%	714 88.0%	707 89.0%	702 90.0%
	中区	量の見込み	842 82.0%	841 84.0%	841 86.0%	841 88.0%	846 90.0%
		確保方策	842 82.0%	841 84.0%	841 86.0%	841 88.0%	846 90.0%
	南区	量の見込み	1,046 82.0%	1,024 84.0%	1,023 86.0%	1,023 88.0%	1,029 90.0%
		確保方策	1,046 82.0%	1,024 84.0%	1,023 86.0%	1,023 88.0%	1,029 90.0%
	港南区	量の見込み	1,289 87.0%	1,202 88.0%	1,185 89.0%	1,163 89.5%	1,148 90.0%
		確保方策	1,289 87.0%	1,202 88.0%	1,185 89.0%	1,163 89.5%	1,148 90.0%
	保土ヶ谷区	量の見込み	1,264 96.0%	1,201 96.1%	1,172 96.2%	1,145 96.3%	1,125 96.4%
		確保方策	1,264 96.0%	1,201 96.1%	1,172 96.2%	1,145 96.3%	1,125 96.4%
	旭区	量の見込み	1,337 78.0%	1,273 81.0%	1,289 84.0%	1,305 87.0%	1,326 90.0%
		確保方策	1,337 78.0%	1,273 81.0%	1,289 84.0%	1,305 87.0%	1,326 90.0%

年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
量の見込み／確保方策	磯子区	量の見込み	1,061 87.0%	1,014 88.0%	1,001 89.0%	986 89.5%	976 90.0%
		確保方策	1,061 87.0%	1,014 88.0%	1,001 89.0%	986 89.5%	976 90.0%
	金沢区	量の見込み	1,221 92.0%	1,137 92.2%	1,108 92.4%	1,082 92.6%	1,063 92.8%
		確保方策	1,221 92.0%	1,137 92.2%	1,108 92.4%	1,082 92.6%	1,063 92.8%
	港北区	量の見込み	2,882 92.0%	2,907 92.2%	2,852 92.4%	2,802 92.6%	2,765 92.8%
		確保方策	2,882 92.0%	2,907 92.2%	2,852 92.4%	2,802 92.6%	2,765 92.8%
	緑区	量の見込み	1,211 84.0%	1,236 85.5%	1,224 87.0%	1,214 88.5%	1,211 90.0%
		確保方策	1,211 84.0%	1,236 85.5%	1,224 87.0%	1,214 88.5%	1,211 90.0%
	青葉区	量の見込み	2,146 86.0%	2,080 87.0%	2,053 88.0%	2,027 89.0%	2,013 90.0%
		確保方策	2,146 86.0%	2,080 87.0%	2,053 88.0%	2,027 89.0%	2,013 90.0%
	都筑区	量の見込み	1,694 86.0%	1,784 87.0%	1,756 88.0%	1,728 89.0%	1,713 90.0%
		確保方策	1,694 86.0%	1,784 87.0%	1,756 88.0%	1,728 89.0%	1,713 90.0%
	戸塚区	量の見込み	2,007 90.8%	1,966 91.0%	1,917 91.2%	1,873 91.4%	1,840 91.6%
		確保方策	2,007 90.8%	1,966 91.0%	1,917 91.2%	1,873 91.4%	1,840 91.6%
	栄区	量の見込み	807 89.0%	765 89.3%	749 89.6%	733 89.8%	721 90.0%
		確保方策	807 89.0%	765 89.3%	749 89.6%	733 89.8%	721 90.0%
	泉区	量の見込み	1,109 95.2%	1,051 95.3%	1,025 95.4%	1,001 95.5%	984 95.6%
		確保方策	1,109 95.2%	1,051 95.3%	1,025 95.4%	1,001 95.5%	984 95.6%
瀬谷区	量の見込み	882 95.1%	840 95.2%	818 95.3%	798 95.4%	783 95.5%	
	確保方策	882 95.1%	840 95.2%	818 95.3%	798 95.4%	783 95.5%	

【ウ 子育て短期支援事業】

本市事業			ショートステイ、トワイライトステイ				
事業内容			基本施策⑧に掲載				
対象年齢			0歳～(おおむね)12歳				
指標(単位)			延べ利用者数(人/年)				
年度			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
全市	ショートステイ	量の見込み	189	207	231	258	287
		確保方策	108	131	170	224	287
	トワイライトステイ	量の見込み	3,642	4,040	4,476	4,976	5,526
		確保方策	2,068	2,570	3,259	4,324	5,526
鶴見区	ショートステイ	量の見込み	12	13	14	16	18
		確保方策	12	13	14	16	18
	トワイライトステイ	量の見込み	227	251	279	310	344
		確保方策	227	251	279	310	344
神奈川区	ショートステイ	量の見込み	8	9	10	11	12
		確保方策	0	0	0	0	12
	トワイライトステイ	量の見込み	155	172	191	212	235
		確保方策	0	0	0	0	235
西区	ショートステイ	量の見込み	5	5	6	7	8
		確保方策	0	0	0	0	8
	トワイライトステイ	量の見込み	96	106	118	131	145
		確保方策	0	0	0	0	145
中区	ショートステイ	量の見込み	13	14	16	18	20
		確保方策	13	14	16	18	20
	トワイライトステイ	量の見込み	252	279	310	344	382
		確保方策	252	279	310	344	382
南区	ショートステイ	量の見込み	13	14	16	18	20
		確保方策	13	14	16	18	20
	トワイライトステイ	量の見込み	250	278	308	342	380
		確保方策	250	278	278	342	380
港南区	ショートステイ	量の見込み	13	14	16	17	19
		確保方策	13	14	16	17	19
	トワイライトステイ	量の見込み	246	273	303	336	373
		確保方策	246	273	303	336	373
保土ヶ谷区	ショートステイ	量の見込み	13	14	16	17	19
		確保方策	0	0	0	17	19
	トワイライトステイ	量の見込み	245	272	302	335	372
		確保方策	0	0	0	335	372
旭区	ショートステイ	量の見込み	12	13	15	16	18
		確保方策	12	13	15	16	18
	トワイライトステイ	量の見込み	233	259	278	319	354
		確保方策	233	259	278	319	354

量の見込み／確保方策

年度			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
磯子区	ショートステイ	量の見込み	11	12	13	15	17
		確保方策	11	12	13	15	17
	トワイライトステイ	量の見込み	211	234	260	288	320
		確保方策	211	234	260	288	320
金沢区	ショートステイ	量の見込み	11	13	14	15	17
		確保方策	0	0	14	15	17
	トワイライトステイ	量の見込み	218	242	269	298	331
		確保方策	0	0	269	298	331
港北区	ショートステイ	量の見込み	12	14	15	17	19
		確保方策	0	0	0	17	19
	トワイライトステイ	量の見込み	242	268	298	330	367
		確保方策	0	0	0	330	367
緑区	ショートステイ	量の見込み	10	11	12	14	15
		確保方策	10	11	12	14	15
	トワイライトステイ	量の見込み	193	214	238	264	293
		確保方策	193	214	238	264	293
青葉区	ショートステイ	量の見込み	12	13	14	16	18
		確保方策	0	0	0	0	18
	トワイライトステイ	量の見込み	226	251	278	309	343
		確保方策	0	0	0	0	343
都筑区	ショートステイ	量の見込み	10	11	12	14	15
		確保方策	10	11	12	14	15
	トワイライトステイ	量の見込み	192	213	236	262	291
		確保方策	192	213	236	262	291
戸塚区	ショートステイ	量の見込み	13	14	16	18	20
		確保方策	0	14	16	18	20
	トワイライトステイ	量の見込み	249	277	307	341	379
		確保方策	0	277	307	341	379
栄区	ショートステイ	量の見込み	7	8	9	10	11
		確保方策	0	0	9	10	11
	トワイライトステイ	量の見込み	143	159	176	195	217
		確保方策	0	0	176	195	217
泉区	ショートステイ	量の見込み	6	6	7	8	9
		確保方策	6	6	7	8	9
	トワイライトステイ	量の見込み	113	125	139	154	171
		確保方策	113	125	139	154	171
瀬谷区	ショートステイ	量の見込み	8	9	10	11	12
		確保方策	8	9	10	11	12
	トワイライトステイ	量の見込み	151	167	186	206	229
		確保方策	151	167	186	206	229

量の見込み／確保方策

本市事業	母子生活支援施設緊急一時保護事業					
本市事業	基本施策⑦に掲載					
対象年齢	0歳～17歳(同伴児童の年齢)					
指標(単位)	延べ利用世帯数(世帯/年)					
年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
全市	量の見込み	72	77	82	82	82
	確保方策	72	77	82	82	82
鶴見区	量の見込み	5	6	6	6	6
	確保方策	5	6	6	6	6
神奈川区	量の見込み	5	5	5	5	5
	確保方策	5	5	5	5	5
西区	量の見込み	2	2	2	2	2
	確保方策	2	2	2	2	2
中区	量の見込み	3	3	3	3	3
	確保方策	3	3	3	3	3
南区	量の見込み	4	4	4	4	4
	確保方策	4	4	4	4	4
港南区	量の見込み	4	5	5	5	5
	確保方策	4	5	5	5	5
保土ヶ谷区	量の見込み	4	4	4	4	4
	確保方策	4	4	4	4	4
旭区	量の見込み	5	5	6	6	6
	確保方策	5	5	6	6	6
磯子区	量の見込み	3	3	4	4	4
	確保方策	3	3	4	4	4
金沢区	量の見込み	4	4	5	5	5
	確保方策	4	4	5	5	5
港北区	量の見込み	7	7	7	7	7
	確保方策	7	7	7	7	7
緑区	量の見込み	4	4	4	4	4
	確保方策	4	4	4	4	4
青葉区	量の見込み	6	6	7	7	7
	確保方策	6	6	7	7	7
都筑区	量の見込み	4	4	5	5	5
	確保方策	4	4	5	5	5
戸塚区	量の見込み	5	6	6	6	6
	確保方策	5	6	6	6	6
栄区	量の見込み	2	3	3	3	3
	確保方策	2	3	3	3	3
泉区	量の見込み	3	3	3	3	3
	確保方策	3	3	3	3	3
瀬谷区	量の見込み	2	3	3	3	3
	確保方策	2	3	3	3	3

量の見込み／確保方策

【エ 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業】

本市事業			育児支援家庭訪問事業				
事業内容			基本施策⑤に掲載				
対象年齢			0歳～17歳				
指標(単位)			延べ実施回数(回/年)				
年度			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
全市	家庭訪問	量の見込み	4,527	4,954	5,432	5,983	6,614
		確保方策	4,527	4,954	5,432	5,983	6,614
	ヘルパー	量の見込み	1,713	1,875	2,056	2,262	2,500
		確保方策	1,713	1,875	2,056	2,262	2,500
鶴見区	家庭訪問	量の見込み	260	288	320	356	397
		確保方策	260	288	320	356	397
	ヘルパー	量の見込み	98	109	121	135	150
		確保方策	98	109	121	135	150
神奈川区	家庭訪問	量の見込み	173	193	216	241	268
		確保方策	173	193	216	241	268
	ヘルパー	量の見込み	66	73	82	91	101
		確保方策	66	73	82	91	101
西区	家庭訪問	量の見込み	122	137	155	174	196
		確保方策	122	137	155	174	196
	ヘルパー	量の見込み	46	52	59	66	74
		確保方策	46	52	59	66	74
中区	家庭訪問	量の見込み	315	347	382	421	465
		確保方策	315	347	382	421	465
	ヘルパー	量の見込み	119	131	144	159	176
		確保方策	119	131	144	159	176
南区	家庭訪問	量の見込み	282	308	336	369	405
		確保方策	282	308	336	369	405
	ヘルパー	量の見込み	107	116	127	139	153
		確保方策	107	116	127	139	153
港南区	家庭訪問	量の見込み	351	380	412	450	494
		確保方策	351	380	412	450	494
	ヘルパー	量の見込み	133	144	156	170	187
		確保方策	133	144	156	170	187
保土ヶ谷区	家庭訪問	量の見込み	258	280	305	333	363
		確保方策	258	280	305	333	363
	ヘルパー	量の見込み	98	106	115	126	137
		確保方策	98	106	115	126	137
旭区	家庭訪問	量の見込み	328	354	383	418	458
		確保方策	328	354	383	418	458
	ヘルパー	量の見込み	124	134	145	158	173
		確保方策	124	134	145	158	173

量の見込み/確保方策

年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
磯子区	家庭訪問	量の見込み	244	266	291	320	354
		確保方策	244	266	291	320	354
	ヘルパー	量の見込み	92	101	110	121	134
		確保方策	92	101	110	121	134
金沢区	家庭訪問	量の見込み	254	276	300	328	361
		確保方策	254	276	300	328	361
	ヘルパー	量の見込み	96	104	114	124	136
		確保方策	96	104	114	124	136
港北区	家庭訪問	量の見込み	344	382	425	472	523
		確保方策	344	382	425	472	523
	ヘルパー	量の見込み	130	145	161	179	198
		確保方策	130	145	161	179	198
緑区	家庭訪問	量の見込み	240	264	290	321	357
		確保方策	240	264	290	321	357
	ヘルパー	量の見込み	91	100	110	121	135
		確保方策	91	100	110	121	135
青葉区	家庭訪問	量の見込み	277	301	328	358	392
		確保方策	277	301	328	358	392
	ヘルパー	量の見込み	105	114	124	135	148
		確保方策	105	114	124	135	148
都筑区	家庭訪問	量の見込み	262	287	315	348	387
		確保方策	262	287	315	348	387
	ヘルパー	量の見込み	99	109	119	132	146
		確保方策	99	109	119	132	146
戸塚区	家庭訪問	量の見込み	299	328	361	400	446
		確保方策	299	328	361	400	446
	ヘルパー	量の見込み	113	124	137	151	169
		確保方策	113	124	137	151	169
栄区	家庭訪問	量の見込み	186	202	221	244	272
		確保方策	186	202	221	244	272
	ヘルパー	量の見込み	70	77	84	92	103
		確保方策	70	77	84	92	103
泉区	家庭訪問	量の見込み	150	163	177	194	215
		確保方策	150	163	177	194	215
	ヘルパー	量の見込み	57	61	67	74	81
		確保方策	57	61	67	74	81
瀬谷区	家庭訪問	量の見込み	182	198	215	236	261
		確保方策	182	198	215	236	261
	ヘルパー	量の見込み	69	75	81	89	99
		確保方策	69	75	81	89	99

量の見込み／確保方策

本市事業			養育支援家庭訪問事業				
事業内容			基本施策⑧に掲載				
対象年齢			0歳～17歳				
指標(単位)			延べ実施回数(回/年)				
年度			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
全市	家庭訪問	量の見込み	3,313	3,624	3,978	4,378	4,837
		確保方策	3,313	3,624	3,978	4,378	4,837
	ヘルパー	量の見込み	5,432	5,941	6,517	7,177	7,932
		確保方策	5,432	5,941	6,517	7,177	7,932
鶴見区	家庭訪問	量の見込み	190	211	234	260	291
		確保方策	190	211	234	260	291
	ヘルパー	量の見込み	312	345	384	427	476
		確保方策	312	345	384	427	476
神奈川区	家庭訪問	量の見込み	126	141	159	176	195
		確保方策	126	141	159	176	195
	ヘルパー	量の見込み	207	232	259	289	321
		確保方策	207	232	259	289	321
西区	家庭訪問	量の見込み	90	100	113	127	144
		確保方策	90	100	113	127	144
	ヘルパー	量の見込み	147	164	185	209	235
		確保方策	147	164	185	209	235
中区	家庭訪問	量の見込み	231	254	279	308	340
		確保方策	231	254	279	308	340
	ヘルパー	量の見込み	379	416	458	505	558
		確保方策	379	416	458	505	558
南区	家庭訪問	量の見込み	206	225	246	270	296
		確保方策	206	225	246	270	296
	ヘルパー	量の見込み	338	369	403	443	486
		確保方策	338	369	403	443	486
港南区	家庭訪問	量の見込み	257	278	301	329	362
		確保方策	257	278	301	329	362
	ヘルパー	量の見込み	422	456	493	540	593
		確保方策	422	456	493	540	593
保土ヶ谷区	家庭訪問	量の見込み	189	205	224	244	266
		確保方策	189	205	224	244	266
	ヘルパー	量の見込み	309	337	366	400	436
		確保方策	309	337	366	400	436
旭区	家庭訪問	量の見込み	240	259	281	306	335
		確保方策	240	259	281	306	335
	ヘルパー	量の見込み	394	425	460	501	550
		確保方策	394	425	460	501	550

量の見込み／確保方策

年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
磯子区	家庭訪問	量の見込み	178	194	213	234	259
		確保方策	178	194	213	234	259
	ヘルパー	量の見込み	292	319	349	384	425
		確保方策	292	319	349	384	425
金沢区	家庭訪問	量の見込み	186	202	219	240	264
		確保方策	186	202	219	240	264
	ヘルパー	量の見込み	305	330	360	394	433
		確保方策	305	330	360	394	433
港北区	家庭訪問	量の見込み	252	280	311	346	382
		確保方策	252	280	311	346	382
	ヘルパー	量の見込み	413	458	510	566	627
		確保方策	413	458	510	566	627
緑区	家庭訪問	量の見込み	176	193	213	234	261
		確保方策	176	193	213	234	261
	ヘルパー	量の見込み	288	316	348	385	428
		確保方策	288	316	348	385	428
青葉区	家庭訪問	量の見込み	203	220	240	262	287
		確保方策	203	220	240	262	287
	ヘルパー	量の見込み	332	361	393	429	470
		確保方策	332	361	393	429	470
都筑区	家庭訪問	量の見込み	191	211	231	255	283
		確保方策	191	211	231	255	283
	ヘルパー	量の見込み	315	344	379	417	464
		確保方策	315	344	379	417	464
戸塚区	家庭訪問	量の見込み	219	240	265	293	326
		確保方策	219	240	265	293	326
	ヘルパー	量の見込み	359	394	434	480	535
		確保方策	359	394	434	480	535
栄区	家庭訪問	量の見込み	136	148	162	178	199
		確保方策	136	148	162	178	199
	ヘルパー	量の見込み	223	243	266	292	326
		確保方策	223	243	266	292	326
泉区	家庭訪問	量の見込み	109	119	130	143	158
		確保方策	109	119	130	143	158
	ヘルパー	量の見込み	180	195	212	233	258
		確保方策	180	195	212	233	258
瀬谷区	家庭訪問	量の見込み	134	145	158	173	190
		確保方策	134	145	158	173	190
	ヘルパー	量の見込み	219	237	258	283	312
		確保方策	219	237	258	283	312

量の見込み／確保方策

本市事業		要保護児童対策地域協議会(児童虐待防止啓発地域連携事業の一部)				
事業内容		基本施策⑧に掲載				
対象年齢		0歳～17歳				
指標(単位)		要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議件数(件/年)				
年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
全市	量の見込み	951	1,039	1,135	1,251	1,380
	確保方策	951	1,039	1,135	1,251	1,380
鶴見区	量の見込み	48	54	60	66	73
	確保方策	48	54	60	66	73
神奈川区	量の見込み	42	47	53	58	64
	確保方策	42	47	53	58	64
西区	量の見込み	25	27	31	35	39
	確保方策	25	27	31	35	39
中区	量の見込み	69	75	82	91	101
	確保方策	69	75	82	91	101
南区	量の見込み	78	84	92	101	111
	確保方策	78	84	92	101	111
港南区	量の見込み	65	70	75	83	91
	確保方策	65	70	75	83	91
保土ヶ谷区	量の見込み	65	71	78	84	92
	確保方策	65	71	78	84	92
旭区	量の見込み	71	76	82	90	99
	確保方策	71	76	82	90	99
磯子区	量の見込み	36	39	43	47	53
	確保方策	36	39	43	47	53
金沢区	量の見込み	66	72	79	87	94
	確保方策	66	72	79	87	94
港北区	量の見込み	55	61	67	75	83
	確保方策	55	61	67	75	83
緑区	量の見込み	29	33	36	39	44
	確保方策	29	33	36	39	44
青葉区	量の見込み	54	58	63	69	75
	確保方策	54	58	63	69	75
都筑区	量の見込み	55	60	65	72	80
	確保方策	55	60	65	72	80
戸塚区	量の見込み	74	82	90	99	110
	確保方策	74	82	90	99	110
栄区	量の見込み	33	36	38	43	47
	確保方策	33	36	38	43	47
泉区	量の見込み	44	47	52	56	62
	確保方策	44	47	52	56	62
瀬谷区	量の見込み	43	46	49	55	61
	確保方策	43	46	49	55	61

量の見込み／確保方策

【才 病児保育事業】

本市事業		病児保育事業					
事業内容		基本施策①に掲載					
対象年齢		0歳～5歳					
指標(単位)		実施箇所数(か所)					
年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	備考
全市	量の見込み	27	27	27	27	27	
	確保方策	19	21	23	25	27	
鶴見区	量の見込み	2	2	2	2	2	
	確保方策	2	2	2	2	2	
神奈川区	量の見込み	2	2	2	2	2	※別途、病後児保育事業を1か所実施中
	確保方策	1	1	1	2	2	
西区	量の見込み	1	1	1	1	1	
	確保方策	1	1	1	1	1	
中区	量の見込み	1	1	1	1	1	
	確保方策	1	1	1	1	1	
南区	量の見込み	1	1	1	1	1	※別途、病後児保育事業を1か所実施中
	確保方策	0	1	1	1	1	
港南区	量の見込み	1	1	1	1	1	
	確保方策	1	1	1	1	1	
保土ヶ谷区	量の見込み	2	2	2	2	2	
	確保方策	1	1	1	1	2	
旭区	量の見込み	2	2	2	2	2	
	確保方策	2	2	2	2	2	
磯子区	量の見込み	2	2	2	2	2	※別途、病後児保育事業を1か所実施中
	確保方策	1	1	1	1	2	
金沢区	量の見込み	1	1	1	1	1	※別途、病後児保育事業を1か所実施中
	確保方策	0	1	1	1	1	
港北区	量の見込み	2	2	2	2	2	
	確保方策	2	2	2	2	2	
緑区	量の見込み	1	1	1	1	1	
	確保方策	1	1	1	1	1	
青葉区	量の見込み	2	2	2	2	2	
	確保方策	1	1	1	2	2	
都筑区	量の見込み	2	2	2	2	2	
	確保方策	2	2	2	2	2	
戸塚区	量の見込み	2	2	2	2	2	
	確保方策	2	2	2	2	2	
栄区	量の見込み	1	1	1	1	1	
	確保方策	0	0	1	1	1	
泉区	量の見込み	1	1	1	1	1	
	確保方策	0	0	1	1	1	
瀬谷区	量の見込み	1	1	1	1	1	
	確保方策	1	1	1	1	1	

量の見込み／確保方策

【カ 利用者支援に関する事業】

本市事業			保育コンシェルジュ事業、地域子育て支援拠点における利用者支援				
事業内容			基本施策①及び⑥に記載				
対象年齢			0歳～5歳				
指標(単位)			実施箇所数(か所)				
年度			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
全市	保育コンシェルジュ	量の見込み	18	18	18	18	18
		確保方策	18	18	18	18	18
	拠点での支援	量の見込み	23	23	23	23	23
		確保方策	18	19	20	21	23
鶴見区	保育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	拠点での支援	量の見込み	2	2	2	2	2
		確保方策	1	1	2	2	2
神奈川区	保育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	拠点での支援	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
西区	保育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	拠点での支援	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
中区	保育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	拠点での支援	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
南区	保育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	拠点での支援	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
港南区	保育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	拠点での支援	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
保土ヶ谷区	保育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	拠点での支援	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
旭区	保育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	拠点での支援	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1

量の見込み／確保方策

年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
磯子区	保育コンサルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	拠点での支援	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
金沢区	保育コンサルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	拠点での支援	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
港北区	保育コンサルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	拠点での支援	量の見込み	2	2	2	2	2
		確保方策	1	2	2	2	2
緑区	保育コンサルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	拠点での支援	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
青葉区	保育コンサルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	拠点での支援	量の見込み	2	2	2	2	2
		確保方策	1	1	1	2	2
都筑区	保育コンサルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	拠点での支援	量の見込み	2	2	2	2	2
		確保方策	1	1	1	1	2
戸塚区	保育コンサルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	拠点での支援	量の見込み	2	2	2	2	2
		確保方策	1	1	1	1	2
栄区	保育コンサルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	拠点での支援	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
泉区	保育コンサルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	拠点での支援	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
瀬谷区	保育コンサルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	拠点での支援	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1

量の見込み／確保方策

【キ 時間外保育事業】

本市事業		時間延長サービス(夕延長)				
事業内容		基本施策①に掲載				
対象年齢		0歳～5歳				
指標(単位)		利用者数(人/月)				
年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
全市	量の見込み	11,402	14,350	16,729	19,037	21,278
	確保方策	11,402	14,350	16,729	19,037	21,278
鶴見区	量の見込み	969	1,256	1,463	1,664	1,855
	確保方策	969	1,256	1,463	1,664	1,855
神奈川区	量の見込み	823	1,093	1,262	1,423	1,575
	確保方策	823	1,093	1,262	1,423	1,575
西区	量の見込み	359	528	612	684	748
	確保方策	359	528	612	684	748
中区	量の見込み	426	534	619	700	777
	確保方策	426	534	619	700	777
南区	量の見込み	472	597	718	840	962
	確保方策	472	597	718	840	962
港南区	量の見込み	610	751	883	1,017	1,152
	確保方策	610	751	883	1,017	1,152
保土ヶ谷区	量の見込み	514	628	736	843	947
	確保方策	514	628	736	843	947
旭区	量の見込み	632	766	888	1,006	1,122
	確保方策	632	766	888	1,006	1,122
磯子区	量の見込み	397	535	645	750	849
	確保方策	397	535	645	750	849
金沢区	量の見込み	533	627	716	801	884
	確保方策	533	627	716	801	884
港北区	量の見込み	1,419	1,771	2,053	2,330	2,600
	確保方策	1,419	1,771	2,053	2,330	2,600
緑区	量の見込み	574	695	808	920	1,031
	確保方策	574	695	808	920	1,031
青葉区	量の見込み	987	1,167	1,297	1,417	1,529
	確保方策	987	1,167	1,297	1,417	1,529
都筑区	量の見込み	824	1,058	1,244	1,422	1,591
	確保方策	824	1,058	1,244	1,422	1,591
戸塚区	量の見込み	895	1,125	1,305	1,481	1,653
	確保方策	895	1,125	1,305	1,481	1,653
栄区	量の見込み	295	375	458	538	619
	確保方策	295	375	458	538	619
泉区	量の見込み	418	520	618	717	817
	確保方策	418	520	618	717	817
瀬谷区	量の見込み	256	325	403	484	567
	確保方策	256	325	403	484	567

量の見込み／確保方策

【ク 放課後児童健全育成事業】

本市事業			放課後キッズクラブ(一部)、放課後児童クラブ					
事業内容			基本施策①及び②に掲載					
対象年齢			6～11歳					
指標(単位)			利用者数(人)					
年度			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
量の見込み／確保方策	全市	量の見込み	低学年	16,902	17,928	17,734	17,402	17,129
			高学年	5,657	5,675	6,560	7,039	7,334
			計	22,559	23,603	24,294	24,441	24,463
		確保方策	低学年	12,979	14,423	15,294	16,122	17,129
			高学年	4,340	4,574	5,661	6,512	7,334
			計	17,319	18,997	20,955	22,634	24,463
	鶴見区	量の見込み	低学年	1,249	1,237	1,281	1,302	1,336
			高学年	529	549	528	543	530
			計	1,778	1,786	1,809	1,845	1,866
		確保方策	低学年	894	984	1,110	1,211	1,336
			高学年	378	436	458	505	530
			計	1,272	1,420	1,568	1,716	1,866
	神奈川区	量の見込み	低学年	1,002	1,024	1,027	1,036	1,037
			高学年	425	433	469	480	484
			計	1,427	1,457	1,496	1,516	1,521
		確保方策	低学年	847	909	947	1,003	1,037
			高学年	359	384	433	464	484
			計	1,206	1,293	1,380	1,467	1,521
西区	量の見込み	低学年	311	338	339	336	336	
		高学年	86	83	108	118	125	
		計	397	421	447	454	461	
	確保方策	低学年	255	288	298	316	336	
		高学年	70	71	95	111	125	
		計	325	359	393	427	461	
中区	量の見込み	低学年	441	505	511	504	509	
		高学年	103	107	134	159	163	
		計	544	612	645	663	672	
	確保方策	低学年	366	418	444	468	509	
		高学年	85	88	117	148	163	
		計	451	506	561	616	672	
南区	量の見込み	低学年	796	835	810	788	777	
		高学年	270	262	309	319	338	
		計	1,066	1,097	1,119	1,107	1,115	
	確保方策	低学年	617	691	717	763	777	
		高学年	209	217	273	309	338	
		計	826	908	990	1,072	1,115	

年度			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
港南区	量の見込み	低学年	892	905	893	854	819
		高学年	268	275	280	290	292
		計	1,160	1,180	1,173	1,144	1,111
	確保方策	低学年	698	738	773	799	819
		高学年	210	224	243	271	292
		計	908	962	1,016	1,070	1,111
保土ヶ谷区	量の見込み	低学年	825	952	944	917	894
		高学年	255	251	375	424	462
		計	1,080	1,203	1,319	1,341	1,356
	確保方策	低学年	759	850	855	871	894
		高学年	235	224	339	403	462
		計	994	1,074	1,194	1,274	1,356
旭区	量の見込み	低学年	1,076	1,046	1,028	974	933
		高学年	385	385	357	351	342
		計	1,461	1,431	1,385	1,325	1,275
	確保方策	低学年	716	766	834	882	933
		高学年	256	282	290	318	342
		計	972	1,048	1,124	1,200	1,275
磯子区	量の見込み	低学年	748	731	719	701	699
		高学年	301	300	299	300	294
		計	1,049	1,031	1,018	1,001	993
	確保方策	低学年	488	529	592	631	699
		高学年	196	217	246	270	294
		計	684	746	838	901	993
金沢区	量の見込み	低学年	939	953	921	892	852
		高学年	299	302	329	344	335
		計	1,238	1,255	1,250	1,236	1,187
	確保方策	低学年	721	763	780	803	852
		高学年	230	242	279	310	335
		計	951	1,005	1,059	1,113	1,187
港北区	量の見込み	低学年	1,664	1,710	1,714	1,737	1,769
		高学年	635	641	681	713	727
		計	2,299	2,351	2,395	2,450	2,496
	確保方策	低学年	1,394	1,511	1,596	1,689	1,769
		高学年	532	567	634	693	727
		計	1,926	2,078	2,230	2,382	2,496
緑区	量の見込み	低学年	1,065	1,279	1,265	1,249	1,217
		高学年	364	361	507	596	672
		計	1,429	1,640	1,772	1,845	1,889
	確保方策	低学年	743	916	1,029	1,097	1,217
		高学年	254	259	413	523	672
		計	997	1,175	1,442	1,620	1,889

量の見込み／確保方策

年度			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
量の見込み／確保方策	青葉区	量の見込み	低学年	1,548	1,772	1,738	1,688	1,630
			高学年	489	477	601	669	756
			計	2,037	2,249	2,339	2,357	2,386
		確保方策	低学年	1,323	1,488	1,512	1,563	1,630
			高学年	418	400	523	619	756
			計	1,741	1,888	2,035	2,182	2,386
	都筑区	量の見込み	低学年	1,237	1,418	1,417	1,408	1,354
			高学年	333	335	556	652	706
			計	1,570	1,753	1,973	2,060	2,060
		確保方策	低学年	773	980	1,092	1,197	1,354
			高学年	208	232	428	554	706
			計	981	1,212	1,520	1,751	2,060
	戸塚区	量の見込み	低学年	1,357	1,462	1,434	1,386	1,376
			高学年	378	378	452	480	502
			計	1,735	1,840	1,886	1,866	1,878
		確保方策	低学年	1,170	1,274	1,302	1,352	1,376
			高学年	326	330	410	468	502
			計	1,496	1,604	1,712	1,820	1,878
栄区	量の見込み	低学年	523	548	533	517	501	
		高学年	166	163	181	203	219	
		計	689	711	714	720	720	
	確保方策	低学年	367	418	448	472	501	
		高学年	117	124	152	186	219	
		計	484	542	600	658	720	
泉区	量の見込み	低学年	656	645	615	589	576	
		高学年	203	206	209	207	201	
		計	859	851	824	796	777	
	確保方策	低学年	510	528	540	556	576	
		高学年	158	168	184	196	201	
		計	668	696	724	752	777	
瀬谷区	量の見込み	低学年	573	568	545	524	514	
		高学年	168	167	185	191	186	
		計	741	735	730	715	700	
	確保方策	低学年	338	372	425	449	514	
		高学年	99	109	144	164	186	
		計	437	481	569	613	700	

【ケ 地域子育て支援拠点事業】

本市事業		ア 地域子育て支援拠点 イ 親と子のつどいの広場 ウ 保育所子育てひろば・幼稚園はまっ子広場 エ その他(非常設の親子の居場所):子育て支援者、子育てサロン、保育所子育てひろば(非常設園)、幼稚園はまっ子広場(非常設園)						
事業内容		基本施策⑥に掲載						
対象年齢		0歳～2歳						
指標(単位)		延べ利用者数(人/月)						
年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		
量の 見込み ／ 確保 方策	全市	量の見込み	57,045	60,488	63,918	67,353	70,784	
		計	52,498	56,028	60,536	64,904	70,784	
	確保方策	ア	22,210	23,160	24,360	25,360	27,170	
		イ	9,366	9,956	11,446	12,926	14,186	
		ウ	8,336	10,246	11,666	13,236	14,866	
		エ	12,586	12,666	13,064	13,382	14,562	
	鶴見区	量の見込み	3,165	3,488	3,810	4,133	4,455	
		(計)	2,520	3,410	3,810	4,050	4,455	
		確保方策	ア	950	1,840	1,840	1,840	2,030
			イ	280	280	480	480	480
			ウ	180	180	380	580	790
	エ		1,110	1,110	1,110	1,150	1,155	
	神奈川区	量の見込み	3,438	3,599	3,759	3,919	4,079	
		(計)	3,437	3,437	3,437	3,877	4,079	
		確保方策	ア	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550
			イ	690	690	690	1,130	1,130
			ウ	247	247	247	247	247
	エ		950	950	950	950	1,152	
	西区	量の見込み	2,303	2,441	2,578	2,716	2,853	
		(計)	2,300	2,300	2,500	2,700	2,853	
確保方策		ア	1,300	1,300	1,500	1,500	1,500	
		イ	200	200	200	200	220	
		ウ	200	200	200	200	220	
	エ	600	600	600	800	913		
中区	量の見込み	1,880	1,984	2,087	2,190	2,293		
	(計)	1,735	1,735	2,085	2,085	2,293		
	確保方策	ア	920	920	920	920	970	
		イ	235	235	585	585	675	
		ウ	120	120	120	120	120	
エ		460	460	460	460	528		

年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		
量の見込み／確保方策	南区	量の見込み	3,155	3,329	3,502	3,675	3,848	
		(計)	3,062	3,062	3,502	3,530	3,848	
		確保方策	ア	1,200	1,200	1,200	1,200	1,300
			イ	850	850	850	850	850
			ウ	40	40	480	480	480
	エ		972	972	972	1,000	1,218	
	港南区	量の見込み	3,288	3,353	3,417	3,481	3,545	
		(計)	3,160	3,350	3,355	3,395	3,545	
		確保方策	ア	950	950	950	950	950
			イ	60	250	250	250	400
			ウ	1,335	1,335	1,340	1,380	1,380
	エ		815	815	815	815	815	
	保土ヶ谷区	量の見込み	2,791	2,957	3,123	3,288	3,454	
		(計)	2,484	2,794	3,034	3,274	3,454	
		確保方策	ア	1,110	1,110	1,110	1,110	1,150
			イ	365	365	605	605	605
			ウ	300	610	610	850	990
	エ		709	709	709	709	709	
	旭区	量の見込み	3,563	3,740	3,917	4,093	4,270	
		(計)	3,230	3,230	3,530	3,970	4,270	
確保方策		ア	1,020	1,020	1,020	1,020	1,020	
		イ	1,000	1,000	1,300	1,300	1,600	
		ウ	460	460	460	900	900	
	エ	750	750	750	750	750		
磯子区	量の見込み	3,170	3,351	3,532	3,714	3,895		
	(計)	2,890	3,330	3,530	3,710	3,895		
	確保方策	ア	1,230	1,230	1,230	1,230	1,250	
		イ	420	420	420	600	600	
		ウ	730	1,170	1,170	1,170	1,170	
エ		510	510	710	710	875		
金沢区	量の見込み	2,976	3,079	3,181	3,284	3,387		
	(計)	2,780	2,990	3,180	3,180	3,387		
	確保方策	ア	1,280	1,280	1,280	1,280	1,280	
		イ	490	490	490	490	690	
		ウ	610	820	1,010	1,010	1,010	
エ		400	400	400	400	407		
港北区	量の見込み	4,538	4,938	5,337	5,737	6,136		
	(計)	4,538	4,938	5,136	5,736	6,136		
	確保方策	ア	2,210	2,210	2,210	2,210	2,610	
		イ	1,200	1,200	1,200	1,800	1,800	
		ウ	100	500	500	500	500	
エ		1,028	1,028	1,226	1,226	1,226		

年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		
量の見込み／確保方策	緑区	量の見込み	2,704	2,920	3,135	3,351	3,566	
		(計)	2,316	2,716	3,116	3,116	3,566	
		確保方策	ア	810	810	810	810	810
			イ	450	850	850	850	850
			ウ	343	343	743	743	1,193
	エ		713	713	713	713	713	
	青葉区	量の見込み	4,502	4,833	5,163	5,494	5,824	
		(計)	3,864	4,214	5,114	5,464	5,824	
		確保方策	ア	1,700	1,700	2,600	2,600	2,610
			イ	600	600	600	600	900
			ウ	850	1,200	1,200	1,550	1,600
	エ		714	714	714	714	714	
	都筑区	量の見込み	3,495	3,866	4,236	4,607	4,977	
		(計)	2,770	2,830	3,230	3,530	4,977	
		確保方策	ア	1,200	1,260	1,260	1,260	2,260
			イ	500	500	900	900	900
			ウ	600	600	600	900	1,200
	エ		470	470	470	470	617	
	戸塚区	量の見込み	3,997	4,337	4,677	5,016	5,356	
		(計)	3,470	3,670	3,670	4,930	5,356	
確保方策		ア	1,600	1,600	1,600	2,600	2,600	
		イ	500	500	500	760	960	
		ウ	760	960	960	960	1,160	
	エ	610	610	610	610	636		
栄区	量の見込み	2,655	2,757	2,858	2,959	3,060		
	(計)	2,630	2,710	2,810	2,860	3,060		
	確保方策	ア	1,100	1,100	1,200	1,200	1,200	
		イ	450	450	450	450	450	
		ウ	530	530	530	530	530	
エ		550	630	630	680	880		
泉区	量の見込み	2,837	2,844	2,851	2,857	2,864		
	(計)	2,835	2,835	2,835	2,835	2,864		
	確保方策	ア	980	980	980	980	980	
		イ	576	576	576	576	576	
		ウ	587	587	587	587	587	
エ		692	692	692	692	721		
瀬谷区	量の見込み	2,588	2,672	2,755	2,839	2,922		
	(計)	2,477	2,477	2,662	2,662	2,922		
	確保方策	ア	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	
		イ	500	500	500	500	500	
		ウ	344	344	529	529	789	
エ		533	533	533	533	533		

【コ 一時預かり事業、子育て援助活動支援事業】

本市事業		ア 幼稚園(預かり保育・1号認定) イ 幼稚園(預かり保育・2号認定) ウ 保育所(一時保育) エ 横浜保育室(一時保育) オ 乳幼児一時預かり カ 親と子のつどいの広場での一時預かり キ 横浜子育てサポートシステム ク 24時間型緊急一時預かり ケ 休日保育								
事業内容		基本施策①及び⑥に掲載								
対象年齢		ア、イ 3歳～5歳 ウ～ケ 0歳～5歳								
指標(単位)		延べ利用者数(人/年)								
年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	備考			
量の見込み／確保方策	全市	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	554,519	561,438	568,348	575,266	582,178	
			確保方策	ア	554,519	561,438	568,348	575,266	582,178	
		幼稚園(2号)	量の見込み	イ	555,575	591,043	626,504	661,971	697,435	
			確保方策	イ	555,575	591,043	626,504	661,971	697,435	
		その他	量の見込み	(計)	365,351	408,861	452,358	495,860	539,359	
			確保方策	ウ	207,567	251,717	292,248	331,338	378,031	
				エ	18,659	15,327	11,161	8,496	2,498	
				オ	79,788	79,788	83,448	87,840	87,840	
				カ	3,864	4,368	4,704	5,040	5,376	
				キ	49,536	51,517	53,580	55,722	57,953	
	ク			2,628	2,628	3,504	3,504	3,504		
	ケ			3,309	3,516	3,713	3,920	4,157		
	鶴見区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	25,540	26,800	28,060	29,321	30,581	※広域的な利用を想定して市内(当該区以外)に配置した施設の利用をもって確保する。
			確保方策	ア	25,540	26,800	28,060	29,321	30,581	
		幼稚園(2号)	量の見込み	イ	29,413	38,673	47,932	57,191	66,450	
			確保方策	イ	29,413	38,673	47,932	57,191	66,450	
		その他	量の見込み	(計)	33,649	39,060	44,470	49,881	55,292	
			確保方策	ウ	20,419	26,417	32,243	37,901	44,222	
				エ	3,000	2,333	1,833	1,499	500	
				オ	8,052	8,052	8,052	8,052	8,052	
				カ	168	168	168	168	168	
				キ	1,962	2,040	2,122	2,207	2,295	
	ク			※	※	※	※	※		
	ケ			48	50	52	54	55		
神奈川区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	22,746	24,756	26,766	28,776	30,786		
		確保方策	ア	22,746	24,756	26,766	28,776	30,786		
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	26,509	27,417	28,324	29,231	30,138		
		確保方策	イ	26,509	27,417	28,324	29,231	30,138		
	その他	量の見込み	(計)	23,268	28,076	32,883	37,690	42,497		
		確保方策	ウ	13,606	18,231	22,799	27,410	32,182		
			エ	334	334	166	166	0		
			オ	3,660	3,660	3,660	3,660	3,660		
			カ	168	168	336	336	336		
			キ	4,000	4,160	4,326	4,499	4,679		
ク			910	910	960	960	960			
ケ			590	613	636	659	680			

		年度			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	備考	
量の見込み／確保方策	西区	幼稚園 (1号)	量の見込み	ア	14,754	15,415	16,076	16,736	17,397	※広域的な利用を想定して市内(当該区以外)に配置した施設の利用をもって確保する。	
			確保方策		14,754	15,415	16,076	16,736	17,397		
		幼稚園 (2号)	量の見込み	イ	14,101	14,075	14,049	14,022	13,996		
			確保方策		14,101	14,075	14,049	14,022	13,996		
		その他	量の見込み		12,231	13,383	14,534	15,686	16,838		
			(計)		12,231	13,383	14,534	15,686	16,838		
			確保方策	ウ		6,426	7,709	8,822	10,101		11,182
				エ		333	166	166	0		0
				オ		4,392	4,392	4,392	4,392		4,392
				カ		168	168	168	168		168
				キ		912	948	986	1,025		1,066
				ク		※	※	※	※		※
		ケ		※	※	※	※	30			
		中区	幼稚園 (1号)	量の見込み	ア	19,604	19,361	19,117	18,873		18,629
	確保方策				19,604	19,361	19,117	18,873	18,629		
	幼稚園 (2号)		量の見込み	イ	20,005	22,265	24,525	26,784	29,044		
			確保方策		20,005	22,265	24,525	26,784	29,044		
	その他		量の見込み		19,095	20,833	22,571	24,308	26,046		
			(計)		19,095	20,833	22,571	24,308	26,046		
			確保方策	ウ		14,666	16,429	16,199	17,971		19,904
				エ		1,500	1,333	1,000	833		333
				オ		0	0	1,464	1,464		1,464
				カ		0	0	0	0		168
				キ		2,929	3,046	3,168	3,295		3,427
				ク		※	※	710	710		710
	ケ			※	25	30	35	40			
	南区		幼稚園 (1号)	量の見込み	ア	14,169	14,298	14,426	14,555		14,683
		確保方策			14,169	14,298	14,426	14,555	14,683		
幼稚園 (2号)		量の見込み	イ	15,143	20,153	25,163	30,174	35,184			
		確保方策		15,143	20,153	25,163	30,174	35,184			
その他		量の見込み		18,799	21,462	24,124	26,787	29,449			
		(計)		18,799	21,462	24,124	26,787	29,449			
		確保方策	ウ		11,963	14,549	17,298	19,878	22,454		
			エ		167	167	0	0	0		
			オ		4,392	4,392	4,392	4,392	4,392		
			カ		336	336	336	336	336		
			キ		1,682	1,749	1,819	1,892	1,968		
			ク		※	※	※	※	※		
ケ			259	269	279	289	299				
港南区		幼稚園 (1号)	量の見込み	ア	29,299	28,911	28,522	28,134	27,745		
	確保方策			29,299	28,911	28,522	28,134	27,745			
	幼稚園 (2号)	量の見込み	イ	29,851	29,188	28,524	27,861	27,198			
		確保方策		29,851	29,188	28,524	27,861	27,198			
	その他	量の見込み		17,721	18,904	20,086	21,269	22,451			
		(計)		17,721	18,904	20,086	21,269	22,451			
		確保方策	ウ		13,831	14,940	16,357	17,627	19,064		
			エ		1,000	1,000	666	500	167		
			オ		0	0	0	0	0		
			カ		0	0	0	0	0		
キ			1,312	1,364	1,419	1,476	1,535				
ク		1,018	1,018	1,040	1,040	1,040					
ケ		560	582	604	626	645					

		年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	備考		
量の見込み／確保方策	保土ヶ谷区	幼稚園 (1号)	量の見込み	ア	25,824	25,576	25,327	25,079	24,831	※広域的な利用を想定して市内(当該区以外)に配置した施設の利用をもって確保する。	
			確保方策		25,824	25,576	25,327	25,079	24,831		
		幼稚園 (2号)	量の見込み	イ	32,508	32,172	31,836	31,501	31,165		
			確保方策		32,508	32,172	31,836	31,501	31,165		
		その他	量の見込み		13,842	16,053	18,263	20,474	22,684		
			(計)		13,842	16,053	18,263	20,474	22,684		
			確保方策	ウ		11,403	13,583	15,906	17,514		20,183
				エ		1,166	1,166	833	666		167
				オ		0	0	0	732		732
				カ		504	504	672	672		672
				キ		769	800	832	865		900
				ク		※	※	※	※		※
		ケ		※	※	20	25	30			
		旭区	幼稚園 (1号)	量の見込み	ア	54,719	53,435	52,151	50,868		49,584
	確保方策				54,719	53,435	52,151	50,868	49,584		
	幼稚園 (2号)		量の見込み	イ	47,728	49,379	51,029	52,679	54,329		
			確保方策		47,728	49,379	51,029	52,679	54,329		
	その他		量の見込み		17,762	21,057	24,351	27,646	30,940		
			(計)		17,762	21,057	24,351	27,646	30,940		
			確保方策	ウ		16,280	19,334	21,104	24,337		27,734
				エ		167	167	167	167		0
				オ		0	0	1,464	1,464		1,464
				カ		0	168	168	168		168
				キ		1,315	1,368	1,423	1,480		1,539
				ク		※	※	※	※		※
	ケ			※	20	25	30	35			
	磯子区		幼稚園 (1号)	量の見込み	ア	18,114	19,925	21,735	23,546		25,356
		確保方策			18,114	19,925	21,735	23,546	25,356		
幼稚園 (2号)		量の見込み	イ	16,557	19,807	23,056	26,306	29,556			
		確保方策		16,557	19,807	23,056	26,306	29,556			
その他		量の見込み		12,341	14,950	17,559	20,167	22,776			
		(計)		12,341	14,950	17,559	20,167	22,776			
		確保方策	ウ		5,789	8,511	11,211	13,757	16,468		
			エ		499	333	167	167	0		
			オ		4,392	4,392	4,392	4,392	4,392		
			カ		336	336	336	336	336		
			キ		1,325	1,378	1,433	1,490	1,550		
			ク		※	※	※	※	※		
ケ			※	※	20	25	30				
金沢区		幼稚園 (1号)	量の見込み	ア	32,784	32,590	32,395	32,201	32,007		
	確保方策			32,784	32,590	32,395	32,201	32,007			
	幼稚園 (2号)	量の見込み	イ	21,217	22,597	23,977	25,358	26,738			
		確保方策		21,217	22,597	23,977	25,358	26,738			
	その他	量の見込み		17,736	17,932	18,127	18,322	18,517			
		(計)		17,736	17,932	18,127	18,322	18,517			
		確保方策	ウ		9,993	10,048	9,546	9,605	9,659		
			エ		166	166	0	0	0		
			オ		4,392	4,392	5,124	5,124	5,124		
			カ		168	168	168	168	168		
			キ		3,017	3,138	3,264	3,395	3,531		
			ク		※	※	※	※	※		
	ケ		※	20	25	30	35				

		年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	備考		
量の見込み／確保方策	港北区	幼稚園 (1号)	量の見込み	ア	33,193	37,328	41,463	45,598	49,733		
			確保方策		33,193	37,328	41,463	45,598	49,733		
		幼稚園 (2号)	量の見込み	イ	25,213	32,167	39,120	46,074	53,028		
			確保方策		25,213	32,167	39,120	46,074	53,028		
		その他	量の見込み		38,179	42,478	46,777	51,076	55,375		
			(計)		38,179	42,478	46,777	51,076	55,375		
			確保方策	ウ		15,577	20,028	24,538	26,598		31,673
				エ		3,332	2,832	2,166	1,666		500
				オ		9,516	9,516	9,516	11,712		11,712
				カ		336	336	336	504		504
	キ				8,329	8,662	9,008	9,368	9,743		
	ク			700	700	794	794	794			
	ケ		389	404	419	434	449				
	緑区	幼稚園 (1号)	量の見込み	ア	23,637	24,552	25,466	26,381	27,295		※広域的な利用を想定して市内(当該区以外)に配置した施設の利用をもって確保する。
			確保方策		23,637	24,552	25,466	26,381	27,295		
		幼稚園 (2号)	量の見込み	イ	27,276	27,188	27,100	27,012	26,924		
			確保方策		27,276	27,188	27,100	27,012	26,924		
		その他	量の見込み		20,127	21,428	22,728	24,028	25,328		
			(計)		20,127	21,428	22,728	24,028	25,328		
			確保方策	ウ		8,625	9,641	10,812	11,806		
エ					166	166	0	0	0		
オ					4,392	4,392	4,392	4,392	4,392		
カ					168	168	168	168	168		
キ				6,713	6,982	7,261	7,551	7,853			
ク		※		※	※	※	※				
ケ		63	79	95	111	124					
青葉区	幼稚園 (1号)	量の見込み	ア	73,498	72,373	71,247	70,122	68,996	※広域的な利用を想定して市内(当該区以外)に配置した施設の利用をもって確保する。		
		確保方策		73,498	72,373	71,247	70,122	68,996			
	幼稚園 (2号)	量の見込み	イ	60,121	59,200	58,279	57,359	56,438			
		確保方策		60,121	59,200	58,279	57,359	56,438			
	その他	量の見込み		33,367	35,895	38,423	40,950	43,478			
		(計)		33,367	35,895	38,423	40,950	43,478			
		確保方策	ウ		13,903	16,337	18,595	20,841		23,080	
			エ		333	167	167	0		0	
			オ		12,444	12,444	12,444	12,444		12,444	
			カ		168	168	168	336		336	
キ				6,085	6,328	6,581	6,844	7,118			
ク			※	※	※	※	※				
ケ		434	451	468	485	500					
都筑区	幼稚園 (1号)	量の見込み	ア	48,680	48,719	48,758	48,797	48,836		※広域的な利用を想定して市内(当該区以外)に配置した施設の利用をもって確保する。	
		確保方策		48,680	48,719	48,758	48,797	48,836			
	幼稚園 (2号)	量の見込み	イ	52,678	52,631	52,584	52,538	52,491			
		確保方策		52,678	52,631	52,584	52,538	52,491			
	その他	量の見込み		26,789	29,910	33,030	36,150	39,270			
		(計)		26,789	29,910	33,030	36,150	39,270			
		確保方策	ウ		11,538	15,347	18,653	22,120			26,583
			エ		3,998	2,999	2,665	2,166	665		
			オ		7,320	7,320	7,320	7,320	7,320		
			カ		336	504	504	504	504		
キ				2,946	3,064	3,187	3,314	3,447			
ク			※	※	※	※	※				
ケ		651	676	701	726	751					

		年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	備考			
量の見込み／確保方策	戸塚区	幼稚園 (1号)	量の見込み	ア	32,495	33,086	33,676	34,266	34,856	※広域的な利用を想定して市内(当該区以外)に配置した施設の利用をもって確保する。		
			確保方策		32,495	33,086	33,676	34,266	34,856			
		幼稚園 (2号)	量の見込み	イ	42,849	50,236	57,623	65,009	72,396			
			確保方策		42,849	50,236	57,623	65,009	72,396			
		その他	量の見込み		24,633	28,365	32,096	35,827	39,558			
			(計)		24,633	28,365	32,096	35,827	39,558			
			確保方策	ウ		11,875	15,662	19,610	23,388		26,993	
				エ		1,000	833	500	333		166	
				オ		8,784	8,784	8,784	8,784		8,784	
				カ		168	168	168	168		336	
				キ		2,491	2,591	2,695	2,803		2,915	
				ク		※	※	※	※		※	
		ケ		315	327	339	351	364				
		栄区	幼稚園 (1号)	量の見込み	ア	15,138	14,899	14,660	14,422		14,183	※広域的な利用を想定して市内(当該区以外)に配置した施設の利用をもって確保する。
	確保方策				15,138	14,899	14,660	14,422	14,183			
	幼稚園 (2号)		量の見込み	イ	23,037	22,674	22,311	21,947	21,584			
			確保方策		23,037	22,674	22,311	21,947	21,584			
	その他		量の見込み		10,102	10,575	11,048	11,522	11,995			
			(計)		10,102	10,575	11,048	11,522	11,995			
			確保方策	ウ		5,012	5,434	5,854	6,439		6,825	
				エ		166	166	166	0		0	
				オ		3,660	3,660	3,660	3,660		3,660	
				カ		0	0	0	0		0	
				キ		1,264	1,315	1,368	1,423		1,480	
				ク		※	※	※	※		※	
	ケ			※	※	※	※	30				
	泉区		幼稚園 (1号)	量の見込み	ア	23,724	23,585	23,446	23,307		23,168	
		確保方策			23,724	23,585	23,446	23,307	23,168			
		幼稚園 (2号)	量の見込み	イ	31,395	31,909	32,423	32,938	33,452			
			確保方策		31,395	31,909	32,423	32,938	33,452			
		その他	量の見込み		12,174	14,268	16,361	18,455	20,548			
			(計)		12,174	14,268	16,361	18,455	20,548			
確保方策			ウ		10,140	12,005	14,034	14,578	16,758			
			エ		166	166	166	166	0			
			オ		0	0	0	1,464	1,464			
			カ		336	504	504	504	504			
			キ		1,532	1,593	1,657	1,723	1,792			
			ク		※	※	※	※	※			
ケ			※	※	※	20	30					
瀬谷区		幼稚園 (1号)	量の見込み	ア	46,601	45,829	45,057	44,284	43,512	※広域的な利用を想定して市内(当該区以外)に配置した施設の利用をもって確保する。		
	確保方策			46,601	45,829	45,057	44,284	43,512				
	幼稚園 (2号)	量の見込み	イ	39,974	39,312	38,649	37,987	37,324				
		確保方策		39,974	39,312	38,649	37,987	37,324				
	その他	量の見込み		13,536	14,232	14,927	15,622	16,317				
		(計)		13,536	14,232	14,927	15,622	16,317				
		確保方策	ウ		6,521	7,512	8,667	9,467	10,276			
			エ		1,166	833	333	167	0			
			オ		4,392	4,392	4,392	4,392	4,392			
			カ		504	504	504	504	504			
			キ		953	991	1,031	1,072	1,115			
			ク		※	※	※	※	※			
	ケ		※	※	※	20	30					

第6章 計画の推進体制（PDCAサイクルの確保）

新制度において、計画で定めた5年間の量の見込みと確保方策に基づき、計画的に施設・事業を提供するとともに、様々な子ども・子育て支援施策を着実に推進していくためには、計画の推進体制を構築し、PDCAサイクルを確保する必要があります。

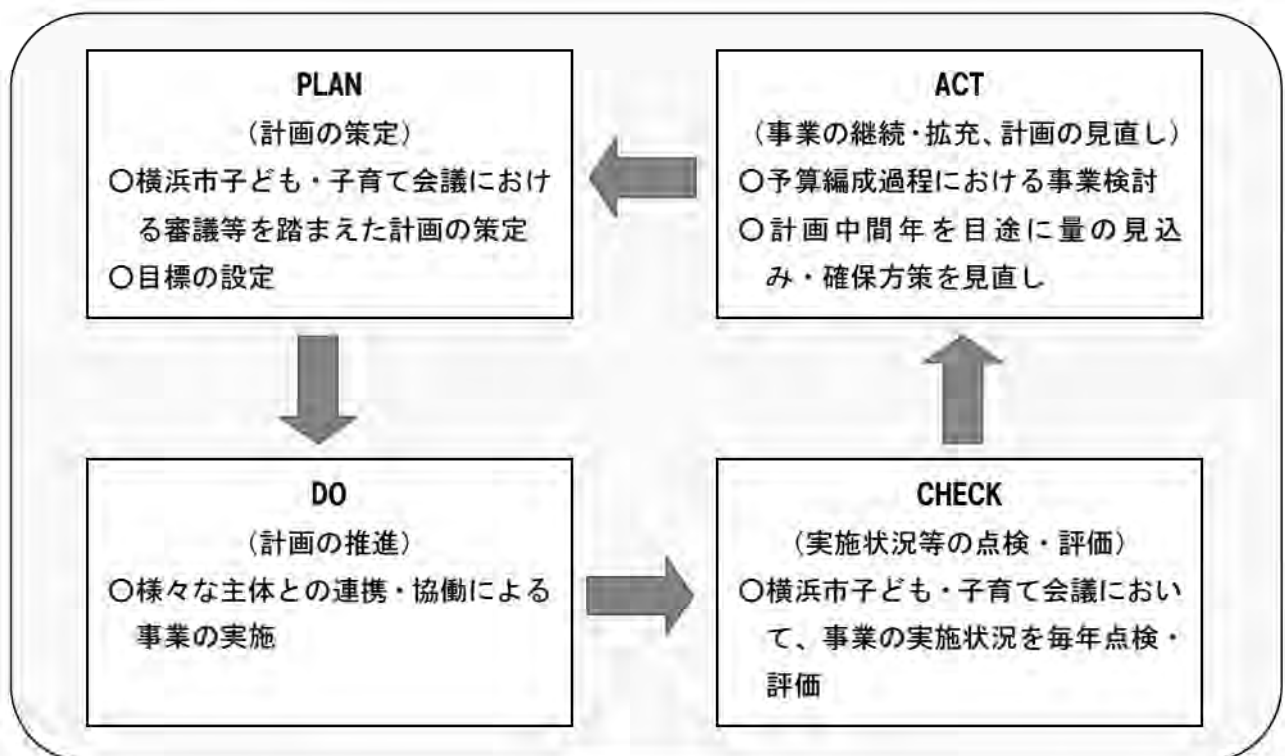
（1）子ども・子育て会議での審議と実施状況の公表

本市では、計画の策定に向けて、学識経験者、子育ての当事者や支援者、保育・教育関係者などから構成される「横浜市子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」といいます。）を設置し、議論を行ってきました。

子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況等を調査審議する場として位置付けられています。そのため、計画策定後も、計画における実施状況の点検・評価について、子ども・子育て会議で審議を行っていきます。

点検・評価に当たっては、実績数値の評価に加えて、数値だけでは把握できない部分について、施策を推進していく過程の評価を行ったり、必要に応じて市民ニーズの把握や利用者アンケートを実施したりするなど、多面的な手法を検討します。

なお、計画における実施状況の点検・評価については、子ども・子育て会議の審議を経た後、ホームページ等で公表します。



(2) 様々な主体による計画の推進

本市における子ども・子育て支援や青少年育成は、様々な担い手によって支えられています。

自治会町内会、民生委員・児童委員、青少年指導員などの地域を基盤として活動する団体や組織、社会福祉法人、学校法人等の公益法人、市民団体、NPO、ボランティア、民間企業等により様々な地域で展開され、行政との協働も積極的に推進されてきました。

本計画は作成段階から、こうした様々な主体を代表する方々で構成される子ども・子育て会議で議論を重ねるとともに、市民意見交換会を市内全区で開催するなど、幅広く御意見をいただきました。

「第3章 本市の目指すべき姿と基本的な視点」でも述べたように、「自助・共助・公助」の考え方を大切にし、社会におけるあらゆる担い手に、子ども・子育て支援や青少年育成を自らの課題としてとらえて取組を進めていただけるよう、市民、関係者の皆様と幅広く意見交換をしながら計画を推進していきます。

～参考資料～

- 1 利用ニーズ把握のための調査
- 2 計画策定の経過
 - (1) 横浜市子ども・子育て会議での検討
 - (2) 市民意見交換会の開催
 - (3) パブリックコメントの実施
- 3 関係法令・条例
- 4 ライフステージごとの事業体系

1 利用ニーズ把握のための調査

〈1〉調査の概要

ア 調査の目的

横浜市子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たり、子育てをされているご家庭の現状とニーズを把握するため、「現在の利用状況」及び「今後の利用希望」等について、国の基本指針等に基づき、アンケート調査を実施しました。

イ 調査の名称

横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査

ウ 調査の種類

- (ア) 未就学児童の保育等に関する現状及び保護者ニーズ調査（以下「未就学児調査」という。）
- (イ) 小学生の放課後等に関する現状及び保護者ニーズ調査（以下「小学生調査」という。）

エ 抽出方法

住民基本台帳から無作為抽出（世帯が重複しないよう抽出）

オ 抽出世帯数

- (ア) 未就学児調査：65,590 世帯
 - (イ) 小学生調査：66,190 世帯
- 【合計】131,780 世帯

カ 調査実施時期

平成 25 年 7 月 26 日～30 日 対象者あて発送
8 月 23 日 調査回答期限

キ 調査回収状況

- (ア) 未就学児調査：回収数 31,374 世帯（回収率 47.8%）
 - (イ) 小学生調査：回収数 28,718 世帯（回収率 43.4%）
- 【合計】回収数 60,092 世帯（回収率 45.6%）

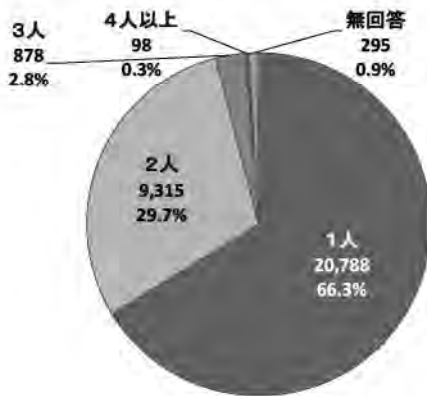
〈2〉主な調査結果

【未就学児調査】

ア 子どもの人数

問3 あて名のお子さんを含めたお子さんの人数をお伺いします。

あて名のお子さんを含めたお子さんの人数



一番下の子の年齢(平成25年4月1日現在)



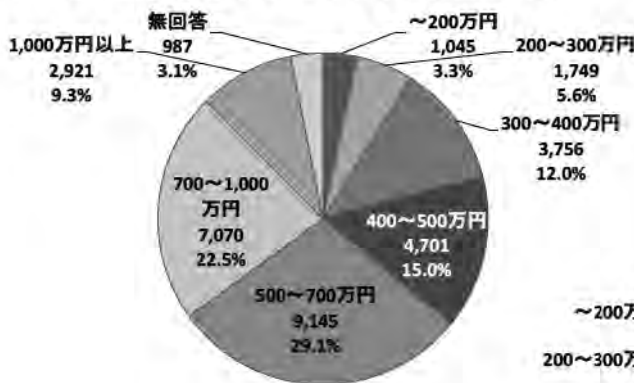
N=31,374

N=31,374

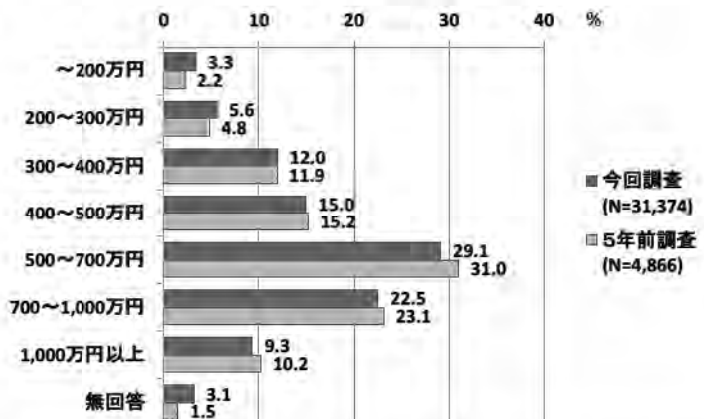
〇一人っ子の世帯が66.3%を占め、3人以上の子のいる世帯は約3%である。

イ 世帯の年収

問7 世帯の年収をお伺いします。(1つに〇)



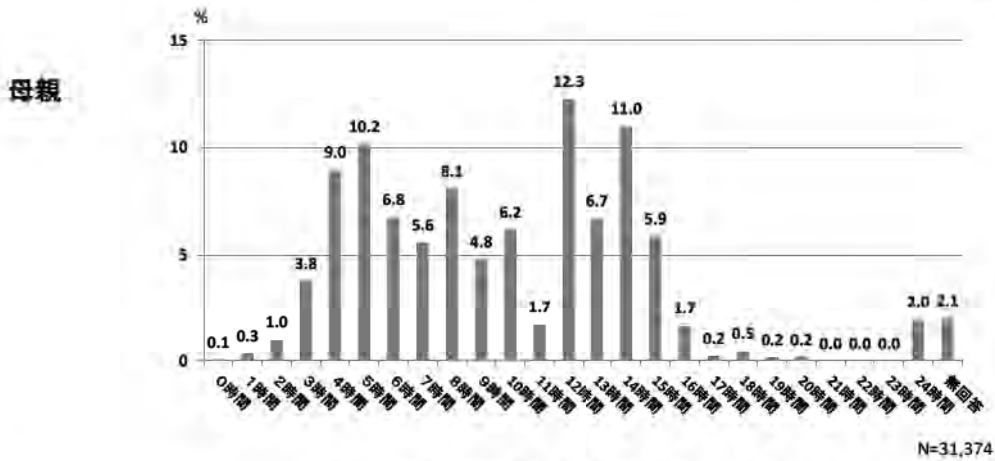
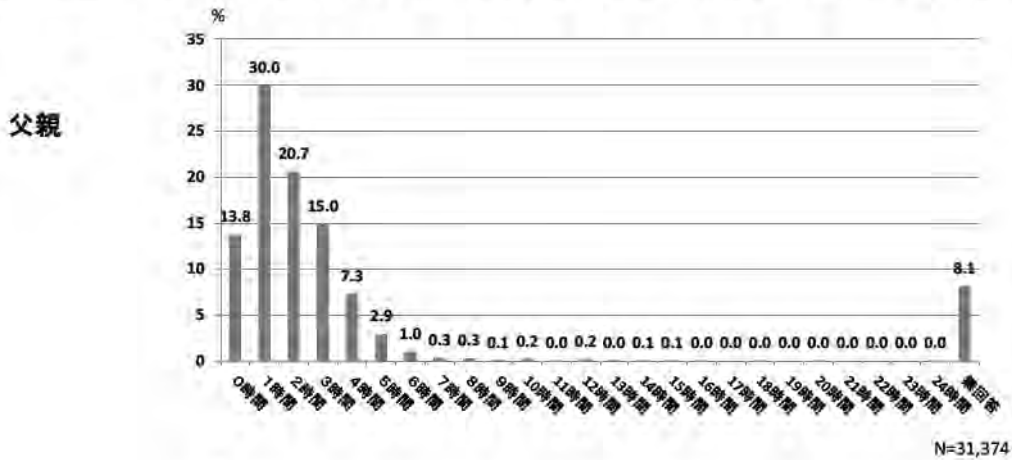
【5年前との比較】



〇年収500万円以上が60.9%を占める。5年前と比べると300万円以下の所得の低い世帯の割合が増えている。

ウ 子どもと過ごす時間

問8 平日、子どもが起きている間に、子どもと一緒に過ごす時間は何時間くらいですか。



子どもと一緒に過ごす時間(父親)-就労状況別

		合計	0時間	1時間	2時間	3時間	4時間	5時間以上	無回答
就労状況 (5区分)	全体	31374	13.8	30.0	20.7	15.0	7.3	5.1	8.1
	共働き(フルタイム)	8711	11.9	31.0	22.2	16.8	9.2	5.1	3.8
	共働き(パートタイム)	4079	13.7	29.2	23.0	16.5	8.0	6.4	5.1
	片働き(専業主婦)	16549	15.9	32.3	21.1	14.7	6.5	4.5	5.1
	片働き(専業主夫)	123	9.8	8.9	9.8	13.8	10.6	42.8	4.9
	その他	1912	6.6	9.4	7.8	6.2	4.5	5.5	60.0

注) 網がけは表側項目の最大値を示す

子どもと一緒に過ごす時間(母親)-就労状況別

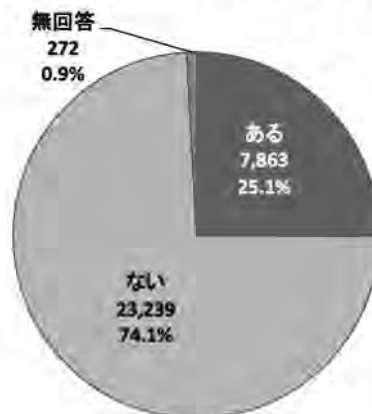
		合計	0時間	1時間	2時間	3時間	4時間	5時間	6時間	7時間	8時間	9時間	10時間	11時間	12時間	13時間	14時間	15時間以上	無回答
就労状況 (5区分)	全体	31374	0.1	0.3	1.0	3.8	9.0	10.2	6.8	5.6	8.1	4.8	6.2	1.7	12.3	6.7	11.0	10.6	2.1
	共働き(フルタイム)	8711	0.1	0.7	2.4	10.2	23.9	22.9	9.8	3.8	2.4	0.9	3.0	0.7	6.1	2.3	4.3	4.8	1.7
	共働き(パートタイム)	4079	0.1	0.4	0.9	2.7	9.6	17.7	17.0	11.9	9.8	4.4	4.6	0.9	5.0	2.8	5.0	5.6	1.9
	片働き(専業主婦)	16549	0.0	0.1	0.1	0.2	0.4	0.7	2.2	5.1	11.0	7.1	8.5	2.6	17.8	10.3	16.7	15.3	1.8
	片働き(専業主夫)	123	0.0	1.6	7.3	11.4	13.8	23.6	13.0	5.7	5.7	0.0	4.1	0.0	5.7	0.8	2.4	3.3	1.6
	その他	1912	0.4	0.8	2.2	7.5	13.3	16.9	9.6	4.9	5.1	3.7	4.3	0.9	8.2	3.6	6.1	6.9	5.8

注) 網がけは表側項目の最大値を示す

○父親が子どもと過ごす時間は1時間が30.0%と最も多く、0時間から1時間までで43.8%。母親が子どもと過ごす時間は、12時間が12.3%と最も多く、専業主婦の割合が高い。母親が働いている場合は5時間前後の割合が高い。

エ 赤ちゃんの世話の経験

問9 はじめてのお子さんが生まれる前に、赤ちゃんのお世話をしたことがありますか。(1つに○)



N=31,374

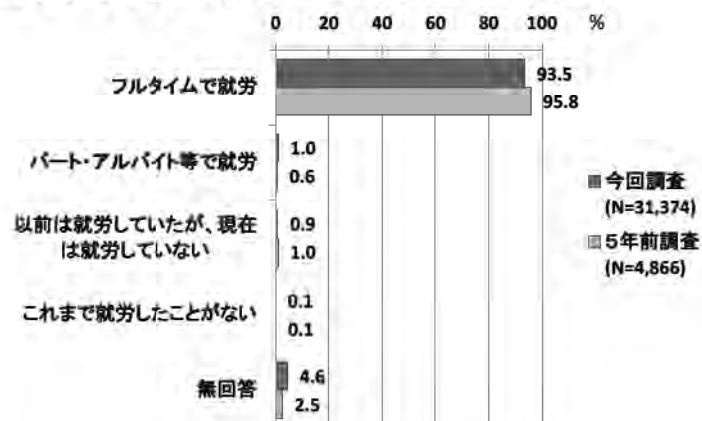
○はじめての子どもが生まれる前に、赤ちゃんの世話をしたことがない人が74.1%。

オ 父親・母親の就労状況

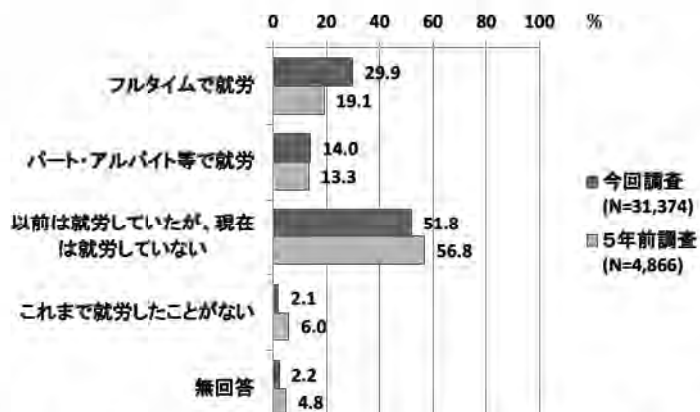
問10 父親の就労状況（自営業及びその家族従事者含む）をお伺いします。(1つに○)

問11 母親の就労状況（自営業及びその家族従事者含む）をお伺いします。(1つに○)

父親の就労状況
(5年前との比較)



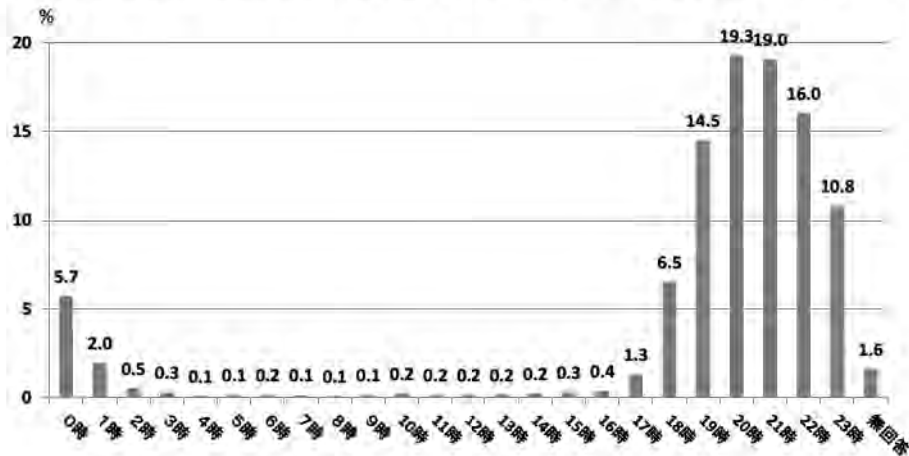
母親の就労状況
(5年前との比較)



○5年前と比べると、父親はフルタイムでの就労が95.8%→93.5%と2.3ポイント減少、母親はフルタイムの就労が19.1%→29.9%と10.8ポイント増加し、「以前は就労していたが現在は就労していない」が56.8%→51.8%と5.0ポイント、「就労したことがない」が6.0%→2.1%と3.9ポイント減少。

カ 父親の帰宅時間

問 10-2 問 10 で「1～4」に○をつけた方にお伺いします。「家を出る時間」と「帰宅時間」をお答えください。



N=29,648

○休業中も含む就労中の父親の79.6%が19～23時台に帰宅。

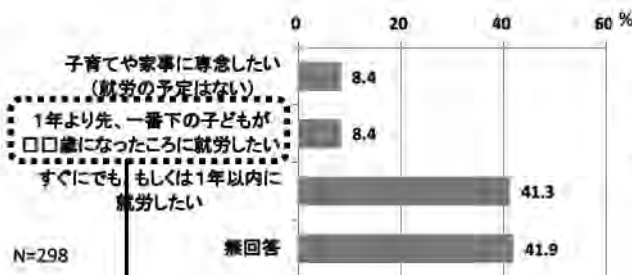
キ 未就労者の就労希望

問 13 「以前は就労していたが、現在は就労していない」または「これまで就労したことがない」に○をつけた方にお伺いします。就労したいという希望はありますか。

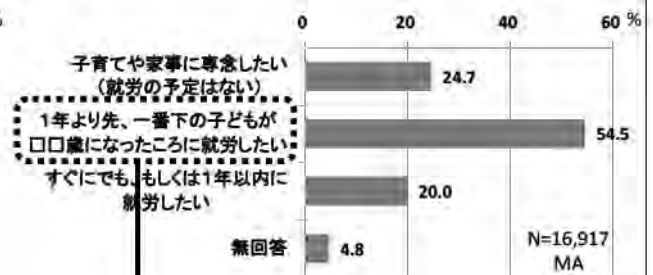
父親 就労希望

母親 就労希望

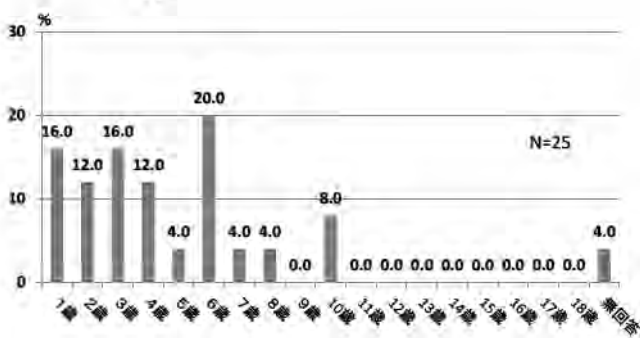
注) …調査表ではSAだったが複数回答が多かったため、MA回答として扱っている…



N=298

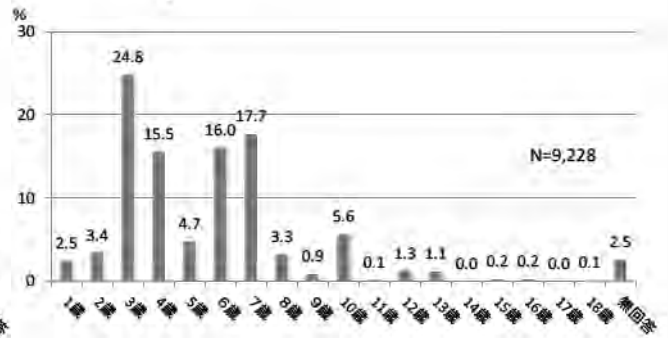


N=16,917 MA



N=25

父親



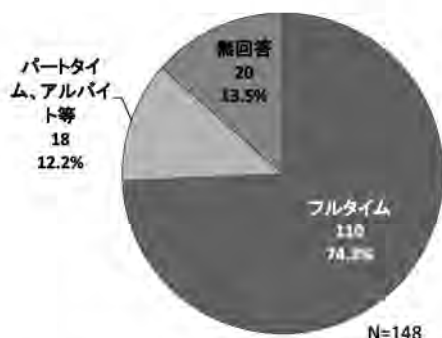
N=9,228

母親

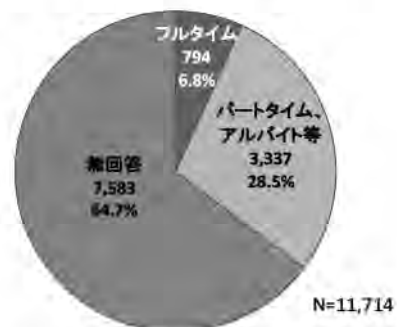
<次頁へ続>

希望する就労形態

父親 希望する就労形態



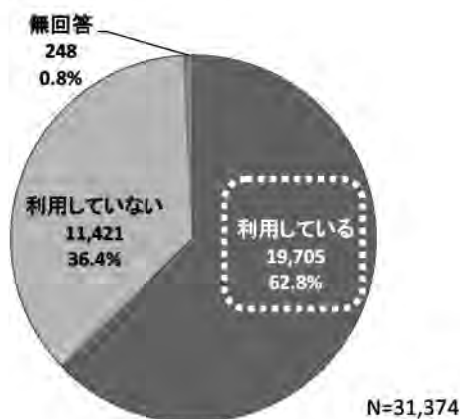
母親 希望する就労形態



- 現在就労をしていない母親の24.7%は「子育てや家事に専念したい」と回答。「1年より先に就労を希望する」と回答した54.5%のうちの「1番下の子どもが3歳のころまでに就労希望」が24.8%、「6～7歳のころまで」が33.7%。
- 現在就労していない母親53.9%のうち、就労したいと回答したのは74.5%で、そのうち希望する就労形態について、パートタイム・アルバイト希望28.5%は、フルタイム希望6.8%の約4倍。

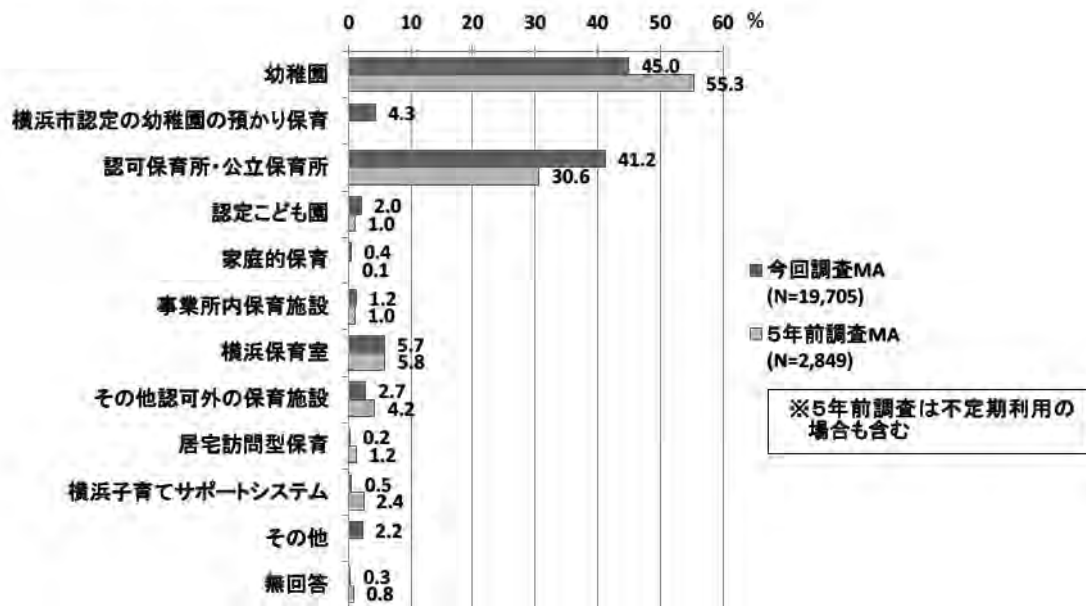
ク 日中の定期的な教育・保育事業の利用状況

問14 あて名のお子さんは現在、幼稚園や保育所などの「日中の定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか。(1つに○)



<次頁に続く>

「日中の定期的な教育・保育の事業」の利用（5年前との比較）

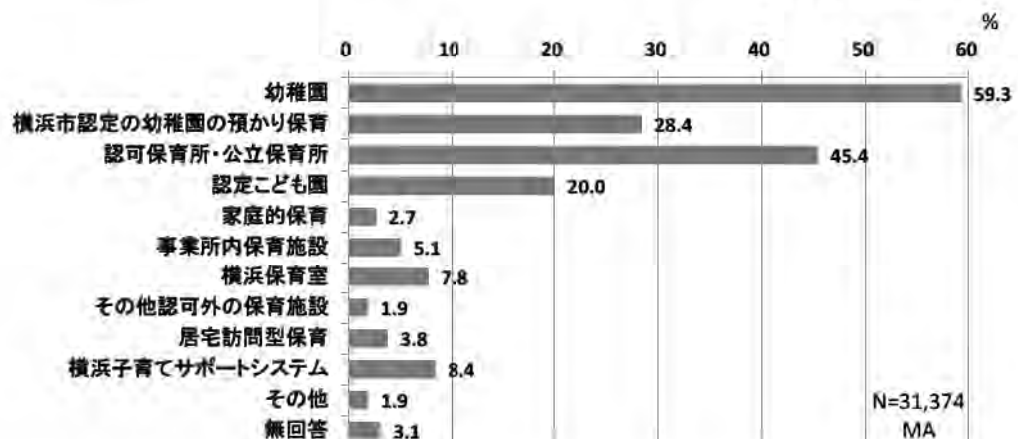


○「日中の定期的な教育・保育の事業」の利用は62.8%。そのうち幼稚園利用が45.0%、幼稚園の預かり保育利用が4.3%、認可保育所・公立保育所41.2%、認定こども園2.0%。5年前と比べると幼稚園の利用が55.3%から45.0%と10.3ポイント減少し、認可保育所・公立保育所の利用が30.6%→41.2%と10.6ポイント増加。

ケ 平日の日中に定期的にご利用したい教育・保育事業

問15 現在、利用している、利用していないにかかわらず、あて名のお子さんの平日の日中の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。

(あてまるものすべてに○)



○定期的に利用したい事業は、「幼稚園」が59.3%、「認可保育所・公立保育所」が45.4%、「横浜市認定の幼稚園の預かり保育」が28.4%、「認定こども園」が20%となっており、回答者の95%が何らかの教育・保育事業を利用したいと考えている。

コ 妊娠中や出産後に重要なサポート

問 34 妊娠中や出産後に重要なサポートとはどのようなものだと思いますか。(3つまでに○)

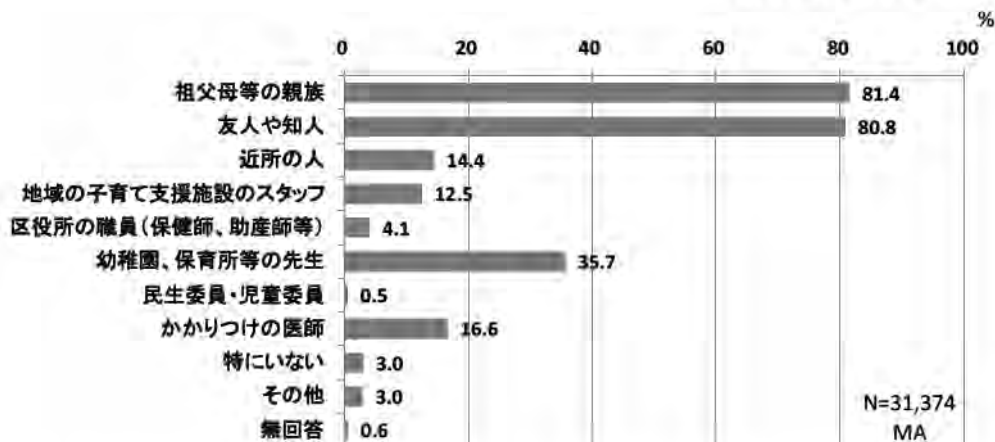


○妊娠中や出産後に重要なサポートは「赤ちゃんの育児相談」が60.5%と最も多く、次いで「子育て中の人同士の交流」が46.8%、「母親の「健康面の相談」が40.5%。

サ 子育て（教育を含む）について気軽に相談できる人

問 35 現在、お子さんの子育て（教育を含む）について、気軽に相談できる人はだれですか。

(あてはまるものすべてに○)

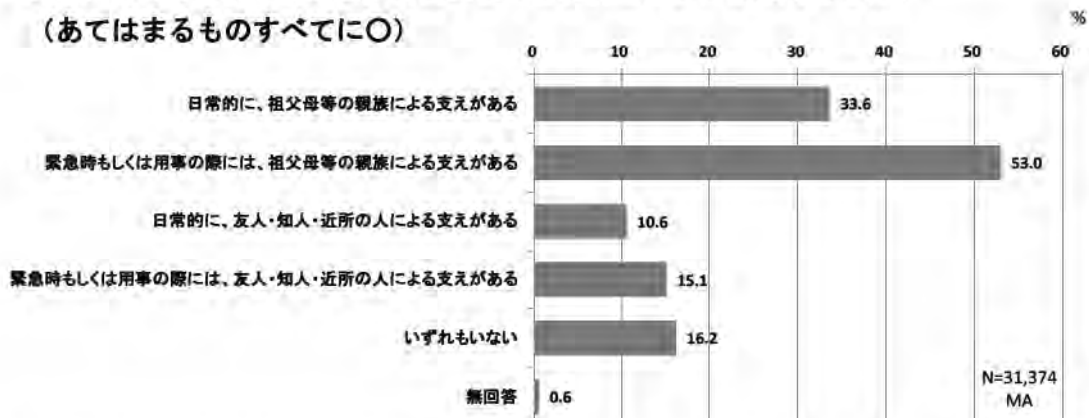


○子育て（教育を含む）について、気軽に相談できる人は「祖父母等の親族」81.4%と「友人や知人」80.8%が多く、次いで、「幼稚園、保育園等の先生」が35.7%。

シ 子育てに対する周囲からの支え（育児の手伝い）の有無

問 36 現在、子育てに対する周囲からの支え（育児の手伝い）がありますか。

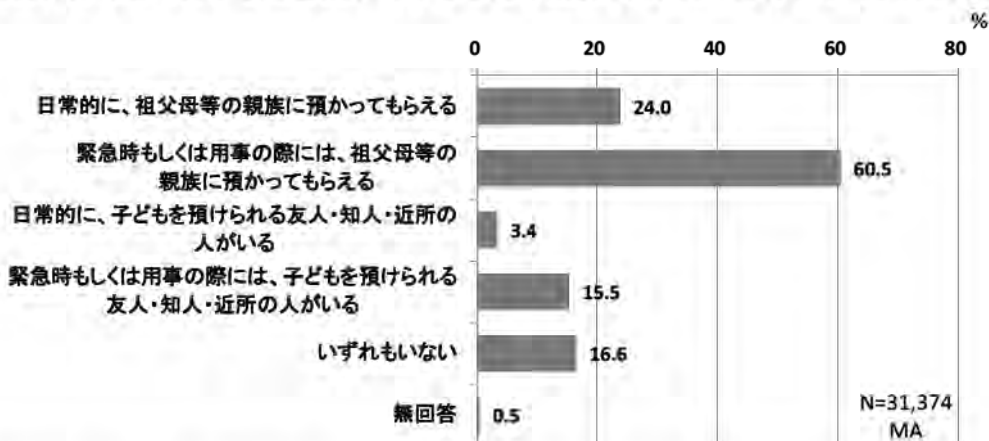
（あてはまるものすべてに○）



○子育てに対する周囲からの支え（育児の手伝い）は、「緊急時もしくは用事の際には、祖父母等の親族による支えがある」が53.0%と、もっとも多く、次いで、「日常的に祖父母等の親族による支えがある」が33.6%。「いずれもない」は16.2%。

ス 子どもを預かってもらえる親族・知人の存在

問 37 現在、あて名のお子さんを預かってもらえる親族・知人はいますか。（あてはまるものすべてに○）



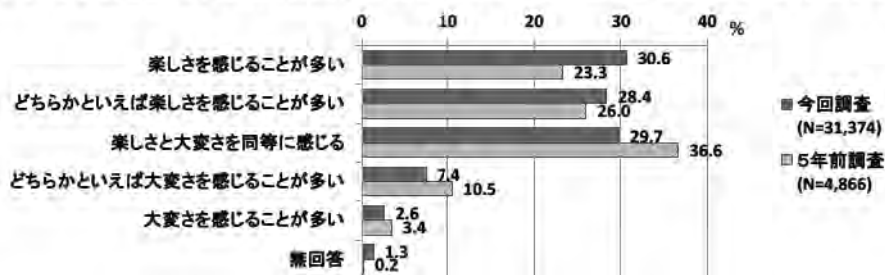
○「緊急時、もしくは用事の際には、祖父母等の親族に預かってもらえる」が60.5%。
 「緊急時、もしくは用事の際には、子供を預けられる友人・知人・近所の人がいる」が15.5%。

セ 楽しさと大変さのどちらを感じる人が多いか

問 42 現在、子育てをしていて、楽しさと大変さのどちらを感じる人が多いですか。(1つに○)



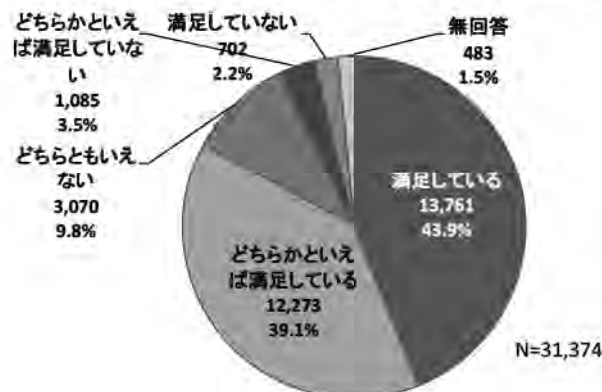
現在、子育てをしていて、楽しさと大変さのどちらを感じる人が多いか。(5年前との比較)



○現在、子育てをしていて「楽しさを感じる事が多い」と「どちらかといえば楽しさを感じる人が多い」を合わせると59.0%。
 ○5年前と比べて、「楽しさを感じる人が多い」と感じる人が23.3%から30.6%とる人が23.3%から30.6%と増えている。

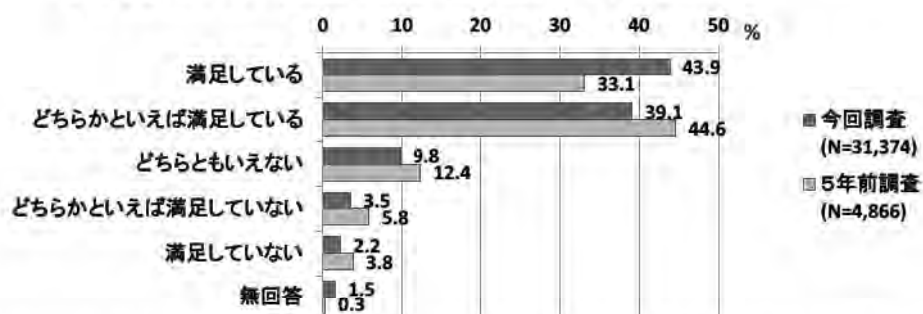
ソ 子どもを育てている現在の生活の満足度

問 43 子どもを育てている現在の生活に満足していますか。(1つに○)



<次頁に続く>

子どもを育てている現在の生活の満足度（5年前との比較）



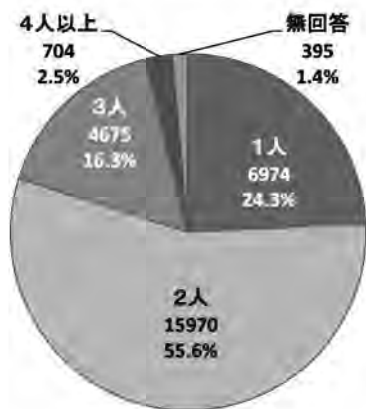
○子どもを育てている現在の生活に「満足している」と「どちらかといえば満足している」を合わせると83.0%。

○5年前と比べて、「満足している」人が33.1%から43.9%と増えている。

【小学生調査】

ア 子どもの人数

問4 あて名のお子さんを含めたお子さんの人数をお伺いします。



N=28,718

○2人の世帯が55.6%を占め、一人っ子は24.3%、3人以上の子のいる世帯は18.8%である。

イ 世帯の年収

問7 世帯の年収をお伺いします。(1つに○)



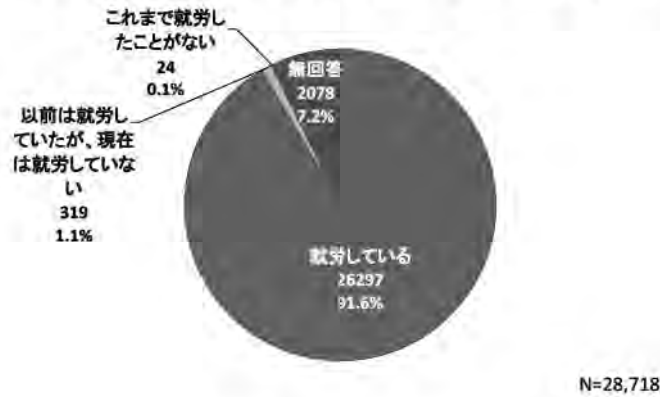
N=28,718

世帯の年収-5年前との比較

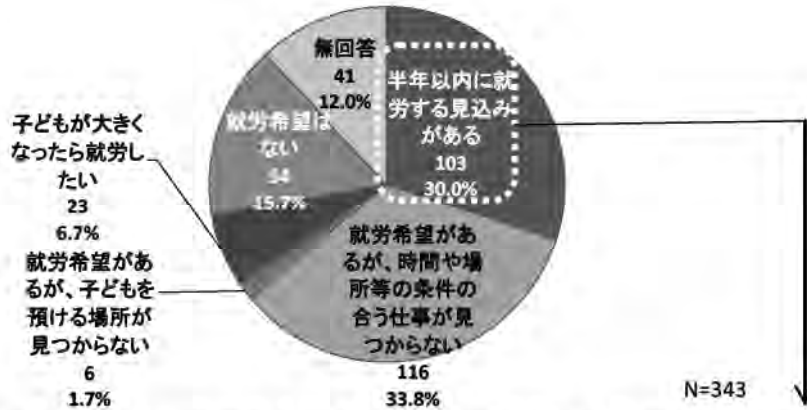
○年収500万円以上が68.7%を占める一方、300万円以下が9.0%となっている。

ウ 父親の就労状況

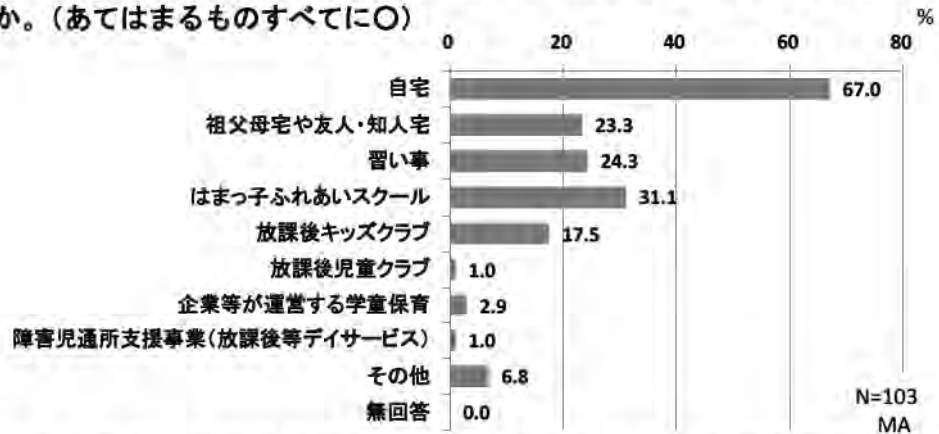
問8 父親の就労状況（自営業及びその家族従事者含む）をお伺いします（1つに○）



問8-3 問8で、「2. 以前は就労していたが、現在は就労していない」または「3. これまで就労したことがない」に○をつけた方にお伺いします。 就労希望または就労見込みはありますか。（1つに○）



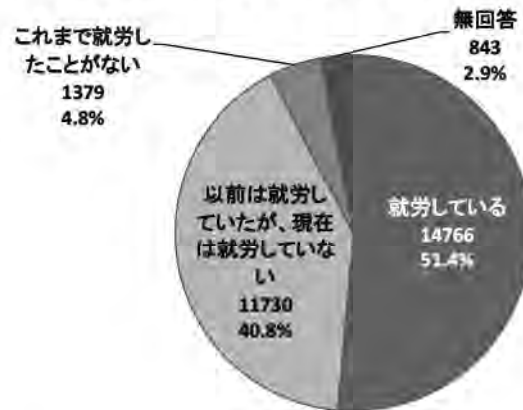
仕事を始めた後、あて名のお子さんは放課後の時間をどのような場所で過ごしますか。（あてはまるものすべてに○）



- 「以前は就労していたが、現在は就労していない」と答えたのは父親の1.1%。
- 現在、就労していない父親で、「半年以内に就労する見込みがある」が30.0%「就労希望があるが、時間や場所等の条件の合う仕事が見つからない」が33.8%。「就労希望はない」は15.7%。
- 仕事を始めた後、お子さんの放課後の時間を過ごす場所は「自宅」が67.0%、次いで「はまっ子ふれあいスクール」が31.1%、「習い事」が24.3%、「祖父母や友人・知人の家宅」が23.3%、「放課後キッズクラブ」は17.5%、「放課後児童クラブ」は1.0%。

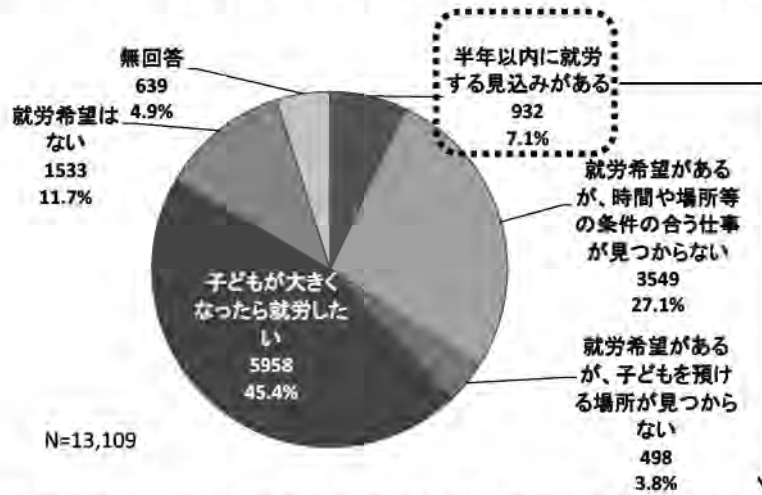
エ 母親の就労状況

問9 母親の就労状況（自営業及びその家族従事者含む）をお伺いします（1つに○）



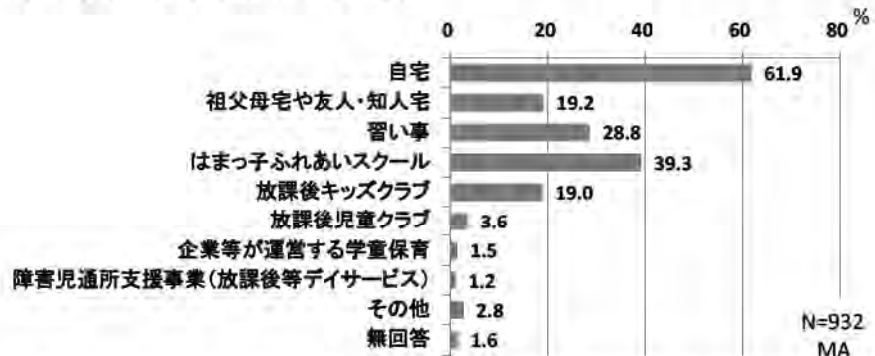
N=28,718

問9-3 問9で、「2. 以前は就労していたが、現在は就労していない」または「3. これまで就労したことがない」に○をつけた方にお伺いします。就労希望または就労見込みはありますか。（1つに○）



N=13,109

仕事を始めた後、あて名のお子さんは放課後の時間をどのような場所で過ごしますか。（あてはまるものすべてに○）



- 「以前は就労していたが、現在は就労していない」と答えたのは母親の40.8%。
- 現在、就労していない母親の83.4%が就労希望または就労見込みがあり、「就労希望がない」は11.7%。
- 仕事を始めた後、お子さんの放課後の時間を過ごす場所は「自宅」が61.9%、次いで「はまっ子ふれあいスクール」が39.3%、「習い事」が28.8%、「祖父母や友人・知人の家宅」が19.2%、「放課後キッズクラブ」は19.0%、「放課後児童クラブ」は3.6%。

オ 放課後事業の利用

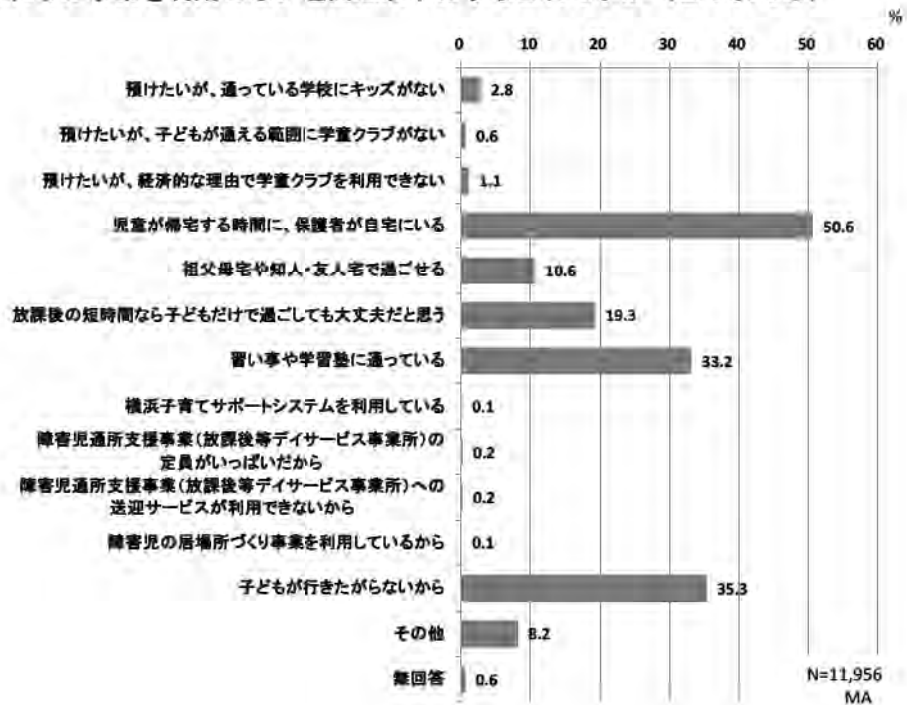
問11 次の放課後事業を利用していますか。(あてはまるものすべてに○) なお、複数の事業を利用している方は、問12以降の利用事業について、ご回答をお願いします。



※放課後キッズクラブは以下「キッズ」、はまっ子ふれあいスクールは以下「はまっ子」、放課後児童クラブは以下「学童クラブ」とする

「いずれも利用していない」を選ばれた方に伺います。

①これらの事業を利用しない理由は以下のうちどれですか(2つまで○)

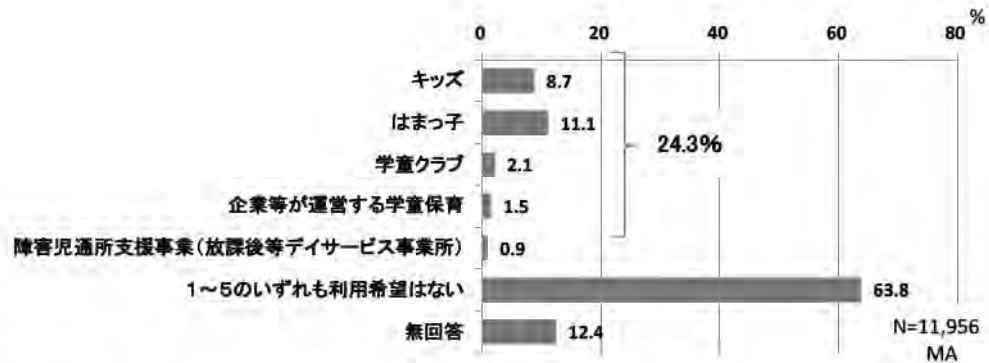


<次頁へ続く>

問11-1 問11で6.「いずれも利用していない」を選ばれた方に伺います。

②現在は利用していないが、利用したい事業があれば、主な事業1つに○をしてください。

注) —調査票ではSAだったが、複数回答が多かったためMAとして扱っている—

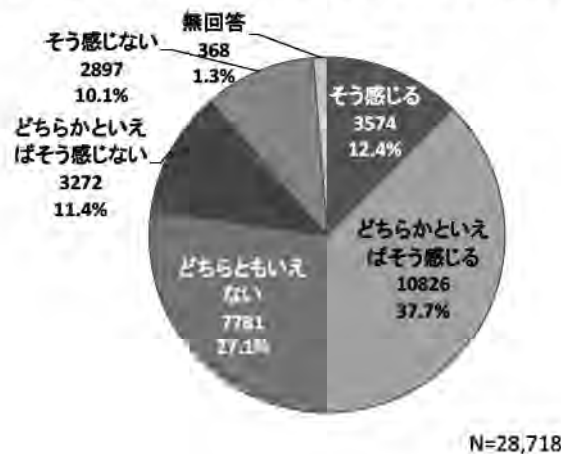


○放課後事業の利用は58.3%、利用していない人の利用していない理由は、「児童が帰宅する時間に保護者が自宅にいる」が50.6%でもっとも多く、次いで「子どもがいきたがらないから」35.3%、「習い事や学習塾に通っている」33.2%。

○利用したい事業は、「はまっ子」が11.1%、「キッズ」が8.7%などとなっており、5つの放課後事業の合計が24.3%。「利用希望日数」は、1日～3日が72.9%。

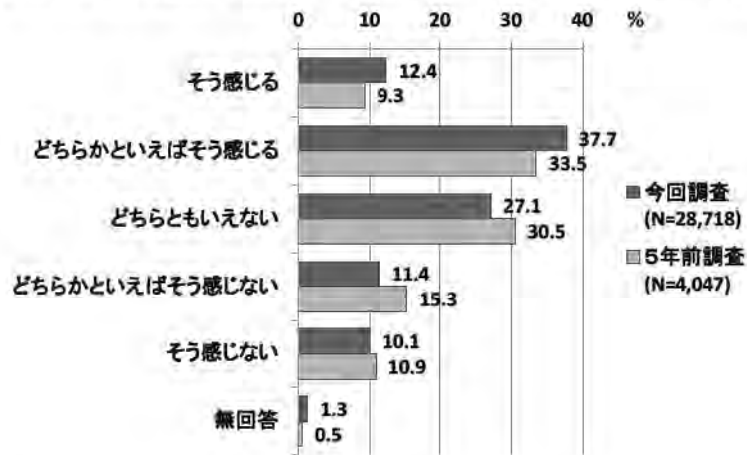
カ 地域社会からの見守り

問48 子育てをしていて、地域社会から見守られている、支えられていると感じますか。(1つに○)



<次頁へ続く>

子育てをしていて、地域社会から見守られている、支えられていると感じるか（5年前との比較）

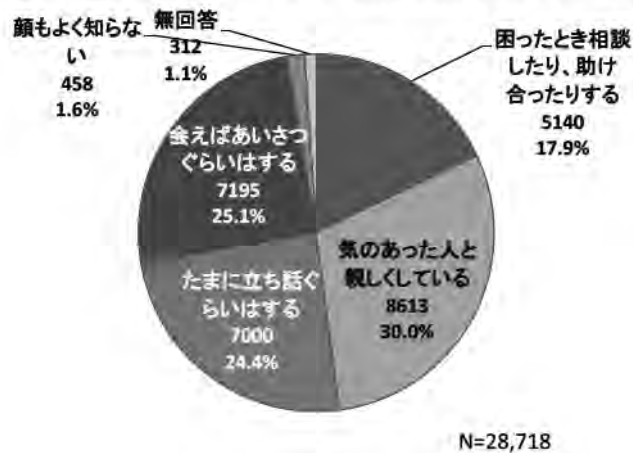


○子育てをしていて、地域社会から見守られている、支えられていると感じている人は「そう感じる」と「どちらかといえばそう感じる」を合わせて 50.1%。5年前（42.8%）と比べて増えている。

キ 近所とのつきあい方

問 49 普段、近所の人とどのようなつきあい方をしていますか。（1つに○）

近所の人とのつきあい方(学年・就労状況・生活満足度別)



○近所の人とのつき合い方は、「気のあった人と親しくしている」が 30.0%でもっとも多く、次いで「会えばあいさつぐらいはする」が 25.1%、「たまに立ち話ぐらいはする」が 24.4%、「困ったとき相談したり助け合ったりする」が 17.9%。

ク 子育てについて、気軽に相談できる人

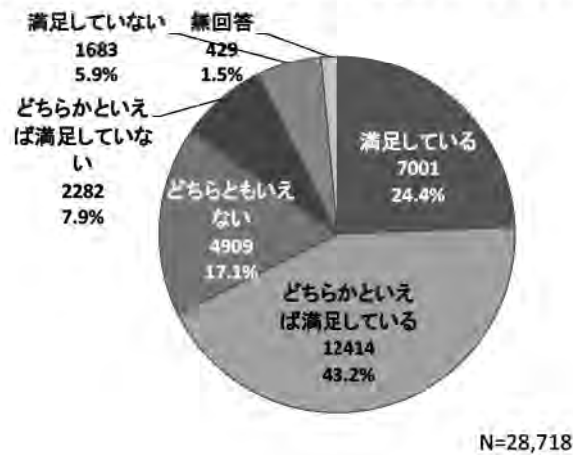
問 50 子育てについて、気軽に相談できる人はどなたですか。(あてはまるものすべてに○)



○子育てについて、気軽に相談できる人は、「友人や知人」が81.2%でもっとも多く、次いで「祖父母等の親族」が67.5%、「近所の人」が18.3%、「幼稚園・保育所等の先生」が15.0%。

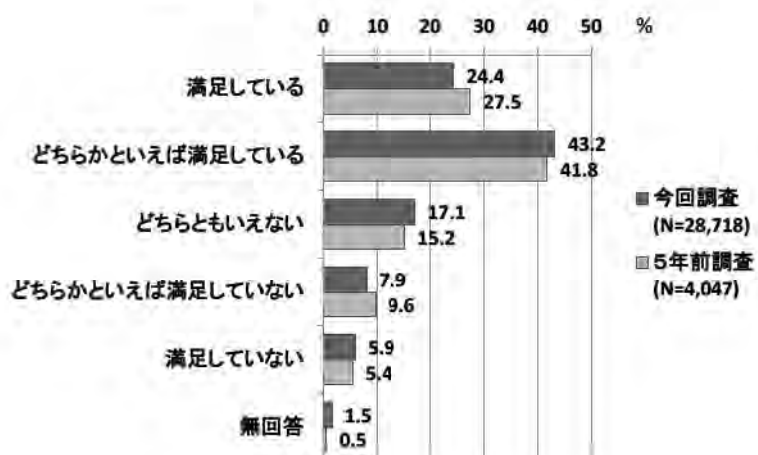
ケ 生活の満足度

問 51 あなたは、子どもを育てている現在の生活に満足していますか。(1つに○)



<次頁へ続く>

現在の生活の満足度（5年前との比較）



○子どもを育てている現在の生活の満足度は、満足している（満足している+どちらかといえば満足している）が67.6%、5年前（69.3%）と比較しても大きい変化はみられない。

2 計画策定の経過

(1) 横浜市子ども・子育て会議での検討

ア 構成

子ども・子育て支援法第 77 条に基づき、子ども・子育て支援事業計画の策定等について審議するため、本市では、平成 25 年 4 月 1 日に「横浜市子ども・子育て会議条例」を制定し、「横浜市子ども・子育て会議」を設置しています。また、同年 9 月には、特定の分野を専門的に調査審議するため、子育て部会、保育・教育部会、放課後部会の 3 つの部会を設置し、検討を進めてきました。



イ 各部会の主な所掌事項

部会	主な所掌事項
子育て部会	<ul style="list-style-type: none"> ■事業計画における必須記載事項 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者支援に関する事業 ・子育て短期支援事業 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・子育て援助活動支援事業 ・妊婦に対して健康診査を実施する事業 ■事業計画における任意記載事項 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項 ・労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 等

部会	主な所掌事項
保育・教育部会	<ul style="list-style-type: none"> ■事業計画における必須記載事項 <ul style="list-style-type: none"> ・施設型給付（認定こども園、幼稚園、保育所） ・地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育） ・利用者支援に関する事業 ・時間外保育事業 ・一時預かり事業 ・実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 ・幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容 ■事業計画における任意記載事項 <ul style="list-style-type: none"> ・産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 ■認定こども園に関すること ■確認制度に関する運営基準に関すること ■保育の必要性に係る「認定」に関する事項 ■給付及び利用者負担に関すること 等
放課後部会	<ul style="list-style-type: none"> ■事業計画における必須記載事項 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業 ■事業計画における任意記載事項 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後施策に関連する事業 等

ウ 委員一覧（平成 27 年 1 月末時点）

(7) 横浜市子ども・子育て会議

◎:委員長 ○:副委員長

(敬称略・50音順)

	所 属 ・ 役 職 等	委 員
1	横浜市PTA連絡協議会 副会長	あいはら かずゆき 相原 和行
2	横浜市放課後子どもプラン推進委員会 委員長	○ あかし よういち 明石 要一
3	一般社団法人横浜市医師会 常任理事	おおた けいぞう 太田 恵蔵
4	横浜市青少年指導員連絡協議会 副会長	おおの いさお 大野 功
5	恵泉女学園大学大学院 教授	◎ おおひなた まさみ 大日向 雅美
6	横浜商工会議所 女性会 会長	かわはら たかこ 河原 隆子
7	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長	きもと しげる 木元 茂
8	横浜市小学校長会 副会長	さいとう とくあつ 斎藤 有厚
9	一般社団法人横浜市私立保育園園長会 会長	さの けんいち 佐野 健一
10	関東学院大学人間環境学部人間発達学科 教授	つちや みちこ 土谷 みち子
11	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長	つちやま ゆみ 土山 由己
12	特定非営利活動法人横浜にプレイパークを創ろうネットワーク 理事長	はしもと みち子 橋本 ミチ子
13	東京家政大学家政学部児童学科 教授	ますだ まゆみ 増田 まゆみ
14	よこはま一万人子育てフォーラム 世話人	まつおか よしこ 松岡 美子
15	市民委員	みのだ まし 養田 雅
16	市民委員	もり ゆみこ 森 祐美子
17	横浜地域連合 副議長	やない けんいち 柳井 健一
18	横浜市主任児童委員連絡会 代表	やなだ りえこ 梁田 理恵子
19	よこはま南部ユースプラザ 施設長	わたなべ かつみ 渡辺 克美

(イ) 部会

◎: 部会長 ○: 職務代理者
【敬称略 50音順(委員及び臨時委員ごと)】

<子育て部会>

	所 属 ・ 役 職 等	委 員	備 考
1	一般社団法人横浜市医師会 常任理事	○ 太田 恵蔵	
2	横浜商工会議所 女性会 会長	河原 隆子	
3	関東学院大学人間環境学部人間発達学科 教授	◎ 土谷 みち子	
4	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長	土山 由己	
5	よこはま一人子育てフォーラム 世話人	松岡 美子	
6	市民委員	菱田 雅	
7	市民委員	森 祐美子	
8	横浜地域連合 副議長	柳井 健一	
9	よこはま南部ユースプラザ 施設長	渡辺 克美	
10	神奈川県立こども医療センター母子保健局 地域保健推進部長	大山 牧子	臨時委員
11	情緒障害児短期治療施設 横浜いずみ学園 園長	高田 治	臨時委員

<保育・教育部会>

	所 属 ・ 役 職 等	委 員	備 考
1	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長	木元 茂	
2	一般社団法人横浜市私立保育園園長会 会長	佐野 健一	
3	東京家政大学家政学部児童学科 教授	◎ 増田 まゆみ	
4	國學院大学 人間開発学部 子ども支援学科 教授	神長 美津子	臨時委員
5	学校法人秋草学園 秋草学園短期大学 地域保育学科 教授	岸井 慶子	臨時委員
6	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会事業本部長	納米 恵美子	臨時委員
7	横浜障害児を守る連絡協議会 会長	長谷山 景子	臨時委員
8	東洋英和女学院大学 准教授	○ 山本 真美	臨時委員
9	子どもの未来サポートオフィス 代表	米田 佐知子	臨時委員
10	横浜市PTA連絡協議会 副会長	亀澤 好子	臨時委員

<放課後部会>

	所 属 ・ 役 職 等	委 員	備 考
1	横浜市放課後子どもプラン推進委員会 委員長	◎ 明石 要一	
2	横浜市PTA連絡協議会 副会長	相原 和行	
3	横浜市青少年指導員連絡協議会 副会長	大野 功	
4	横浜市小学校長会 副会長	齋藤 有厚	
5	特定非営利活動法人横浜にプレイパークを創ろうネットワーク 理事長	○ 橋本 ミチ子	
6	横浜市主任児童委員連絡会 代表	梁田 理恵子	
7	横浜市子ども会連絡協議会 副会長	工藤 春治	臨時委員
8	横浜市こども青少年局放課後児童育成課巡回相談員	永井 萬里子	臨時委員
9	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長	森 佳代子	臨時委員
10	横浜市教育委員会事務局指導主事	山手 英樹	臨時委員

ウ 開催状況（平成27年1月末時点）

(7) 横浜市子ども・子育て会議

	日程	議題
25年度 第1回	平成25年5月15日	(1) 子ども・子育て支援制度について (2) 横浜市子ども・子育て会議の進め方について 等
第2回	平成25年9月24日	(1) 事業計画の策定について (2) 部会の設置について (3) 市民委員について
第3回	平成26年3月18日	(1) 部会における検討状況報告 (2) 事業計画の素案骨子(案)について 等
26年度 第1回	平成26年6月17日	(1) 各種基準案に対する意見書のとりまとめについて (2) 部会における検討状況報告 等
第2回	平成26年8月8日	(1) 事業計画関連について (2) 利用者負担関連について (3) 各種基準条例関連について
第3回	平成26年10月16日	(1) 子ども・子育て支援事業計画関連(確保方策、素案)について (2) 部会における検討状況報告 等
第4回	平成27年1月6日	(1) 横浜市子ども・子育て支援事業計画原案(案)について (2) 部会における検討状況報告 等

(4) 部会

<子育て部会>

	日程	議題
25年度 第1回	平成25年10月31日	(1) 子育て部会の運営、主な所掌事項について (2) 事業計画に記載する事業・取組について (3) ニーズ調査の結果について 等
第2回	平成25年12月19日	(1) 事業計画に記載する事業・取組について 等
第3回	平成26年2月28日	(1) 事業計画に記載する事業・取組について (2) 地域子ども・子育て支援事業の見込み量について 等
第4回	平成26年3月6日	○ 地域子ども・子育て支援事業の見込み量について 等
26年度 第1回	平成26年7月8日	○ 地域子ども・子育て支援事業に関する確保方策について 等
第2回	平成26年7月11日	○ 地域子ども・子育て支援事業に関する確保方策について 等
第3回	平成26年8月1日	○ 地域子ども・子育て支援事業に関する確保方策について 等
第4回	平成26年9月30日	(1) 地域子ども・子育て支援事業の確保方策について (2) 横浜市子ども・子育て支援事業計画(仮称)の素案(案)について 等
第5回	平成26年12月22日	○ 横浜市子ども・子育て支援事業計画(仮称)について 等

<保育・教育部会>

	日程	議題
25年度 第1回	平成25年12月12日	(1) 横浜市子ども・子育て会議の検討内容とスケジュールについて (2) 横浜市の保育施策と幼児教育施策について (3) 保育・教育部会の所管する地域子ども・子育て支援事業に関する現状と課題について 等
第2回	平成26年2月24日	(1) 教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業にかかる事業計画について (2) 認可・確認等に関する基準について 等
第3回	平成26年3月7日	(1) 教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業にかかる事業計画について (2) 認可・確認等に関する基準について 等
第4回	平成26年3月10日	(1) 本市の認定こども園における取組について(運営法人による説明) (2) 本市における認定こども園の方向性について
26年度 第1回	平成26年4月22日	(1) 本市の認定こども園における取組について(運営法人による説明) (2) 本市における認定こども園の方向性について
第2回	平成26年5月9日	○ 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準(案)について等

	日程	議題
第3回	平成26年5月27日	(1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(案)について (2) 保育の必要性の認定を行うための基準(案)について 等
第4回	平成26年6月19日	(1) 認定こども園の方向性について (2) 保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する確保方策について (3) 利用者負担について 等
第5回	平成26年7月18日	(1) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する確保方策について (2) 利用者負担について 等
第6回	平成26年7月31日	(1) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する確保方策について (2) 利用者負担について (3) 「横浜市子ども・子育て支援事業計画(仮称)」の素案について 等
第7回	平成26年9月3日	(1) 保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する確保方策について (2) 「横浜市子ども・子育て支援事業計画(仮称)」の素案について 等
第8回	平成26年9月25日	(1) 保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する確保方策について (2) 「横浜市子ども・子育て支援事業計画(仮称)」の素案について 等
第9回	平成26年12月2日	(1) 本市における認定こども園の方向性について (2) 3類型の認定こども園の認定基準案について 等
第10回	平成26年12月22日	○ 横浜市子ども・子育て支援事業計画(仮称)について 等

<放課後部会>

	日程	議題
25年度 第1回	平成25年10月31日	(1) 放課後部会の運営、主な所掌事項について (2) 事業計画に記載する事業・取組について (3) ニーズ調査の結果について 等
第2回	平成25年12月26日	○ ニーズ調査結果報告書(案)について 等
第3回	平成26年3月3日	○ 放課後児童健全育成事業の見込量算定方法について 等
26年度 第1回	平成26年5月8日	(1) 放課後部会の検討事項、スケジュールについて (2) 放課後児童健全育成事業の設備・運営に関する基準省令について 等
第2回	平成26年6月4日	○ 横浜市放課後児童健全育成事業の設備・運営に関する基準条例の概要について 等
第3回	平成26年7月10日	(1) 事業計画の素案について (2) 事業計画の量の見込みに対する確保方策について
第4回	平成26年7月30日	(1) 事業計画の素案について (2) 事業計画の量の見込みに対する確保方策について
第5回	平成26年9月10日	○ 横浜市子ども・子育て支援事業計画(仮称)の素案(案)について等
第6回	平成26年12月24日	○ 横浜市子ども・子育て支援事業計画(仮称)について 等

(2) 市民意見交換会の開催

〈1〉開催概要

ア 目的

事業計画の策定に向けて、より多くの機会を設けて市民の皆様から御意見をいただくため、市内全区で市民意見交換会を開催しました。

イ 時期

平成 26 年 5 月 15 日～7 月 29 日

ウ 内容

- 新制度の趣旨・概要や事業計画の素案骨子についての説明（30 分程度）
- 意見交換（60 分程度）

エ 参加者数

合計 484 人

〈2〉主なご意見

＜計画全般に関すること＞

- 子どもへの関わり方や他の保護者とのコミュニケーションの取り方などからは、何の課題もないように見える子育て家庭であっても、DVや虐待の恐れなどのリスクが高い家庭もある。新制度の計画づくりにおいても、虐待やDVなどは特別な家庭への対応と考えるのではなく、どの家庭にも起こりうることだということを念頭において、検討を進めてほしい。
- 子育ての大変さについて理解のない市民も多く、今なぜ子育て支援施策が必要なのか分からない市民も多い。多くの市民の理解を得られなければ、地域に開かれた子育てはできない。子育て支援者以外の市民にも広く啓発が必要である。

＜保育・教育に関すること＞

- フルタイムで働いているが、保育所に入るのに苦勞した。計画を見ると、在宅で子育てしている人への支援も充実させるとあり、そのことも重要だと思うが、まずは本当に預ける必要のある人が預けられるようにしてほしい。
- フルタイム勤務者向けの保育所を増やすのではなく、多様な働き方に対応できる仕組みを考えてほしい。
- 子どもや親の多様性を認め、いろいろな保育の形態があってもよいのではないか。
- あくまで家庭の先に幼稚園や保育所があるのであり、まずは家庭で子どもを育てるという視点が必要。
- 保育施設の数を増やすだけでなく、子どもにとって何が大切かを考えてほしい。

＜学齢期の子どもに関すること＞

- 未就学児への対応だけでなく、学齢期の子どもの居場所の充実についても考えるべき。
- はまっ子ふれあいスクールから放課後キッズクラブへの転換対象施設を選定する際は、地域ごとのニーズや地理的なバランスに配慮してほしい。
- 放課後施策として、放課後キッズクラブと放課後児童クラブの2本立てで進めていくということだが、保育料の格差がありすぎるので、不公平感がある。事業内容の違いがあるのは分かるが、もう少しこの格差をなくしてほしい。

- 「切れ目のない支援」というが実際には切れ目はたくさんある。施策が子どもの育ちによって途切れないようにしてほしい。局内の所管や区局での縦割り、また県と市でも縦割りがあある。施策分野で支援策を考えるのではなく、その地域で子どもを産み、育てるという視点で考えていくべき。

<障害のある子どもに関すること>

- 近年、軽度の知的障害のある子どもや知的な遅れのない発達障害のある子どもの増加を感じている。また、ひとり親家庭や国際的な家庭も増えている。これらの方々への手厚い支援を期待する。
- 障害のある子どもに対する理解を促進するために、障害のある子どもとその他の子どもが一緒に過ごせる場があるといいと思う。
- 学齢期の発達障害のある子どもの居場所が少なく、保護者が児童に付きっきりになり、負担が大きい状況である。
- 障害のある子ども自身への支援だけでなく、地域が障害についての理解を深められるように支援することも必要である。
- 障害のある子どもを保育する人材の育成については、時間がかかることだが、力を入れて取り組んでほしい。

<生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援に関すること>

- 母親たちには働かなければ社会から取り残されるという不安感があるようだ。このように「子どもへの支援」という切り口に光が当たっているところで、「子どもを育てるとはどういうことなのか」ということを子どもを産む前の世代から教える機会を設けることも必要である。
- 高校生の「赤ちゃん体験」は、将来子どもを持った時のことを考える機会になるとともに、自分が親にどのように育ててもらったかを振り返る、とてもいい機会である。

<地域における子育て支援に関すること>

- 子育てに関する悩みを誰に相談していいのかわからない人もいる。積極的に情報収集して、動ける人はいいが、それができない人は引きこもりがちになってしまう。妊婦の段階で子育て支援に関する情報を教えてほしい。
- 親と子のつどいの広場は外から様子が見えないと入りにくいと感じる人もいる。また、地域の人も保育所だと思っている人も多い。広場の数を増やしても、その情報が地域に行き届かなければ意味がない。
- 子育てサポートシステムの提供会員が少ない。地域には、自分の子どもが中学生になった母親など、実際には預かることができる人材がいるので、そのような人の参画を促すための周知が必要である。
- 昔は地域で預かる習慣があったが、今はそういう場がなく、母親が付きっきりで子どもを見て、泣かせないようにしている。そういった母親が一時的に子どもと離れてリフレッシュすることはとても大事なことである。
- 公助ばかりにお金が付いていて、自助・共助の活動の支援になるようなものがない。市民活動の支えとなるような仕組みづくりをお願いしたい。

- 地域の中で子育てという言葉は簡単だが、子育て世代の親は地域への帰属意識が低いため、難しいと思う。保護者には子育て支援してもらふことばかりではなく、自分ができることをしていく意識を持ってもらいたいと思う。
- 働く親への支援に偏っているように感じる。核家族化が進む中で、在宅で親と子だけで過ごす家庭で起こる育児に関するトラブルの相談に乗ることも多い。働いておらず、日中を親と子だけで過ごす家庭にも目を向けてほしい。

<ワーク・ライフ・バランスに関すること>

- 0～3歳の子どものいる女性がフルタイムで働くことを前提とする制度ではなく、子育てと仕事が両立できるような制度を希望する。そうでなければ、自分の子どものおむつの替え方、赤ちゃんとの付き合い方が分からない親を増やしてしまうと思う。
- 子育ては母親への負担が大きいため、仕事をする父親が子育てに参加できるよう、企業にも働きかけるべきだ。

(3) パブリックコメントの実施

〈1〉実施概要

ア 実施期間

平成26年11月8日から12月8日まで

イ 周知方法

- (ア) 素案冊子(約800部)及び概要版リーフレット(約30,000部)の配布
市役所、区役所、各区社会福祉協議会、保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点、青少年活動拠点、地域ケアプラザ、区民活動支援センター、市立図書館等において配布、閲覧に供しました。
- (イ) 関係団体への個別説明
町内会連合会、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、私立保育園園長会、幼稚園協会、地域子育て支援拠点、小学校・中学校長会、PTA連絡協議会等へ、素案及びパブリックコメントの実施について説明を行いました。
- (ウ) 「子ども・子育て支援新制度フォーラム」の開催(11/8(土))
パブリックコメントのスタートにあわせて、本市の子ども・青少年施策や計画素案へのご意見をいただく機会として、「子ども・子育て支援新制度フォーラム」を開催し、新制度や子ども・子育て支援に関する基調講演、パネルディスカッションを行いました(参加者196名)。
- (エ) 市ホームページ及び広報よこはま(11月号)への掲載等

〈2〉意見募集結果

市民の皆様から、276通、2,401件のご意見が寄せられました。

※SNSを活用したアンケート調査等により1,562人の市民の皆様からのご意見を取りまとめたご提出いただいたグループがあり、1通、1,562件として集計しています。

ア 提出方法

提出方法	通数
郵送	112
FAX	38
Eメール	119
会議等	7
計	276

イ 年齢層別・男女別の意見数

年齢層	意見数		男女別	
			男性	女性
19歳以下	110	4.6%	40	70
20歳代	353	14.7%	8	345
30歳代	871	36.3%	43	828
40歳代	318	13.2%	44	274
50歳代	162	6.7%	15	147
60歳以上	78	3.2%	11	67
不明	509	21.2%	—	—
計	2,401	100.0%	161	1,731

ウ 施策体系別意見数

施策体系等		意見数	
計画全般		243	10.1%
横浜市の目指すべき姿と基本的な視点		8	0.3%
施策体系と事業・取組	基本施策① 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援	639	26.6%
	基本施策② 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進	130	5.4%
	基本施策③ 障害児への支援	64	2.7%
	基本施策④ 若者の自立支援の充実	21	0.9%
	基本施策⑤ 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実	306	12.7%
	基本施策⑥ 地域における子育て支援の充実	297	12.4%
	基本施策⑦ ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力(DV)への対応と未然防止	22	0.9%
	基本施策⑧ 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実	40	1.7%
	基本施策⑨ ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にすまちづくりの推進	346	14.4%
保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み、確保方策		14	0.6%
計画の推進体制		4	0.2%
その他		267	11.1%
合計		2,401	100%

エ ご意見への対応状況

施策体系等	意見数	
ご意見を反映し、素案を修正したもの	80	3.3%
素案と同趣旨及び賛同いただいたもの	490	20.4%
計画推進の参考とさせていただくもの	1,576	65.6%
その他(計画との関係が見られないもの)	255	10.6%
合計	2,401	100%

オ ご意見を反映し、素案から修正した主な内容

(7) 計画全般

※下線部分が修正箇所

ご意見	修正の考え方	修正内容
<p>全体的に「かがやけ横浜こども青少年プラン後期計画」と比べ「地域力」を活かして進めていこうというトーンが下がっているように感じられます。「それぞれの成長段階に応じ、育ちの連続性を大切に」する支援を実現するために、「地域力」を高めながら活かしていくことが必須であると考えます。</p>	<p>第2章に「地域力の創出・向上」の項目を追加 (P15～17)</p>	<p>オ 地域力の創出・向上</p> <p><u>地域のつながりの希薄化が言われている一方で、市民の地域や社会活動への参加意向は比較的高い状況であると言えます。市民意識調査では、自分にできることで地域や社会に役立つ活動をしてみたいと回答した人（「してみたい」及び「してみたいが今はできない」の合計）は5割を超えており、中でも、「子どもの見守りや子育て中の人への支援」については、住民自身が取り組むべき地域の課題として上位に挙がっています。</u></p> <p><u>本市では、従来から、地域における子育て支援を「子育ては保護者だけでなく、社会や地域全体で行うものである」という考え方を基本に、施策・事業を推進してきました。子ども・青少年とその家庭が豊かな関わり合いを持てる場や機会を広げていくためには、地域に住むあらゆる世代、立場の人が、子ども・青少年や子育て家庭に関心を持ち、積極的かつ主体的に関わっていくことが重要です。地域における子育て支援の担い手を増やし、その連携を図ることによって、それぞれの情報やノウハウが共有・蓄積されるとともに、新たな活動が広がり、創出されるなど、地域力の向上につながります。</u></p> <p><u>具体的には、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、地域子育て支援拠点など既存の社会資源をはじめ、自治会町内会、連合町内会などの地縁団体、特定非営利活動法人（以下「NPO」といいます。）など子育て支援に関わる団体や支援者など、様々な担い手によって活発な活動が行われており、子育てを地域全体で支援する地域力の創出・向上に寄与しています。</u></p> <p><u>また、地域力は、近所の子どもに温かいまなざしを向けたり、地域の行事に行ってみたりするなど、日常のささいな行動からも紡ぎ出されます。</u></p> <p><u>今後も本市の地域力を生かした子ども・子育て支援の推進に向けて、一層取り組むことが求められています。</u></p>

(4) 目指すべき姿と基本的な視点

ご意見	修正の考え方	修正内容
<p>基本施策⑥の施策の目標・方向性の「【2】子育てをあたたく見守り、地域ぐるみで子育て家庭に寄り添う環境づくりを進めます。」に、次世代育成、健全な地域社会という視点も盛り込んでほしいと思います。子育て支援は子育て家庭を助けるという意味ではなく、子ども・子育て支援法にあるように、「すべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない」と同時に、全ての構成員が「未来を創る子ども」と共に過ごすことの喜びを享受するものであると思います。次の世代を育てることは、シニア世代にとっての発達課題であり、地域社会に子育て家庭を迎え入れることは、双方にとっての利益となるはずで</p>	<p>第3章及び第4章の基本施策⑥に次世代育成に関する文章を追加 (P31, 84)</p>	<p>【第3章】 ◆子ども・青少年は、未来を創る力である 子ども・青少年は、家族にとっても、社会にとっても、様々な可能性を持ったかけがえのない存在であり、未来を創る力です。<u>彼らは、やがて成長し、社会を担い、その次の世代を育む側へと移り、更に次の世代につながっていく…こうした連綿と続く営みにより未来は創られます。</u> <u>その意味で、子ども・青少年の育ち・成長と子育てを支えることは、一人ひとりの子ども・青少年や家族の幸せにつながるだけでなく、次世代を育み、横浜の未来を創ることにほかなりません。</u> <u>明るい未来が到来することを期して、私たちは、子ども・青少年の一人ひとりが大事にされ、健やかな育ちを等しく保障される社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。</u> ◆「子ども・青少年にとって」の視点を全ての市民が共有し、地域で子ども・青少年を育てる 保護者や保育・教育をはじめ支援に関わる人だけでなく、全ての市民が<u>未来を創る子ども・青少年に目を向け、「子ども・青少年にとって」の視点で、彼らの育ちや学びをとらえ、自分ができることはないかを考えることが、地域で子ども・青少年を育てることにつながります。</u> 横浜で生まれた子どもたちが、地域の温かい関わりの中で豊かに育ち、その育ちが、温かな地域・社会をつくる原動力となるようなまち「よこはま」の実現を目指します。 【第4章 基本施策⑥】 ◆地域ぐるみで子育て家庭に寄り添う環境づくり ○地域全体で子育て家庭を支えていくためには、地域の全ての住民に対して、子育ての現状や子育て支援の必要性を理解できるように働きかけ、関心を持ってもらい、具体的な行動を促していくことが必要です。 <u>子育て支援が必要なのは、単に保護者の負担や不安を軽減するためだけではなく、保護者がゆとりを持って子育てをすることが子ども自身の成長・発達に大きく影響するためです。やがて地域を支えていく次世代を共に育てるという視点での地域への働きかけが重要です。</u> ○子育ての支え合いの関係が地域の中で循環し、<u>継続することも重要です。支えられる側の保護者が子育て支援や他の地域活動の次の担い手になるように働きかけていくことが、温かな地域をつくっていくことにつながります。</u></p>

(ウ) 施策体系と事業・取組

【基本施策②】学齢期から青年期の子ども・青少年の育成施策の推進

ご意見	修正の考え方	修正内容
<p>○学齢期になると保護者の話をまず受け止める場所がなく、いきなり学校や区役所に相談には行けないという声をよく聞きます。今後は「青少年の地域活動拠点」が地域における支援拠点の役割を担い、また地域子育て支援拠点とも連携し切れ目ない支援をつくっていくことが望まれます。</p> <p>○地域子育て支援拠点の対象年齢から外れてしまう小学生の親が気軽に相談できる場所がないと感じています。</p> <p>○学齢期以降、子育ての悩みを抱えて、相談する相手、場所を求めてさまよう親が多くなります。母一人で抱えることなく、つながれる場所があることを望みます。学校のスクールカウンセラーの制度は、先生に管理されているため、いくらプライバシーは保護されているとしても、信頼せず、相談できないと考える人も多いからです。</p> <p>○第二子を連れて拠点を利用される方が、上の小学生の子どもの悩みを話すことが多いです。話は聞くものの、拠点は未就学児を主に対象としているため、就学児の相談先があった方が良いでしょう。</p>	<p>第4章の基本施策②に学齢期の相談窓口に関するコラムを追加(P56)</p>	<p>【コラム】学齢期の子どもたちの心配事って、誰に相談したらいいの？どこに行ったらいいの？</p>
<p>○青少年地域活動拠点の実施場所は、現在、市内7か所。この5年で利用者数が約10万人も増えるのかどうか、疑問に思います。</p> <p>この素案を見る限り、乳幼児、学齢期への支援がメインに感じました。青年期の事業計画をもう少し具体的に出してほしいです。</p> <p>○青少年の地域活動拠点づくりについて、現状の5か所の取り組み状況が、区内の支援</p>	<p>第4章の基本施策②の〈3〉主な事業・取組「青少年の地域活動拠点づくり事業」に具体的な事業内容を追記(P57)</p>	<p>○青少年の地域活動拠点づくり事業 <u>青少年の成長を支援するため、中学生・高校生世代を中心とした青少年が安心して気軽に集い、仲間や異世代との交流、社会参加プログラム等の体験活動を行うことができる「青少年の地域活動拠点」を民間ビルのスペースなどを活用して設置しています。</u> <u>今後、学校・区役所・家庭・身近な居場所・関係機関等とのネットワークづくりや地域との連携により、青少年の交流や地域資源を活用した体験活動を充実するとともに、青少年を取り巻く困難やリスクの早期発見、早期支援に取り組めます。</u></p>

<p>関係者にもほとんど知られていないという現状、児童館のない本市の実情を踏まえ、ただ設置数を増やすというのではなく、拠点を持つ機能や果たすべき役割について具体的に記載する必要があると考えます。</p> <p>○青少年の地域活動拠点について、どのような施設なのか、記載内容では分かりにくいです。もっとイメージしやすく書いてもらえると良いです。</p> <p>○青少年の地域活動拠点づくり事業について、具体的な機能がわかりません。単独の建物が想定されているのか、何かの施設の中に入るイメージなのか、相談機関なのか、地域のどのような立場なのか詳細がわかりません。</p>		
<p>場所の提供だけでなく、地域の子ども居場所には子どもたちを受け止める人がいなくてはならないと思います。人材の育成と継続させる工夫も必要です。それを、誰がどのように取り組むかも明確にすべきだと考えます。</p>	<p>第4章の基本施策②の〈3〉主な事業・取組「青少年育成に係る人材育成・活動推進」に具体的な事業内容を追記 (P58)</p>	<p>○青少年育成に係る人材育成・活動推進 社会全体で子どもを育む取組を進めていくため、(公財)よこはまユースを中心に、<u>地域で青少年を支える方たちが主催する研修会への講師派遣や、「青少年の居場所づくり」をテーマに支援者同士の情報交換や意見交換を行うフォーラムの開催等を通じて</u>、青少年育成に取り組む人材を育成するとともに、青少年育成のための活動の活発化と効果的な推進を図ります。</p>

【基本施策③】障害児への支援

ご意見	修正の考え方	修正内容
<p>○放課後等デイサービス事業所の拡充について、事業所間の連携を深めるとありますが、事業所間に留まらず、小学校や特別支援学校との連携も望まれます。</p> <p>○放課後等デイサービス事業所の拡充について、58か所を約5倍となる数値目標が本当に実現可能なのでしょうか。箇所数が達成したとしても、担い手の質はどう確保されるのが疑問です。事業所での受け入れの充実化は大事ですが、その子が、学校(のなかでも特別支援教室や養護学校などのような地域の仲間と離れた場所)と放課後等デイサービス事業所との往復で、学齢期をずっと過ごすならば、誰が地域の中でその子とつながれるのでしょうか。青年期、</p>	<p>第4章の基本施策③の〈3〉主な事業・取組「放課後等デイサービス事業所の拡充」に<u>関係機関との連携及び質の向上</u>について追記 (P66)</p>	<p>○放課後等デイサービス事業所の拡充と質の向上 学齢期の障害児が、療育や余暇支援を受け、放課後や長期休暇に、安心して過ごすことができる場を確保するため、放課後等デイサービス事業所を拡充します。併せて、放課後キッズクラブなど放課後児童育成事業における障害児の受入れも、引き続き推進していきます。</p> <p>また、研修などを通して人材育成を支援するとともに、<u>事業所間や、学校をはじめとする地域の関係機関、地域住民との連携を進め</u>、サービスの質の向上を図ります。</p>

自立期に地域へ出ようとしたときに、誰も地域の中でその子を知らないというような状態にならないような取組にしなければなりません。		
--	--	--

【基本施策④】若者の自立支援の充実

ご意見	修正の考え方	修正内容
施策④の「指標」の欄を見ると、利用してもほぼ改善されていないようですね。相談を受ける側の体制、スキルアップを考えてほしいです。	第4章の基本施策④の〈2〉施策の目標・方向性及び〈3〉主な事業・取組に支援者のスキルアップの取組について追記 (P72, 74)	<p>〈2〉施策の目標・方向性 【2】様々な社会資源の連携を図り、困難を抱える若者が自立に向けてステップアップできるような支援に取り組みます。 <u>○横浜市青少年相談センターでは、若者支援に携わる関係機関及び団体を対象に、若者の様々な問題や若者支援についての理解を深めるとともに、より適切な支援へつなげていくことを目的とした研修を行い、本市全体の支援者のスキルアップを図ります。また、地域ユースプラザでは、地域で若者の支援活動を行っている団体や区を対象に研修会を実施し、地域における若者の自立支援の資源や課題を共有することにより、連携強化に取り組んでいきます。</u></p> <p>〈3〉主な事業・取組 ○青少年相談センター事業 ひきこもりや不登校など、若者が抱えている様々な問題について、電話相談や来所相談、家庭訪問、グループ活動などを通じ、社会参加に向けた継続的な支援を行います。<u>また、若者支援に携わる関係機関及び団体を対象に研修を実施し、支援者のスキルアップを図ります。</u></p> <p>○地域ユースプラザ事業 青少年相談センター及び若者サポートステーションと連携し、ひきこもりなど様々な困難を抱えている若者に対し、居場所の提供を中心に、第一次的相談や社会体験・就労体験プログラムなどを通じ、身近な地域で、若者の自立支援を行います。<u>また、地域の団体や区を対象に研修会を実施し、地域における若者自立支援の資源や課題を共有することにより、連携強化に取り組んでいきます。</u></p>
生活困窮状態の若者に対する相談支援事業(若者サポートステーション拡充事業)について、若者サポートステーションに相談員を配置とありますが、現状はそこへ行けない若者の方が圧倒的に多いと思われる。そのような若者への対応を検討していくことが必要です。	第4章の基本施策④の〈2〉施策の目標・方向性に自ら相談へ踏み出せない若者・保護者がいる現状を踏まえた文章を追記 (P72)	<p>【4】子ども・青少年を取り巻く課題に対し、社会全体で早期発見、早期支援に取り組みます。 <u>○困難を抱える若者や保護者の方が、自ら相談への一歩を踏み出すのが難しい状況にあることから、学校、区役所など、市民に身近な施設等を通じて支援につなげることが重要です。そのため、市民に身近な区役所等において、困難を抱える若者等がいる家庭と関わりがあった際に、スムーズに支援機関につなげられるよう、市職員の研修等を強化していきます。</u></p>

【基本施策⑤】生まれる前から乳幼児期の一貫した支援の充実

ご意見	修正の考え方	修正内容
<p>施策分野 1 に「障害児童への支援」の記述がありますが、「小児慢性特定疾患児」への支援について何も触れられておりません。児童福祉法の一部を改正する法律の施行が平成27年1月1日から実施されるにあたり、小児慢性特定疾患児童に対する自立支援のための事業を実施するとあります。障害をおもちの方や高齢者の方への行政支援などがありますが「病気の子供に対する支援」が現状あまりなく、今回このように子ども・子育て支援ということで横浜市としてお考えであれば、ぜひ内容に盛り込んでいただきたいと思えます。「病気を持つ子ども」への支援の在り方をお考えいただきますよう重ねてお願い申し上げます。</p>	<p>第4章の基本施策⑤に「小児慢性特定疾病医療費助成制度」について追記 (P77, 78, 81)</p>	<p>〈1〉現状と課題 ◆産科・周産期医療、小児医療の充実 <u>○平成26年5月に「児童福祉法の一部を改正する法律」が公布され、平成27年1月から新たな小児慢性特定疾病医療費助成制度が始まりました。それに伴い、「ダウン症候群」、「もやもや病」など新たに107の疾病が助成の対象となり、国の定める基準を満たした場合、医療費の給付を受けることができるようになりました。</u></p> <p>〈2〉施策の目標・方向性 【2】安心・安全な妊娠・出産に向けた産科医療及び小児医療を充実させます。 <u>○慢性疾患により長期にわたり療養を必要とする児童の健全な育成を図るため、医療費の自己負担分を補助します。</u></p> <p>〈3〉主な事業・取組 ○小児慢性特定疾患医療給付 <u>慢性疾患により長期にわたり療養を必要とする児童の健全な育成を図るため、医療費の自己負担分を補助します。</u></p>

【基本施策⑥】地域における子育て支援の充実

ご意見	修正の考え方	修正内容
<p>昨年度のニーズ調査を受けて、自分の子どもを持つまでの子育て体験の有無や自信が持てなくなったことについての結果が挙げられています。そもそもなぜこのような課題が出てきたかについての社会背景の明記も必要ではないでしょうか。もともとの人口動態の変化や、それによる世代間の継承が途絶えているという事実、自然環境の激減、様々な社会的要因の影響の上で、現状の子育て家庭の実態、アンケート結果があることを明記する必要性を感じています。自分に子育て体験がなかったことや子育てに不安を持つ自分ということは、個人的な努力が補える範疇のことではないはずです。社会背景なく、アンケート結果の明示だけでは、個人のなかで、子育て体験が少なかった自分、子育て不安を持つ自分に対して、それぞれの個人のなかで自己否定的な意識が働き、よ</p>	<p>第4章の基本施策⑥の〈1〉現状と課題に子育て体験が無い人が増えている社会的要因について追記 (P83)</p>	<p>◆地域での子育て支援の場・機会の必要性 <u>○「第2章 本市の子ども・青少年や子育て家庭を取り巻く状況と課題」でも述べたように、家庭、地域、社会の状況、意識などが大きく変化している中で、親が親として学び、育つ場や機会の充実が求められています。</u>本市調査によると、初めての子どもが生まれる前に赤ちゃんの世話をしたことの無い親が4人のうち3人を占めており、少子化や核家族化が進む中で、乳幼児をあやしたり、触れ合ったりすることの楽しさや世話の仕方、成長過程などを知る機会が十分でないまま、子育てを始める家庭が多くなっています。 <u>○子育ての不安や困難は、誰もが一度は抱えるものであり、決して特別なことではありません。</u>本市調査においても、妊娠中から現在まで、子育てについて不安を感じたり自信が持てなくなったりすることについて、「あった」と回答した人の割合（「よくあった」及び「時々あった」の合計）が、「妊娠中」では56.5%、「出産後半年くらい」では74.6%、「現在」においても60.9%に及んでおり、5年前の調査結果と比べると、「よくあった」と回答した人の割合がやや増え</p>

り子育て家庭にとっての負担感が増していくような危惧を感じます。		ています。子育ての不安や悩みを軽減・解消するための相談等の支援の充実が求められています。
「親子がともに様々な人との交流や豊かな体験ができる場・機会の充実を図ります」について、「場や講座、利用促進、機会の充実」を併記していますが、子どもの育ちにとって、親の居場所感を高めることにおいて、なぜそのことが必要なのかという大前提に触れて欲しいです。プログラムや行事を中心に実施することに重きを置かず進めてきた横浜ならではの強みを最大限表記するところだと期待しています。	第4章の基本施策⑥の〈2〉施策の目標・方向性に親子の居場所の必要性について追記 (P86)	【1】親子が共に様々な人との交流や豊かな体験ができる場・機会の充実を図ります。 ○子どもや子育て中の保護者が安心できる場で当事者同士や地域の多様な人と交流することは、子育ての不安や悩みを軽減するなど、人や地域との関わりの中で子どもや親の育ちを支えるとともに、保護者が子どもと向き合い、楽しく豊かに子育てができることにつながります。 そのため、親子の居場所の拡充を図るとともに、親子の居場所の認知度を高め、一層の利用を促進するためのPR活動を積極的に展開します。また、ブレママ・ブレパパや子ども連れの父親が親子の居場所を利用するきっかけづくりを更に進め、日常的な利用を促進します。

【基本施策⑧】児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

ご意見	修正の考え方	修正内容
「子ども自身に、一人の人間として大切にされ、守られる権利があること、必要ときは助けを求めることができることを社会全体で伝えていくことが必要」と課題意識はされているのに、その後の施策の目標・方向性や事業・取組にそれが反映されていないことが残念です。	第4章の基本施策⑧の〈2〉施策の目標・方向性に子ども自身への働きかけについて追記 (P103)	【1】児童虐待対策を総合的に進めます。 ○子どもに優しいまちを目指し、子どもが虐げられることがないように、地域と連携した広報・啓発を幅広く実施することで、児童虐待防止に対する市民意識の醸成を図ります。また、子ども自身が、虐待から守られる権利があることや、自分から相談する場所があることを知ることができるよう、各関係機関と協力し、直接子どもを対象とした啓発活動も併せて実施します。
児童虐待対策に関する法整備が整ったことについて今後の方向性に变化はなかったのでしょうか。市民が希望を見いだせるような方向性について説明が必要ではないでしょうか。	第4章の基本施策⑧に「横浜市子供を虐待から守る条例」に関するコラムを追加 (P103)	【コラム】「横浜市子供を虐待から守る条例」が制定されました！

【基本施策⑨】ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にすまちづくりの推進

ご意見	修正の考え方	修正内容
○ベビーカーで電車に乗る時、やさしくしてほしいです。 ○ベビーカーで外出するときの周囲の人の目が気になります。 ○ベビーカーで電車やバスなど公共の乗り物にのると嫌そうな顔をされ、つめたい人が多いです。 ○バスなどでベビーカーを使うと冷たい目で見られるのが辛いです。 等	第4章の基本施策⑨にベビーカーの利用に関するコラムを追加 (P112)	【コラム】ベビーカー利用の安全性・快適性の向上に向けて～国土交通省「公共交通機関等におけるベビーカー利用に関する協議会」～

(I) 計画の推進体制

ご意見	修正の考え方	修正内容
<p>○消費税 10%導入が見送られ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく事項の行く末について、子育て家庭の当事者含め、子育て支援に関わる全ての人たちが本計画素案に書かれている実効性について危惧しているところです。本計画は子どもの育ちや家庭支援について理念的にしっかり書かれている感を持つことができましたが、理念と数値目標が連動しているのか、数値だけが先行しているような事業も中には見受けられました。今後5か年に及ぶ計画推進においては、全市的にいよいよ少子化傾向への転換していくことはもとより、劇的に社会環境も変化していきます。計画推進の成果・評価の在り方や目標の見直しなどを横浜市の子ども子育て会議だけでなく、多様な主体で見守っていただける体制づくりも大切だと捉えています。地域子育て支援拠点事業は、すべての家庭にとって身近な場所であり、年間約50万人以上が利用していることから、この計画推進の経緯や事業実践を通して行政と共に見守っていく責任ある立場とも捉えています。</p> <p>○基本施策の「施策の目標・方向性」の中で「指標」が示され、また第5章では「量の見込み・確保方策」が算出されていますが、事業計画の進捗管理や評価については数値による把握だけでなく、施策を展開していく過程の評価や、利用者による評価など、その質にも着目した多面的な方法を取り入れてください。そのために、第6章にある「PDCAサイクル」の「実施状況等の点検・評価」の中に、子育て当事者や支援実践者・事業運営者と意見交換会を行う等、広範な議論の場を設けることを盛り込んでください。</p> <p>○素案の最後の部分に、事業評価に関する記述があります。評価は一体誰がするか見えてきません。子ども・子育て会議の開催されている意味合いをもっと発信すべきです。</p>	<p>第6章に様々な主体が関わり計画を推進していく旨を記載 (P153~154)</p>	<p><u>(1) 子ども・子育て会議での審議と実施状況の公表</u> 本市では、計画の策定に向けて、学識経験者、子育ての当事者や支援者、保育・教育関係者などから構成される「横浜市子ども・子育て会議」(以下「子ども・子育て会議」といいます。)を設置し、議論を行って<u>きました</u>。 本会議は、子ども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況等を調査審議する場として位置付けられています。そのため、計画策定後も、計画における実施状況の<u>点検・評価</u>について、子ども・子育て会議で審議を行っていきます。 <u>点検・評価にあたっては、実績数値の評価に加えて、数値だけでは把握できない部分について、施策を推進していく過程の評価を行ったり、必要に応じて市民ニーズの把握や利用者アンケートを実施したりするなど、多面的な手法を検討します。</u> <u>なお、計画における実施状況の点検・評価については、子ども・子育て会議の審議を経た後、ホームページ等で公表します。</u></p> <p><u>(2) 様々な主体による計画の推進</u> 本市における子ども・子育て支援や青少年育成は、様々な担い手によって支えられています。自治会・町内会、民生委員・児童委員、青少年指導員などの地域を基盤として活動する団体や組織、社会福祉法人、学校法人等の公益法人、市民団体、NPO、ボランティア、民間企業等により様々な地域で展開され、行政との協働も積極的に推進されてきました。 本計画は作成段階から、こうした様々な主体を代表する方々で構成される子ども・子育て会議で議論を重ねるとともに、市民意見交換会を市内全区で開催するなど、幅広く御意見をいただきました。 <u>「第3章 本市の目指すべき姿と基本的な視点」でも述べたように、「自助・共助・公助」の考え方を大切にし、社会におけるあらゆる担い手に、子ども・子育て支援や青少年育成を自らの課題としてとらえて取組を進めていただけるよう、市民、関係者の皆様と幅広く意見交換をしながら計画を推進していきます。</u></p>

3 関係法令・条例

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その

他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。

10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

(2) 次世代育成支援対策推進法（平成15年7月16日法律第120号）

(市町村行動計画)

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県に提出しなければならない。

6 市町村は、おおむね一年に一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

7 市町村は、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

8 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(3) 横浜市子ども・子育て会議条例（平成25年4月1日市第147号）

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第77条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第25条の規定に基づき、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項並びに横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第46号）第4条の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。

（組織）

第3条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（臨時委員）

第5条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

（委員長及び副委員長）

第6条 子育て会議に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（部会）

第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則 (平成25年3月条例第18号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

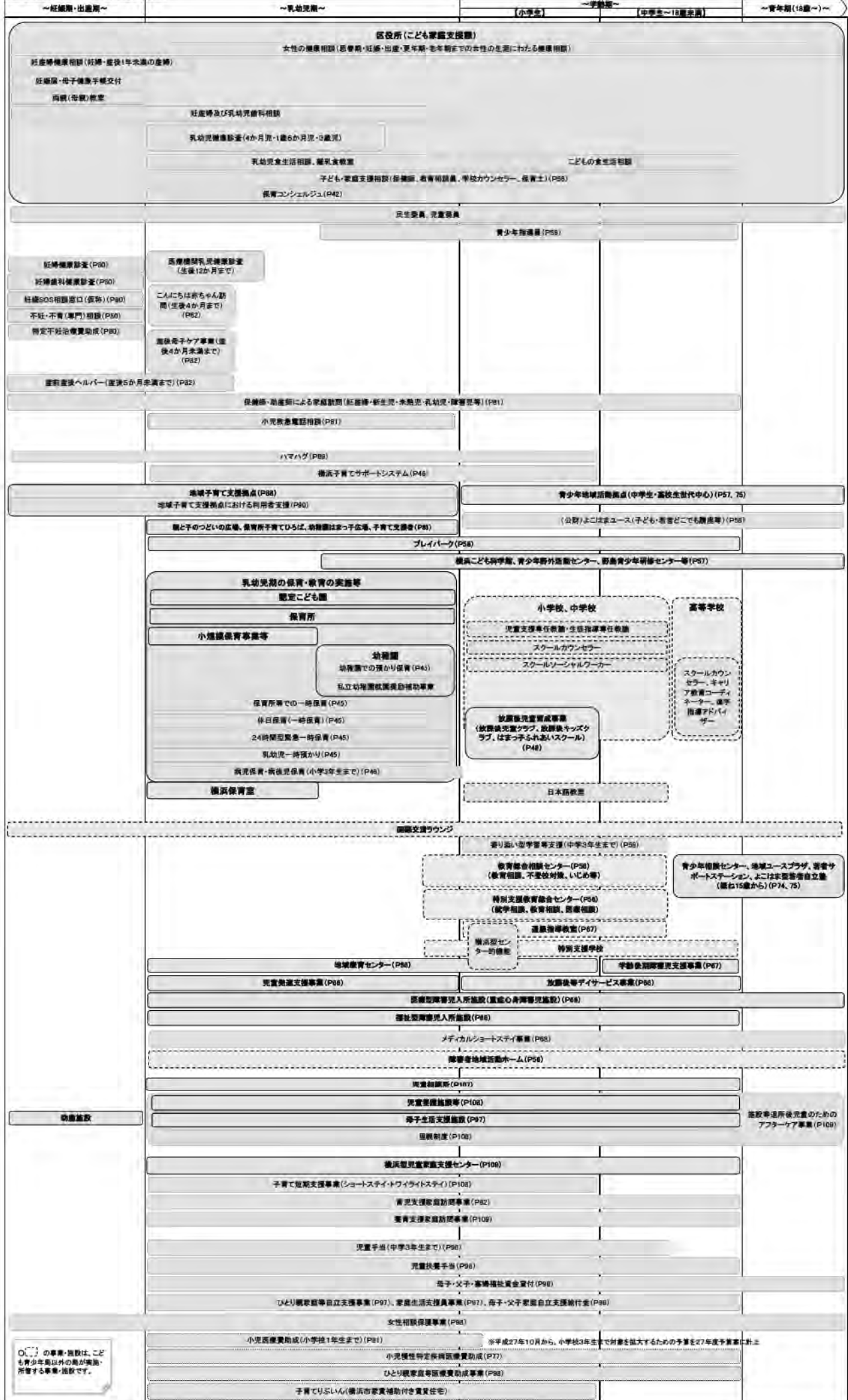
附 則 (平成26年9月条例第59号)

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 横浜市子ども・子育て会議条例第1条に規定する子育て会議は、この条例の施行の日前においても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第17条第3項の規定によりその権限に属させられる事項について、この条例による改正後の横浜市子ども・子育て会議条例の規定の例により、調査審議することができる。



○の事業・施設は、こども青少年局以外の局が実施・所管する事業・施設です。

横浜市子ども・子育て支援事業計画原案

平成27年2月発行

横浜市こども青少年局企画調整課子ども・子育て新制度準備担当

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

電話 045-671-3722 FAX 045-663-1925

電子メール kd-shinseido@city.yokohama.jp

ホームページ [横浜市 新制度](#) で検索

【URL】 <http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/shien-new/>